

神戸市内における外国人支援の組織と機能

報告書

令和7年9月

エス・ティー・アート

目 次

はじめに	1
第1章 神戸市の外国人の状況	2
1-1 神戸市の外国人の状況	2
1. 在留外国人	2
2. 外国人の労働力人口	4
3. 産業大分類	6
4. 職業大分類	7
第2章 神戸市の外国人支援組織・団体等の状況	8
2-1 監理団体（技能実習制度）	8
1. 技能実習生受入れの方式	8
2. 技能実習制度の区分と在留資格	8
3. 監理団体の許可	9
4. 「優良」な実習実施者・監理団体の基準	10
5. 神戸市内の許可監理団体	12
6. 神戸市内の監理団体事例	19
2-2 登録支援機関（特定技能制度）	37
1. 登録支援機関とは	37
2. 登録を受けるための要件	38
3. 評価の基準	39
4. 神戸市内の登録支援機関	39
5. 神戸市内の登録支援機関事例	62
2-3 日本語学校・教室等	81
1. 日本語教育機関	82
2. 神戸市内の法務省告示校	83
3. 認定日本語教育機関	111
4. 機関別日本語学習者数（就労者）	112
5. 地域における日本語教室等	114
6. 神戸市内の日本語教室等一覧	122
7. 神戸市内の日本語教室等の事例	126
2-4 その他（生活支援や相談事業など）支援組織・団体等	141
1. 神戸市内の在住外国人支援団体一覧	142
2. 神戸市内の在住外国人支援団体事例	147
第3章 神戸市の外国人支援組織・団体等のヒアリング調査	167
3-1 神戸定住外国人支援センター（KFC）	167
1. 行政・国際交流協会による「多文化共生」地域サービスについて	167
3-2 日本語学校・生活支援組織等	172

1. 外国人住民の生活実態について	172
第4章 外国人支援組織・団体等への支援方策の検討	175
4-1 自治体の外国人支援組織・団体等への支援事例	175
1. 奈良県在住外国人コミュニティ活動支援補助金	175
2. 三重県外国人介護人材集合研修実施事業費補助金	178
3. 東京都在住外国人支援事業助成	181
4. 堺市民間非営利団体による日本語教室開催事業補助金	185
5. 横浜市多文化共生市民活動支援補助事業	187
6. 川崎市民間交流団体国際交流事業補助金	191
7. 山形県多文化共生社会推進事業費補助金	195
8. みやざき外国人住民支援・交流等活動促進事業補助金	198
9. 大分県ゆかりの人材のネットワーク活用による海外展開支援	202
4-2 外国人支援団体に関する調査結果	206
1. 山梨県外国人支援団体状況調査	206
2. 兵庫県内市町・外国人団体アンケート調査	216
3. 兵庫県内在住外国人支援に関する基礎調査（第2回）	222
4. 第3次名古屋市多文化共生推進プラン策定調査	232
5. 地方創生に資する地方公共団体の外国人材受入関連施策等についての調査	239
4-3 外国人支援組織・団体等への支援方策の検討	242
参考資料	248
1. 外国人の日本語教育に関する実態調査結果	248
2. ドイツの社会統合コース（統合講座）	257

はじめに

行政による在留外国人の支援は、生活・言語・教育・労働・医療・防災など各分野で、国・都道府県・市区町村がそれぞれの立場で行っている。

行政が直接支援するだけでなく、NPO・国際交流協会・地域団体等と連携しながら、「外国人も地域社会の一員として安心して暮らせる環境づくり（多文化共生の推進）」を目指して取り組まれている。

そこで本調査は、神戸市内の外国人への支援・サポート組織及びその内容・機能等について実態を把握して、今後の外国人支援方策を検討するための基礎資料の作成を目的にまとめるものである。

在留外国人への行政支援の主な内容

- ① 生活支援（生活情報・相談）
 - ・多言語相談窓口の設置
 - ・生活情報の多言語提供
- ② 日本語教育支援
 - ・地域日本語教育体制の整備（文部科学省・自治体）
 - ・日本語学習教材やオンライン学習サイトの提供
- ③ 労働・雇用支援
 - ・ハローワーク外国人雇用サービスコーナー
 - ・技能実習生・特定技能外国人への支援
- ④ 教育支援（子ども・学校）
 - ・外国人児童生徒の教育支援
 - ・外国人保護者向け学校案内や入学手続き支援
- ⑤ 医療・福祉支援
 - ・医療通訳・多言語医療情報
 - ・社会保険・福祉制度の案内
- ⑥ 防災・災害対応
 - ・多言語防災情報の発信
 - ・外国人向け防災訓練・マニュアル作成
- ⑦ 法的支援・人権相談
 - ・出入国・在留手続きに関する相談
 - ・人権侵害・差別への相談対応
- ⑧ 地域共生・文化交流支援
 - ・多文化共生センター・国際交流協会の運営支援
 - ・国際理解教育や地域交流イベントの開催

行政支援の3つのレベル

レベル	主な主体	具体的な支援内容
国レベル	出入国在留管理庁・総務省・文科省・厚労省など	制度整備・補助金交付・全国相談体制
都道府県レベル	国際・多文化共生担当課など	広域相談センター運営・NPO支援・災害情報連携
市区町村レベル	国際交流協会・多文化共生推進担当課など	生活相談・日本語教育・地域交流・行政サービスの多言語化

第1章 神戸市の外国人の状況

1-1 神戸市の外国人の状況

1. 在留外国人

神戸市内の在留外国人の総数は2024年12月現在、60,211人である。

国籍別では、韓国又は朝鮮14,556人、中国14,472人で、2つで約半数を占めている。次いでベトナム9,038人の順となっている。

区別では、中央区15,441人で約4分の1を占め、次に長田区8,492人、東灘区8,333人の順となっている。

神戸市内在留外国人の国籍別内訳

※傾向を見るため、一番多く在留する区に を表示している。

国・地域	神戸市		東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区
合計	60,211	100.0%	8,333 13.8%	5,126 8.5%	15,441 25.6%	8,230 13.7%	3,368 5.6%	8,492 14.1%	3,762 6.2%	3,253 5.4%	4,206 7.0%
中国	14,472	24.0%	1,457	1,290	5,887	2,104	551	1,005	573	824	781
韓国又は朝鮮	14,556	24.2%	1,226	1,282	2,393	1,266	911	3,653	2,039	949	837
ベトナム	9,038	15.0%	1,451	443	1,153	1,975	565	1,741	262	225	1,223
ネパール	5,166	8.6%	1,495	410	1,099	1,097	79	688	81	100	117
フィリピン	1,911	3.2%	394	124	410	137	168	116	85	180	297
ミャンマー	2,273	3.8%	212	115	658	554	121	355	88	51	119
台湾	1,378	2.3%	171	147	603	111	96	66	68	63	53
米国	1,377	2.3%	321	260	305	57	97	51	72	151	63
インドネシア	1,458	2.4%	226	128	155	120	161	167	92	142	267
インド	1,093	1.8%	82	120	630	67	54	61	27	40	12
バングラデシュ	1,171	1.9%	47	85	509	303	7	184	4	8	24
スリランカ	667	1.1%	161	114	81	88	36	125	35	9	18
ブラジル	473	0.8%	130	25	59	14	141	21	33	23	27
タイ	422	0.7%	41	28	109	51	53	27	20	48	45
パキスタン	319	0.5%	31	17	179	7	12	33	9	14	17
ロシア	212	0.4%	50	11	51	17	8	20	25	21	9
モンゴル	179	0.3%	3	28	52	30	21	18	9	9	9
カンボジア	129	0.2%	12	3	17	5	39	13	5	12	23
その他	3,917	6.5%	8,333	5,126	15,441	8,230	3,368	8,492	3,762	3,253	4,206

資料：2024年12月 在留外国人統計

神戸市内在留外国人の在留資格別内訳

※傾向を見るため、一番多く在留する区に を表示している。

順位	在留資格	神戸市	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区
	全体	60,211	8,333	5,126	15,441	8,230	3,368	8,492	3,762	3,253	4,206
21	教授	112	9	36	42	7	3	2	5	2	6
33	芸術	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0
16	宗教	233	13	152	24	7	7	5	9	9	7
28	高度専門職1号イ	21	2	0	9	4	0	1	2	2	1
19	高度専門職1号ロ	124	17	14	46	11	8	6	7	11	4
24	高度専門職1号ハ	68	14	16	28	2	2	3	1	1	1
29	高度専門職2号	18	1	1	8	1	0	1	1	3	2
11	経営・管理	698	101	47	281	108	36	61	23	23	18
34	法律・会計業務	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
26	医療	41	2	3	13	10	2	1	4	2	4
23	研究	69	4	6	50	5	0	0	2	1	1
15	教育	378	67	18	52	11	99	4	24	94	9
5	技術・人文知識・国際業務	3,923	579	307	1,198	686	255	324	111	155	308
18	企業内転勤	207	129	4	47	9	1	3	1	11	2
17	介護	225	30	15	28	24	30	23	13	45	17
25	興行	45	35	4	3	0	0	0	1	2	0
14	技能	479	69	28	220	57	11	40	14	32	8
6	特定技能1号	2,775	718	155	241	190	389	186	122	195	579
30	特定技能2号	12	1	1	1	1	2	1	2	0	3
22	技能実習1号イ	72	13	0	47	0	0	0	0	0	12
12	技能実習1号ロ	693	156	11	11	37	112	83	37	36	210
32	技能実習2号イ	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
9	技能実習2号ロ	1,548	327	41	101	91	207	116	81	54	530
20	技能実習3号ロ	113	24	2	8	10	9	15	6	5	34
27	文化活動	39	3	7	18	8	0	2	0	0	1
3	留学	12,341	1,699	1,303	3,594	3,211	69	1,646	260	148	411
31	研修	12	0	0	9	0	0	3	0	0	0
4	家族滞在	4,632	969	344	1,420	757	209	342	132	266	193
10	特定活動	769	113	85	149	111	69	72	51	58	61
1	永住者	13,672	1,762	1,132	4,821	1,341	714	1,332	724	1,038	808
8	日本人の配偶者等	1,635	267	147	353	136	165	117	141	168	141
13	永住者の配偶者等	535	51	30	200	62	19	115	21	18	19
7	定住者	1,912	181	62	425	237	155	587	108	69	88
2	特別永住者	12,801	977	1,154	1,993	1,095	794	3,401	1,859	805	723

資料：2024年12月 在留外国人統計

2. 外国人の労働力人口

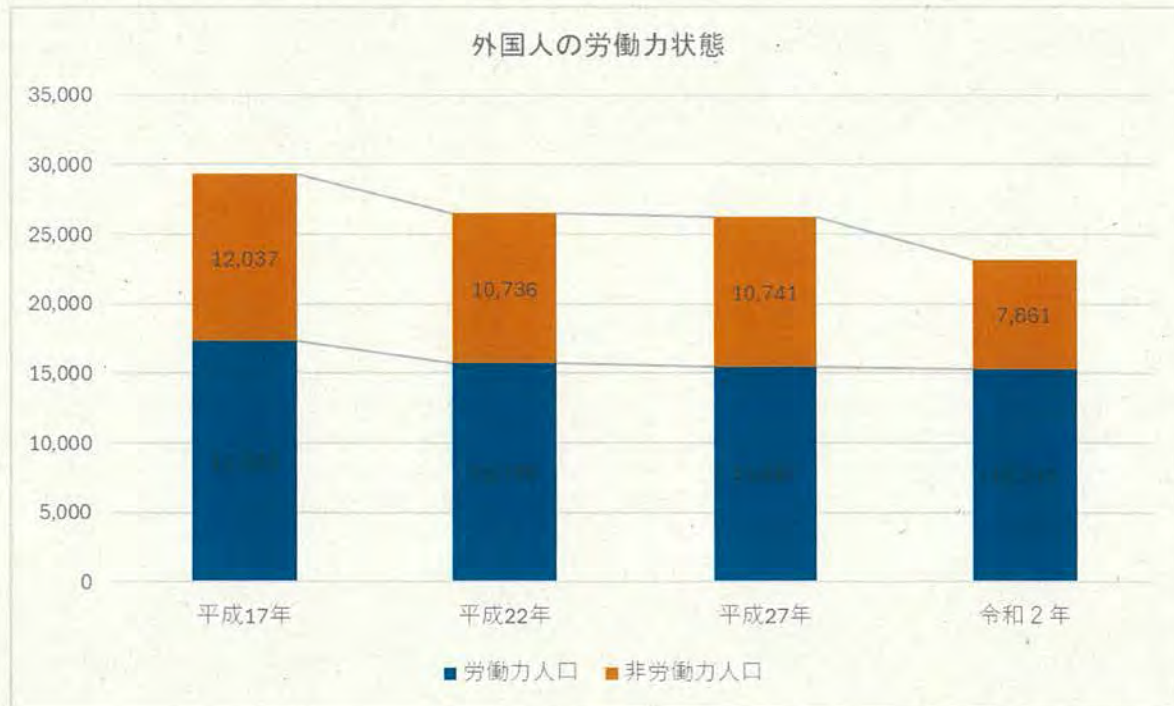
神戸市に住む外国人の労働力人口は 15,312 人、このうち就業者数は 14,353 人であった。外国人就業者数は神戸市の就業者総数 631,826 人の 2.3%を占めている。

時系列でみると、平成 17 年以降、労働力人口、非労働力人口ともに減少している、労働力人口は、平成 22 年以降 15,000～16,000 人で推移している。

神戸市の労働力状態（令和 2 年）

	総数	労働力人口	就業者	完全失業者	非労働力人口	労働力状態不詳
総数	1,262,806	660,231	631,826	28,405	440,091	162,484
	100%	100%	100%	100%	100%	100%
日本人	1,231,183	644,903	617,458	27,445	432,017	154,263
	97.5%	97.7%	97.7%	96.6%	98.2%	94.9%
外国人	30,434	15,312	14,353	959	7,861	7,261
	2.4%	2.3%	2.3%	3.4%	1.8%	4.5%
国籍不詳	1,189	16	15	1	213	960
	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%

資料：令和 2 年（2020 年）国勢調査（就業状態等基本集計）



資料：令和 2 年（2020 年）国勢調査（就業状態等基本集計）

神戸市の国籍別労働力状態（令和２年）

国籍	総数	労働力人口	就業者	完全失業者	非労働力人口	労働力状態不詳
韓国、朝鮮	12,185	5,756	5,315	441	3,721	2,708
中国	8,881	4,464	4,165	299	2,686	1,731
フィリピン	870	530	510	20	152	188
タイ	168	77	76	1	48	43
インドネシア	267	153	153	-	64	50
ベトナム	3,371	1,722	1,648	74	322	1,327
インド	418	233	221	12	88	97
ネパール	467	202	193	9	30	235
イギリス	238	162	155	7	41	35
アメリカ	680	404	394	10	149	127
ブラジル	344	258	249	9	50	36
ペルー	129	85	78	7	21	23
その他	2,416	1,266	1,196	70	489	661
日本人・外国人の国籍不詳	1,189	16	15	1	213	960
合 計	30,434	15,312	14,353	959	7,861	7,261

資料：令和２年（2020年）国勢調査（就業状態等基本集計）

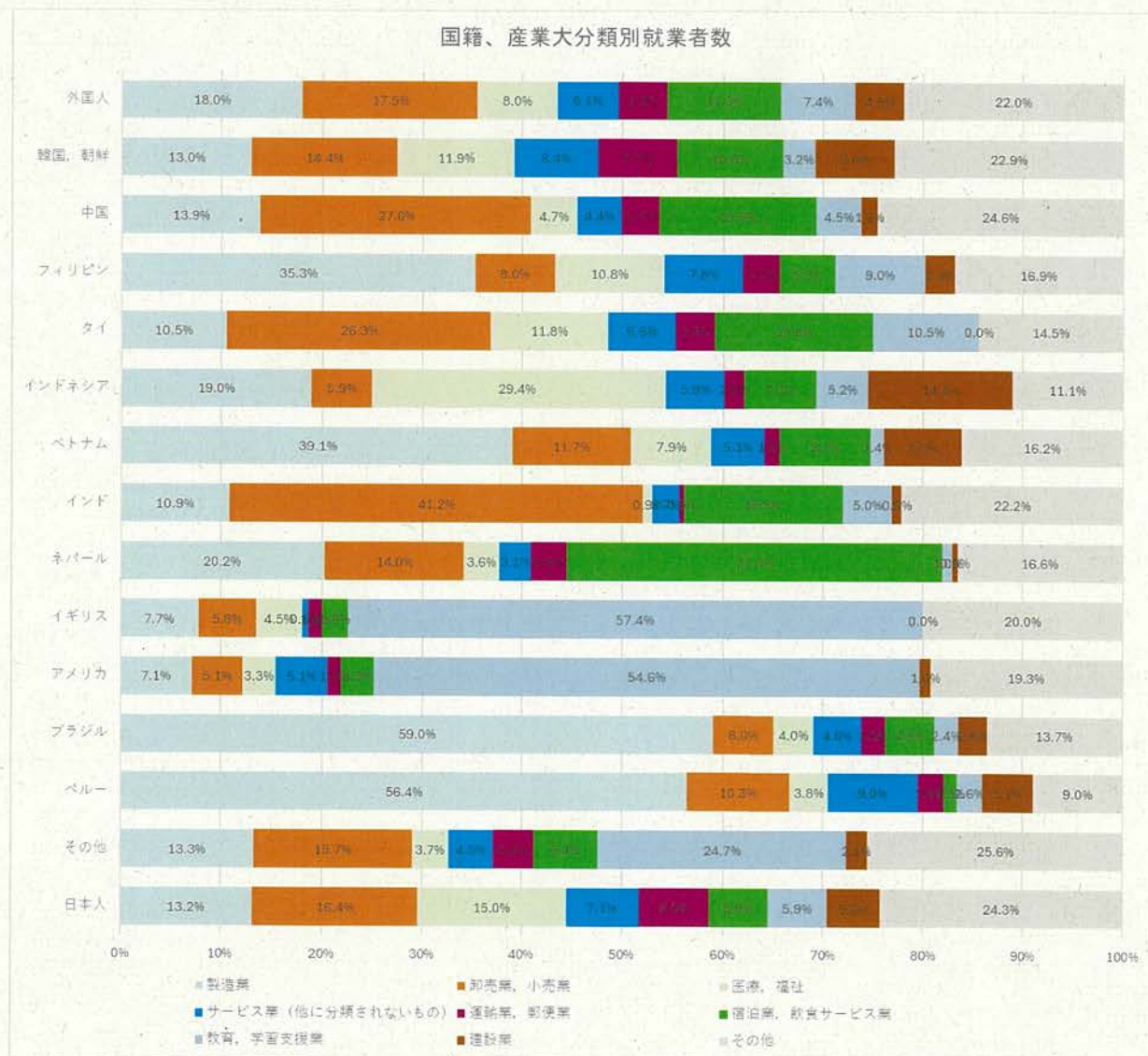
3. 産業大分類別

外国人就業者数を産業大分類別にみると、最も多いのは「製造業」(外国人就業者総数の18.0%)、次いで「卸売業、小売業」(17.5%)となっている。

国籍別にみると、「製造業」の割合が高いのは、「ブラジル」(59.0%)や「ペルー」(56.4%)などとなっており、両国では過半数を占めている。

「卸売業、小売業」の割合が高いのは、「インド」(41.2%)である。「宿泊、飲食サービス業」では、「ネパール」(37.3%)、「医療、福祉」では、「インドネシア」(29.4%)である。

また、「教育、学習支援業」の割合が高いのは、「イギリス」(57.4%)と「アメリカ」(54.6%)であり、両国では半数を超えているが、他の国では概ね10%未満となっている。

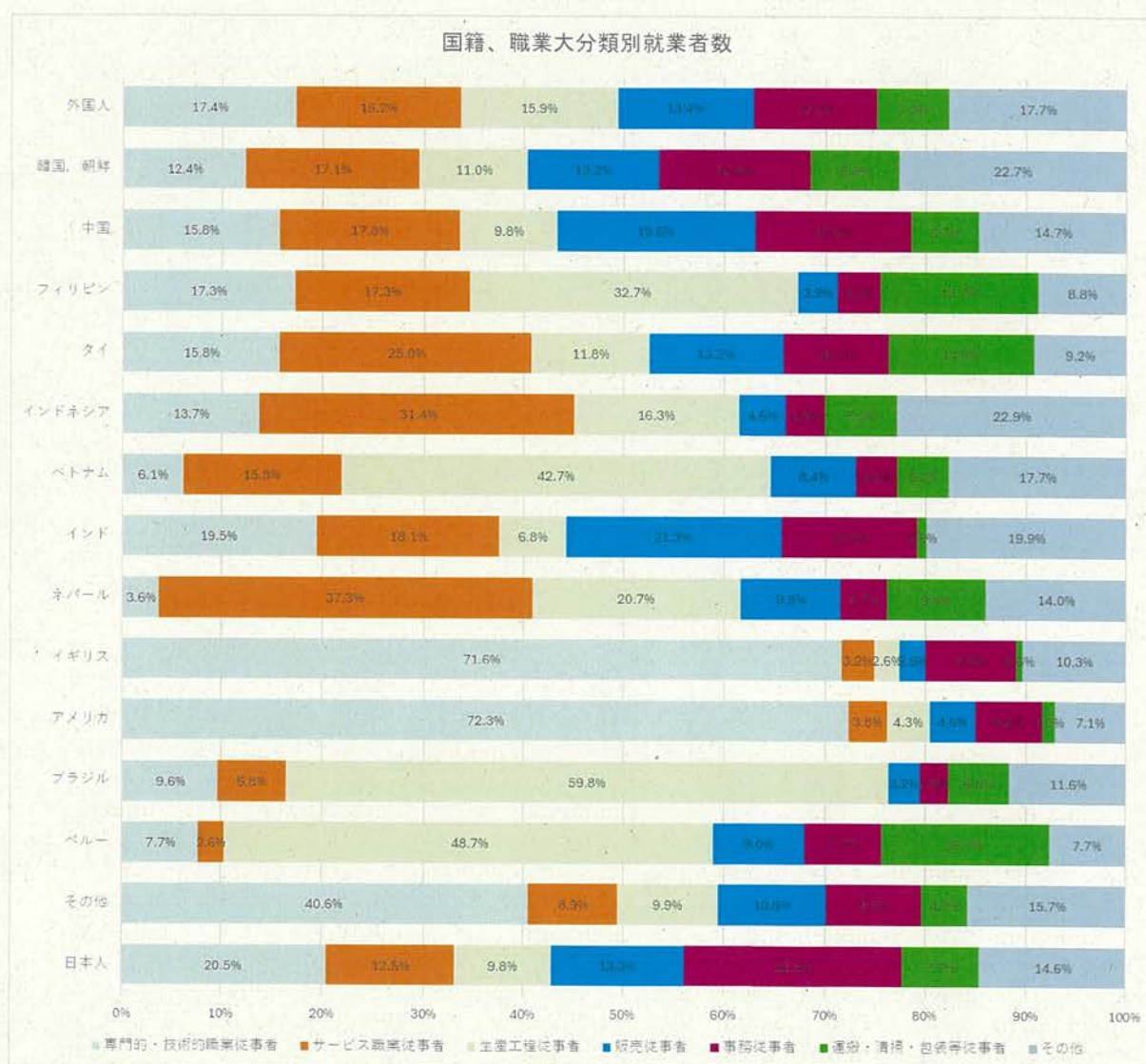


資料：令和2年（2020年）国勢調査（就業状態等基本集計）

4. 職業大分類別

外国人就業者数を職業大分類別にみると、最も多いのは「専門的・技術的職業従事者」（外国人就業者総数の17.4%）であり、次に「サービス職業従事者」（16.2%）となっている。

国籍別にみると、「専門的・技術的職業従事者」の割合が高いのは、「アメリカ」（就業者総数の72.3%）と「イギリス」（71.6%）となり、両国では約7割を占めている。また、「サービス業従事者」の割合が高いのは、「ネパール」（37.3%）、「インドネシア」（31.4%）であり、「生産工程従事者」の割合が高いのは、「ブラジル」（59.8%）、「ペルー」（48.7%）、「ベトナム」（42.7%）となっている。



資料：令和2年（2020年）国勢調査（就業状態等基本集計）

第2章 神戸市の外国人支援組織・団体等の状況

2-1 監理団体（技能実習制度）

監理団体とは、技能実習制度のもとで、技能実習生の受け入れを検討する企業などからの依頼に基づき、海外での技能実習生の募集や受け入れに関する調整や各種手続きを行うことや、受け入れ先に対する指導や受け入れ後の監査などを行う非営利の団体。

1. 技能実習生受入れの方式

技能実習生を受け入れる方式には、企業単独型と団体監理型の2つのタイプがある。

企業単独型：日本の企業等（実習実施者）が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式
団体監理型：事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式

令和5年度における企業単独型の受入れが1.9%、団体監理型の受入れが98.1%（技能実習計画認定件数）となっている。

技能実習区分別 技能実習計画認定件数（構成比）（令和5年度） 単位：件数

受入形態	合計	構成比					
		構成比	1号	構成比	2号	構成比	3号
企業単独型技能実習	6,821	1.9%	4,373	1.2%	2,294	0.7%	154
団体監理型技能実習	343,205	98.1%	174,476	49.8%	153,260	43.8%	15,469
合計	350,026	100.0%	178,849	51.1%	155,554	44.4%	15,623

出典：認可法人 外国人技能実習機構

2. 技能実習制度の区分と在留資格

技能実習制度の区分は、企業単独型と団体監理型の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4年目・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）の3つに分けらる。

技能実習制度の区分に応じた在留資格は下表のとおりである。

■技能実習制度の区分

期間	企業単独型	団体監理型
入国1年目 （技能等を修得）	第1号企業単独型技能実習 （在留資格「技能実習第1号イ」）	第1号団体監理型技能実習 （在留資格「技能実習第1号ロ」）

期間	企業単独型	団体監理型
入国 2・3 年目 (技能等に習熟)	第 2 号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第 2 号イ」)	第 2 号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第 2 号ロ」)
入国 4・5 年目 (技能等に熟達)	第 3 号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第 3 号イ」)	第 3 号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第 3 号ロ」)

第 2 号技能実習もしくは第 3 号技能実習に移行が可能な職種・作業（移行対象職種・作業）は主務省令で定められており、また、第 1 号技能実習から第 2 号技能実習へ、第 2 号技能実習から第 3 号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の試験（2 号への移行の場合は学科と実技、3 号への移行の場合は実技）に合格していることが必要となる。

3. 監理団体の許可

団体監理型で技能実習生を受け入れるには、外国人技能実習機構に対し監理団体の許可申請（初めて受け入れる場合）、技能実習計画の認定申請を、入国管理局に対し在留資格認定証明書交付申請を、順に行う必要がある。

監理団体の許可には、特定監理事業と一般監理事業の 2 つの区分がある。特定監理事業の許可を受ければ第 1 号から第 2 号まで、一般監理事業の許可を受ければ第 1 号から第 3 号までの技能実習に係る監理事業を行うことができる。

■特定監理事業と一般監理事業の区分

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習 1 号、技能実習 2 号	3 年又は 5 年*
一般監理事業	技能実習 1 号、技能実習 2 号、技能実習 3 号	5 年又は 7 年*

*前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

「特定監理団体」と「一般監理団体」の比較は以下のとおりである。

基本的な位置づけ

区分	一般監理団体	特定監理団体
根拠	技能実習法に基づき許可される監理団体	一般監理団体のうち、優良と認められた団体
主な役割	技能実習生の受け入れ企業の指導・監督、生活支援など	同左。ただし、より多くの人数（優良枠：通常の 2 倍程度）や期間が適用され、より多く、長く実習生を受け入れ可能

許可要件の違い

項目	一般監理団体	特定監理団体
許可基準	基本的な体制・実績を有する団体	優良要件（実績・指導体制・コンプライアンス・財務基盤など）を満たす
許可期間	通常 3 年	通常 5 年（長期）
評価	通常の監理活動	技能実習機構による評価で「優良」と認定。信頼度が高くなる。

監理団体の主な許可基準は以下のとおりである。

■監理団体の主な許可基準

- ① 営利を目的としない法人であること
商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
- ② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること
 - Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は3か月に1回以上、監査は以下の方法によることが必要）
 - ア 技能実習の実施状況の实地確認
 - イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
 - エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
 - Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施
 - Ⅲ 技能実習計画の作成指導
 - ・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
 - ・ 適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当
 - Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）
- ③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること
- ④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること
- ⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること
- ⑥ 基準を満たす外国の送出機関と、技能実習生の取次に係る契約を締結していること
- ⑦ ①～⑥のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること
下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。
 - ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示したうえで徴収すること（法第28条）
 - ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
 - ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。また、過去3年以内に監理責任者に対する養成講習を修了した者でなければならない。
- ⑧ 一般監理事業の許可を申請する場合、優良要件に適合していること

4. 「優良」な実習実施者・監理団体の基準

実習実施者が第3号技能実習を行うには、外国人技能実習機構への技能実習計画の認定申請の際に「優良要件適合申告書（実習実施者）」を提出し、技能等の修得等をさせる

能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合している実習実施者として、外国人技能実習機構から優良認定を受ける必要がある。

また、監理団体が第3号技能実習の実習監理を行うには、外国人技能実習機構への監理団体の許可申請の際に「優良要件適合申告書（監理団体）」を提出し、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たす監理団体として、主務大臣から「一般監理事業」の区分での団体許可を受ける必要がある。

「優良要件適合申告書」における合計得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することになる。

団体監理型で第3号技能実習を行う場合は、監理団体と実習実施者が共に上記「優良」である必要がある。

■優良な実習実施者・監理団体の基準の項目と要件

① 実習実施者

項目	優良の要件（満点150点）
一 技能等の修得等に係る実績	・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率等（70点）
二 技能実習を行わせる体制	・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴（10点）
三 技能実習生の待遇	・第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較 ・技能実習の各段階の賃金の昇給率 ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組（10点）
四 出入国又は労働に関する法令への違反、技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況	・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無（5点（違反等あれば大幅減点））
五 技能実習生からの相談に応じることその他の技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況	・母国語で相談できる相談員の確保 ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績 ・実習変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録等（45点）
六 技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況	・技能実習生に対する日本語学習の支援 ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供（10点）

② 監理団体

項目	優良の要件（満点150点）
一 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況	・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監査を行う実習実施者の比率監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴、等（50点）
二 実習監理する団体監理型技能実	・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程

項目	優良の要件（満点150点）
習における技能等の修得等に係る実績	度の技能検定等の合格率 等 （40点）
三 出入国又は労働に関する法令への違反、団体監理型技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況	・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 （5点（違反等あれば大幅減点））
四 団体監理型技能実習生からの相談に応じることその他の団体監理型技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況	・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績 ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組 等 （45点）
五 団体監理型技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況	・実習実施者に対する日本語学習への支援 ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援 （10点）

5. 神戸市内の許可監理団体

神戸市内にある監理団体の件数は、令和7年9月現在、一般監理が12件、特定監理が18件（2件休止中）の合計30件である。

神戸市内の許可監理団体一覧

(1) 監理団体（一般）監理できる技能実習：技能実習1号、2号、3号

(令和7年9月22日現在)

順 番	監理団体名	住所	電話番号	許可日	得意 ※各団体の得意分野は記載されているため	入 国	受入 国	入 国 数	入 国 数
1557	関東内外食 品事業協同 組合	神戸市中央区東町 123-1	0474320025	2019/11/22	—	6	中国、インド、カン ボジア、スリラン カ、ミャンマー、 ベトナム	7	
1562	協同組合情 報企画センタ ー	神戸市中央区伊藤 町 121	0783330740	2019/11/22	・技能実習生の受入れを平成5年に開始。 ・30年以上、1,500人以上の実績。 ・組合員数:5,285社(2024年)	5	インドネシア、スリ ランカ、フィリ ピン、ベトナム、ミ ャンマー	59	○
1568	光伸クリーン テクニカル協 同組合	神戸市中央区八幡 通 4-2-9 フラワーロ ードビル	0787774391	2021/2/8	・ビルクリーンニング職種をはじめ、食品製造・ 繊維・衣服 ・機械・金属など	3	モンゴル、ベトナ ム、ミャンマー	4	
1569	神戸国際流 通促進協同 組合	神戸市北区鈴蘭台 東町 9-12-2	0785962030	2017/12/1	・農林水産省近畿農政局より設立の認可 ・食品製造業が主 ・組合員数:37	6	中国、インド、カン ボジア、スリラン カ、ウズベキスタ ン、ベトナム	11	○
1571	コミュニケーシ ョンプラン協 同組合	神戸市中央区八雲 通 6-2-8	0782527655	2018/1/9	・各国共に健全な募集方法での候補者の募 集で、来日後の技能実習に際してミスマッ チを減少 ・日本語教育有資格者が講師をつとめるJIA (日本国際アカデミー)による、業界最高 レベルの日本語講習を実施 ・定期訪問(巡回訪問指導、監査)、母国語 指導、タイムリーな情報提供による入国後 のサポート	4	中国、ミャンマー、 フィリピン、ベトナ ム	50	
1574	情報ベンチャ ー協同組合	神戸市垂水区名谷 町春日手 2279-1	0787963610	2017/12/1	・実習生事業 16年間継続 ・総受入れ人数 約2,500人 ・外国人実習生共同受入事業における ISO9001 認証取得 ・優良な送り出し機関の厳選	8	バングラデシュ、 中国、インド、カン ボジア、ネパー ル、フィリピン、タ イ、ベトナム	47	○

順 号	監理所属 機関	住所	電話番号	設置 期間	備 考 ※各団体のホームページに掲載しているもの	受入 人数	受入 国	2.受入 人数 （人）	注） 備考
					- 面接での筆記試験、性格テストなどの各種試験などを通じた、あらゆる角度から実習候補者の見極め - 月一回の定期訪問と、寮を訪問する休日監査(不定期)を中心とした実習生サポート - 日本語能力試験と「外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」への参加による日本語学習支援 - 実習生のリクリエーションイベントの開催 - 組合員数:600 社				
1579	中央協同組 合	神戸市中央区下山 手通 3-15-10 万葉 ハイツ元町 201	0886253545	2020/9/3	—	4	中国、インド、ミヤ ンマー、ベトナム	17	
1581	東亜経済協 同組合	神戸市中央区八幡 通 4-1-15 成樹ビル 603	0782410036	2017/12/1	総受入れ人数 131 人	4	インドネシア、スリ ランカ、フィリピン、 ベトナム	11	
1587	阪神金属協 同組合	神戸市中央区多聞 通 5-2-15	0783662887	2017/11/1	- 総受入れ人数 約 4,500 人 - 入国前:面接、約 4 か月～半年間の日本語教育、事前試験の実施(基礎能力把握)、全寮制による徹底指導 - 入国後:併設する寮にて実施(約 1 か月間)、事前勉強指導(専門用語等)、日本での生活適応力習得 - 企業配置後:日本語検定試験、受験支援、月に1度の定期訪問、生活のあらゆる面をフォロー - 組合員数:245 社	4	インドネシア、ミヤ ンマー、フィリピ ン、ベトナム	34	
1597	ゆうなぎ人材 育成協同組 合	神戸市灘区備後町 5-3-1	0788113014	2023/10/30	- 医療、福祉関係の法人による協同組合 - 総受入れ人数 58 人 - 無駄な経費を削減し、費用負担を軽減	6	中国、ラオス、ミ ャンマー、モンゴ ル、フィリピン、ベ トナム	35	○ (★)

種 番	監理団体名	住所	電話番号	許可申	特徴 ※登録機関の欄に記載されているもの	受入 外国 数	受入外国	労働 許可 数	労働 許可 率
					・ミスマッチの防止のため、各国での求人や教育等の仕組みを現地関係者と共に構築 ・入国後の教育体制の充実 ・母国の先輩等による実習中や就労中に起こり得る様々な問題や不測の事態への速やかな対応				
1598	ライフインジャパン協同組合	神戸市中央区磯辺通 2-2-25 アクサスダイワビュアビル 903	0788553003	2024/2/13	—	3	インドネシア、カンボジア、ベトナム	11	
1600	ワイズネット事業協同組合	神戸市長田区御屋敷通 6-2-15 EIKEI BLD. 1F	0786429171	2017/12/1	・製造業を始めとし、介護事業・外食業・宿泊業等幅広く対応。	6	インドネシア、ネパール、フィリピン、ベトナム、モンゴル、中国		○ (★)

団体名のアンダーライン：「監理団体」と「登録支援機関」両方を取得

(★)介護職種の優良な監理団体

(2) 監理団体 (特定) 監理できる技能実習 : 技能実習 1 号、2 号

(令和 7 年 9 月 22 日現在)

項番	監理団体名	住所	電話番号	許可日	特徴	受入 れ国 数	受入れ国	2 号移 行対象 職種数	介護職 種の有 無
1121	IBP 協同組合	神戸市兵庫区小河 通 4-2-24 2F	0785999979	2025/2/10	※各団体の HP に記載されているもの ・日本企業とベトナムの技能実習生を結びつ ける架け橋として設立 ・安心して日本での生活・業務に取り組める よう、受け入れ体制の整備に力を入れて いる。渡航前から実習終了まで、手厚いサ ポートを提供している。 ・組合員数:154 社	1	ベトナム	6	
1128	医療介護技 能協同組合	神戸市中央区三宮 町 1-9-1	0783252558	2019/6/5	-	1	中国	1	○
1130	WOODLAND KOBЕ 事業 協同組合	神戸市西区美穂が 丘 1-4	0789158630	2018/6/29	・「介護」に特化 ・ネパールに設立した「WOODLAND AC ADEMY」介護学校がネパールケア介護 6ヶ月コース国家資格者の養成学校に認 定	3	中国, ネパール, ベトナム	1	○
1132	エース協同組 合	神戸市中央区磯辺 通 4-2-26 新芙蓉 ビル	0790330028	2023/6/14	・人手不足を補う安価な労働力の確保等とし て使われることのないよう、基本理念として 下記の 2 つを定めている。 ・技能等の適正な修得、習熟又は熟達のため に整備され、かつ、技能実習生が技能 実習に専念できるようにその保護を図る体 制が確立された環境で行わなければならない。 ・労働力の需給の調整の手段として行われ てはならない。	3	インドネシア, ネ パール, ベトナム	27	
1134	エムエス経営 支援事業協 同組合	神戸市中央区磯辺 通 3-2-17 ワールド 三宮ビル 2F	0782621923	2020/11/1 1	・主にベトナム・インドネシア・カンボジア・ミヤ ンマー・バングラデシュの送出機関と協定 を締結 ・入国の管理から、実習生の教育、日本に滞 在する期間の在留資格認定証明書の申	5	インドネシア, カ ンボジア, ミヤン マー, フィリピン, ベトナム	16	

項番	監理団体名	住所	電話番号	許可日	特徴 ※各団体のHPに記載されているもの 請、交付まで、「外国人技能実習制度」に 関わる手続き全般をサポート	受入 れ国 数	受入れ国	2号移 行対象 職種数	介護職 種の有 無
1143	近畿建設協 同組合	神戸市兵庫区福原 町12-7	0787714396	2022/7/22	—	3	インドネシア, ミヤ ンマー, ベトナム	26	
1144	グッドプラン 事業協同組 合	神戸市北区鈴蘭台 東町4-3-5 201	0785976185	2024/2/8	・ネパールで日本人向け介護専門の学校運 営を行っている。生徒たちに入国後のギャ ップや文化の違いを認識させて不安を極 力取り除き、失業者0%を目指している。	1	ネパール	1	○
1145	グリーンネット ワーク協同組 合	神戸市西区宮下3- 22-12	0782034971	2023/3/7	・組合員数:4社	2	フィリピン, ベトナ ム	1	
1151	神戸市介護 協同組合	神戸市中央区生田 町3-3-19 4F	0706718080	2018/11/9	(事業休止中)	2	ミャンマー, ベト ナム	1	○
1152	国際テクノス 事業協同組 合	神戸市中央区下山 手通5-8-14	0783819230	2020/6/26	・ミスマッチングや失踪などのリスクを最小限 に抑えることを考え、技能実習生の選抜か ら配属までをコーディネート	5	中国, カンボジ ア, ミャンマー, モンゴル, ベトナ ム	14	○
1153	国際ビジネス 共栄協同組 合	神戸市長田区二番 町2-36 香山ビル 2F	0787785662	2021/9/3	—	2	インドネシア, ベ トナム	6	○
1154	COCOLOBA 協同組合	神戸市垂水区桃山 台2-1664-45	0787550688	2019/7/4	(事業休止中)	1	インドネシア	8	○
1156	社会福祉法 人兵庫県社 会福祉協議 会	神戸市中央区坂口 通2-1-1	0782424633	2019/2/15	・社会福祉協議会による監理団体 ・技能実習生の受け入れには、日本での生 活も含めて考えると、受入施設に加えて、 地域社会の理解と協力が重要となるため、 外国人介護実習支援センターを設置し、 施設、地域社会と一体となり、介護人材の 受け入れと育成の側面から「多文化共生 社会」を目指した取り組みを進めている。	4	インドネシア, ミヤ ンマー, ネパー ル, ベトナム	1	○

項番	監理団体名	住所	電話番号	許可日	特徴 ※各団体のHPに記載されているもの	受入 れ国 数	受入れ国	2号移 行対象 職種数	介護職 種の有 無
1157	神友協同組 合	神戸市北区藤原台 北町 3-15-18	0789818721	2021/7/2	—	2	インドネシア、ベ トナム	7	○
1158	スタートアップ 協同組合	神戸市北区藤原台 中町 8-7-5	08044308708	2023/3/7	・主な技能実習生事業内容：・建設業、飲食 食品加工業	3	インドネシア、カ ンボジア、ベトナ ム	4	
1159	スミレ医療協 同組合	神戸市中央区下山 手通 2-13-3-405	0783817339	2021/3/23	・外国の優良な送出機関と契約を結び、より 日本語能力を求められる「介護」を中心と した監理団体 ・職員の中に、申請取次者の資格を保有し ている者も在籍 ・医療・介護・福祉施設及び事業所の発展を 目的の協同組合。	2	モンゴル、ベトナ ム	2	○
1160	3R 協同組合	神戸市中央区多聞 通 3-2-9 甲南スカ イビル 610	0783356292	2019/2/15	・兵庫県、大阪府を中心とした福祉施設の建 築関連事業者および福祉事業者で構成。 ・組合員数：16 社	1	ベトナム	4	○
1164	つなぐわ国際 協同組合	神戸市中央区元町 通 6-7-10 元町関 西ビル 502	0785959211	2025/2/10	・外国人 VISA/人材紹介に特化したサービス (年間 600 件以上の実績)	2	インドネシア、ミヤ ンマー	5	○

団体名のアンダーライン：「監理団体」と「登録支援機関」両方を取得

6. 神戸市内の監理団体事例

(1) 光伸クリーンテクニカル協同組合（一般）

監理団体名	光伸クリーンテクニカル協同組合	許可日	2021/2/8
住 所	神戸市中央区八幡通 4-2-9 フラワーロードビル	電話番号	078-777-4391
受入国	モンゴル、ベトナム		
特 徴	・ビルクリーニング職種をはじめ、食品製造・繊維・衣服 ・機械・金属など		
概 要			
(出典:「光伸クリーンテクニカル協同組合」ホームページ)			
光伸クリーンテクニカル協同組合について			
光伸クリーンテクニカル協同組合は、外国人技能実習生受入事業・特定技能外国人受入支援事業・共同購入事業・教育情報事業等、様々な事業を通し主に中小企業の経営の安定と発展を支援する異業種協同組合です。			
中小企業の自立化をめざし、合同で組合事業を行うことで起業の人材不足の解消、情報交換、共同購買などの実施を目的としています。また「人を通じた国際貢献」である外国人技能実習制度を活用し、国際的な貢献を行っております。			
外国人技能実習生受け入れの利点			
若い実習生は職場に活気を与えた。			
真面目に取り組むため休むこともない。そのため、前向きな姿勢で業務に取り組む。			
和を大事にするため、現場でのトラブルが少ない。			
外国人技能実習生受け入れの欠点			
やはり、言葉の壁がある。宗教的な違いはないものの、文化習慣にはやはり違いがあり、双方の理解が必要。			
それぞれの声			
・担当者の声			
外国人を指導する経験がなかったので初めは戸惑ったものの、素直で真面目な実習態度である上、穏やかで謙虚であり、上限関係を大切にするため、職場に馴染むのも自然だった。			
日本語でのコミュニケーションがスムーズにできるように努力して欲しい。			
・受け入れ企業の声			
稼働率が上がった。職場が活気付いた。			
ベトナム人を受け入れる前に日本側も準備が必要(リーダーの育成、指導のシステムなど)と痛感した。今後は技術者採用もしたい。実習生制度を利用したからと言って、人件費が安くなるわけではない。昔の日本の社会を思い出した。(皆が生き生きと仕事をしていた時代)			

・職場の声

日本語が通じない事も多く、仕事がかどらない事もあった。年寄りや親や仲間を大切にする姿勢に感銘を受けた。真摯に仕事をする態度はいい刺激となった。どうやって、親しくしたらいいのかわからず、戸惑う事も多かった。

・実習生の声

日本人は優しかった。仕事も難しいと思う事もあったが丁寧に教えてくれた。

時間や規則が大切という事を学べた。

手順の大切や工程の一つを担う事で完成する達成感もいい経験だった。

日本人の性質や日本の便利で安全で清潔な生活が素晴らしいと思った。

習慣や生活が違うので困る事も多かったが友人や日本人の先輩、社長や奥さんに助けてもらって嬉しかった。

・帰国後の声

日本でベトナムは違う文化や習慣を知った事帰国後、いろんな目標を持つ事ができた。日本人は優しかった。

日本の食事は健康的だと思った。

帰国して、大学で勉強し、今度は技術者でまた来日したいと思っている。

(2) 情報ベンチャー協同組合（一般）

監理団体名	情報ベンチャー協同組合	許可日	2017/12/1
住 所	神戸市垂水区名谷町春日手 2279-1	電話番号	078-796-3610
受入国	バングラデシュ, 中国, インド, カンボジア, ネパール, フィリピン, タイ, ベトナム		
特 徴	・実習生事業 16 年間継続 ・総受入れ人数 約 2,500 人 ・外国人実習生共同受入事業における ISO9001 認証取得 ・優良な送り出し機関の厳選 ・面接での筆記試験、性格テストなどの各種試験などを通じた、あらゆる角度から実習候補者の見極め ・月一回の定期訪問と、寮を訪問する休日監査(不定期)を中心とした実習生サポート ・日本語能力試験と「外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」への参加による日本語学習支援 ・実習生のリクリエーションイベントの開催		

概 要

(出典:「情報ベンチャー協同組合」ホームページ)

継続16年の信頼と2,500人の実績

情報ベンチャー協同組合では、実習生事業を16年間に渡り一貫して継続してまいりました。これまでに中国、ベトナム、フィリピン、タイ、インドネシア、そしてカンボジアからの実習生、計2,500名の受入れ実績がございます。

2010年、改正入管法が施行され新しい外国人技能実習制度がスタートした同日に、当組合では外国人実習生共同受入事業において『ISO9001認証取得』をいたしました。

組合員様のニーズに高いレベルで応えるため、品質マネジメントシステムを効果的に実施しています。

2012年7月には、中国中日研修生協力機構成立20周年記念大会にて、当組合が日本側優秀受入れ機構の一つとして表彰されました。



中国中日研修生協力機構からの表彰状

こだわりの人材えらび

情報ベンチャー協同組合では、人材選び実習成功の第一の鍵と考え、お申し込みから現地面接・合格に至るまで徹底した人選を行っております。

とくに面接での筆記試験、生活テストは各国の送出し機関の間でも有名で、「ベンチャーほど多くのテストを実施する組合は滅多にない」と言われるほどです。各種試験などを通じて、あらゆる角度から候補者を見極め、受入企業様にとって最適な実習生選びのお手伝いをさせていただきます。

お申し込みから合格者決定まで

- 事前選抜
 - ・候補者の選定と身元調査
 - ・(組合による) 電話調査
 - ・(組合による) スカイプ面接
- 現地面接
 - ・10種類以上の筆記試験、複数の生活テスト
 - ・実技試験、体力試験 ※各種ご要望に応じます
 - ・面接試験

合格者決定

日本語学習支援

情報ベンチャー協同組合では実習生の日本語学習支援に力を入れています。日本での充実した生活を送るためには日本語の習得が欠かせませんが、それがひいては実りある実習につながると考えるからです。

そこで当組合では以下の2つの項目に重点を置いて指導・支援を行っております。

- ・日本語能力試験の受験者数・合格率のアップ
- ・JITCO 主催「外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」への参加

日本語教育支援を通じ、日本語能力向上をはかると共に、実習生がどのようなことに興味を持っているのか、どの様な考えを持っているのかなど、より実習生に近づくのも狙いです。

JITCO 主催 日本語作文コンクール～過去の応募数と受賞実績～

第14回：2006年度 相応件数 3,092名 当組合応募数 86名 当組合受講者 佳作1名	第15回：2007年度 相応件数 3,589名 当組合応募数 168名 当組合受講者 佳作4名	第16回：2008年度 相応件数 4,646名 当組合応募数 218名 当組合受講者 優良賞2名
第17回：2009年 総応募数 5,892名 当組合応募数 349名	第18回：2010年度 総応募数 5,173名 当組合応募数 287名	第19回：2011年度 総応募数 3,814名 当組合応募数 209名 当組合受賞者 佳作1名
第20回：2012年 総応募数 4,082名 当組合応募数 225名	第21回：2013年度 総応募数 3,773名 当組合応募数 265名	第22回：2014年 総応募数 2,387名 当組合応募数 108名
第23回：2015年度 総応募数 2,144名 当組合応募数 83名	第24回：2016年度 総応募数 1,937名 当組合応募数 98名 当組合受賞者 優良者1名	第25回：2017年度 総応募数 2,636名 当組合応募数 49名
第26回：2018年度 総応募数 2,151名 当組合応募数 54名	第27回：2019年度 総応募数 2,556名 当組合応募数 43名 当組合受賞者 優良賞1名	

(3) 阪神金属協同組合（一般）

監理団体名	阪神金属協同組合	許可日	2017/12/1
住 所	神戸市中央区多聞通 5-2-15	電話番号	078-796-3610
受入国	インドネシア, ミャンマー, フィリピン, ベトナム		
特 徴	・総受入れ人数 約 4,500 人 ・入国前:面接、約 4 か月～半年間の日本語教育、事前試験の実施(基礎能力把握)、全寮制による徹底指導 ・入国後:併設する寮にて実施(約 1 か月間)、事前勉強指導(専門用語等)、日本での生活適応力習得 ・企業配置後:日本語検定試験、受験支援、月に1度の定期訪問、生活のあらゆる面をフォロー		
概 要			
(出典:「阪神金属協同組合」ホームページ)			

阪神金属協同組合3つの強み

【信頼】『日頃のコミュニケーション』が信頼関係につながる

技能実習生が3年間その能力を十分に発揮し、充実した技能実習を行うためには、心身ともに健康であることはもとより、慣れない異国で、困った時、悩んだとき、相談できる場が必要です。

阪神金属協同組合では、入国前から、来日予定者の様子を確認し、入国時の講習にて、彼等の個性を把握、配属後も、定期巡回等を通じて、彼等の良き相談相手となり3年間の技能実習生活を指導しています。また、受入企業の皆様へは、円滑かつ適切な受入管理が実現できるよう細かな点も、ご説明・サポートさせて頂いております。

時には言いにくいこととお話することもあります。が、厳しいことも言い合えることが、信頼関係に結びついていると考えます。

【中立】『一方に偏らない判断』が最良の結果を導く

日本での実習期間中、職場でも生活面でも行き違いや誤解が生じることもあります。そのような場合は、両者の言い分を聞き、状況を確認した上で、どのような対応が望ましいのか判断するように努めています。

一方の意見に偏ることなく対応することで、結果的に双方納得いく結論が取れると考えています。

特に、「わかったつもり、言ったつもり」といった思い込みによるトラブルは日本語が不慣れな中、生じやすいので、丁寧な対応を心がけています。

【自立】『適切な情報提供』により自立が育まれる

労使関係、こと技能実習生制度の活用において、雇用主や組合の立場が強くなりがちですが、私たちは、彼らが十分判断でき納得できるような判断要素、情報提供をした上で、彼等の意思を尊重した対応をとるよう、心がけています。

縛り付ける管理ではなく自分で理解し、納得し、決断することが最良の選択となります。

『知っている』のと『知らない』では、取る判断が変わります。その点、これまでの経験をもとに彼らに伝えています。

受入企業様へも同様に、本制度の主旨をご理解頂き、適正な活用を推進しております。

阪神金属協同組合の監理スタイル

対技能実習生

- ・入国時の講習を自前で運営(外注する団体が多い中、「独自の教育カリキュラムを実施」)
- ・Facebook の活用(気軽、迅速に24時間サポート)
- ・レクリエーションの実施(サッカー大会、カラオケ大会、BBQ 他)
- ・帰国式(受け入れ企業、技能実習生同士、組合スタッフ3者間の絆を確認し、帰国を祝うセレモニーを実施)

対受入企業

- ・技能実習生の受入状況確認(定期巡回、職場でのコミュニケーション、労務関係、メンタルフォロー)
- ・業務上の通訳、翻訳対応
- ・採用に関わる適切な監理指導
- ・業務外での通訳、翻訳対応(病院、生活面等)行政トレンド情報提供、その他技能実習生

(4) ゆうなぎ人材育成協同組合（一般）

監理団体名	ゆうなぎ人材育成協同組合	許可日	2023/10/30
住 所	神戸市灘区備後町 5-3-1	電話番号	078-811-3014
受入国	中国, ラオス, ミャンマー, モンゴル, フィリピン, ベトナム		
特 徴	・医療、福祉関係の法人による協同組合 ・総受入れ人数 58 人 ・無駄な経費を削減し、費用負担を軽減 ・ミスマッチの防止のため、各国での求人や教育等の仕組みを現地関係者と共に構築 ・入国後の教育体制の充実 ・母国の先輩等による実習中や就労中に起こり得る様々な問題や不測の事態への速やかな対応		

概 要

(出典:「ゆうなぎ人材育成協同組合」ホームページ)

無駄な経費を削減し、費用負担を軽減

実習生や就労者と、受け入れ企業・施設の経済的負担を減らすため、現地関係者と何度も顔を合わせ無駄な経費をカットするための協議を重ねています。

私たちは、ローコストでの運営を行うため、求人・採用時に発生する不当な手数料、「過剰な接待、過大な広告宣伝費等の費用をカット。これを実現するために私たちが何度も各国を訪問し、現地関係者と連携して求人・採用に直接関与します。受け入れ事業者や実習・労働者の費用負担を軽減します。

受入れ実績

	インドネシア		中国		ベトナム		ミャンマー		モンゴル		フィリピン		ラオス		合計	
	技	特	技	特	技	特	技	特	技	特	技	特	技	特	技	特
2024		4						19	4	2		1	3		7	26
2023		10					6	9	2	7		7			8	33
2022					4				4			3			8	3
2021			3						22			2			35	2

技：技能実習 特：特定技能

ミスマッチを未然に防ぐ取り組み

現地を何度も訪れ、送出し側と受入れ側の良好な関係を築いています。実習生や就労者の「人となり」や「家庭環境」などを理解するために、一人ひとりに向き合っています。

私たちは、実習生や労働者の方々の就労中のトラブルを未然に防ぐため、各国での求人や教育等の仕組みを現地関係者と共に構築しました。求職者の適正や学習態度などを考慮したうえで進路指導を行い、事前に人材のミスマッチを防ぎます。また、現地求職者の相談や支援なども積極的に行っています。

本当に日本で頑張りたい人をサポート

実習中や就労中に起こり得る様々な問題や不測の事態に、速やかに対応できるよう努めています。私たちは、各国の実習生や労働者の方々や実習・仕事や日常生活の中で不安を感じたときに、いつでも相談できるサポートとのホットラインをご用意しました。日本で暮らす当組合所属の母国の先輩たちが良き相談相手です。こうしたサポート体制で、日本での生活を安心して過ごしていただけます。

(5) IBP 協同組合 (特定)

監理団体名	IBP 協同組合	許可日	2025/2/10
住 所	神戸市兵庫区小河通 4-2-24 2F	電話番号	078-599-9979
受入国	ベトナム		
特 徴	・日本企業とベトナムの技能実習生を結びつける架け橋として設立 ・安心して日本での生活・業務に取り組めるよう、受け入れ体制の整備に力を入れている。渡航前から実習終了まで、手厚いサポートを提供している。		

概 要

(出典:「IBP 協同組合」ホームページ)

事業内容

受け入れ支援

実習生の選好から入国手続き、企業への配属後のフォローまで一貫したサポートを提供。

企業向けコンサルティング

法的手続き、雇用計画の策定など、企業が適切に機能実習生を受け入れられるよう支援。

生活支援

日本語研修や住居支援、健康管理、緊急対応窓口などを通して安心できる生活環境を提供。

受け入れ体制

IBP 協同組合では、外国人技能実習生及び安心して日本での生活・業務に取り組めるよう、受け入れ態勢の整備に力を入れています。

渡航前から実習終了まで、手厚いサポートを提供しています。

渡航前サポート

渡航前のオリエンテーション(日本語・生活マナー・制度説明)

入国手続支援(ビザ取得、渡航券手配など)

日本到着後の支援

空港でのお出迎え、住居の確認

日本語・生活習慣の再教育

地域における生活案内・自治体手続きの補助

配属後のサポート体制

定期的な巡回・面談を通じた生活状況の確認

トラブルや不安への対応窓口

医療機関との連携や緊急時の支援体制

キャリアと将来のサポート

技能検定の受験支援

特定技能への移行相談

母国帰国後の就職支援・フォローアップ

(6) エース協同組合（特定）

監理団体名	エース協同組合	許可日	2023/6/14
住 所	神戸市中央区磯辺通 4-2-26 新芙蓉ビル	電話番号	079-033-0028
受入国	インドネシア、ネパール、ベトナム		
特 徴	・人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう、基本理念として下記の2つを定めている。 ・技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならない。 ・労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。		

概 要

(出典:「エース協同組合」ホームページ)

外国人機能実習生の雇用に係る相関図

近年、様々な報道等で、何の知識も無い方が、認定監理団体が安く雇用可能な外国人を中小企業様に分別なく派遣・斡旋・紹介をしているかのような偏向報道がなされており本当に残念でなりません。

右の相関図をご確認して頂ければ、監理団体は人材派遣・人材紹介・人材斡旋をしていない事をご理解頂けると思います。

監理団体は関係省庁所管の技能実習機構より許可を受けて実習生受入各企業等（実習実施者）において技能実習が適正に行われているか監督し、監査、指導、助言を行い、技能実習生からの相談に対応し保護にも努める事が責務となっております。

受入れ企業様は技能実習生に、技能、技術、日本文化・習慣、日本語指導、生活指導等の管理を通して、開発途上国から来日する若者達の「人づくり」に寄与し、先進国日本として、国際協力をして頂きます。



技能実習生受入に係る契約締結後、約6～7ヶ月で技能実習開始

※介護職種技能実習生の場合、約12ヶ月掛かります



(7) グッドプラン事業協同組合（特定）

監理団体名	グッドプラン事業協同組合	許可日	2024/2/8
住 所	神戸市北区鈴蘭台東町 4-3-5 201	電話番号	078-597-6185
受入国	ネパール		
特 徴	・ネパールで日本人向け介護専門の学校運営を行っている。 ・生徒たちに入国後のギャップや文化の違いを認識させて不安を極力取り除き、失踪者0%を目指している。		

概 要

(出典:「グッドプラン事業協同組合」ホームページ)

アジアの多くは発展途上国であり、その中の一つであるネパールの孤児院訪問で、実際に貧困な生活を虐げられている現状を目のあたりにしました。その問題の一つとして、やる気のある優秀な若い方たちがいるのに、働く場所がまったく足りなく貧しいと、お聞きしました。そんな折、「外国人技能実習制度」を知り、国内における介護施設の人材問題解消と、ネパールの方へ働く場所の提供をおこない、一人でも多くの方が幸せになって頂きたいという考えが合致し、組合を設立し、併せて、ネパールに日本語学校も創設いたしました。

【その理由は2つあります】

- ①日本に来る外国人の多くは、多額の借金をさせるブローカー等の横行がある。
 - ・本人が不当な料金を負担することなく、安心して日本で働くことができ、企業様の手数料負担のリスク回避のためです。
- ②日本語検定 N4 に合格して日本に来るが、正直、会話能力が低く仕事及び生活に支障がきたし問題が多い。
 - ・できる限りの会話能力を身につけ、日本の生活で最低限困らないようにするためです。

介護に特化した人材育成

■ネパールで介護専門の弊社が運営する日本人向け介護専門の学校運営を行っております。

日本の介護技術を取り入れたカリキュラムで専門講師が授業を行っています。生徒たちも入国後のギャップや文化の違いを認識させて不安を極力取り除き、失踪者0%を目指しております。N4取得後も入国手続き持ちの期間は、日本語の会話力を介護の実践研修もおこない、日本語力を維持したまま入国します。

日本とネパールの介護業界に貢献できる優秀な人材育成を目指します。

万全なサポート体制

■介護・介護関係の事業協同組合が運営に携わる学校です

外国人技能実習生の受入れが初めて事業所でも万全のサポート体制でご安心ください。介護・介護関係の事業協同組合であり受け入れ施設への介護技能実習生配属後のケアやサポートも万全です。

また、介護技能実習生に対しては、受け入れ施設で問題なく従事できるように、職員が定期的にカウンセリングして日本での生活支援やケアを行います。



受け入れ施設様が外国人介護技能実習生により安定した採用計画が実施できて、施設がより一層活性化できるように万全の体制でサポートを行います。

監理費(介護監理事業)

費用	監理費の種類	監理費(技術実習生1人当たり)	備考
職業紹介費	募集及び選抜に要する人件費 交通費	53,333円	年間人件費・交通費÷技能実習生数
	送出機関との連絡・協議に要する費用	2,666円	年間費用÷技能実習生数
	実習実施者との連絡・協議に要する費用	3,000円	年間費用÷技能実習生数
	外国の送出機関へ支払う費用	0円	協定書参照
	その他	0円	
講習費	施設使用料	26,666円	施設使用料÷受講者数
	講師謝金	20,000円	講師謝金÷受講者数
	通訳謝金	20,000円	通訳謝金÷受講者数
	教材費	20,000円	実費
	講習手当	60,000円	実費
	その他	0円	
監査指導費	監査に要する人件費	120,000円	年間人件費÷技能実習生数
	監査に要する交通費	40,000円	年間交通費÷技能実習生数
	その他	3,000円	
その他諸経費	技能実習生渡航に要する費用	113,770円	実費
	相談・支援に要する費用	40,000円	実費
	人件費・事務所経費	120,000円	年間人件費・事務所経費÷技能実習生数
	その他	0円	
合計		642,435円	

(8) 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 (特定)

監理団体名	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	許可日	2019/2/15
住 所	神戸市中央区坂口通 2-1-1	電話番号	078-242-4633
受入国	インドネシア、ミャンマー、ネパール、ベトナム		
特 徴	・社会福祉協議会による監理団体 ・技能実習生の受け入れには、日本での生活も含めて考えると、受入施設に加えて、地域社会の理解と協力が重要となるため、外国人介護実習支援センターを設置し、施設、地域社会と一体となり、介護人材の受け入れと育成の側面から「多文化共生社会」を目指した取り組みを進めていく。		

概 要

(出典:「兵庫県社会福祉協議会」ホームページ)

2019 年 2 月、兵庫県内の福祉施設で技能実習生(介護職種)の受け入れが、スムーズで効果的に行われるよう、兵庫県や神戸市の支援を得ながら、兵庫県社会福祉協議会に技能実習生の受け入れ業務を行う監理団体「ひょうご外国人介護実習支援センター」を設置しました。

社会福祉法人としては全国で初めて、監理団体の許可を受けました。スタート時は、兵庫県内施設で希望の多いベトナムから技能実習生の受け入れを行い、現在はミャンマー・インドネシアからの受け入れにも取り組んでおり、今後も受け入れ対象国の拡大を進めていきます。

また 2021 年 10 月から登録支援機関として、特定技能外国人(介護職種)の受入支援にも対応できるようになりました。

私たちは外国人介護人材の受け入れを通じて、「多文化共生社会」の推進を目指した取り組みを進めて行きます。人との出会い、つながりを大切にしたい。受入施設や地域社会と一体となり、海外からの介護人材の受け入れと介護現場での育成等を通じて、「多文化共生社会」の推進を目指したい。そんな思いをもって、ひょうご外国人介護実習支援センターは活動しています。

北 国際線 到着口

受け入れ可能国

ベトナム ミャンマー インドネシア

お問い合わせ
☎ 078-362-0176

国を超えてつなぐ、新しい介護の未来。



海外からの介護技能実習生 受け入れの本格始動を迎えて

本会が外国人介護技能実習生の受け入れにかかる監理団体^{※1}となって初の技能実習生が来日し、1月から、県内の介護施設での実習が始まった。

今回の特集では、今後本格化する外国人の技能実習生の受け入れについて、来日して技能実習を開始するまでの流れを紹介するとともに、インタビューを交えつつ、ひょうご外国人介護実習支援センターが進める取り組みを紹介する。



利用者と談笑する技能実習生

※1 監理団体とは

その責任と監理の下で技能実習生を受け入れ、実習実施機関である事業者において、技能実習が適正に実施されているか、確認と指導をする非営利団体。(兵庫県社協・ひょうご外国人介護実習支援センターは、平成31年2月に認可を受けている)

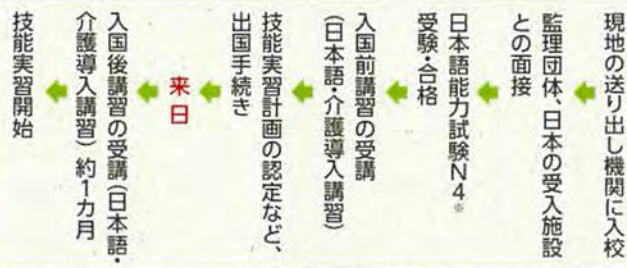
介護技能実習生 受け入れの実際

平成29年に国の外国人技能実習制度の対象に「介護」が追加された。これを受け、福祉施設での技能実習生の受け入れを円滑にし、来日する実習生が安心して技能実習得に取り組めるよう、平成30年に兵庫県社協は、監理団体の業務を行うひょうご外国人介護実習支援センター(以下、「支援センター」)を設置した。このたび支援センターにとって初の技能実習生が、県内の特別養護老人ホームで実習を開始した。

さまざまな準備を重ねて来日

技能実習生は、希望して即座に来日しているわけではなく、来日前に、受入施設との面接や日本語試験への合格、入国前講習の受講など、さまざまな手続きを重ねている。また、来日後も、日本語や介護技術を学ぶ「入国後講習」を修了して、はじめて実習先施設に配属される仕組みになっている。こ

図1 技能実習生の来日と実習開始までの流れ



※N4とは、例えば聞き取りでは、「日常的な場面でややゆっくりと話される会話内容がほぼ理解できるレベル」とされている

技能実習生と受入施設からの声

このたび、ベトナムから来日した3名の技能実習生と、受入施設へのインタビューを通じて、外国人技能実習の実際を見てみよう。

技能実習生へのインタビュー



左から、キュウさん、チャンさん、ヒエンさん、入国後講習でご指導いただいた先生

入国後講習を受講して

Q: 日本語の勉強は進んでいますか?

A: 会話を中心に勉強しています。生徒同士の会話も日本語ですが問題ありません。外出時、見知らぬ人との会話には不安を感じます。

Q: 介護の講習は難しいですか?

A: 利用者さんや周りの方たちへの声掛けが難しいです。タイミングや言葉の選び方で頭を悩ませます。

Q: 施設での技能実習で不安に感

じることは?

A: 日本語の聞き取りです。早口や方言を理解できるか不安です。

施設での技能実習が始まって

Q: どんな仕事をしていますか?

A: 今は食事介助、口腔ケア、シーツ交換、排せつの介助などです。

Q: 職場で気を付けていることは何ですか?

A: あいさつです。そして利用者さんの健康を気に掛けています。

Q: 今後の抱負を教えてください。

A: 先輩方のように、介護技術を身に付けたいです。また、早く介護の仕事に慣れ、うまくコミュニケーションが取れるように語学も頑張りたいです。



受入施設の声

社会福祉法人 晋栄福祉会
中山ちどり

施設長 石村 陽一氏

気候や文化、生活習慣の違いに戸惑っていないか気に掛けています。技能実習が始まって間もないですが、一生懸命な3人の姿から教える側の職員も力をもらいます。この施設で学び、長く働いてもらえるよう一人一人に向き合ってサポートしていきたいです。

技能実習の本格化に向けて 支援センターの役割

外国人技能実習は、本来、開発途上国に対する「技術移転と人材育成」を行う制度である。今後技能実習生を受け入れる施設は、介護人材の充足のみを目的とせず、自らの介護の理念や技術を振り返る機会と捉え、技能実習生への支援と指導を通じて、ケアの質とチームワークの向上につなげることが大切だ。

この観点に立ち、支援センターでは、技能実習生受入説明会、現地の

送出し機関との連絡調整、選考面接の実施、実習計画や入国申請書類の作成指導などを行う。受入施設には、適正な実習がされるよう、訪問指導や監査とともに受入施設間の情報交換会も開催する。

技能実習生に対しては、入国後講習の実施や、安心して暮らし、働くための母国語での情報提供に加え、地域社会との交流の機会づくりを行う予定だ。

技能実習生の受け入れには、日本での生活も含めて考えると、受入施設に加えて、地域社会の理解と協力が重要となる。支援センターは、施設、地域社会と一体となり、介護人材の受け入れと育成の側面から「多文化共生社会」を目指した取り組みを進めていく。

ひょうご外国人介護実習
支援センター

TEL: 078-362-0176

(9) スミレ医療協同組合 (特定)

監理団体名	スミレ医療協同組合	許可日	2021/3/23
住 所	神戸市中央区下山手通 2-13-3-405	電話番号	078-381-7339
受入国	モンゴル, ベトナム		
特 徴	・外国の優良な送出機関と契約を結び、より日本語能力を求められる「介護」を中心とした監理団体 ・職員の中に、申請取次者の資格を保有している者も在籍		

概 要

(出典:「スミレ医療協同組合」ホームページ)

組合のご案内

協同組合提言

異業種の特徴と交流を深めグローバルな組合活用とビジネス総合サポートを目指していきます。
 国際交流と国際貢献企業の発展と活性化ビジネス総合サポート。
 協同組合の特徴を活かし様々な分野で皆様のお役に立つ組合事業をお約束いたします。

組合の特徴

外国の優良な送出期間と契約を結び、より日本語能力を求められる「介護」を中心とした監理団体です。また、職員の中に、申請取次者の資格を保有している者も在籍しております。

事業内容

組合員のためにする外国人技能実習生共同協同受入れ事業及び職業紹介
 組合員のためにする航空券及び消耗品の協同購買
 組合員のためにする経営および技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
 組合員のためにする人材育成に関する事業
 組合員の福利厚生に関する事業

技能実習生受け入れによる7のメリット

実習生の受入れの目的は「発展途上国の経済発展を担う人を育てること」です。
 ただ、実際に実習生を受け入れてみると目的以外の副次的なメリットがあることに気が付けます。

1. 社内の活性化

実習生として採用される外国人の多くは、10代後半～20代後半の若者です。元気いっぱいの若い外国人が入社することで、職場の雰囲気が明るくなるケースが、これまでに何社もありました。実習生が頑張っている姿が現場にあるだけで、日本人社員にも良い刺激を与え、多くの社員が所信を思い出すきっかけに繋がります。

2. 生産性の向上

実習生が現場に入ると、日本語での意思疎通が十分にできないために生産性が落ちてしまうのではという懸念を持たれる方もいらっしゃると思います。ところが、「実習生が熱心に業務に従事することで、先にも述べたように日本人社員のモチベーション向上につながり、実習生と日本人社員の相乗効果で、総合的に見ると生産性が上がったという声を頂いています。

3. 職場環境の改善

実習生は外国人であるため、多くの場合、日本人社員同様のコミュニケーションは難しいというのが実際のところ。特に、入国の実習生の多くは、簡単な日常会話ができる程度である為、受入企業様の中には作業手順書を分かりやすく改訂することもあります。これにより、日々の業務の見直し、オペレーション改善につなげることができます。

4. 新人社員の定着率 UP

作業工程などが分かりやすくなることによって、日本人の新入社員・新人アルバイト・派遣の方が仕事に早くなじむことができ、日本人の定着率が上がるということも起きています。

5. 上場企業並みに法令順守が徹底できる

企業の存続と法令順守は切り離せません。実習生を受け入れるには労働基準法はもとより、労務管理の徹底や福利厚生に関することも改善が進んでいきます。受入の際は手間場かかりデメリットだと思われがちですが、現在、企業が存続していくには法令遵守・リスク管理は欠かすことはできません。実習生受け入れがきっかけで自社がそれについていけないことが分かることもあります。

6. 経営視野の広がり

実習生を受入れることで、今まで見えていなかった部分にも目が届くようになり、視点が増え、受け入れる前とは違う会社経営や職場環境を築けることができます。

7. 海外進出の足がかり

実習生を受入れることで海外に進出するというのが多いというわけではありません。ただ、全く考えていなかった海外進出を検討したり、足がかりにと考えることができます。

実習生を受入れることで、このような今までには見えないことに気づけたり、改善を行い企業発展していくきっかけになることもあります。デメリットとしてはコストや手間がかかることにフォーカスされがちですが、それは、短いスパンで考えた場合です。長期スパンで考えればこのメリットが大きく上回ると思います。ただ、受入を成功させるためには、企業の受入体制と監理団体による管理が必須です。

(10) 3R協同組合 (特定)

監理団体名	3R協同組合	許可日	2019/2/15			
住 所	神戸市中央区多聞通 3-2-9 甲南スカビル 610	電話番号	0783356292			
受入国	ベトナム					
特 徴	・海外派遣プロジェクト: 現役の社会福祉従事者がアジア諸国の施設ないしは教育機関に一定期間滞在し、その専門的な知識を当該国の同種の労働者や学生に伝達するプロジェクト ・目的は、アジア諸国の社会福祉事業の発展に資することと同時に、この活動を通じて日本の社会福祉従事者の専門知識及び人的関係性の形成能力を高めること					
概 要						
(出典:「3R協同組合」ホームページ) 3R 協同組合では、「海外派遣プロジェクト」を実施しています。 ●海外派遣プロジェクトとは 現役の社会福祉従事者がアジア諸国の施設ないしは教育機関に一定期間滞在し、その専門的な知識を当該国の同種の労働者や学生に伝達するプロジェクトです。 ●その目的とは アジア諸国の社会福祉事業の発展に資することと同時に、この活動を通じて日本の社会福祉従事者の専門知識及び人的関係性の形成能力を高めることです。 プロジェクトの経過 2015年 3月 視察・協議 2016年 6月 第2回パイロット派遣 1日講義 2016年12月 第2回パイロット派遣 1日講義 2017年 7月 協議 協定書・カリキュラム 2017年11月 タットタン大学 協定書締結 ダナン大学 パイロット派遣 1日講義 派遣先:ダナン大学						
カリキュラム	前期カリキュラム	後期カリキュラム				
内容	介護に関する基本的知識、技術	自立支援を視点にした知識、技術				
時間	2日間 12時間	2日間 12時間				
科目	1. 内容 時間 科目 日本の文化 2. 日本の高齢者介護 3. 認知症ケア 4. コミュニケーションの理解と方法 5. 介護技術 食事 6. 介護技術 移乗・移動 7. 介護技術 排泄	1. ICF と日本の介護保険 2. 認知症の理解と対応 3. アクティビティプログラム 4. 介護技術 食事 5. 介護技術 移乗・移動 6. 介護技術 排泄				

研修に参加することで得られる成果

- ・他法人、他業種の職員が、研修構築の準備段階から参画することで、それぞれが持つ技術やノウハウを共有することができ、さらなる専門性の向上につながります。
- ・日本の「カイゴ」を、国、文化が違う人に教えることで、自らの仕事の意義や課題を再認識するきっかけとなり、仕事に対するモチベーションが高まります。
- ・日常から離れた環境で、完結型のプロジェクトに取り組むことで、課題解決能力や危機対応力が高まります。
- ・研修を通じて国際交流することにより、今後のダイバーシティ対応の必要性和意義が理解できるようになります。



2-2 登録支援機関（特定技能制度）

登録支援機関とは、特定技能制度のもとで、特定技能外国人を受け入れる企業に代わって、外国人労働者の日本での生活を支援する機関。

1. 登録支援機関とは

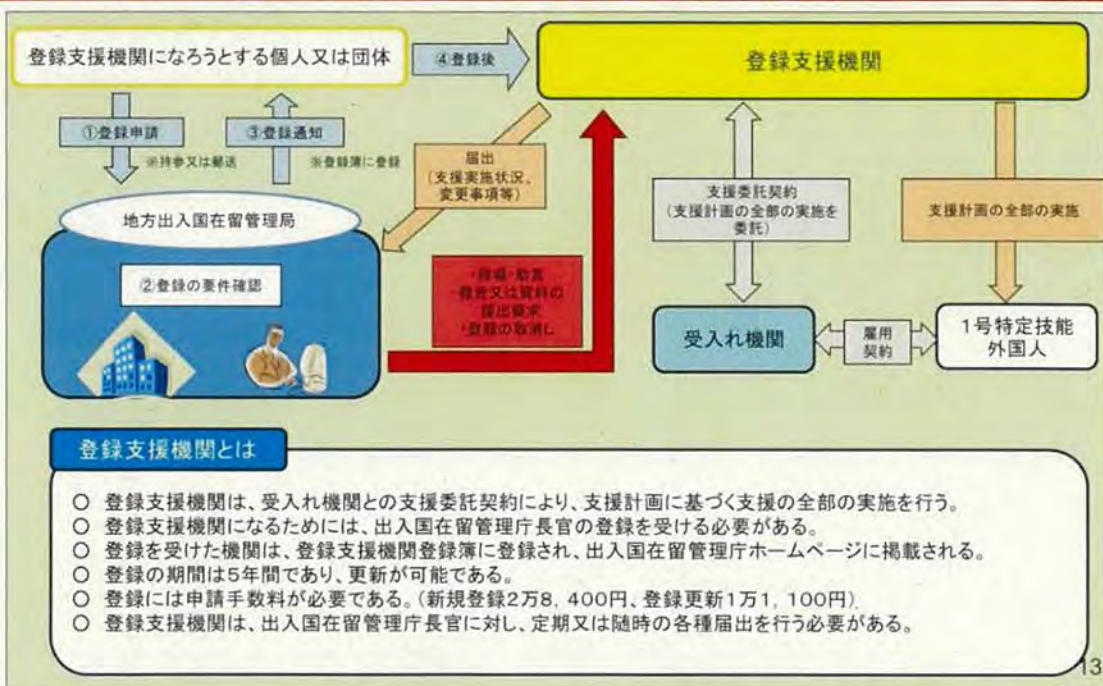
受入れ機関は、特定技能外国人への支援を実施しなければならないが、当該支援業務については、登録支援機関に支援計画の全部又は一部を委託することができる。

登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づき受入れ機関と特定技能外国人への支援を行う。

登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。その他受入れ機関と同様に、登録を受けるための基準と義務がある。登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。

登録支援機関とは

出入国在留管理庁
ISA
Immigration Service Agency



出典：「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」（出入国在留管理庁）

(1) 登録を受けるための基準

ア 機関自体が適切であること

法令等を遵守し「禁錮以上の刑に処せられた者」などの欠格事由に該当しないこと

イ 外国人を支援する体制があること

登録を受けるためには支援計画の全部を実施できる必要があり、支援の一部のみを行うものとして登録を受けることはできない。

(2) 登録支援機関の義務

- ア 外国人への支援を適切に実施すること
- イ 出入国在留管理庁への各種届出を行うこと

外国人への支援について

- ・ 特定技能外国人ごとに「1号特定技能外国人支援計画」を作成する。
- ・ 支援計画の実施は、受入れ機関が行うほか、登録支援機関に委託することもできる。
- ・ 支援内容は、下記の10項目である。

【義務的支援10項目】

① 事前ガイダンス ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明	② 出入国する際の送迎 ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行
③ 住居確保・生活に必要な契約支援 ・連帯保証人になる・社宅を提供する等 ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助	④ 生活オリエンテーション ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明
⑤ 公的手続等への同行 ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助	⑥ 日本語学習の機会の提供 ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等
⑦ 相談・苦情への対応 ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等	⑧ 日本人との交流促進 ・自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等
⑨ 転職支援（人員整理等の場合） ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供	⑩ 定期的な面談・行政機関への通報 ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

2. 登録を受けるための要件

登録支援機関として登録を受けるための要件は、以下のとおりである。

■登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者を選任していること
- 以下のいずれかに該当すること
 - ・登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に中長期在留者（就労資格に限る。）の受入れ実績があること
 - ・登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に報酬を得る目的で、業として、外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
 - ・選出された支援責任者及び支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格に限る。）の生活相談業務に従事した経験を有すること
 - ・上記のほか、登録支援機関になろうとする個人又は団体が、これらと同程度に支援

業務を適正に実施できると認められていること

- 外国人が十分理解できる言語で情報提供等の支援を実施することができる体制を有していること
- 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
- 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
- 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行っていないこと など

3. 評価の基準

評価基準の主な項目は以下のとおりである。

評価項目	内容の概要
① 支援実施体制	専任担当者の配置、日本語・多言語対応の可否
② 支援計画の実施状況	生活ガイダンス、相談対応、行政手続き支援の実施率
③ 外国人からの評価	外国人本人へのアンケート結果、苦情件数など
④ 企業からの評価	受入企業（所属機関）からの満足度や協力度
⑤ 行政指導履歴	行政指導・取消・改善命令の有無
⑥ 実績	支援対象人数、支援継続率、離職率など

4. 神戸市内の登録支援機関

神戸市内にある登録支援機関の件数は、令和7年8月現在、163件である。

神戸市内の登録支援機関一覧

(2025年8月27日現在)

※支援業務の内容及びその実施方法

1：法令に定める支援内容及び実施方法 2：上記に加え、任意的な支援内容もあり

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援業務の内容及び実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
1	19 登-000257	株式会社ネオスタイル	神戸市中央区東川崎町1-3-1 3 神戸ハーバーランドセンタービル19F	0783663340	神戸市中央区東川崎町1-3-1 3 神戸ハーバーランドセンタービル19F	1	ベトナム語・タガログ語・中国語・シンハラ語・ミャンマー語		1,000万円	・労働者派遣事業 ・有料職業紹介業 ・外国人就労支援事業 ・高齢者施設紹介業（ネオケア神戸老人ホーム紹介センター運営）	平成16年
2	19 登-000329	サンコーグループ株式会社	大阪市淀川区西三国3-5-10	0648077019	神戸市西区高塚台1丁目5-1	1	インドネシア語・ベトナム語		2,000万円	・総合アウトソーシング	平成21年
3	19 登-000359	光伸クリーニング・メンテナンス協同組合	神戸市中央区八幡通四丁目2-9 9 フラワーロードビル	0787774391	神戸市中央区磯辺通二丁目2番25号アサダビル	1	モンゴル語・タガログ語・ベトナム語・ミャンマー語・中国語・インドネシア語	-	-	・外国人技能実習生受入事業 ・特定技能外国人受入支援事業	昭和24年
4	19 登-000501	社会福祉法人神戸海星会	神戸市灘区篠原北町3丁目11-15	0788811345	神戸市灘区篠原北町3丁目11-15	1	インドネシア語・ベトナム語・ネパール語	-	-	・特別養護老人ホーム ・ショートステイ、デイサービス ・居宅介護支援事業所 ・地域包括支援センター ・定期巡回 ・随時対応型訪問介護事業所 など	-
5	19 登-000504	中央協同組合	神戸市中央区下山手通三丁目15-10	0788068792	神戸市中央区下山手通三丁目15-10	2	中国語・ベトナム語	-	-	-	-
6	19 登-000648	株式会社 I. M. GREEN	神戸市西区玉津町上池274番地2	0789130038	神戸市西区玉津町上池274番地2	1	ミャンマー語	2,132人 （技能実習生・特許技術者）	-	・有料職業紹介 ・旅行業 ・Skill Academy（日本語、技能訓練学校） ・送り出し機関 GLOBAL F.O.R	平成24年
7	19 登-000805	ゆうなぎ人材育成協同組合	神戸市灘区備後町5-3-1	0788113014	①神戸市灘区備後町5-3-1	1	インドネシア語・クメール語・タガログ語・ベトナム語	技能実習7人	-	・海外人材の発掘・育成 ・手続き・申請 出入国サポート ・就労・生活サポート	平成27年

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援内容の要否※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
8	19 登-000855	ティイー・アイ・シー協同組合	東京都武蔵村山市学園一丁目7番地の3	0425650727	⑤神戸市中央区八幡通四丁目2-9フラワートビル10階	1	語・ミャンマー語・モンゴル語・中国語・英語	特設研修生26人 2024年			
9	19 登-000864	株式会社アジアンパワーゲート	神戸市中央区栄町通二丁目4-13 栄ビル802	0782005596	神戸市中央区栄町通二丁目4-13 栄ビル802	1	中国語・ベトナム語・インドネシア語・ミャンマー語・ネパール語・スリランカ語	-	3,000万円	・有料職業紹介事業 ・特定技能外国人登録支援機関	平成26年
10	19 登-000899	株式会社リーガルインフォメーション	神戸市中央区八幡通4-2-14	0782722910	①神戸市中央区八幡通4-2-14	2	英語・ベトナム語・中国語・ビルマ語・タイ語・インドネシア語・マレーシア語	5年間で35万人(見込み)	9,500万円	・法律相談など各種専門分野に関する弁護士など各種専門家への相談、紹介、取次ぎのできるシステムの提供 ・労働者派遣事業 ・職業紹介事業 ・人材教育事業 など	平成27年
11	19 登-000903	スリーエー株式会社	神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル8階	0782006433	神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル8階	1	ベトナム語	-	900万円	・ベトナム人材紹介業務 ・海外人材取次業務 ・特定技能外国人の支援業務 ・外国人家賃保証代理業務 ・申請等取次研修会実施機関係務	平成30年
12	19 登-000944	株式会社グロップ	岡山県岡山市中区穂東町2-2-5	0862732369	神戸市中央区加納町4丁目4番17号 ニッセイ三宮ビル7階	1		-	8,880万円	・各種アウトソーシング ・人材派遣事業、人材紹介事業 ・テレマーケティング事業 ・発送サービス、事務サービス他	昭和50年
13	19 登-000974	キャリアリクファクトリー株式会社	姫路市豊沢町137番地	0792881003	神戸市中央区磯辺通3-2-11 三宮ファーストビル6F	1		-	11,537万円	・製造系人材サービス事業	平成29年
14	19 登-001054	株式会社神防社	神戸市中央区筒井町二丁目3番22号	0782413505	神戸市中央区東雲通3丁目4-3	2	英語・ベトナム語・タイ語・タガログ語	-	2,000万円	・管工事業、消防施設工事業、土木工事業、とび・土工事業、電気工事	平成20年

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所所在地	支援業務の内容及び実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
										業、建築工事業・内装仕上工事業、大工工事業 ・指定給水工事業業者、下水道指定工事業業者 ・産業廃棄物収集運搬業 ・有料職業紹介事業、労働者派遣事業	
15	19 登-001150	西日本食品産業事業協同組合	長崎県諫早市松里町1628番地54	0957280086	神戸市西区北別府1-1268 14F 15F・16F・202	1	日本語、英語、中国語、ベトナム語、ミャンマー語	-	-	・食品共同購買事業 ・実習生事業	平成14年
16	19 登-001414	一般社団法人神戸東洋医療学院	神戸市中央区北長狭通4丁目5-7	0783331127	神戸市中央区北長狭通4丁目5-7	1	中国語・ベトナム語・英語	-	-	・鍼灸師養成施設	平成12年
17	19 登-001671	神戸国際流通促進協同組合	神戸市北区鈴蘭台東町九丁目1番2号	0785962030	神戸市北区鈴蘭台東町九丁目1番2号	2	シンハラ語・ベトナム語・中国語・英語	-	521万円	・組合員の取り扱ひ品の市場開拓、共同購入 ・組合員のために外国人技能実習生共同受入事業 ・外国人技能実習生共同受入れに係る職業紹介事業 ・組合員のためにする通訳、翻訳に関する事業 など	平成14年
18	19 登-001831	株式会社ガイアサイン	東京都渋谷区渋谷三丁目1番1号	0364355628	①神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバ-ラウド・ダイナミックビル21F	1	ベトナム語・インドネシア語・カンボジア語（クメール語）	-	5,000万円	・人材派遣サービス/人材紹介サービス ・研修教育事業 ・特定技能登録支援サービス	平成24年
19	19 登-002041	パン・エイシア事業協同組合	滋賀県湖南市朝国22	0748729282	③神戸市灘区深田町4丁目1番1号 ウェルブ六甲道6階	1		1,700人以上の外国人技能実習生特定技能	出資企業100数社	・組合員のためにする外国人受入事業及び外国人技能実習生 ・共同受入れに係る職業紹介事業 ・組合員のためにする特定技能外国人支援事業 ・組合員の事業に関する製造技術継承の調査・研究 など	平成19年
20	19 登-002387	阪神金属協同組合	神戸市中央区多聞通五丁目2番15号	0783662887	①神戸市中央区多聞通5-2-15 丸久ビル	2	ベトナム語・タガログ語・インドネシア語	-	組合員数約245社	・組合員の必要とする資材及び消耗品の共同購買	平成15年

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援業務の内容及びその実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金、等	事業内容	創業
										・組合員のためにする外国人技能実習生共同受入れ事業、職業紹介事業 ・組合員のためにする外国人建設・造船就労者共同受入れ事業及び外国人建設就労者受入れに係る職業紹介事業 ・組合員のためにする特定技能外国人支援事業及び特定技能外国人に係る職業紹介事業	
21	19 登-002578 2019/10/10	株式会社ジエーピーエー	横浜市神奈川区鶴屋町二丁目20番地1 YTUビル3階	0452908250	③神戸市中央区栄町通2-4-13 神栄ビル601-2号	1		-	700万円	・労働者派遣事業 ・人材紹介事業 ・アウトソーシング事業 ・人材・採用コンサルティング事業 ・業務代行事業	平成11年
22	19 登-002642 2019/10/18	ライズネット事業協同組合	神戸市長田区御屋敷通六丁目2-15 EIKEI BLD. 1F	0786429171	神戸市長田区御屋敷通6-2-15 EIKEI BLD. 1F	1	ベトナム語・ミヤンマー語・モンゴル語・中国語・英語・インドネシア語	-	-	外国人技能実習生の受入れのサポート	平成17年
23	19 登-002678 2019/10/18	宮本健吾(宮本行政書士事務所)	神戸市中央区小野柄通5-1-27 第百生命神戸三宮ビル7階	0782006039	神戸市中央区小野柄通5-1-27 第百生命神戸三宮ビル7階	1	中国語・英語	-	-	行政書士事務所	平成11年
24	19 登-002686 2019/10/18	情報ベンチャー協同組合	神戸市垂水区名谷町春日手2279-1	0787963610	神戸市垂水区名谷町春日手2279-1	1	クメール語・タイ語・ベトナム語・中国語・英語・インドネシア語	受入れ総数2,500人(技能実習)	出資金300万円 組合員数600社	・組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上 ・組合員のためにする高速自動車国道、一般有料道路等の通行料金の共同精算業務 ・一般有料道路等の回数券及び自動車燃料、部品、通信機器等の共同購買事業 ・組合員のためにする通話料団体割引制度の共同利用 ・組合員のためにする外国人技能実習生共同受入れ事業、職業紹介事業	平成2年

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援業務の内容及び実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
25	19 登-002796 2019/10/25	株式会社フ レアー	静岡県静岡市葵 区西草深町10 番1号	0546533 920	③神戸市中央区 御幸通 5丁目 2番15号 大 同ビルディング 701	1		-	4,300 万円	・アウトソーシング事業 ・一般労働者派遣事業 ・民間有料職業紹介事業 ・再就職支援事業、販売代行	平成 12 年
26	19 登-002848 2019/10/31	久本 高廣 (オファイ ス・スマイ ル (行政書 士・スマイル 国際法務オ フィス))	神戸市中央区海 岸通3丁目1番 1号KCCビル4 階	0804084 9776	神戸市中央区海 岸通3丁目1番 1号KCCビル4 階	1	ベトナム語・英語	-	-	行政書士事務所 (外国人関連) ・国際結婚に伴う「日本人の配偶者等」「連れ子」等の申請 ・企業等で働くための「技術・人文知識・国際業務」「経営・管理」「家族滞在」等の申請 ・特定技能外国人の本国での手続き及び入管手続き (フィリピン、ベトナム、ネパール等) ・登録支援機関 (特定技能外国人と雇用主のサポート)	平成 16 年
27	19 登-002957 2019/11/8	株式会社 I Cエイジア	東京都豊島区東 池袋三丁目7番 9号	0359048 996	⑤神戸市中央区 御幸通 2-2-15 マリシティ三宮 3-C	1		-	1,000 万円	・労働者派遣事業 (外国籍人材専門)	平成 27 年
28	19 登-002970 2019/11/8	日本電機株 式会社	神戸市中央区東 町123番地の 1	0783351 973	神戸市中央区東 町123番地1 貿易ビル3階	1	英語・ネパール 語・ベトナム語	-	9,900 万円	・電力供給事業・都市鉱山事業・不動産業 ・人材派遣サービス ・各種工事業 (建築・電気 他)	平成 17 年
29	19 登-002978 2019/11/14	協同組合植 報企画セン ター	神戸市中央区伊 藤町121番	0783330 740	神戸市中央区伊 藤町121番	1	ベトナム語・ミヤ ンマー語・英語・ インドネシア語	-	2024年 組員 数 5,285 社	・共同購買事業 (燃料・文房具等) ・共同利用事業 (ETC カード) ・福利厚生事業 (団体保険) ・外国人技能実習生受入事業	平成 3 年
30	19 登-002984 2019/11/14	東亜経済協 同組合	神戸市中央区八 幡通四丁目1番 15号成樹ビル 603号室	0782410 036	神戸市中央区八 幡通四丁目1番 15号成樹ビル 603号室	1	英語・ベトナム 語・ミャンマー語	外国人技 能実習生 131名 特定技能 外国人 69名	-	・組合員の取扱品の販売促進事業 ・組合員のためにする外国人技能実習生の共同受入れ事業、共同受入れに係る職業紹介事業 ・組合員のためにする特定技能外国人支援事業、職業紹介事業など	平成 24 年

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援の内容及び実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
31	19 登-003040 2019/11/14	地球人.jp株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目9番11号	0924343135	神戸市中央区磯辺通3-1-2 大和地所三宮ビル8F	1		5,061名 2025/8/31現在	-	・特定技能外国人紹介・支援 ・留学生派遣 ・技能実習生受入れ ・顔認証システム ・コールセンター ・お墓に関する事業 ・草刈り・庭園維持管理 ・特定技能外国人人材支援	-
32	19 登-003235 2019/12/5	ISSHI・NND O U 合同会社	神戸市北区藤原台北町三丁目1番3号2号	0789818721	神戸市北区藤原台北町3-1-3-2	1	ベトナム語・中国語・インドネシア語	-	-	・福祉事業 ・保育事業	昭和63年
33	19 登-003295 2019/12/12	社会福祉法人友朋会	兵庫県川西市久代六丁目1番90号	0727676203	③神戸市須磨区神の谷5-2-2	1		-	-		平成5年
34	19 登-003382 2019/12/18	株式会社Dogwood Community	神戸市東灘区御影塚町一丁目7-12セラフイア神戸御影塚町0001号	0788914234	神戸市東灘区御影塚町一丁目7-12セラフイア神戸御影塚町0001号	1	英語・ネパール語・ベトナム語・中国語・ベンガル語・ヒンディー語・ビルマ語・フィリピン語・シンハラ語・タミル語・モンゴル語・インドネシア語・ゾンカ語・ラオ語・クメール語・タイ語	-	-	・有料職業紹介 ・登録支援機関 ・申請取次許可	令和元年
35	19 登-003451 2019/12/24	李世章(李)法務事務所	神戸市中央区山本通5丁目5番13-403	0783620212	神戸市中央区山本通5丁目5番13-403	2	中国語、韓国語	-	-	・行政書士事務所 ・韓国戸籍に関する業務(韓国戸籍収集、翻訳、家族関係登録簿整理申請・登録簿訂正許可申請・登録簿職権訂正申請・登録創設許可申請など) ・各種申請に関する業務(帰化許可申請、在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請、永住許可申請など)	平成24年

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	女性の活躍の促進等の実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
36 20 登-003456	2020/1/9	アジアクリエーション協同組合	東京都中央区日本橋本石町四丁目5番5号 本橋藤ビル	0335279833	神戸市中央区相生町5-10-18 シティビル神戸403	1		-	組合員数320社	・組合員の取り扱い燃料、事務用品、消耗品の共同購買、あっせん ・高速自動車国道、一般有料道路の通行料金支払い代行 ・取り扱い製品の共同販売 ・組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業 ・外国人技能実習受入れに係る職業紹介事業 など	平成22年
37 20 登-003714	2020/1/30	株式会社FLOW	神戸市中央区布引町四丁目3番13号 タカラ三宮ビル4F	0782725800	神戸市中央区布引町4丁目3番13号 タカラ三宮ビル4F	1	ベトナム語・ネパール語・英語	-	500万円	・解体工事 ・解体工事に伴うアスベスト除去工事、杭撤去工事 ・アスベスト調査	令和2年
38 20 登-003826	2020/2/21	アールシースタッフ株式会社	西宮市江上町1番2号	0798345561	②神戸市中央区小野柄通7-1-5 マビル601号	1		-	9,900万円	・総合人材サービス/人材派遣	平成元年
39 20 登-003972	2020/3/12	日本権利商事株式会社	神戸市中央区楠町一丁目15番6号	0783627777	神戸市中央区楠町1-15-6	1	ミャンマー語・中国語	-	2,800万円	・日本語学校経営 ・不動産業（仲介・販売・売買・管理など） ・労働者派遣業	平成17年
40 20 登-003975	2020/3/12	株式会社ジヤパンスタッフサービス	神戸市長田区五番町八丁目1番地14 コトブキ長田ビル3階	0789457615	神戸市長田区五番町八丁目1-14 コトブキ長田ビル3階	1	英語・インドネシア語・ミャンマー語	-	2,000万円	・スタッフ派遣事業（販売、イベント、コンサート、ライブ、清掃、接客等） ・採用活動代行事業 ・求人誌仲介事業 ・サイト型ハラスメント対策事業 ・社員・スタッフ教育の企画、研修運営事業 ・アウトソーシング事業 ・コンサルティング事業 ・翻訳・通訳サービス事業 ・有料職業紹介事業	平成27年
41 20 登-004076	2020/3/31	株式会社ヒーモリ	神戸市長田区日吉町四丁目1番	0785996902	①神戸市長田区日吉町4丁目1	2	中国語・モンゴル語・ベトナム語	20,000人	2,000万円	・外国人材に特化した人材紹介サービス	平成29年

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援内容の要約※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
42	2020/5/29	LAGO 株式会社	神戸市中央区磯辺通四丁目1番8号ITCビル804	0789401585	神戸市中央区磯辺通4丁目1番8号ITCビル804	1	英語・ネパール語・ミャンマー語 ベトナム語・ミャンマー語	-	-	・外国人材に特化した人材派遣サービス ・外国人就職情報サイト'JAXI'の運営 ・労働者派遣事業 ・有料職業紹介事業 ・登録支援機関 ・介護事業 ・不動産 ・貿易業務 ・日本語・ベトナム語 翻訳通訳 ・日本語教育・資格取得支援 ・在宅福祉サービス (ケアマネジメン ト、ホームヘルパーサービス、デイ サービス、ショートステイ) ・施設福祉サービス (特別養護老人ホ ーム、ケアハウス) ・地域密着型サービス (特別養護老人 ホーム、小規模多機能型サービス) ・相談サービス (地域包括支援センタ ー) ・公益的な事業 (介護人材育成事業) (サービス付き高齢者向け住宅事 業) ・その他 (地域活動交流事業) ・人事、労務コンサルティング事業 ・採用支援事業 ・採用アウトソーシング事業 ・有料職業紹介事業 ・外国人実習生導入サポート ・マッチング事業	平成 29年
43	2020/5/29	社会福祉法 人報恩会	神戸市兵庫区大 開通八丁目1番 21号-2階	0785755110	神戸市兵庫区塚 本通8-1-6	1	英語・ミャンマー 語・タガログ語	-	-		平成 10年
44	2020/6/12	株式会社フ アイン・ス リー	神戸市中央区磯 辺通4-2-8 田嶋ビル3階	0782425130	神戸市中央区磯 辺通4-2-8 田嶋ビル3階	1	中国語	-	-		-
45	2020/6/12	3R 協同組 合	神戸市中央区多 聞通三丁目2番 9号甲南スカイ ビル610号	0783356292	神戸市中央区多 聞通3丁目2番 9号甲南スカイ ビル610号	1	英語・ベトナム 語・インドネシア 語	-	組合員 数16人	・協同購入事業 ・教育及び情報提供事業 ・福利厚生事業 ・外国人技能実習生共同受入事業	平成 29年

	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援業務の内容及び実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
											・特定技能外国人支援事業 ・損害保険代理業務	
46	20 登-004732	2020/7/9	医療法人社団 清春会	神戸市長田区大日丘町三丁目2番1号	0786473255	神戸市長田区大日丘町三丁目2番1号	1	ベトナム語・タガログ語・中国語	-	-	・介護老人保健施設サニーヒル ・サニーヒル併設診療所「あけぼのクリニック」 ・グループホーム 小規模多機能居宅介護施設「いこいの丘」	平成12年
47	20 登-004830	2020/7/27	株式会社 Kamome Project	神戸市中央区元町通三丁目17番8号 TOWA 神戸元町ビル 201	0783930286	神戸市中央区元町通三丁目17番8号 TOWA 神戸元町ビル 201	1	スリランカ語・ベトナム語	-	-		-
48	20 登-004899	2020/8/6	一般社団法人 日本医療福祉財団	神戸市中央区磯辺通4丁目2番8号	0788555588	神戸市中央区磯辺通4丁目2番8号	1	中国語	-	-		平成30年
49	20 登-005074	2020/9/10	星輝株式会社	神戸市中央区元町通六丁目6番17号	0783666777	神戸市中央区元町通六丁目6番17号	1	中国語・韓国語・英語・イタリア語	-	1000万円	・不動産会社	平成26年
50	20 登-005233	2020/10/16	株式会社 タスク	神戸市中央区浜辺通4-1-2 3 三宮ベンチャービル 926	0782426745	神戸市中央区浜辺通4-1-2 3 三宮ベンチャービル 926	1	ベトナム語・韓国語	-	3,500万円	・上場審査関連コンサルティング業務 ・経営戦略コンサルティング業務 ・有料職業紹介事業 ・宅地建物取引業	平成7年
51	20 登-005393	2020/12/4	豊産業株式会社	神戸市西区高塚台3-2-12	0789912885	神戸市西区高塚台3-2-12	1	ベトナム語	-	4,000万円	・卸売業(電気・機械器具及び輸入食品の卸)	昭和23年
52	20 登-005496	2021/1/8	西村大輔 (神戸特定技能外国人財支援センター)	神戸市北区ひよどり台南町3-5-28	0787787726 08056320003	神戸市北区ひよどり台南町3-5-28	1	インドネシア語・タイ語・ネパール語・ミャンマー語・英語	-	-	・登録支援機関	令和3年
53	20 登-005550	2021/1/29	久米千鶴子 (行政書士・FP 久米事務所)	神戸市東灘区鳴子ヶ原3丁目2番52-103号	0788517076	神戸市東灘区鳴子ヶ原3丁目2番52-103号	1	ベトナム語	-	-	・行政書士事務所	-

	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援の内容及び実施の方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
54	20 登-005585	2021/2/5	エムエス経営支援事業協同組合	神戸市中央区磯辺通3-2-17ワルド三宮ビル5階	0782915333	神戸市中央区磯辺通3-2-17ワルド三宮ビル5階	1	ベトナム語・クメール語	-	-	・特定監理事業、登録支援機関	令和2年
55	20 登-005611	2021/2/24	有限会社シナプス	神戸市中央区相生町2-2-14新神戸ビル西館702	0783665110	神戸市中央区相生町2-2-14新神戸ビル西館702	1	英語・中国語・ベトナム語	-	1000万円	・薬局	平成7年
56	20 登-005735	2021/3/17	株式会社システマ・サポート	神戸市須磨区東白川台4丁目12番3号	0787475730	神戸市須磨区東白川台4丁目12番3号	1	ベトナム語・インドネシア語	-	1,000万円	・一般労働派遣	-
57	20 登-005791	2021/3/31	廣岡保人(行政書士しもはち法務事務所)	神戸市中央区下山手通八丁目7番11号	0789457900	神戸市中央区下山手通八丁目7番11号	1	英語・中国語	-	-	・行政書士事務所	-
58	20 登-005798	2021/3/31	株式会社エヌアーンドジェイ	大阪府大阪市西淀川区出来島1丁目8番5-308号	0671639582	神戸市中央区上筒井通2丁目1番1号ハイツK202号室	2	ネパール語・英語	-	500万円	・有料職業紹介事業 ・留学生紹介事業 ・輸入業、卸売業、通信販売COM	-
59	21 登-005928	2021/4/23	株式会社JET	神戸市中央区磯辺通3丁目1-2大和地所三宮ビル405	0782516457	神戸市中央区磯辺通3丁目1-2大和地所三宮ビル405	1	英語・タガログ語	-	5,000万円	・急速土着菌増殖乾燥システムに関する事業(開発・製造・販売・輸出入・管理、適用・導入に関するコンサルティング、原料の輸出入)	平成25年
60	21 登-005978	2021/5/17	株式会社FLY YOU	神戸市東灘区本町二丁目16番5号御影共同ビル202	0788560116	神戸市東灘区本町二丁目16番5号御影共同ビル202	1	インドネシア語・ヒンディー語・タガログ語・ネパール語・ベトナム語・ミャンマー語・中国語・英語	-	-	・登録支援機関	令和2年
61	21 登-006123	2021/6/10	ESSE株式会社	神戸市長田区久保町三丁目6番9号サンプライズA202	0784766887	神戸市長田区久保町三丁目6番9号サンプライズA202	1	ベトナム語	-	-	・有料職業紹介事業 ・特定技能外国人支援事業 ・人材紹介コンサルティング事業 ・翻訳、通訳	令和3年
62	21 登-006124	2021/6/10	株式会社クオリア	神戸市中央区旭通2丁目10-18	0782656888	神戸市兵庫区大開通6丁目3-7-201	1	ベトナム語	-	5,000万円	・化粧品、健康食品の販売	令和2年

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援内容の要約※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
63	2021/6/10	公益財団法人 PHD 協会	神戸市長田区神楽町3丁目7-4	0784147750	神戸市長田区神楽町3丁目7-4	1	インドネシア語・英語・スペイン語	-	-	・アジア、南太平洋地域において、保健衛生、福祉の向上、生活改善のため活動する者を受け入れて行う研修	昭和56年
64	2021/6/18	株式会社エース	東京都町田市中町一丁目2番2号森町ビル2B-1	0427096230	神戸市須磨区栄台2-7(株)アトソシエテ事業所	1		-	3,400万円	・一般労働者派遣業 ・有料職業紹介業 ・求人メディア運営事業	平成22年
65	2021/8/31	木本光郎	神戸市灘区青谷町4丁目5-3	0788829032	神戸市灘区青谷町4丁目5-3	1		-	-	-	-
66	2021/9/10	医療法人康雄会	神戸市灘区備後町3-2-18	0788211090	①神戸市灘区鶴甲1-3-10	1	ベトナム語・ミャンマー語・中国語	-	-	・医療法人	昭和29年
67	2021/9/10	医療法人康雄会	神戸市灘区備後町3-2-18	0788211090	②神戸市灘区大和町1-2-1	1		-	-	・医療法人	昭和29年
68	2021/9/10	医療法人康雄会	神戸市灘区備後町3-2-18	0788211090	③神戸市東灘区魚崎西町2-3-19	1		-	-	・医療法人	昭和29年
69	2021/9/10	藤本八郎	神戸市長田区高取山町1丁目14番17号	0786527846	神戸市長田区高取山町1丁目14番17号	1	ベトナム語・英語	-	-	-	-
70	2021/10/1	株式会社グローバルキヤスト	神戸市中央区海岸通6番地建隆ビルⅡ506号	0785877673	神戸市中央区海岸通6番地建隆ビルⅡ506号	1	英語・ベトナム語	-	-	・人材派遣事業 ・外国人派遣サービス ・人材紹介 ・紹介予定派遣 ・コールセンター事業	平成14年
71	2021/10/15	株式会社ジヤパンコネクト	神戸市中央区布引町二丁目1番7号	0782213038	神戸市中央区布引町2丁目1番7号	1	インドネシア語・フィリピン語・ベトナム語・中国語・英語	-	2,000万円	・有料職業紹介 ・人材派遣	令和3年
72	2021/10/15	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	神戸市中央区坂口通二丁目1番1号	0782424633	神戸市中央区中山手通7-28-33	1	ベトナム語・ミャンマー語・インドネシア語	-	-	・福祉当事者や福祉サービス利用者への支援 ・市町社会福祉協議会の活動支援 ・多様なボランティア・市民活動の支援 ・民間福祉事業者への支援 ・福祉従事者の就労支援	昭和26年

	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所所在地	支援内容の要約※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
73	21登-006581	2021/10/15	国際ビジネス共栄協同組合	神戸市長田区二番町二丁目3番6番地香山ビル2F	0787785662	神戸市長田区二番町二丁目3番6番地香山ビル2F	2	中国語・ベトナム語	-	-	・地域福祉に関する研究・提言 ・福祉向上を進める各種関係者との連携・協働	-
74	21登-006602	2021/10/22	株式会社VIJAGate	神戸市長田区大橋町10-2-6	08042365670	神戸市長田区大橋町10-2-6	1	ベトナム語	-	-	-	-
75	21登-006615	2021/10/22	株式会社ヒットカンパニーリミテッド	神戸市中央区栄町通2-4-14日栄ビル3階	0783922151	神戸市中央区栄町通2-4-14日栄ビル3階	1	英語・タガログ語	-	8,000万円	・旅行業	昭和52年
76	21登-006629	2021/10/29	社会福祉法人洗心会	神戸市西区前開南町二丁目1番12号	0789741515	神戸市西区前開南町二丁目1番12号	1	ネパール語・英語	-	-	・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護（空床） ・診療所	平成29年
77	21登-006671	2021/11/12	スミレ医療協同組合	神戸市須磨区白川台六丁目4番6-102	0787786155	神戸市須磨区白川台六丁目4番6-102	1	英語・ベトナム語・インドネシア語	-	-	-	-
78	21登-006672	2021/11/12	IBP協同組合	神戸市兵庫区小河通四丁目2-24	0785999879	神戸市兵庫区小河通四丁目2-24	1	ベトナム語	-	-	・受け入れ支援 ・企業向けコンサルティング ・生活支援	-
79	21登-006788	2021/12/20	丸鹿産業株式会社	神戸市長田区神楽町2-3-1	0786312113	神戸市長田区神楽町2-3-1	1	ベトナム語・ネパール語・中国語	-	1,000万円	・日本語学校の運営 ・不動産取引	-
80	22登-006825	2022/1/11	平野好文	神戸市須磨区大手町7-5-21	08096097210	神戸市須磨区大手町7-5-21	1	インドネシア語・カンボジア語・ベトナム語・ミャンマー語	-	-	-	-
81	22登-006888	2022/1/21	株式会社リアライズ	岐阜県岐阜市東金宝町一丁目18番地	0582136950	②神戸市中央区浜辺通4-1-23			-	-	・IPグッズ企画・制作 ・ECサイト構築・運用 ・体験設計 ・クリエイティブ企画	-

	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援内容の要否※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
82	22 登-006978	2022/2/21	株式会社駿駿堂	神戸市東灘区本庄町1-2-21	0788626611	神戸市東灘区本庄町1-2-21	1	ベトナム語・ミャンマー語・タガログ語・英語	-	-	-	-
83	22 登-006987	2022/2/25	合同会社フイーールドプラス	神戸市須磨区千歳町3-3-5サト正城107号室	0787548480	神戸市須磨区千歳町3-3-5サト正城107号室	1	ベトナム語・英語	-	-	・高齢者福祉向け弁当の配食	-
84	22 登-007027	2022/3/4	株式会社井上商会	滋賀県草津市東草津一丁目7番46号	05068656960	神戸市灘区城内通4-7-20 シブノイ王子307	1	英語・ベトナム語	-	-	-	-
85	22 登-007088	2022/3/18	株式会社FIELD	神戸市中央区八幡通三丁目1番14号サンポートビル	0782004705	神戸市中央区八幡通3丁目1-14サンポートビル6F	1	インドネシア語・ネパール語・ベトナム語・ミャンマー語・中国語	-	-	・看護職・介護職特化型人材紹介事業 ・「関西介護施設サーチ」関西エリア特化型の老人ホーム検索サイト ・求人・集客コンサルティング ・建築請負業務、宅地造成、建売事業、分譲マンション、賃貸マンション経営、総合コンサルタント業務	-
86	22 登-007174	2022/4/28	有限会社船瀬和久工務店	神戸市東灘区本山北町五丁目13番6号	0784417272	神戸市北区有野台7-19-1	1	英語・タガログ語	-	-	-	平成7年
87	22 登-007267	2022/7/15	河南 昭子 (ALOHA 行政書士事務所)	神戸市兵庫区上沢通5丁目8-9	0789458275	神戸市兵庫区上沢通5丁目8-9	1	インドネシア語・ネパール語・ベトナム語・ミャンマー語・中国語・英語	-	-	・ビザ手続き 国際業務 ・各種許可申請 ・法人設立業務 ・民事法務 ・権利義務に関する書類の作成 ・補助金・融資申請サポート	-
88	22 登-007352	2022/8/10	株式会社 AKATSUKI 新野 勉 (T&M 神戸行政書士法務事務所)	神戸市西区宮下1-21-80	0782205517	神戸市西区宮下1-21-80	1	ベトナム語	-	-	・有料職業紹介 (ベトナム人)	-
89	22 登-007388	2022/8/10	新野 勉 (T&M 神戸行政書士法務事務所)	神戸市中央区北長狭通4-2-197 長狭ビル4F-11	0783217678	神戸市中央区北長狭通4-2-197 長狭ビル4F-11	1	ベトナム語・英語・中国語・ビルマ語	-	-	・行政書士事務所	-
90	22 登-007392	2022/8/10	株式会社 OMORI マネージメント	神戸市中央区中山手通一丁目4番23号-4F	0783818001	神戸市中央区中山手通一丁目4番23号-4F	1	インドネシア語・ベトナム語	-	2,000万円	・総合人材サービス事業 ・資産運用事業 ・特定技能登録支援事業	平成28年
91	22 登-007433	2022/8/17	株式会社 シェルパ	神戸市兵庫区本町1-1-8	0785959433	神戸市兵庫区本町1-1-8	1	ネパール語・インド語	-	1,000万円	・建築設計事務所	平成11年

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援業務の内容及びその実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
92	22 登-007451	神戸市グローバル人材協同組合	神戸市長田区東尻池町2-3-10	09034436476	神戸市長田区東尻池町2-3-10	1	ベトナム語	-	-	・国内在住の外国人材紹介 ・支援業務の委託 ・生活環境の整備	平成29年
93	22 登-007599	株式会社 LEGALISS	神戸市中央区下山手通2-13-3 建創ビル8F-1	0783351045	神戸市中央区下山手通2-13-3 建創ビル8F-1	1	ベトナム語	-	5,000千円	・就業サポート業務	令和2年
94	22 登-007629	株式会社 グローバルJP	神戸市中央区海岸通3丁目2番15-507号	0783818070	神戸市中央区海岸通3丁目2番15-507号	1	ベトナム語	-	-	・有料人材紹介業 ・ベトナム語の通訳、翻訳 ・外国人専門不動産紹介 ・CAD、機械技術者、電気・電子技術者、制御・情報処理 ・一般労働者派遣事業 ・有料職業紹介事業 ・アウトソーシング ・派遣に伴う教育	-
95	22 登-007654	エム・イー・ジー株式会社	神戸市中央区御幸通六丁目1番20号	0782712901	神戸市中央区御幸通6丁目1番20号	1	英語・インドネシア語・ミャンマー語	-	1,000万円	・福祉関連講演会、セミナーの開催 ・福祉関連業務のコンサルティング ・外国人材の就労、生活支援 ・海外進出コンサルティング業務	平成3年
96	22 登-007677	ウェルソル株式会社	県神戸市須磨区北町三丁目6番22号	0787985568	神戸市須磨区北町3丁目6番22号	1	ウズベキスタン語	-	1,350万円	-	-
97	22 登-007685	日進株式会社	神戸市中央区浜辺通6-1-1 フォーレ 汚/神戸三宮 320	09084587363	神戸市兵庫区中道通2-2-11 天満ビル1F	2	中国語・ベトナム語・ミャンマー語	-	-	-	-
98	22 登-007728	WOODLAND KOBE 事業協同組合	神戸市西区美穂が丘一丁目4	0789158630	神戸市西区美穂が丘一丁目4	1	ネパール語・ベトナム語・中国語	-	-	-	-
99	22 登-007729	株式会社 オートナビ	神戸市灘区八幡町2-13-3-101	0782524444	神戸市灘区八幡町2-13-3-101	1	ベトナム語	-	-	・就労継続支援B型事業所	-
100	22 登-007778	学校法人 八代学院	神戸市東灘区向洋町中9-1-6	0788453111	神戸市東灘区向洋町9-1-6	1	中国語・ベトナム語・英語	-	-	・神戸国際大学 ・神戸国際大学附属高等学校 ・東南アジア、ネパール、ベトナム等での海外事業支援 ・外国人スタッフに関するコンサルティング ・有料職業紹介	昭和38年
101	22 登-007794	岩元商事株式会社	神戸市須磨区横尾二丁目11番地の4	0787413512	神戸市須磨区横尾2丁目11番地の4	1	ベトナム語・ネパール語・英語	-	-	-	令和元年

	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援業務の内容及びその実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
102	22 登-007823	2022/11/29	畠田孝子(畠田孝子行政書士事務所)	神戸市中央区御幸通 6-1-15-707	0782216615	神戸市中央区御幸通 6-1-15-707	1	英語	-	-	・行政書士事務所	平成20年
103	22 登-007826	2022/11/29	株式会社M&Yテクノス	神戸市中央区下山手通五丁目8番14号	0785997151	神戸市中央区下山手通五丁目8番14号	1	中国語・モンゴル語・韓国語	-	3,000万円	・電気・電気通信・移動体局舎の設計・施工及び保守点検業務など ・業務請負業、人材派遣業、人材紹介業（一般技術者・医療関係一般を含む） ・輸出入販売&仲介業務 ・翻訳・通訳業務 ・留学生&外国人研修生の支援業務	平成15年
104	22 登-007938	2023/1/23	英慧人材サービス株式会社	神戸市長田区御屋敷通六丁目2番15号 EIKEI BLD., 5F	0787987871	神戸市長田区御屋敷通六丁目2番15号 EIKEI BLD., 5F	1	インドネシア語・ベトナム語・ミャンマー語・中国語・英語・韓国語	-	3,000万円	・外国人の人材有料職業紹介 ・通訳・翻訳 ・特定技能外国人の登録支援機関 ・日本の教育（日本語教育機関） ・定住者の各種支援・サポート ・特定技能外国人に関わる職業紹介 ・組合員のためにする外国人実習生共同受入 ・外国人技能実習生受入に係る職業紹介	平成19年
105	22 登-007942	2023/1/23	COCOLOBA 協同組合	神戸市垂水区桃山台二丁目16番地4の45	0787550688	神戸市垂水区桃山台二丁目16番地4の45	1	インドネシア語	-	-		-
106	22 登-007971	2023/2/2	株式会社カステッロ商事	神戸市中央区栄町通二丁目4番13号	0789457222	神戸市中央区栄町通二丁目4番13号	1	ミャンマー語	-	1,000万円	・有料職業紹介事業（CIE 人材紹介） ・建築鉄骨設計業	令和元年
107	22 登-007985	2023/2/13	DISANAYAKE MUDIYANSEL AGE UDENI PRIYADARSHANARATHNAYAKE CEYLON KOBE)	神戸市灘区新在家南町5-3-3 朝日荘 203	08014515488	神戸市灘区新在家南町5-3-3 朝日荘 203	1	シンハラ語・英語	-	-		-
108	22 登-008096	2023/3/15	神工興産株式会社	神戸市長田区御蔵通一丁目108	0785158139	神戸市長田区御蔵通一丁目108	1	インドネシア語	-	-		-

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援の内容及びその実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
109	22 登-008156 2023/3/31	株式会社ハシモトテクノニカルサービス	岡山県倉敷市東塚六丁目1番23号	0864556350	神戸市中央区栄町通2丁目1番2号日東ビル4F	1	インドネシア語・英語	-	3,000万円	・タンククリーニング事業 ・バイオマスエネルギー事業 ・派遣事業 ・離島開発事業 ・飲食事業 ・スポーツ・文化事業	昭和61年
110	22 登-008159 2023/3/31	株式会社NIVEN	神戸市灘区森後町二丁目3番19号	09069138803	神戸市灘区森後町二丁目3番19号	1	ベトナム語・インドネシア語	-	500万円	・人材紹介事業 ・登録支援機関 ・その他付帯事業	令和4年
111	22 登-008172 2023/3/31	株式会社スペース	神戸市兵庫区金平町1-5-2-302	0785999232	神戸市兵庫区金平町1-5-2-302	1	ベトナム語	-	-	-	-
112	23 登-008223 2023/4/21	医療介護技能協同組合	神戸市中央区三宮町一丁目9-1	0783252558	神戸市中央区三宮町一丁目9-1	1	中国語	-	-	・共同購買事業 ・勉強会・セミナー ・技能実習・特定技能の外国人材受け入れ支援	平成30年
113	23 登-008230 2023/4/21	株式会社Pack's	神戸市北区有野中町3-17-8	08038540909	神戸市北区有野中町3-17-8	1	英語・ベトナム語	-	-	-	-
114	23 登-008270 2023/5/12	近畿建設協同組合	神戸市兵庫区福原町12-7	0787714396	神戸市兵庫区福原町12-7	1	ベトナム語・ミャンマー語	-	-	-	-
115	23 登-008288 2023/5/12	田中 健太 (ARS)	神戸市長田区四番町7丁目27番地ワコール長田綜合ビル1002号	09032814452	神戸市長田区四番町7丁目27番地ワコール長田綜合ビル1002号	1	ベトナム語	-	-	-	-
116	23 登-008319 2023/5/19	合同会社ミヤンマーナインバーワン	神戸市中央区伊藤町110-2神戸ポートビル旧居留地8F-17	0783819449	神戸市中央区伊藤町110-2神戸ポートビル旧居留地8F-17	1	ミャンマー語・英語	400人以上	-	・ビザ申請のサポート ・職業訓練の提供 ・就労先の紹介や斡旋 ・生活支援 ・アフターサポート	平成17年
117	23 登-008524 2023/6/23	株式会社AHREN	神戸市中央区多聞通1-1-1勝浦ビル2階南	0785999198	神戸市中央区多聞通1-1-1勝浦ビル2階南	1	ベトナム語・ミャンマー語・中国語・ネパール語	-	-	-	-
118	23 登-008589 2023/7/7	有限会社KNI	神戸市灘区大石東町4-5-24	0787620989	神戸市灘区大石東町4-5-24	1	ベトナム語・中国語	-	-	・エアコン取付、取り外し ・エアコンクリーニング	平成16年

	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援内容の要否※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
119	23 登-008624	2023/7/19	合同会社相進 Corporation	神戸市長田区腕塚町四丁目2番1-701号	0787634380	神戸市長田区腕塚町四丁目2番1-701号	1	インドネシア語・英語・韓国語	-	-	-	-
120	23 登-008695	2023/8/2	株式会社神戸チアー	神戸市中央区磯辺通一丁目1-18カサベラ国際プラザビル902	0788556800	神戸市中央区磯辺通一丁目1-18カサベラ国際プラザビル902	1	ベトナム語・ミャンマー語・英語	-	2,000万円	・ヘルスケア系総合人材サービス ・有料職業紹介事業 ・経営に関するコンサルティング事業 ・老人ホーム事業 ・介護保険法に基づく居宅サービス事業 ・介護保険法に基づく介護職員初任者研修事業 など	平成29年
121	23 登-009002	2023/10/11	医療法人社団 恕和会	神戸市北区松が枝町三丁目1番74号	0785837888	神戸市北区唐櫃台4丁目39-1	1	モンゴル語	-	-	・松田病院	-
122	23 登-009072	2023/10/27	RonBan 株式会社	神戸市垂水区舞多聞西1-20-6	09014465330	神戸市垂水区舞多聞西1-20-6	1	インドネシア語・ベトナム語・ミャンマー語・英語	-	-	・経営コンサル ・機器販売レンタル	-
123	23 登-009168	2023/11/17	株式会社 I MU AN	神戸市中央区磯辺通一丁目1-20 KOWABLDG3 階	05068757799	神戸市中央区磯辺通一丁目1-20 KOWABLDG3 階	1	韓国語	-	-	-	-
124	23 登-009244	2023/12/1	WORKみらい株式会社	神戸市兵庫区浜山通三丁目6-3	09029228668	神戸市中央区多聞通3丁目3-4サガ行多聞5階	1	ベトナム語・ミャンマー語	-	-	-	-
125	23 登-009251	2023/12/1	株式会社 I MG	神戸市北区鈴蘭台西町二丁目2番7号806	0785931332	神戸市北区鈴蘭台西町二丁目2番7号806	1	ネパール語・モンゴル語・英語	-	100万円	・スタジオ ・コンサルティング ・福祉事業 ・人材派遣事業	平成25年
126	23 登-009312	2023/12/22	菊池龍(行)政書士菊池事務所	神戸市中央区宮本通7丁目3-9-102	0782516066	神戸市中央区宮本通7丁目3-9-102	1	中国語	-	-	・行政書士事務所	-
127	24 登-009447	2024/1/17	行政書士法人 クロー	神戸市中央区京町78番地	0785959647	神戸市中央区京町78番地	1	英語	-	-	・行政書士事務所 (建設業許可専門)	-
128	24 登-009524	2024/1/31	株式会社 HR エイド	神戸市中央区磯辺通四丁目2番	0782513711	神戸市中央区磯辺通四丁目2番	1	ベトナム語	-	2,000万円	・国内人材派遣・人材紹介事業 ・BPO 事業	平成23年

	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援の内容及び実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
				26号新芙蓉ビル10階北西室		26号審不要ビル10階北西室					・海外人材紹介事業 ・外国人エンジニア紹介 ・海外事業進出コンサルティング な度	
129	24登-009683	2024/2/29	アソシエイト・ネット株式会社	神戸市西区玉津町高津橋197番地の1	0782019915	神戸市西区玉津町高津橋197番地の1	1	ネパール語・ベトナム語・英語・韓国語	-	-	-	-
130	24登-009848	2024/3/28	株式会社アース・スター・フサ・ビス・	神戸市中央区中町通2-1-18JR神戸駅NKビル6	0783710080	神戸市中央区中町通2-1-18JR神戸駅NKビル6	1	ベトナム語・中国語	-	500万円	・人材派遣事業、人材紹介事業 ・教育事業（実務者研修） ・コンサルティング事業	平成27年
131	24登-010024	2024/5/31	DADDY'S CHOICE JAPAN 株式会社	神戸市東灘区向洋町中一丁目17番地	08083229608	神戸市東灘区岸地通5-1-4真幸ビル3階	1	中国語	-	本社は北京	・日用化学製品の研究開発、製造、販売 ・子供の紙おむつ	平成29年
132	24登-010045	2024/5/31	HO THE CUONG (HO) 行政書士事務所	神戸市長田区本庄町6丁目4番4号	09069772489	神戸市長田区本庄町6丁目4番4号	1	ベトナム語	-	-	・行政書士事務所（ベトナム人の行政書士） ・入管業務及びそれに付随する業務・結婚相談所	-
133	24登-010128	2024/6/13	特定非営利活動法人 Oneself	神戸市西区学園東町四丁目15番地の1	0787961003	神戸市兵庫区荒田町2-18-20 案内アパ 209	2	ベトナム語・英語	-	-	・定住外国人（留学生・研修生を含む）及び中国残留邦人の就労や自立を目的とした日本語支援及び雇用・自立支援事業	平成26年
134	24登-010663	2024/8/30	崔 成日 (SUNNY) SIDE 行政書士事務所	神戸市兵庫区船大工町2-1高田屋久菱ビル1階	08049794131	神戸市兵庫区船大工町2-1高田屋久菱ビル1階	1	ネパール語・ベトナム語・英語・韓国語	-	-	・入管業務・永住・帰化申請 ・各種補助金・助成金申請手続代行 ・風営法許可申請 ・飲食店総合コンサルティング ・創業融資サポート	-
135	24登-011069	2024/11/14	竹内 明人 (神戸リー・ジェンシー 行政書士事務所)	神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号三宮ベンチャービル312	0782005896	神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号三宮ベンチャービル312	1	ネパール語・ミャンマー語	-	-	・在留資格・ビザ申請 ・遺言・相続・死後事務他 ・家族信託 ・各種許認可 (グループ会社) ジゲンパートナーズ株式会社	-

	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援の内容及び実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
136	24登-011091	2024/11/14	株式会社昭和製作所	神戸市長田区菅原通六丁目3番地	0785767122	神戸市長田区菅原通六丁目3番地	1	インドネシア語	-	1,000万円	・外国人人材紹介（特定技能・技術・人文知識・国際業務：ミャンマー・ネパール） ・各種鋳造大型製作 ・モデル製作 ・木製品製作	大正8年
137	24登-011110	2024/11/21	株式会社エールドゥン	神戸市中央区磯上通4-1-32ロイヤル磯上ビル405	05035518151	神戸市中央区磯上通4-1-32ロイヤル磯上ビル405	1	ネパール語・モンゴル語・英語	-	500万円	・化粧品・美容商材全般 ・健康食品販売 ・国内通信販売	平成26年
138	24登-011116	2024/11/21	ロコ・フィール株式会社	神戸市中央区八幡通四丁目2番9フラワーロードビル402号	0788088086	神戸市中央区八幡通四丁目2番9フラワーロードビル402号	1	ミャンマー語・英語	-	2,000万円	・総合人材サービス業（人材派遣事業、有料職業紹介事業、人材コンサルティング事業、採用支援事業、BEVO事業） ・デジタルプロモーション事業部（ホームページ制作・改善提案、SEO対策、アクセス解析、デジタル広告運用、SNS運用代行）	平成28年
139	24登-011162	2024/11/29	ピリーフ株式会社	神戸市西区大沢1丁目11-14	0789692403	神戸市西区大沢1丁目11-14	1	ベトナム語	-	-	-	-
140	24登-011164	2024/11/29	以勸株式会社	神戸市長田区長田天神町5-2-8-2F	0783845673	神戸市長田区長田天神町5-2-8-2F	1	中国語	-	-	・介護食と健康食の配食サービス	-
141	24登-011254	2024/12/12	株式会社Tプロジェクション	神戸市須磨区離宮西町二丁目5番16-403号	0787719873	神戸市須磨区離宮西町2丁目5番16-403号	1	ベトナム語	-	-	-	-
142	24登-011278	2024/12/24	株式会社GLJ	神戸市兵庫区水木通1-1-2福田ビル2階A南号	0785151233	神戸市兵庫区水木通1-1-2福田ビル2階A南号	1	ベトナム語・英語	-	-	・梱包発送 ・在庫管理 ・倉庫サービス	-
143	24登-011284	2024/12/24	加古川船舶工業株式会社	神戸市東灘区御影本町四丁目7番11号	0788415450	神戸市東灘区御影本町4丁目7番11号	1	ベトナム語	-	1,000万円	・産業機械・一般製缶品の設計・施工 ・船舶修理工事 ・機器据付・配管工事 ・人材派遣事業・人材紹介事業 ・排水処理装置及び凝集剤の製造・販売	昭和48年

	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所 の所在地	支援内容 ※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
144	25 登-011350	2025/1/9	株式会社グローバルカ ンパニー	神戸市中央区明 石町4番地神 戸御幸ビル4階	0783314 615	神戸市中央区明 石町4番地神 戸御幸ビル4階	1	ベトナム語・ベン ガル語・ロシア 語・中国語	-	3,000 万	・建設機械、トラックの販売、レンタ ル	平成 24年
145	25 登-011354	2025/1/9	株式会社 PeachAsset	神戸市中央区北 長狭通4-9-23	0783923 666	神戸市中央区北 長狭通4-9-23	1	アラビア語・ネパ ール語・英語	-	2,000 万	・宅地宅建取引業 ・労働者派遣事業	平成 29年
146	25 登-011414	2025/1/23	RAMPATH MUDIYANSELA GE SAVINDA GAYAN WIJESINGHE(タイ人財)	神戸市北区花山 東町2丁目19- 401	0901585 0518	神戸市北区花山 東町2丁目19- 401	1	シンハラ語・英語	-	-	-	-
147	25 登-011435	2025/1/30	NGUYENTHAN HTUNG (MINA TO)	神戸市兵庫区上 沢通4-1-9サト 上沢201号室	0907758 1223	神戸市兵庫区上 沢通4-1-9サト 上沢201号室	1	ベトナム語・ネパ ール語・英語	-	-	-	-
148	25 登-011468	2025/1/30	株式会社サ ントンサー ビス	神戸市中央区花 隈町3番15 号合和ビル40 3	0789546 666	神戸市中央区花 隈町3番15 号合和ビル40 3	1	中国語・英語	-	-	・労働者派遣事業 ・特定技能外国人支援事業 ・外国人雇用管理業務支援事業 ・人材教育のためのスクール運営業務 ・特定技能外国人に係る職業紹介事業 ・外国人採用支援事業 ・人材の職業適性能力の診断並びに能 力開発のための教育事業 ・インターネット等を媒介とした生 活、文化、ビジネス等の情報提供サ ービス など	-
149	25 登-011599	2025/3/26	中牟田宙 (社会保険労 務士法人グ ワ)	神戸市中央区浜 辺通4丁目1番 23号	0782716 950	神戸市中央区浜 辺通4丁目1番 23号	1	ベトナム語	-	-	・社会保険労務士法人	-
150	25 登-011677	2025/5/22	株式会社ト ーマス	神戸市東灘区深 江南町三丁目5 番1-106号	0903825 9976	神戸市東灘区深 江南町三丁目5 番1-106号	1	インドネシア語・ タガログ語・英語	-	1,000 万円	・飲食店の経営 ・花・ハーブ等の加工、販売 ・食料品等の製造、加工、販売 ・民芸品・工芸品等の販売 ・イベントの企画、制作、運営 ・酒類の販売 養蜂事業	昭和 60年

	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援者の内訳及びその実施方法※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
151	25登-011756	2025/5/29	株式会社グローバルナカマ	神戸市中央区東川崎町一丁目8番4号神戸市産業振興センター5階神戸ハーパーオフィス、スモールオフィス5-2	08024394148	神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号神戸市産業振興センター5階神戸ハーパーオフィス、スモールオフィス5-2	1	モンゴル語	-	500万円	外国人に特化した人材紹介サービス ・外国人高度人材紹介 ・特定技能人材紹介・支援 ・国際インターンシップ生事業 ・アウトソーシング事業 ・通訳翻訳 ・貿易事業（物販）	令和6年
152	25登-011923	2025/6/18	つながり国際協同組合	神戸市中央区元町通6丁目7番10号元町関西ビル502号室	0785959211	神戸市中央区元町通6丁目7番10号元町関西ビル502号室	1	ミャンマー語	年間600件以上	2000万	外国人に特化した有料職業紹介事業 ・通訳・翻訳事業 ・中古建設機械の売買・輸出事業 ・行政書士によるビザ申請事業 ・ITソリューション事業	平成24年
153	25登-011947	2025/7/2	株式会社アールワーク	神戸市中央区中山手通3丁目2番1	0789548598	神戸市中央区中山手通3丁目2番1	1	ベトナム語・中国語・英語	-	-	・有料職業紹介事業 ・老人ホームの紹介事業（ショートステイ） ・ウェブсайт企画・制作	-
154	25登-011957	2025/7/2	株式会社 i u d e r	神戸市長田区御屋敷通6-4-7	0787428043	神戸市長田区御屋敷通6-4-7	2	ミャンマー語	-	-	-	-
155	25登-012006	2025/7/2	グッドブランチ事業協同組合	神戸市北区鈴蘭台東町4丁目3-5-201	0785976185	神戸市北区鈴蘭台東町4-3-5-201	1	ネパール語	-	-	・共同購買事業 ・海外市場調査 ・教育及び情報提供事業 ・福利厚生事業 ・広告宣伝事業	令和5年
156	25登-012070	2025/7/9	葉 兆智	神戸市北区鈴蘭台東町3-2-1	08013220608	神戸市北区鈴蘭台東町3-2-1	1	中国語・広東語・英語	-	-	・行政書士事務所 ・労働者派遣事業 ・有料職業紹介事業 ・人材コンサルティング事業 ・外国人労働者・留学生に対する日本語教育、生活支援サポート・管理、及びこれらに関するコンサルティン	令和6年
157	25登-012215	2025/8/13	株式会社 L AMTEX	神戸市長田区若松町一丁目3番3号1階	0787549780	神戸市長田区若松町1丁目3番3号1階	1	ベトナム語	-	2,000万円	・外国人労働者・留学生に対する日本語教育、生活支援サポート・管理、及びこれらに関するコンサルティン	令和6年

	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	電話番号	支援を行う事務所の所在地	支援内容の要否※	対応可能言語	受入れ実績	資本金等	事業内容	創業
158	25 登-012250	2025/8/13	有限会社ホームスタック	神戸市長田区御屋敷通六丁目4番7号	0787428043	神戸市長田区御屋敷通6丁目4番7号	2	ミャンマー語	-	-	・不動産会社	-
159	25 登-012291	2025/8/20	エース協同組合	神戸市中央区磯辺通4丁目2-26	0782005370	神戸市中央区磯辺通4丁目2-26	1	インドネシア語・ネパール語・ベトナム語	-	-	・組合員の取り扱う資材等の共同購入 ・組合員の行う建設工事及び自動車整備業務の受注斡旋 ・組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業 ・外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業 など	平成18年
160	25 登-012296	2025/8/20	ANYTHING株式会社	神戸市中央区元町通7丁目1番2-311号	0787796874	神戸市中央区元町通7丁目1番2-311号	1	ベトナム語	-	200万円	・不動産賃貸業 ・不動産売買業 ・光回線・固定型WIFIの紹介業 ・ベトナム語/日本語の通訳・翻訳 ・貿易代行業務	-
161	25 登-012299	2025/8/20	株式会社キリノハナ	神戸市兵庫区中之島1丁目1-5、4階	0785156883	神戸市兵庫区中之島1丁目1-5、4階	1	ネパール語・モンゴル語・中国語・英語	-	3,000万円	・総合人材コンサルティングサービス業	平成30年
162	25 登-012306	2025/8/20	株式会社HITOCA	神戸市中央区脇浜町2丁目8番1号	0788943066	神戸市中央区脇浜町2丁目8番1号	1	ベトナム語	-	-	-	-
163	25 登-012317	2025/8/20	株式会社B ECH	神戸市中央区北長狭通4丁目2-1974X元町ビル4F-11	08046440529	神戸市中央区北長狭通4丁目2-1974X元町ビル4F-11	1	インドネシア語・ネパール語・ベンガル語・ミャンマー語・中国語・英語	-	700万円	・有料職業紹介 ・WEBサービス運営	令和7年

団体名のアンダーライン：「監理団体」と「登録支援機関」両方取得

※支援業務の内容及びその実施方法

1:法令に定める支援内容及び実施方法

2:上記に加え、任意的な支援内容もあり

5. 神戸市内の登録支援機関事例

(1) 株式会社 I. M. GREEN

団体名	株式会社 I. M. GREEN	登録年月日	2019/6/1 日
住 所	神戸市西区玉津町上池274番地2	電話番号	078-913-0038
対応可能言語	ミャンマー語		
特 徴	・「ワンストップサービス」育成・紹介・支援 ・独自の教育機関を設け、ミャンマー人若者育成に力をいれ、特定技能、技術者、留学生等幅広分野で日本留学や就職の機会を提供。 ・来日後も「登録支援機関」として手厚いサポートを実施。 ・日本国内及び現地に事務所を構え、日本語堪能な現地スタッフや日本人スタッフが丁寧に対応。常にミャンマー人を採用している企業や今後のミャンマー人採用を検討している企業には、ミャンマーに関して正確な情報をリアルタイムで提供。 ・実績:外食業 512 人、介護 320 人、ビルクリーニング 1300 人、留学生 420 人、奨学金生 55 人		

概 要

(出典:「株式会社 I. M. GREEN」ホームページ)



募集体制

I.M.GREEN は日本国内職業紹介許可及びミャンマーの送り出し機関ライセンスを取得し、国内外の求職者の募集を行っております。

- ① 自社管理の教育機関又はミャンマー国内の提携学校から集める「ミャンマー国内」
- ② 自社オンライン無料授業から集める「日本国内・外」
- ③ SNS から集める
- ④ JOB FAIR SEMINAR「セミナ」

育成

I. M. GREEN は日本語教育基盤の充実し、「日本語」、「社会のルール」、「技能」等の3つの分野に育成を徹底しています。生徒たちの日本語の能力をN3 レベルまでに教えて、さらに日常生活に必要な日本の文化、社会のルール、礼儀、社会人の5原則等と技能・スキルを取得出来る授業を実施しております。

①日本語能力

日本語クラス ◆N4 レベル「4ヶ月～6ヶ月間」 ◆N3 レベル「10ヶ月～12ヶ月」

職場のコミュニケーションコース：企業内定候補者だけに日本人教師の講習

介護職用語：介護職に所属する企業内定候補者だけに介護専門の日本人教師の講習

飲食店用語：外食業に所属する企業内定候補者だけに日本人教師の講習

ホテル用語：ビルクリーニング、ホテルベッドメイキング、宿泊業に所属する企業内定候補者だけに日本人・ミャンマー人教師の講習

②社会のルール

I. M. GREEN の候補者全員に企業内定後3ヶ月間の授業です。

事前講習・ガイダンス

チームワーク：「報」「連」「相」

ヒヤリハット

社会人の5原則：「表情」「挨拶」「身だしなみ」「言葉遣い」「態度」

職場環境5S：「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「習慣」

③特定技能授業・訓練・OJT

日本語能力レベル N4 以上取得し、ミャンマーと東南アジア各国で開催する特定技能1号の試験に受験出来るよう学生達に授業しております。

外食業「特定技能」：1. 5ヶ月間（実務：接客、調理、清掃）

ビルクリーニング「特定技能」：10日間（実務：床面、ガラス面、様式大便器）

農業「特定技能」：1. 5ヶ月間

介護「特定技能」：1. 5ヶ月間（OJT：1ヶ月間「ヤンゴン市内介護施設」）

自動車整備「特定技能」：1. 5ヶ月間（海外にて受験）

飲食料品製造「特定技能」：1. 5ヶ月間（海外にて受験）

宿泊業「特定技能」：1. 5ヶ月間（海外にて受験）



④面接事前講習コース

面接経験豊富な日本人先生に10日間の授業・練習コースです。

(2) 社会福祉法人報恩会

団体名	社会福祉法人報恩会	登録年月日	2020／5／29
住 所	神戸市兵庫区大開通八丁目1番21号一2階	電話番号	078-575-5110
対応可能言語	英語・ミャンマー語・タガログ語		
特 徴	・報恩会は、大学都市産官学プラットフォームが運営する「神戸外国人高度専門人材育成プロジェクト」に参画 ・神戸外国人高度専門人材育成プロジェクトで現行制度の問題を解決		
概 要			
(出典:「社会福祉法人報恩会」ホームページ)			
外国人・人材育成の取り組み			
報恩会は、大学都市産官学プラットフォームが運営する「神戸外国人高度専門人材育成プロジェクト」に参画しています			
2011年をピークに神戸市の総人口は減少を続け、就労人口が大幅に減っている状況で、特に介護人材不足が深刻化しています。そこで市内大学、地元産業界、神戸市による産官学連携プロジェクトをスタートさせ、外国人介護人材の獲得から施設への就労に至るまで一貫して支援していきます。			
神戸外国人高度専門人材育成プロジェクトで現行制度の問題を解決			
神戸外国人高度専門人材育成プロジェクトとは、海外にて医療・看護のスキルを学んだ意欲の高い外国人介護人材(特定技能)を、産官学連携の公的な枠組みの下、安心して、安定的に、かつ適正な費用で確保いただける取り組みです。さらに就労後の定着まで一貫したサポートを行います。			
現行制度の問題点			
・「制度理念」と「雇用実態」との乖離			
労働環境・転籍・賃金・在留期間・保証金(手数料)・一部の悪質なブローカーなど			
・必要経費が不明瞭			
例: 送出し機関に支払った費用の平均額は約650, 000円(2021出入国在留管理庁調べ)。 なかには来日後費用を含めて1, 000, 000円以上の借金するケースあり			
・介護人材のスキル不足			
問題を解決			
報恩会の神戸国際高度人材サポートセンターで外国人候補生への研修、学生就職相談を行うことで、外国人候補生・受け入れ施設それぞれの問題を解決。			
・母国の悪質なブローカーの排除			
市、大学も参画した産官学プラットフォームのプロジェクトとして、留学生が在留資格「介護」取得、就業、定着まで協働			
・職業選択の自由			
留学生が選択し、希望する施設への就労			
・神戸市内での就業・定着を促進			
神戸市内に施設を持つ法人に限定			

受け入れ施設の調査内容

法人名、就労施設名、住所、従業員数、外国人介護職員数(国別)、外国人介護福祉士数など サポート体制、寮の有無、学習時間の確保、生活環境、サポートセンターとの学習協力体制の有無、施設内での担当教員の有無、労働時間、賃金体制など、希望人数(年度別・国別など)

外国人候補生の調査内容

就労希望期間、介護福祉士取得の有無、在留資格「介護」取得後の家族帯同の有無、神戸市内での就業の有無、学習サポート(無償)の有無、宗教上のサポート体制希望の有無

各種研修や相談の窓口は、報恩会の運営する神戸国際高度人材サポートセンターにて行っています

外国人介護職員への研修、学生就職相談及び東南アジア諸国の大学への介護技術講義などを行っています。様々な研修及び講義を通して福祉のスペシャリストを養成し、日本の社会福祉に寄与する事を目的としています。

(3) 株式会社 NIVEN

団体名	株式会社 NIVEN	登録年月日	2023／3／31
住 所	神戸市灘区森後町二丁目3番19号	電話番号	090-6913-8803
対応可能言語	ベトナム語、インドネシア		
特 徴	・明確な料金体系とコストメリット: 外国人労働者の生活サポート料金に、「ビザ更新費用」まで含まれていることや、HP に料金を表示するなど料金が明瞭。人材紹介料は理論年収の 20%から、比較的リーズナブルな設定。 ・「オンライン面接」を活用 オンライン面接など企業の採用活動を効率化するためのサポートが充実。 ・外国人雇用に関する全プロセスをワンストップで支援 人材の紹介から、ビザ申請、入社後の生活サポートやアフターフォローまで、外国人雇用に関する全プロセスをワンストップで支援		
概 要			
(出典:「株式会社 NIVEN」ホームページ)			
特定技能外国人の人材紹介			
外国人労働者の採用支援			
私たちは、企業や団体が外国人労働者を採用する際に必要な手続きや書類作成などのサポートを行います。また、採用した後も、外国人労働者のビザ申請や在留資格の更新など、必要な手続きをサポートします。 料金:理論年収の20%～(ですがご相談下さい)			
就労ビザの取得支援			
外国人労働者には、就労ビザの取得が必要です。私たちは、就労ビザの種類や取得方法などについて、詳しくご説明し、必要な手続きを代行します。 料金:¥30,000～			
外国人労働者の生活サポート			
外国人労働者が円滑に仕事に取り組むためには、法的に定められた支援と生活面でのサポートも必要です。 私たちは、住居の手配や日本語学習の支援、緊急時の連絡先の提供など、様々な生活面でのサポートを提供しています。 料金:月額¥20,000円～(ビザ更新費用込み)			
私たちが選ばれる理由			
特定技能に特化した人材のご紹介			
一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材をご紹介します。			

各種支援・手続きをサポート

煩雑な支援や手続き業務を私たちがサポートし、皆さまの手間を省きます。

入社後のフォロー体制

外国人材の活躍を促すためのアフターフォローを行います。

オンライン面接にも対応

複数人同時面接など、効率的に採用活動を行うことが可能です。外国人材の活躍を促すためのアフターフォローを行います。

(4) スリーエー株式会社

団体名	スリーエー株式会社		登録年月日	2019／6／28
住 所	神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル8階		電話番号	078-200-6433
対応可能言語	ベトナム語			
特 徴	・賃貸契約の「連帯保証人」を代行 スリーエーでは、外国人材が日本で住居を借りる際に最大のハードルとなる賃貸契約の「緊急連絡先」や「連帯保証人」を、家賃保証事業者として代理で引き受けるサービスを提供。企業側・本人側の双方にとって大きな負担であった住居確保の問題を、根本から解決。 ・ビザ申請の専門家を育てる「研修会」を実施 企業の担当者などがビザ申請を行える資格「申請取次者」になるための研修会を自ら実施している。単なる手続き代行者ではなく、制度の「教育者」でもある。 ・「ベトナム人」と「介護分野」に特化。日本語教育を含めた育成・定着支援 専門用語の勉強会など、外国人材が日本語でつまづかないための「学べる環境づくり」を推進。			
概 要				
(出店:「スリーエー株式会社」ホームページ)				
サービス内容				
1. ベトナム人材紹介【国内人材】 日本国内に在留資格を有しているベトナム国籍の留学生やエンジニア、特定活動、特定技能等の人材紹介をおこなっています。新卒者や転職希望の方を職種に応じた在留資格者をご紹介します。国内の全地域を対象に対応させていただきます。				
2. ベトナム人材紹介【海外人材】 スリーエーは、ベトナムの職業紹介事業者(送出し機関)と、取次機関として複数の事業者と提携しています。また、ベトナムから人材を呼び寄せる場合には出国と入国の手続きが必要となりますので信頼と実績のある送出し機関をご紹介します。				
3. 登録支援機関業務 支援機関とは特定技能を受入れる際に要件として支援業務を必要となります。また、特定技能受入申請の手続きは職種ごとに手続きが異なるので大変複雑なうえ、3か月に一度の定期報告や外国人の生活オリエンテーション等、経験を要する支援を業務委託として請け負っています。				
4. 不動産賃貸契約の緊急連絡先又は、連帯保証人の代理人サービス 外国人が不動産の賃貸契約の際に求められる日本人の緊急連絡先や、連帯保証人を代理人として引き受けるサービスを提供しています。連帯保証人については家賃保証事業者として実施しています。 ※弊社の緊急連絡先代理人サービスと家賃保証サービス(連帯保証人)の併用はコンプライアンスの観点から不可とさせていただきます。				

5. 介護ベトナム人材学べる環境づくり

外国人の介護就労の受入れでも多く求められることは日本語レベルです。就労する外国人も仕事で日本語の理解ができないときは落ち込みますので、日本語や専門用語の勉強会ができる環境づくりをおこなっています。実習生以外にも留学生の介護特定技能者の育成もおこなっています。

6. 申請等取次研修会実施機関

外国人の在留資格申請手続きは、原則として申請人(外国人)本人以外の方が申請手続きをおこなう事はできないよう、大変不便な内容となっています。申請人の代わりに在留資格申請をおこなえる者は代理人、若しくは申請取次者となる資格者に限られています。申請等取次資格の承認申請には出入国在留管理行政一般の知識を有することを求められるため、当研修会で申請等取次研修会をおこなっています。

特定技能介護人材の学ぶ環境が必要な理由

介護特定技能人材も不足(2021年6月現在)

- 特定技能制度の流れを考えれば、おそらく介護技能実習生とした外国人を多く日本に来日させて、介護実技を3年経験したあと、特定技能介護人材として日本国内に創出させていく流れだったと想像するのですが、2020年3月からコロナ感染予防対策の影響で技能実習生の入国が困難になり、介護実習生が不足しています。また、入国困難の反対側に帰国困難者が多く国内に滞在する現象がおきています。その中で介護特定技能資格に移行できる介護評価試験の実施が国内で毎日おこなわれるようになりました。

介護評価試験とは、国家資格ではない在留資格取得のための外国人向けにおこなう筆記試験(ペーパーテスト)です。合格者は特定技能介護職員として就労ができるようになりますが、評価試験組の特定技能介護人材は、食品加工や縫製、部品組立等からの転職者が多く見られるため、作業中心で日本人との会話が少ないせいか、日本語レベルが低い傾向が見受けられます。そのため、介護施設利用者の聞き取りにくい日本語を理解するには日本語教育と介護実技の習得環境が早急に必要と感じています。

取り組み

介護特定技能者向け

- 帰国困難者で特定技能介護試験を受験したいベトナム人候補者の方には、評価試験の問題集を用いた日本語トレーニングと簡単な専門用語の勉強会を定期的におこなっています。
- 提供先の介護施設で実務経験の実施。

(5) パン・エイシア事業協同組合

団体名	パン・エイシア事業協同組合	登録年月日	2019／9／5
住 所	滋賀県湖南市朝国22 神戸市灘区深田町4丁目1番1号ウェルブ六 甲道6階	電話番号	074-872-9282
対応可能言語	－		
特 徴	・豊富な実績と確かなサポート体制 ・配属後の充実したフォローアップ ・言語に対する万全なフォロー体制 ・人間関係の構築		
概 要			
(出店:「パン・衛氏亜事業協同組合」ホームページ)			
パン・エイシアの強み			
ADVATAGE01.豊富な実績と確かなサポート体制			
パン・エイシアは2007年に設立。長年の実績があり、全国で600名以上の技能実習をサポート、年間200名の技能実習修了者を輩出。			
ADVATAGE02.適切な人材をご紹介			
技能実習を良好に修了した技能実習生を企業を結ぶ、特定技能人材マッチングを実施。			
ADVATAGE03.配属後の充実したフォローアップ			
1企業に対して2名の担当者を配置し、万が一のトラブルにも安心			
ADVATAGE04.言語に対する万全なフォロー体制			
・日本語教育や日本の生活マナーや習慣等を他の日本語教育機関に頼らず、自組合の教育センターにて実施。経験豊富は講師による教育が定評。			
・入国前講習中も定期的にリモート面談を実施し、採用者の日本語習得状況を確認。			
・入国前講習中に採用者から実習実施担当者へ定期的に日記の提出。企業に日本語習得状況の「見える化」を実施。			
・技能実習生の日本語能力向上をサポート！合格お祝い金制度あり。N1、N2 合格者を多く輩出。			
ADVATAGE05.人間関係の構築			
入国後講習中は監理担当者や通訳ともコミュニケーションをとる機会が多く、事務所・講習センター・寮が近い、配属までに技能実習生と人間関係を構築。			

(6) 地球人.jp株式会社

団体名	地球人.jp株式会社	登録年月日	2019／11／14
住 所	神戸市中央区磯辺通3－1－2 大和地所三宮ビル8F	電話番号	092-434-3135
対応可能言語	－		
特 徴	・人材確保と専門教育、独自契約の専門提携校や関係協力機関と連携した独自のリクルーティングシステムを構築。月間約 4,000 名の派遣実績。 ・スタッフ情報の徹底した管理。本部の専門スタッフがシステムへ、スタッフの在留資格と期限、留学生は それに加えて教育機関と学生証期限を登録。外国籍スタッフの場合、在留カード及び、留学生の場合は学生証を必ず持参させ、登録担当者の目視による確認を義務付けている。 ・独自のシステム管理。在留資格や学生証の期限切れスタッフの派遣を、自動的に制御。在留資格の種類により、認められた 労働時間以上の派遣を、自動的に制御。留学生については、教育機関の情報も個別管理。		
概 要			
(出典:「地球人.jp株式会社」ホームページ)			
25年以上の実績と独自のシステムで外国籍採用一本化を実現			
厳しいエリアでの過当競争の中での人材確保と専門教育、独自契約の専門提携校や関係協力機関と連携した独自のリクルーティングシステムを構築。月間約4,000名の派遣実績。			
実績			
スタッフ情報の徹底した管理			
弊社では、スタッフ情報の登録、更新時に、以下の手続きを厳守しています。			
1. 本部の専門スタッフがシステムへ、スタッフの在留資格と期限、留学生は それに加えて教育機関と学生証期限を登録。			
2. 外国籍スタッフの場合、在留カード及び、留学生の場合は学生証を必ず持参させ、登録担当者の目視による確認を義務付けています。			
※上記のデータは、本部の専門スタッフしか、登録、更新ができないように、セキュリティをかけています。			
独自のシステム管理			
コンプライアンスを厳守するために、外国籍スタッフ 専門の管理システムを導入しました。			
1. 在留資格や学生証の期限切れスタッフの派遣を、自動的に制御。			
※例:留学生は、週28H以上の派遣(配置)が出来ない。			
2. 在留資格の種類により、認められた 労働時間以上の派遣を、自動的に制御。			
3. 留学生については、教育機関の情報も個別管理。			
※例:在学中の教育機関の長期休みを判定し、労働時間数を自動制御。			
※例:教育機関により、雇用保険の適用除外になる昼間学生かを自動判別。			
独自のリクルーティングシステム			
新しいエリアでの過当競争の中での人材確保と専門教育、独自契約の専門提携校や関係協力機関と連携した。独自のリクルーティングシステムを構築。			



コミュニケーション

- ・リアルタイムで仕事情報開示
- ・給与明細を確認・受取
- ・リアルタイムな人選

日本での生活フォローなども行えるように、コールセンターと直接メッセージを通じて相談が出来るようになっております。

管理体制

- ・事業分業制(職種別による分業)
- ・労働法、派遣法、入管法は独自開発のシステムで管理
- ・エリア体制／事業所体制(対象商圏による分業)
- ・各エリアに採用に特化した採用担当の配置
- ・オーダー規模によりお客様工場・事務所内に管理デスクを配置
- ・オーダー規模により常駐管理者を配置し現場での即時対応を可能に

他社には無いレベルの派遣スタッフ管理を行います。

- ・24時間365日対応
- ・1日前依頼対応
- ・多言語対応の為、現場に合わせた管理者配置
- ・業務性能を見極めた国籍選定・性別選定機能

教育体制

在日外国籍対象に徹底教育しています。

- ・挨拶
 - ・モラル・マナー教育(生活習慣)
 - ・衛生教育30分ビデオ(基本規則と応用)
 - ・アルバイトの心得(面接～開始～勤務中～退職)
 - ・職種別教育(食品工場／飲食店)
 - ・勤怠労務教育
 - ・就職セミナー
 - ・外国籍採用トレーニングプログラム作成
- 全て5言語で解説し、DVD視聴教育も5言語対応、理解できてないかも…は一切ありません！

生活支援

留学生・実習生・特定技能外国人・在日外国人の生活支援を行っております。

- ・事前ガイダンス
- ・出入国する際の送迎
- ・住居確保・生活に必要な契約支援
- ・生活オリエンテーション
- ・日本語学習の機会の提供
- ・相談・苦情への対応
- ・公的手続等への同行
- ・日本人との交流促進
- ・転職支援(人員整理等の場合)
- ・定期的な面談・行政機関への通報
- ・住居巡回

※住居巡回はオプションサービスになります。

生活支援委託

総務・管理の方の業務軽減に！ 実習生等(特定技能)生活支援委託サービス

巡回・報告・指導を一貫した管理

住居環境状況を把握し点検

企業様の借上げている住宅の点検を行い、ご担当者様の負担軽減に。住居環境状況を把握し、即時に報告対応。(退去時の費用削減につながります。近隣トラブルの防止になります。)

定期的な巡回、写真リスト化し報告

定期的に寮への巡回を行い、寮の生活状況(水廻りの汚れ・破損等)の写真を撮影し、写真一覧にしてご報告を行います! 巡回を行い、写真を撮影することで清潔保持することの意識が高まります!

ゴミ分別・ゴミ出し日掲示物配布、指導

他言語で表記されたゴミの分別掲示物やゴミ出し日掲示物を配布・掲示します。同時に、不十分な処置には生活指導を行い、快適な生活空間維持に取り組みます。

オンライン日本語教育

オンライン(ZOOM)を利用した日本語学校教員による日本語教育プログラムです。授業時間は企業様のご要望に合わせて調整いたします。その他対象者の日本語レベルや国籍に合わせ相談可能です。

業種は、農業、介護、飲食料品製造、外食、宿泊

※日本語学習の提供は、特定技能外国人受入企業様の支援の1つです。(国が定めた、登録支援機関のサポートの1つになります。)

アプリを活用したサービス

生活支援アプリを導入し、多言語での対応、約170本の生活に係る動画閲覧、ビデオ通話機能でその場で写しながら対応、緊急時のトラブル際に専門業者が駆けつける等様々なサービスが充実しております!

- ・トラブル対策の動画配信
- ・ビデオ通話でタイムリー対応
- ・緊急時は専門業社が駆けつけ対応

生活支援スマホアプリの特徴

1. スマホアプリを活用した生活支援(アプリから直接コールセンターへ繋がる)
2. 日本語が苦手な外国人の方々向けに多言語対応機能(※1)
3. 生活上での水、鍵、電気トラブル等・お役立ち動画を約170本閲覧可能
4. ビデオ通話機能を通じて、その場で写しながら対応サービス
5. 緊急トラブル(水・ガス・電気・鍵等)の際に専門業者が駆けつけるサービス(※2)

※1: 7か国語対応(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語)

※2: 一次対応のみ

(7) 株式会社 Dogwood Community

団体名	株式会社 Dogwood Community	登録年月日	2019/12/18
住 所	神戸市東灘区御影塚町一丁目7-12セラフ ィア神戸御影塚町0001号	電話番号	078-891-4234
対応可能言語	英語・ネパール語・ベトナム語・中国語・ベンガル語・ヒンディー語・ビルマ語・フィリピン語・シンハラ語・タミル語・モンゴル語・インドネシア語・ゾンカ語・ラーオ語・クメール語・タイ語		
特 徴	・ネパール人材の採用支援に特に定評があり、技能実習生送り出し機関とのネットワークを活かして優秀な人材を発掘。特定技能への移行も含めて一貫してサポートしている。 ・対応可能言語が非常に多彩、16の言語に対応できる。 ・入国手続きから在留資格申請代行、住居確保や日本語学習支援、さらに地域交流イベントの開催など、外国人材の就労・生活をトータルで支える。		
概 要			
(出典:「PRTIMES」ホームページ)			
(プレスリリース)			
【特定技能】ネパール実績 No.1! 優秀な介護「人材」新即戦力プログラムの開始			
2019年4月に創設された在留資格「特定技能」。ネパールでは昨年10月より介護試験が行われ、国民の関心も高い。			
株式会社 Dogwood Community		2020年12月25日 14時40分	
株式会社 Dogwood Community(本社:兵庫県神戸市 代表取締役 池田省平)は、ネパールを中心に特定技能に特化した独自の学習支援及び来日した際に必要なサポートを行う登録支援機関を運営しています。介護の即戦力人材の輩出を目的としたプログラムを12月より強化し、今後優秀なネパール人を年間500名以上日本に送り出す予定です。			
日本の介護人材不足解消への救世主となる国は「ネパール」			
ネパールは、北はチベットと接するヒマラヤ山脈、南はインドへとつながるタライ平野にはさまれた国です。標高5000mを越える高地から亜熱帯の低地に住む人、また30以上の民族が暮らしている多民族国家、宗教的にはヒンドゥー教と仏教を信仰しており毎年多くのお祭りが行われます。人口は約3000万人とあまり多くはありませんが、それでも年々増加しており観光地としても有名になってきています。			
ネパールでは近年、多くの若者が海外に働きにいくのが主流になっており1日約1,500人の若者がネパールを出国し外国で働きに出ると言われています。出国先として日本を選ぶ若者が年々増加しており、日本で外国人登録されているネパール人は現在約9万人であり2000年の3,649人と比べると大幅に増加しています。			
在留資格別に見ると留学が最も多く、ほとんどは留学後に日本での就労を目的に来日しています。しかし、留学やコックなどの在留資格でネパールから日本に来るのは簡単ではなく「ブローカー(仲介人)」を通す必要があり悪徳なブローカーが多く存在しているため結果的に多額の借金を背負い来日するネパール人が多くいる現状でした。			

そんな中、2019年4月1日より日本政府は新たな外国人労働者の受け入れに関する制度でもある在留資格「特定技能」が創設・施行され多くのネパール人が現在、この制度で来日するために日々勉強しています。

コロナの影響でオンライン授業が主流になったことで、ネパール国内中から授業を気軽に受講できることになりました。

現在、ネパールでは特定技能試験が「介護」しか実施されていないため多くの若者が日本の介護に興味を持つようになり試験の申し込みがわずか数分で終わってしまうなどネパール国内での関心は高まっています。

そんな中、弊社 GROUP の現地学生が11月14日にネパールでは初となる特定技能での来日が実現し、ネパール・日本にとって歴史的な一歩を踏み出しました。

今後、プログラムを強化し年間500名の介護人材を輩出予定

12月25日段階において、弊社 GROUP の現地トレーニングセンターでは既に特定技能介護試験（日本語基礎テスト、介護技能評価試験、介護日本語評価試験）を全てクリアしている学生が約100名近くおり3月末までには約35名の来日が決まっています。学生数も500名以上在籍しており、今後毎月実施される特定技能試験を受験し合格者がさらに増える見込みです。しかし、合格しただけでは即戦力になるのは難しいため内定から来日までの期間を活用したオリジナルの即戦力プログラム（日本語学習・コミュニケーションスキル向上、日本を知る学習、毎月1度の施設様面談）を学生に受講させ、来日後に即戦力として現場で活躍できるようサポートしていました。

さらに、2020年12月より既存のプログラム内容に加え、実際に特定技能で来日し介護施設で勤務している先輩ネパール人スタッフや雇用先の日本人スタッフにご協力いただき、来日する前に補うべき知識やスキルなどを実際の体験から定期的にオンラインにて講義を実施するプログラムを追加しました。

特定技能で、施設で働く先輩ネパール人や一緒に働く日本人スタッフ、それぞれの立場で感じた課題や成果をより細かく共有することでさらに来日後に即戦力人材に近づかせる目的があります。

(8) 合同会社ミャンマーナンバーワン

団体名	合同会社ミャンマーナンバーワン	登録年月日	2023／5／19
住 所	神戸市中央区伊藤町110-2 神戸ポートビル旧居留地8F-17”	電話番号	078-381-9449
対応可能言語	ミャンマー語・英語		
特 徴	・人材データを提示して求人企業と求職者を ONLINE でマッチングをしていく方針。 ・「ティンミャンマー」日本語学校として、2005 年に設立し、学生数は現在まで 2600 人。年間 200 人の学生が在席。 ・日本へ 2015 年から現在までおおよそ 400 人以上を送出。 ・教材本は 20 種類出版して、2021 年に中級文法と漢字教材を出版。 ・2019 年に介護の養成講座、本格的トレーニングセンターも開設し、他の送り出し会社からも活用できるようになっている。		
概 要			
(出典:「合同会社ミャンマーナンバーワン」ホームページ)			
「優秀な人材に最大限の可能性を与えたい」 「ミャンマーの人材」は将来「ミャンマーの原動力」になるので、大事に育てています。			
有料職業紹介 特定技能人材の人材紹介ができる「有料職業紹介」許可を取得しているため、特定技能人材の採用を希望する企業に対しての人材紹介を行っております。			
登録支援機関 「特定技能人材の支援業務」紹介した人材の採用決定後、登録支援機関として支援業務を実施致します。「人材の紹介」と「サポート」を併せたワンストップサービスを提供しております。			
「ミャンマー」送り出し機関 「技能実習生」、「特定技能生」、送り出し機関 ・ビザ申請のサポート ・職業訓練の提供 ・アフターサポート ・就労先の紹介や斡旋 ・生活支援			
人材紹介の仕組み 人材紹介の方法として、人材データを提示して求人企業と求職者を ONLINE でマッチングをしていく方針です。			
ミャンマー日本語教育機関設立とその役割 弊社は「ティンミャンマー」日本語学校として、2005年に設立し学生数は現在まで2600人を育てました。年間200人の学生が在席しています。日本へ2015年から現在までおおよそ400人以上を送り出しました。教材、本は20種類出版して、2021年に中級文法と漢字教材を出版しました。2019年に介護の養成講座、本格的トレーニングセンターも開設し、他の送り出し会社からも活用できるようになっております。			
登録支援機関・有料職業紹介事業の役割 現在、新たな外国人技能実習制度導入後、ミャンマー出身の方々の中で、日本で働くことを希望する人々が増え続けており、彼らは次のような問題や悩みを抱えています。 ・情報不足:			

新たな外国人技能実習制度に関する情報が不足しているため、どのように行動すれば 良いのかわからない人が多いです。具体的な制度の詳細や応募方法、手続きについての情報が必要です。

・実習先の選定:

ミャンマー人は、自身のスキルや興味に基づいて実習先を選ぶ必要がありますが、どの企業や団体が適切で信頼できるのか迷っています。実習先の求人情報や選考プロセスについての情報が求められています。

・言葉の壁:

日本の労働市場で求められる技術やスキルのトレーニング、日本の労働文化や法律の理解、言語(主に日本語)の習得などに日本語でのコミュニケーションができるようにサポート体制が必要です。

上記のような問題を抱えているミャンマーの人々のために弊社は力になりたいと思っておりますので、ミャンマーの人材を受け入れたい企業・組合・登録支援機関、はお気軽に(info@myanmar-number-1.com)までお問い合わせください。

活動詳細

・ビザ申請のサポート:

特定技能ビザを取得するための手続きや書類の作成に関するサポートを提供します。具体的には、ビザ申請に必要な書類の準備や申請手続きの案内、必要な情報の提供などです。

・職業訓練の提供:

特定技能ビザ取得に必要な技能や知識を習得するための職業訓練を提供します。これには、日本の労働市場で求められる技術やスキルのトレーニング、日本の労働文化や法律の理解、言語(主に日本語)の習得などが含まれます。

・就労先の紹介や斡旋:

特定技能ビザ取得後、ミャンマー出身の人材に対して、日本国内の企業や雇用主とのマッチングや就労先の紹介、労働契約の仲介などの支援を行います。また、求職者と雇用主の間の円滑なコミュニケーションをサポートすることもあります。

・生活支援:

特定技能ビザで来日する人材に対して、生活環境の整備や生活上のサポートを提供します。具体的には、住居の手配や生活費の管理、健康保険や社会保険の手続き、日常生活でのトラブルや問題解決への支援などが含まれます。

・アフターサポート:

特定技能ビザ取得後も、就労状況や生活状況のフォローアップを行い、必要に応じて助言やサポートを提供します。特に、労働条件の遵守や労働トラブルの解決に関して、サポートが行われることがあります。

これらの人材サポートは、特定技能ビザ制度の受け入れ国である日本の公的機関や民間の登録支援機関、労働者派遣会社、NGO などによって提供される場合がありますが、ミャンマーの人材に関する具体的な支援内容やサービスの詳細は、お気軽に(info@myanmar-number-1.com)までお問い合わせください。

(9) 特定非営利活動法人Oneself

団体名	特定非営利活動法人Oneself	登録年月日	2024/6/13
住 所	神戸市西区学園東町四丁目15番地の1	電話番号	078-796-1003
対応可能言語	ベトナム語・英語		
特 徴	・外国にルーツのある人に対して、就労や自立を目的とした日本語支援及び雇用・自立支援事業を行い、地域住民の一員として社会参画しやすい環境を提供することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする NPO 法人。		
概 要			
(出典:「特定非営利活動法人Oneself」ホームページ)			
インターンシップ×外国人留学生			
コーディネーターがシェアハウス運営で培った経験を基に外国人留学生専門のインターンシッププログラムをご提案。			
事業内容			
日本語支援事業			
Oneself 新開地日本語教室			
①技能実習生・社会人クラス			
②外国にルーツを持つ高校生クラス			
③日本語能力試験対策クラス			
生活に必要な日本語(買い物をする、病院へ行く等)や漢字などを学習することができます。また、アルバイトやパートに就くためには日本語能力試験合格者などの条件がある場合があります。そのために必要な試験対策も行います。			
そのほか、外国にルーツを持つ高校生を対象としたクラスでは日本語支援のみならず、教科支援、進学就職に向けたキャリア支援を行っています。外国にルーツを持つ児童・生徒への日本語指導を専門とするキャリア30年以上の日本語教師主導のもと支援内容や方法を話し合い、それぞれの生徒に合った支援プログラムを提供しています。			
Oneself 明舞日本語教室			
中国残留邦人の方を対象としたクラスがあります。			
新開地教室同様、生活に必要な日本語が学習できます。また、単なる日本語学習だけではなく、絵本の読み聞かせなどや昭和・平成の歌を通して歌詞を理解したり、地域の方々と一緒に歌う交流の場もあります。			
異文化交流事業			
日本人と定住外国人、留学生、技能実習生との交流会や料理教室等を定期的に開催しています。			
「日本人の友人ができた!」「普段の生活では接する機会のない外国人の方々とお話ができて、みなさんの現状を知ることができました。」「(イベント終了後のアンケートより) このようなご意見、ご感想を頂いており外国人の方だけでなく、日本人にも「気づき」のあるイベントにしたいと思っています。			
【交流会】			

お花見やピクニック、バーベキュー、クリスマスパーティ等のイベントを定期的に開催しています。また「〇〇ってどんな国?！」というテーマで留学生に母国文化の紹介をしてもらうイベントも好評です。

【料理教室】

定住外国人の方に母国の料理を教えます。そのほか、うどん打ち体験やお弁当作り教室等、地域住民の方々が講師となるイベントもごさいます。

【語学教室】

定住外国人の方に語学を教えます。これまでに中国語・韓国語・インドネシア語等の教室を開催しました。

雇用自立支援事業【定住外国人雇用自立支援事業】

日本語が話せないことが理由で、仕事がなかなか見つからない方や、社会参画したい気持ちがあっても、その一歩を踏み出せない方がいます。

そのような方々の就労・社会参画としてインターンシップ事業に取り組んでいます。

「日本で働きたい」という気持ちで日本語学校等に在籍している留学生は多いですが、アルバイトと社員の働き方の違いやどのような在留資格があり、どんな職業に就くことができるのか。そういったサポートから行います。

(10) 株式会社Peach Asset

団体名	株式会社Peach Asset	登録年月日	2025／1／9
住 所	神戸市中央区北長狭通四丁目9番23号	電話番号	078-392-3666
対応可能言語	アラビア語・ネパール語・英語		
特 徴	・長年外国人への賃貸住宅を斡旋。 ・外国人の住環境と職場環境を最適に調整。 ・来日から離日まで、一貫監理・指導を通し、日本の商習慣・しきたり等を教育。		
概 要			
(出典:「株式会社Peach Asset」ホームページ)			
より良い住居環境と職場環境を提供する企業			
我々、Peach Asset は人材不足の担い手になる、外国人の日本での生活(収入面などの情報)を完全把握し、彼らを日本社会と完全同化させることができる企業です。			
“Better Life Support”を活用して、日本の家主様及び管理会社様・外国人留学生及び就労者・日本企業を勝ち組へ導きます。			
充実した職場を提供します！			
弊社、労働派遣事業、特定技能支援機関としての役割を果たし、人材不足に対応していかなくてはいけない国策に沿って運営しております。外国人の方々には安心して働くことができる職場を提供し、日本企業へは責任ある前途有望な外国人労働者をご紹介、派遣いたします。			
快適な住環境を提供いたします			
外国人を受け入れることができない家主様、以前入れたがうまくいかなかった家主様にとって、外国人にもう一度部屋を貸し付けることに抵抗があると思います。我々は、政府から特定技能支援機関としての使命を受け、彼らの職場環境、生活環境をすべて把握しなくてはならない義務があります。我々と協業し、新しく進んでいきませんか。私たちは、在日外国人たちには日本社会が受け入れることができるように教育し、彼らが幸せに暮らしていける住居、職場環境を提案することができるのです。また、空き家対策、空室問題に向き合い、新しいビジネスチャンスを作り上げます。			
我々Peach Asset は、Better Life Support～より良い住環境と職場環境を提供する～			
住居をご提供いただける家主さま、外国人留学生・就労生、受け入れ機関である日本企業、そして弊社が幸せになることをモットーとしています。皆さまご承知の通り、他業種で外国人が働いている姿を見かけますね。我が国は安倍政権下で、今後5年間で35万人の外国人労働者受け入れを決め、入管法改正をいたしました。我々が将来避けて通れない介護、看護等担う外国人が流入してまいります。しかしその入り口である住の問題で、仲介業者が無責任で、外国人に十分に遵守すべきことを伝えず問題が起こり、入居できる物件が少ないのが現状です。我々は一般的な不動産会社とは違い、法務省・厚生労働省から外国人の住環境と職場環境を最適に調整する特定技能支援機関、就職斡旋企業として指名され、日本社会と外国人をマッチングする責任を負います。			
・我々は、長年外国人への賃貸斡旋を行ってきましたが、事故は一度もございません。			
・法務省・厚生労働省からもエクスパート企業として認められております。			
・彼らの来日から離日まで、一貫監理・指導を通し、日本の商習慣・しきたり等を教育しています。			

2-3 日本語学校・教室等

次の背景を踏まえ、本項をまとめる。

在留外国人の日本語教育については、次のよう問題がある。

(1) 日本語教育機関のレベルの格差、質の問題

① 教育の質のばらつき

- ・学校ごとに授業の質・教材・教員の力量に大きな差がある。
- ・認定制度があっても、実際の教育内容を細かくチェックする仕組みが不十分。
- ・「入国ビザのための学校」と化している機関も存在。

② 留学生の生活・支援不足

- ・生活指導や進学・就職支援が十分でない学校も多い。
- ・アルバイトに依存せざるを得ない学生が多く、学業に集中できない。
- ・不適切な労働環境に置かれる例もある。

④ 経営の商業化

- ・学生を「教育対象」よりも「収入源」とみなす学校も一部存在。
- ・入学後のフォローが不十分なケースもあり、教育よりもビザ発給を目的とした運営が問題視。

⑤ 政策・制度の課題

- ・文化庁、法務省、文部科学省など、関係機関が分かれており、政策の一貫性が弱い。
- ・日本語教育推進法（2019年施行）はあるが、法的拘束力や財政支援が弱い。

(2) 日本語教育の「担い手」不足

- ・日本語教師の多くが非常勤・非正規雇用で、待遇が不安定。
- ・資格制度はあるが、専門職としての地位が確立していない。
- ・研修制度やキャリアパスが不十分。
- ・公立学校や地域で教える「ボランティア依存」が多く、体系的な教育支援が不足。

(3) 学習機会の格差

- ・地域や在留資格によって、日本語教育の機会に大きな差がある。

留学生は専門学校や大学で受講可能。技能実習生は企業任せ（ほとんど支援なし）。家族・子どもは地域や学校によって支援のばらつき。結果として、「日本語ができないために孤立」や「生活情報が得られない」ケースが増えている。

(4) 行政と教育の連携不足

- ・文科省・法務省・自治体・企業がそれぞれ独自に取り組みを行っており連携が弱い。
- ・「どのレベルまで日本語を学べばいいか」「誰が費用を負担するか」といった制度的な基準が不明確である。たとえば、特定技能労働者の日本語要件（N4レベル）を取得しても、実際の業務ではそれでは足りないことが多い。

(5) 子ども世代の教育格差

- ・外国にルーツを持つ子どもたちの中には、日本語が十分に理解できず授業に参加できないケースがある。
- ・日本語教育支援員の不足や、学校の受け入れ体制の違いにより、進学率や学力に格

差が生じている。

(6) 経済的負担と学習の持続困難

- ・無料で学べる日本語教室は限られ、有料スクールは費用が高い。
- ・労働者は長時間勤務のため、学ぶ時間が確保できない問題がある。「学びたくても時間もお金もない」ために、日本社会から孤立してしまう。

1. 日本語教育機関

日本語学校・教室等のうち、法務省告示校（令和七年八月十二日法務省告示第百十二号）は、日本語を勉強している外国人へ「留学」という在留資格を付与して、留学ビザの申請を可能にし、受け入れられる日本語学校のことを指す。学校法人の他、個人が設立した日本語学校も、告示校認定の対象となる。

文部科学省によると、国内にある日本語学校全体に占める告示校の割合は、令和4年度25.2%となっており、告示校に認定されていない日本語学校も多数あり、すでに就労などの在留資格がある外国人は、告示校以外の学校で日本語を学ぶケースも多い。

主体別日本語教育実施機関数／教師数／学習数の内訳（令和4年度）

	機関等数	教師等数	学習者数
法務省告示機関	697 (25.2%)	12,702 (28.8%)	95,875 (43.6%)
大学等機関	547 (19.8%)	4,405 (10.0%)	54,524 (24.8%)
国際交流協会	350 (12.7%)	8,682 (19.7%)	19,601 (8.9%)
地方公共団体	304 (11.0%)	5,555 (12.6%)	13,092 (6.0%)
教育委員会	218 (7.9%)	2,733 (6.2%)	7,510 (3.4%)
任意団体	512 (18.5%)	5,867 (13.3%)	12,256 (5.6%)
その他	136 (4.9%)	4,086 (9.3%)	16,950 (7.7%)
合 計	2,764	44,030 ボランティア 49.0% 非常勤による者 36.1% 常勤による者 14.9%	219,808

令和4年度日本語教育実態調査より抜粋。

調査票を送付し、回答があった機関のみを集計しているため、全数ではないことに注意が必要。

出典：文化庁「令和4年度日本語教育実態調査」

告示校として認定されるためには、告示基準を満たす必要があり、法務省出入国在留管理庁が基準を定めて管理をしている。

神戸市内の法務省告示校は、23校である。詳細は次のとおりである。

2. 神戸市内の法務省告示校

	名称	所在地	電話番号	設立	定員等	学習期間	授業料等	備考
1	富藤外国語学院	神戸市中央区北長狭通 4-4-18 富士信ビル 8F	078-391-3411	1988/10	100名	1年3ヶ月 ～2年	1,130,500～ 1,720,000円	
2	神戸東洋日本語学院	神戸市中央区北長狭通 4-5-7	078-333-1127	2003/10	530名	1年～2年	825,000～ 1,560,000円	短期コースあり
3	神戸 YMCA 学院専門学校 校 日本語学科	神戸市中央区加納町 2-7-11	078-241-7204	1955	150名	1年～2年	873,000～ 1,646,000円	
4	コミュニケーション学院	神戸市中央区東町 116-2	078-333-7720	1988/12	152名	6ヶ月～2 年	532,500～ 1,910,000円	短期コース(1～3ヶ月) あり
5	神戸電子専門学校	神戸市中央区北野町 1-1-8	078-242-0014	2007 (日本 語学科設置)	160名	1年6ヶ月 ～2年	1,175,000～ 1,550,000円	
6	春日日本語学院	神戸市中央区宮本通 5-7-10	078-222-0077	2005/4	171名	1年3ヶ月 ～2年	924,000～ 1,419,000円	
7	アリスト外語学院	神戸市兵庫区三川口町 3-5-24	078-578-8882	2002/10	160名	1年3ヶ月 ～2年	893,700～ 1,370,000円	短期コース、個人授業あり
8	神戸住吉国際日本語学 校	神戸市東灘区住吉宮町 2-21-8	078-822-6620	2002/4	120名	1年3ヶ月 ～2年	920,000～ 1,430,000円	グループ・プライベート レッスンあり
9	神戸ワールド学院	神戸市兵庫区中道通 2-4-20	078-576-1208	2003/4	280名	1年3ヶ月 ～2年	910,000～ 1,408,000円	
10	国際語学院	神戸市長田区三番町 5-5	078-576-6129	1988/10	348名	1年3ヶ月 ～2年	1,097,850～ 1,685,400円	短期コース、個人コースあ り
11	秀明神戸国際学院	神戸市灘区水道筋 5-1-8 夷 谷ビル	078-871-5563	1989/4	158名	1年3ヶ月 ～2年	915,000～ 1,452,000円	短期コース、プライベート レッスンあり
12	アジア学院	神戸市兵庫区入江通 3-1-14	078-766-8039	2001/10	160名	1年3ヶ月 ～2年	880,000～ 1,360,000円	
13	ECC 日本語学院神戸校	神戸市中央区琴ノ緒町 5-5-6	078-261-1440	2018	150名	1年3ヶ月 ～2年	1,017,125～ 1,574,000円	短期コース、オンラインレ ッスンあり
14	神戸外語教育学院	神戸市長田区六番町 5-6-1	078-381-6472	2009	516名	1年3ヶ月 ～2年	1,034,000～ 1,606,000円	短期、スキルアップコース (オンライン) あり
15	K I J 語学院	神戸市兵庫区浜崎通 3-7 兵 庫駅南ビル	078-945-7555	2008/8	736名	1年3ヶ月 ～2年	1,053,000～ 1,635,280円	

	名称	所在地	電話番号	設立	定員等	学習期間	授業料等	備考
16	阪神自動車航空鉄道専門学校 日本語別科	神戸市長田区林山町 27-1	078-621-5111	2024	120 名	1 年 6 ヶ月 ～2 年	1,180,000～ 1,463,000 円	グローバル日本語コースあり
17	京進ランゲージアカデミー神戸校	神戸市灘区将軍通 4 丁目 1-3	078-262-1362	1975	210 名	1 年 6 ヶ月 ～2 年	1,265,000～ 1,661,000 円	大学院進学コース、大学進学コース、美術コース、短期コース、就職コースあり
18	神楽日本語学園	神戸市長田区神楽町 2 丁目 3-1 第二丸鹿ビル 3 階	078-647-6250	-	-	1 年 6 ヶ月 ～2 年	1,127,000～ 1,474,000 円	短期コースあり
19	日本語学院みらい	神戸市中央区三宮町 2 丁目 11 番 1 号 三宮センタープラザ西館 7 階 708 号	078-331-1152	-	100 名	1 年 3 ヶ月 ～2 年	973,750～ 1,480,000 円	短期コースあり
20	スバル外語学院	神戸市長田区六番町 1 丁目 6 番 16 号	078-381-8926	2016/10	140 名	1 年～2 年	760,000～ 1,440,000 円	
21	神戸新長田日本語学院	神戸市長田区腕塚町 9-7-13	078-742-6107	-	-	1 年 6 ヶ月 ～2 年	1,160,500～ 1,507,000 円	
22	神戸 KR 学院	神戸市中央区楠町 1 丁目 15 番 6 号	078-362-7780	-	229 名	1 年 3 ヶ月 ～2 年	1,005,000～ 1,566,000 円	
23	ヒューマンアカデミー日本語学校 神戸校	神戸市中央区三宮町 1-9-1 三宮センタープラザ東館 5 階	078-380-1099	2024/4 (神戸校)	-	1 年 3 ヶ月 ～2 年	1,141,250～ 1,760,000 円	短期コース、実用日本語コースあり

各法務省告示校の詳細は、次のとおりである。

出典：日本語教育機関総覧 2024Web 版 <https://j-test.jp/souran/>

(1) 神戸東洋日本語学院

学 校 名	神戸東洋日本語学院		
住 所	神戸市中央区北長狭通 4 丁目 5 番 7 号	電話	078-333-1127
設 置 者	神戸東洋医療学院 (種別: 一般社団法人)	教育開始時期	2004 年 4 月
定 員	520 人 二部制	教員数	55 人 (うち専任 9 人)
宿 舎	有	料 金	(月額) 27,000~40,000 円
入 学 資 格	・諸外国において、学校教育における課程 12 年の終了した者またはこれに準ずる者 で文部大臣の指定した者 ・満 18 歳以上であること		
入学選抜方法	書類審査、本人面接、能力適性試験、その他		
在 籍 者 数	【認定コース】 353 人 (内訳: 中国 289、ベトナム 63、スイス 1) 【その他コース】 2 人		
教 材	【初 級】『みんなの日本語Ⅰ』 【初中級】『みんなの日本語Ⅱ』 【中 級】『テーマ別中級から学ぶ日本語』 【上 級】『テーマ別上級で学ぶ日本語』		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 総合科目、数学コース 1、数学コース 2、物理、化学、英語 【認定コース】 春コースⅠ・Ⅱ、夏コースⅠ・Ⅱ、秋コースⅠ・Ⅱ、冬コースⅠ・Ⅱ 【認定以外のコース】 短期コース、日本語能力試験対策、留学試験対策、英語、総合科目、数学 1、2、 理科 (化学、物理)		
特 色	①公的試験対策授業の充実: 日本語能力試験・留学試験などの公的試験対策を通常授業内+選択授業で行っています。日本語能力試験の合格率は、N1/80%以上、N2/90%以上と、全国平均を大きく上回っています。 ②一人ひとりに合わせた進学指導: 専門学校から大学院まで、きめ細やかな進学指導を行っています。出願や志望理由書の指導はもちろん、大学院の専門的な研究計画書の書き方指導や、各学校の面接指導も、学生一人ひとりのニーズに合わせて行っています。 ③中国からの入学希望者が増えており、学生数は増加しています。よりよい学習環境を提供するために、2018 年に校舎を移転しました。		

【実績】

【日本語能力試験】2018年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	59	107	50	0	0	216
認定者数	40	79	16	0	0	135

【日本留学試験】2018年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
31	21	13	5	7	2

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
38	27	16	5	8	4

【進学実績】2019年3月までの進学状況 卒業者数 255

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
31	58	1	0	108	0	11

【主な進学先】

東京大学大学院、北海道大学大学院、北海道大学大学院、神戸大学大学院、神戸市外国語大学大学院、大阪府大学大学院、秋田大学、大阪市大学、愛知大学、追手門学院大学、神戸学院、トヨタ神戸自動車大学校、京都コンピューター学院、駿台観光&ビジネス専門学校

【主な就職先】

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド、株式会社フレアー、JUSETZ マーケティング株式会社、国際航空旅客サービス株式会社

(2) 神戸YMCA学院専門学校 日本語学科

学 校 名	神戸YMCA 学院専門学校 日本語学科		
住 所	神戸市中央区加納町2-7-11	電 話	078-241-7024
設 置 者	公益財団法人神戸市 YMCA	教育開始時期	1950 年 10 月
定 員	240 人 一部制	教員数	30 人(うち専任 4 人)
宿 舎	無	料 金	—
入 学 資 格	12 年過程修了以上及びこれと同等レベルの者、経済支弁状況が明確であること		
入学選抜方法	書類選考、本人面接、能力適正試験、軽費支弁者面接		
在 籍 者 数	【認定コース】 131 人 (内訳:中国 62、台湾 27、韓国 13、ミャンマー12、ベトナム 10、その他 7[アメリカ、シンガポール、ネパール、タイ、フィリピン、モンゴル、日本]) 【その他コース】0 人		
教 材	【初 級】『みんなの日本語 初級』 【初中級】オリジナル教材、『中級から学ぶ日本語』 【中 級】『中級から学ぶ日本語』『ニューアプローチ中級編』 【上 級】『上級で学ぶ日本語』『ニューアプローチ上級編』他		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 総合科目、数学コース 1、数学コース 2 【認定コース】 春期中上級コース、春期中上級コース、秋期初級コース、秋期中上級コース、2 年コース 【認定以外のコース】 なし		
特 色	①各人の目標に向けて、読む・書く・聞く・話す の 4 技能にわたる日本語能力を養成します。 ②大学・大学院への進学、就職等、目標に合った指導で必要な能力を延ばす授業を提供します。 ③少人数制(1 クラス 15 名以下)、そして担任制できめ細かい指導を行います。		

【実 績】

【日本語能力試験】 2018 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	26	72	22	0	1	121
認定者数	12	36	17	0	1	66

【日本留学試験】 2018 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
20	14	9	7	5	2

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
19	14	8	6	5	3

【進学実績】 2019 年 3 月までの進学状況 卒業者数 75

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
1	14	0	0	15	2	13

【主な進学先】

大阪大学大学院、神戸大学、神戸学院大学、兵庫県立大学、大阪市立大学、関西学院大学、立命館大学、同志社大学、関西大学、近畿大学、京都産業大学、流通経済大学、神戸市 YMCA 学院専門学校ホテル学科、エール学園 他

【主な就職先】

関西国際空港、株式会社旅行綜研、モラブ阪神工業株式会社 他

(3) コミュニカ学院

学 校 名	コミュニカ学院		
住 所	神戸市中央区東町 116-2	電 話	078-333-7720
設 置 者	株式会社コミュニカ	教育開始時期	1998 年 12 月
定 員	152 人 二部制	教員数	19 人(うち専任 6 人)
宿 舎	有	料 金	(月額)25,000 円～72,000 円
入 学 資 格	12 月課程修了以上及びこれと同等レベルの者、本国での大学受験・国際バカロレア有資格者		
入学選抜方法	書類審査、本人面接		
在 籍 者 数	【認定コース】 114 人 (内訳:台湾 31、韓国 19、イタリア 13、香港 8、スペイン 6、その他(55)、[アメリカ、アンエイグア・バーブータ、イギリス、イスラエル、ウクライナ、エジプト、オーストラリア、オーマン、ケニア、スイス、セネガル、ドイツ、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、ポルトガル、メキシコ、ヨルダン、ロシア、中国、イラン、インドネシア、パキスタン、フィリピン、マレーシア]) 【その他コース】 18 人		
教 材	【初 級】『日本語コミュニケーション』『初級文法総まとめポイント 20』『NE』他 【初中級】『読む力初中級』『日本語文法トレーニング』『TRY!』他 【中 級】『読む力中級』『小論文への 12 のステップ』 『留学生のためのアカデミックジャパニーズ中上級』他 【上 級】『読む力中上級』『耳から覚える文法トレーニング』 『留学生のためのアカデミックジャパニーズ上級』他		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 なし 【認定コース】 大学進学 2 年コース、大学進学 1 年 9 か月コース、大学進学 1 年 6 か月コース、大学進学 1 年 3 か月コース、一般 A1 年コース、一般 B1 年コース、一般 C1 年コース 【認定以外のコース】 インテンシブ 60 コマコース、インテンシブ 120 コマコース、インテンシブ 180 コマコース、インテンシブ 360 コマコース、ビジネス日本語・ビジネスマナー短期コース		
特 色	①異文化教育としての日本語教育を行う。 ②学習者オートノミーの育成により、自ら学ぶ力を育てる。 ③「わかちあい」を教育理念とし、「汝自信を知れ」「汝自らまさに知るべし」を教育の指針とする。		

【実 績】

【日本語能力試験】 2018 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	33	48	33	7	3	124
認定者数	12	25	20	4	2	63

【日本留学試験】 2018 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
13	6	5	2	2	0

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
15	9	4	1	2	1

【進学実績】 2019 年 3 月までの進学状況 卒業者数 49

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
3	10	0	0	16	0	8

【主な進学先】

兵庫県立大学大学院、神戸芸術工科大学院、関西大学大学院、兵庫県立大学、関西学院大学、関西大学、流通科学大学、神戸国際大学、神戸学院大学、大手前大学、大阪学院大学、大阪学院大学、大阪空港大学、埼玉工業大学、大阪 YMCA 国際専門学校、大阪アニメーションカレッジ専門学校、大阪デザイナー専門学校、新大阪歯科技工士専門学校、神戸電子専門学校、専門学校アートカレッジ神戸、大阪調理製菓専門学校、辻調理製菓専門学校、神戸国際調理製菓専門学校 等

【主な就職先】

COACH、ラミーコーポレーション、KIDSDUO、リトルスプラウト、株式会社ワークスアプリケーションズ、株式会社サンシステム、ルスツリゾート、華城商事、ピアソン、こぐま幼稚園、株式会社フリープラス、STAR BRANS,Ins、パンエイシア事業協同組合、株式会社 PFF パートナーズ、岡安ゴム株式会社、株式会社 VALLEY HILL、株式会社コスモネット、株式会社リブ・マックス 等

(4) 神戸電子専門学校日本語学科

学 校 名	神戸電子専門学校日本語学科		
住 所	神戸市中央区山本通 1-6-35	電 話	078-265-5265
設 置 者	学校法人コンピューター総合学園	教育開始時期	2007 年 04 月
定 員	160 人 一部制	教員数	18 人(のうち専任 4 人)
宿 舎	有	料 金	(月額)32,000 円～40,000 円
入 学 資 格	12 年過程修了以上及びこれと同等レベルの者		
入学選抜方法	書類審査、本人面談、保証人面接、能力適正試験(日本語、英語等)		
在 籍 者 数	【認定コース】 117 人 (内訳:ミャンマー34、ネパール 24、中国 17、バングラディシュ 13、ロシア 11、台湾 10、ベトナム 4、コンゴ民主共和国 2、香港 2) 【その他コース】 0 人		
教 材	【初 級】 【初中級】 【中 級】 【上 級】		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 なし 【認定コース】 進学 1 年 6 か月コース、進学 2 年コース 【認定以外のコース】 なし		
特 色	①留学生活に必要なコミュニケーション能力の養成に主眼を置いた教育内容 ②学科内や学校全体の行事など豊富な行事、活動を通して日本の文化、社会に触れる ③「内部進学」－神戸市電子専門学校への進学のための優遇措置 「外部進学」－大学院、大学、専門学校への進学のための手厚いサポート		

【実 績】

【日本語能力試験】 2023 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	27	55	120	1	1	204
認定者数	6	23	44	1	1	75

【日本留学試験】 2023 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
3	2	0	0	0	0

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
6	5	0	0	0	0

【進学実績】 2024 年 3 月までの進学状況 卒業者数 80

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
5	10	3	0	52	8	2

【主な進学先】

神戸情報大学、芦屋大学、神戸芸術工科大学、流通科学大学、大阪国際工科専門職大学、大阪キリスト教短期大学、神戸電子専門学校、辻調理師専門学校、阪神自動車航空鉄道専門旅行、関西国際旅行・ホテル専門学校

【主な就職先】

株式会社インターナショナル・ダイバーシティ、茨城精機株式会社

(5) 春日日本語学院

学 校 名	春日日本語学院		
住 所	神戸市中央区宮本通 5-7-10	電 話	078-222-0077
設 置 者	福良株式会社	教育開始時期	2005 年 4 月
定 員	171 人 二部制	教員数	17 人(のうち専任 3 人)
宿 舎	有	料 金	(月額)25,000(二人部屋の場合)
入 学 資 格	①自国において12年以上の学校教育を修了した人 ②日本語学校等で150時間以上学習した人。かつ日本語能力試験 N5 レベル以上の日本語試験の成績を有すること ③日本の大学、専門学校などの高等教育機関に進学を希望する人		
入学選抜方法	書類選考、面接		
在 籍 者 数	【認定コース】114 人 (内訳:バングラディシュ 43、ネパール 40、ベトナム 28、ミャンマー2、韓国 1、イタリア 1) 【その他コース】1 人		
教 材	【初 級】 【初中級】 【中 級】 【上 級】		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 なし 【認定コース】 進学1年9か月コース、進学1年6か月コース、進学1年3か月コース 【認定以外のコース】 短期コース、聴講コース		
特 色	①国際的に幅広く活躍し、実社会に貢献できる人材の育成 ②日本国内でしか得られない貴重な体験学習 ③担任制で、進学指導(大学受験のためのカリキュラム、小論文指導、面接指導も充実)、生活指導、それぞれの学生にあった個別指導		

【実績】

【日本語能力試験】 2023 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	2	70	120	4	0	196
認定者数	0	12	46	3	0	61

【日本留学試験】 2023 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
83	2	0	0	5	0

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
0	0	0	0	0	0

【進学実績】 2024 年 3 月までの進学状況 卒業者数 85

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
0	13	3	0	61	5	3

【主な進学先】

関西国際大学、流通科学大学、神戸親和大学、神戸国際大学、神戸医療未来大学、四国大学短期大学部、大阪学院短期大学、大阪スクールオブミュージック専門学校、日産横浜自動車大学校、トヨタ神戸自動車大学校、東京工科自動車大学校、AOI 国際福祉専門学校、専門学校新国際福祉カレッジ

【主な就職先】

株式会社アースクレア、株式会社ニッショー、有限会社章

(6) アリスト外語学院

学 校 名	アリスト外語学院		
住 所	神戸市兵庫区三川口町 3-5-24	電 話	078-578-8882
設 置 者	有限会社アリスト(種別: 有限会社)	教育開始時期	2002 年 10 月
定 員	160 人 二部制	教員数	17 人(うち専任 4 人)
宿 舎	有	料 金	(月額)15,000 円～
入 学 資 格	N5 レベル以上		
入学選抜方法	面接及び日本語テスト		
在 籍 者 数	【認定コース】 125 人 (内訳: ベトナム 123、中国 2) 【その他コース】 0 人		
教 材	【初 級】『みんなの日本語初級』 【初中級】『中級までに学ぶ日本語』 【中 級】『みんなの日本語中級』 【上 級】『ニューアプローチ』		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 なし 【認定コース】 進学 2 年コース、進学 1 年 9 か月コース、進学 1 年 6 か月コース、進学 1 年 3 か月 コース 【認定以外のコース】 なし		
特 色	①経験豊かな講師。 ②きめ細やかな教育。 ③季節毎の課外活動。		

【実 績】

【日本語能力試験】 2018 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	3	15	35	45	2	98
認定者数	1	6	20	30	0	57

【日本留学試験】 2018 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
5	2	4	2	2	1

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
4	2	3	2	1	1

【進学実績】 2019 年 3 月までの進学状況 卒業者数 62

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
2	10	0	0	45	0	5

【主な進学先】

神戸流通科学大学、神戸山手大学、東亜経理専門学校 他

【主な就職先】

株式会社 IT 関連企業

(7) 神戸住吉国際日本語学校

学 校 名	神戸住吉国際日本語学校		
住 所	神戸市東灘区住吉宮町 2 丁目 21 番 8 号	電 話	078-822-6620
設 置 者	株式会社神戸市住吉国際日本語学校	教育開始時期	2002 年 4 月
定 員	120 人 二部制	教員数	17 人(うち専任 3 人)
宿 舎	有	料 金	(月額)15,000 円～23,000 円
入 学 資 格	高校卒業以上、日本語能力 N5 以上		
入学選抜方法	現地面接、日本語テスト		
在 籍 者 数	【認定コース】 97 人 (内訳:ベトナム 22、ミャンマー9、スリランカ 4、インドネシア 4、 バングラディッシュ 4、その他 4[台湾、中国、ベネズエラ、カメルーン]) 【その他コース】 0 人		
教 材	【初 級】『みんなの日本語初級』 【初中級】『みんなの日本語初級』 【中 級】『学ぼう！にほんご中級』『完全マスターN3』他 【上 級】『学ぼう！にほんご上級』他		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 総合科目 【認定コース】 進学コース、進学コース、進学コース、進学コース 【認定以外のコース】 なし		
特 色	①国籍が混ざるのでカリキュラムは期毎に見直し教育を行う。 ②授業以外での会話も教育として重視。 ③専属進学指導者の教師によって進路指導が充実して行われる。		

【実 績】

【日本語能力試験】 2018 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	16	38	57	0	0	111
認定者数	7	20	20	0	0	47

【日本留学試験】 2018 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
1	1	1	1	0	0

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
1	0	0	0	1	0

【進学実績】 2019 年 3 月までの進学状況 卒業者数 66

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
0	7	1	0	53	0	4

【主な進学先】

日本経済大学、東大阪大学、東京ビジネスカレッジ神戸校、愛甲学院専門学校、専門学校アートカレッジ神戸、東亜経理専門学校、ECC 国際外語専門学校、阪神自動車航空鉄道専門学校

【主な就職先】

株式会社 IT 関係、製造業、医薬品製造

(8) 神戸ワールド学院

学 校 名	神戸ワールド学院		
住 所	神戸市兵庫区中道通 2 丁目 4 番 20 号	電 話	0785761208
設 置 者	福健商事株式会社	教育開始時期	2003 年 4 月
定 員	280 人 二部制	教員数	24 人(のうち専任 7人)
宿 舎	有	料 金	(月額)25,000 円～50,000 円
入 学 資 格	12 年課程修了以上及びこれと同等レベルの者		
入学選抜方法	本人書類審査、本人面接、本人能力適正試験、支弁者書類審査		
在 籍 者 数	【認定コース】 233 人 (内訳:ネパール 178、バングラディシュ 16、ミャンマー15、中国 12、ベトナム 10、カメルーン 2) 【その他コース】 0 人		
教 材	【初 級】 【初中級】 【中 級】 【上 級】		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 なし 【認定コース】 進学 2 年コース、進学 1 年 9 か月、進学 1 年 6 か月、進学 1 年 3 か月 【認定以外のコース】 なし		
特 色	①四肢能をはじめとした日本語の基礎的能力の養成を行う。 ②正しい生きた日本語を身につけ、自己の目標達成に必要な学習指導をする。 ③日本語学習だけではなく、日本の文化や産業など日本社会への理解を深める。		

【実績】

【日本語能力試験】 2023 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	2	14	64	103	0	183
認定者数	0	10	39	64	0	113

【日本留学試験】 2023 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上

【進学実績】 2024 年 3 月までの進学状況 卒業者数 137

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
0	7	0	0	117	10	3

【主な進学先】

関西学院大学、関西大学、龍谷大学、流通科学大学、神戸学院大学、大手前大学、エール学園、東京国際ビジネス専門学校、東亜経理専門学校、専門学校アートカレッジ神戸、トヨタ神戸自動車大学校、関東工業自動車大学校、姫路福祉保育専門学校、兵庫県立衛生学院、東京福祉保育専門学校

【主な就職先】

—

(9) 国際語学学院

学 校 名	国際語学学院		
住 所	神戸市長田区 3 番町 5 丁目 5 番	電 話	078-576-6129
設 置 者	株式会社インターカルチャー	教育開始時期	1988 年 1 月
定 員	348 人 二部制	教員数	34 人(うち専任 9 人)
宿 舎	有	料 金	(月額)16,000 円～66,000 円
入 学 資 格	12 年課程修了以上及びこれと同等レベルの者		
入学選抜方法	書類審査、本人面接、支弁者面接、学校推薦、筆記試験		
在 籍 者 数	【認定コース】 163 人 (内訳:ベトナム 78、中国 30、インドネシア 13、タイ 8、ロシア 7、その他 27[イタリア、ニュージーランド、香港、韓国、モンゴル、マレーシア、ミャンマー、ウクライナ、フィリピン等]) 【その他コース】 31 人		
教 材	【初 級】 『みんなの日本語』『完全マスターシリーズ N4、N5』 【初中級】 『中級を学ぼう』『学ぼう日本語初中級』 【中 級】 『学ぼう！日本語中級』『学ぼう！日本語中上級』 『完全マスターシリーズ N2』 【上 級】 『上級読解』『日本文化を読む』『国境を越えて』 『完全マスターシリーズ N1』		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 総合科目、数学コース 1、数学コース 2、物理、化学、生物、英語 【認定コース】 進学 2 年、進学 1 年半、進学 1 年 9 か月、進学 1 年 3 か月 【認定以外のコース】 グループレッスン、プライベートレッスン、短期集中コース、夏季コース		
特 色	①20 か国以上の学生が学ぶ多国籍校。 ②経験豊富な優秀な教師陣。 ③大学・大学院・専門学校への高い進学率、認定ビジネスコース等多様なニーズに対応。		

【実績】

【日本語能力試験】 2018 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	48	167	155	21	0	391
認定者数	16	46	53	6	0	121

【日本留学試験】 2018 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
66	12	10	10	9	9

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
18	9	7	6	4	4

【進学実績】 2019 年 3 月までの進学状況 卒業者数 195

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
12	44	4	0	50	65	20

【主な進学先】

兵庫県立大大学院、神戸大学大学院、大阪市大大学院、筑波大学大学院、関西学院大学大学院、流通科学大学大学院、愛媛大学、兵庫県立大学、関西大学、立命館大学、龍谷大学、流通科学大学、甲南大学 等

【主な就職先】

(株)ジェム、(株)酒心館、(株)リン、(株)昭和製所、(株)MICWARE、(株)ビッグバレーインターナショナル、(株)WIND-SMILE 等

(10) アジア学院

学 校 名	アジア学院		
住 所	神戸市兵庫区入江通 3-1-14	電 話	078-766-8039
設 置 者	川口徳之	教育開始時期	2001 年 10 月
定 員	160 人 二部制	教員数	12 人(うち専任 3 人)
宿 舎	有	料 金	(月額)30,500 円～
入 学 資 格	高校卒業または卒業見込(普通教育 12 年修了または修了見込)以上で日本語学習時間 150 時間以上		
入学選抜方法	筆記試験(数学・英語・日本語)、作文(母語)、面接(日本語と母語)、経費支弁者との面接(母語)		
在 籍 者 数	【認定コース】 56 人 (内訳:ベトナム 56) 【その他コース】 0 人		
教 材	【初 級】『みんなの日本語初級』 【初中級】『中級へ行こう』 【中 級】『TRY N3』『日本語総まとめ N3 漢字』 【上 級】『TRY N2』『日本語総まとめ N2』『留学試験聴読解』		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 なし 【認定コース】 進学 2 年、進学 1, 9 年、進学 1, 5 年、進学 1, 3 年 【認定以外のコース】 なし		
特 色	①能力別クラス編成。 ②充実した生活支援。 ③厳しさの中に優しさが感じられる指導。		

【実 績】

【日本語能力試験】 2018 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	0	31	128	0	0	159
認定者数	0	1	17	0	0	18

【日本留学試験】 2018 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
0	0	0	0	0	0

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
8	0	0	0	0	0

【進学実績】 2019 年 3 月までの進学状況 卒業者数 45

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
0	1	0	0	41	0	0

【主な進学先】

日本経済大学、愛甲学院専門学校、大原筆記専門学校、東亜経理専門学校、東京国際ビジネスカレッジ、日中文化芸術専門学校

【主な就職先】

保育、介護、ビジネス名古屋専門学校、セントメリー外語専門学校

(1 1) 阪神自動車航空鉄道専門学校 日本語別科

学 校 名	阪神自動車航空鉄道専門学校 日本語別科		
住 所	神戸市長田区林山町 27-1	電 話	078-621-5111
設 置 者	学校法人兵庫科学技術学園	教育開始時期	2013 年 10 月
定 員	120 人 一部制	教員数	11 人(のうち専任 5 人)
宿 舎	無	料 金	(月額)35,000 円(留学生宿舎を紹介)
入 学 資 格	正規の学校教育における 12 年以上の課程を修了し、入学時点で満 18 歳以上の方。日本語学習歴(日本語教育機関で 150 時間以上)があり、かつ定められた日本語能力資格を取得していること。日本語を学び、日本での進学を希望する者。最終学歴校を卒業して概ね 5 年未満であることが望ましい。		
入学選抜方法	書類選考、面接、筆記試験		
在 籍 者 数	【認定コース】 79 人 (内訳:ネパール 42、ミャンマー14、バングラディシュ 11、ベトナム 4、スリランカ 8) 【その他コース】 0 人		
教 材	【初 級】 【初中級】 【中 級】 【上 級】		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 なし 【認定コース】 進学 2 年コース、進学 1 年 6 か月コース 【認定以外のコース】 なし		
特 色	①本校専門課程(自動車整備工学科・二輪整備工学科)を目指した一貫教育 ②専門課程在学学生及び地域の交流を推進し、日本社会への理解を深める ③会話・コミュニケーション能力を重視し、レベル別の指導を行う		

【実績】

【日本語能力試験】 2023 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	1	2	43	34	0	80
認定者数	0	2	12	11	0	25

【日本留学試験】 2023 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上

【進学実績】 2024 年 3 月までの進学状況 卒業者数 54

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
	1			50		1

【主な進学先】

阪神自動車航空鉄道専門学校、日本経済大学、専門学校エール学園、東京国際ビジネスカレッジ神戸校、関西国際旅行・ホテル専門学校、東亜経理専門学校、専門学校アートカレッジ神戸、他

【主な就職先】

株式会社ファインスタッフ

(12) 京進ランゲージアカデミー神戸校

学 校 名	京進ランゲージアカデミー神戸校		
住 所	神戸市灘区将軍通 4-1-3	電 話	078-262-1362
設 置 者	株式会社京進	教育開始時期	2009 年 04 月
定 員	210 人 二部制	教員数	22 人(うち専任 5 人)
宿 舎	有	料 金	(月額)25,000 円～58,000 円
入 学 資 格	12 年課程修了以上又はそれに準ずる課程を修了した		
入学選抜方法	書類審査、本人面接、保証人面接、能力適正試験		
在 籍 者 数	【認定コース】 105 人 (内訳:ベトナム 68、中国 27、インド 6、ミャンマー3、スリランカ 2) 【その他コース】 1 人		
教 材	【初 級】『みんなの日本語初級』 【初中級】『中級へ行こう』 【中 級】『中級を学ぼう』 【上 級】試験対策・生教材 他		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 なし 【認定コース】 進学Ⅰ、進学Ⅱ、進学Ⅲ 【認定以外のコース】 なし		
特 色	①日本の高等教育を受けるに足る日本語運用能力の育成を目標とする。 ②地域との交流を通じて、積極的に異文化コミュニケーションの機会を持つ。 ③課外授業として、防災・震災関連施設の見学や体験者の話を聴く。		

【実 績】

【日本語能力試験】 2018 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	5	18	103	1	0	127
認定者数	4	5	17	0	0	26

【日本留学試験】 2018 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
0	0	0	0	0	0

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
1	1	1	0	1	0

【進学実績】 2019 年 3 月までの進学状況 卒業者数

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
1	2	3	0	48	1	5

【主な進学先】

徳島大学、徳島工業短期大学、四国大学短期大学部、筑波学院大学、京都府立大学、神戸国際ビジネスカレッジ神戸校

【主な就職先】

ECC 国際外語専門学校、辻調理製菓専門学校、アートカレッジ神戸、愛甲学院専門学校、株式会社 AOJ、ALCHEMY、株式会社ちなみ

(13) スバル外語学院

学 校 名	スバル外語学院		
住 所	神戸市長田区六番町 1-6-16	電 話	078-381-8926
設 置 者	株式会社 SMILE SEED	教育開始時期	2016 年 10 月
定 員	140 人 二部制	教員数	12 人(うち専任 3 人)
宿 舎	有	料 金	(月額)20,000 円～25,000 円
入 学 資 格	18 歳以上(高校卒以上)の者。進学を目的とした学習意欲のある者。積極的に日本文化・習慣を学ぼうとする者。		
入学選抜方法	日本語学力試験、学力試験(英語、数学など)、面接(インターネット、現地面接)		
在 籍 者 数	【認定コース】 64 人 (内訳:ベトナム 61、中国 3) 【その他コース】 0 人		
教 材	【初 級】『みんなの日本語』『まるごと日本語のことばと文化』 【初中級】『まるごと日本語のことばと文化』『学ぼう日本語』『中級へ行こう』 『N3・N4 レベルのテキスト類』 【中 級】『まるごと日本語のことばと文化』『学ぼう日本語』『中級を学ぼう』 『N2 レベルのテキスト類』 【上 級】『中級から上級への日本語』『学ぼう! 日本語上級』 『N1 レベルのテキスト類』		
学習コース	【基礎科目及び英語の授業】 なし(今後開講検討中) 【認定コース】 進学Ⅰコース、進学Ⅱコース 【認定以外のコース】 短期コース 3 カ月(2 か月、1 か月)		
特 色	①学生が安心して学習を集中できるよう各種奨学金制度を設置している。 ②経験豊富な講師をそろえ、学習面・進学面をしっかりとサポートしている。 ③日本の文化・習慣に対する知識を高めるため課外活動、地域との交流にも力を入れている。		

【実 績】

【日本語能力試験】 2018 年度受験状況

	N1	N2	N3	N4	N5	合計
受験者数	10	5	44	0	0	59
認定者数	8	0	6	0	0	14

【日本留学試験】 2018 年度受験状況

●第1回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
6	6	1	1	4	4

●第2回

日本語		文系		理系	
受験者数	219 点以上	受験者	100 点以上	受験者	100 点以上
3	3	1	1	2	2

【進学実績】 2019 年 3 月までの進学状況 卒業者数

大学院	大学	短期大学	高専	専門学校	その他の学校	就職
1	1	0	0	26	0	0

【主な進学先】

東京大学大学院、北海道大学大学院、上智大学大学院、関西学院大学、流通科学大学、神戸山手大学、神戸松蔭女子学院大学、東京国際専門学校、愛甲専門学校、東亜経理専門学校 他

【主な就職先】

—

3. 認定日本語教育機関

2024 年 4 月から、日本語教師の国家資格化（日本語教育機関認定法）が始まり、これまでの法務省告示校は、認定日本語教育機関として再度認定を取ることとなった。

認定日本語教育機関とは、従来の法務省告示校に代わるもので、一定の要件を満たし、文部科学省から公式に認定された日本語教育機関を指す。

令和 7 年 9 月現在、神戸市には認定日本語教育機関はない。

認定日本語教育機関制度の創設

	法務省告示機関【これまで】	認定日本語教育機関【これから】
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育
認定等の主体	法務大臣	文部科学大臣
分野	「留学」のみ	「留学」に加え、「就労」と「生活」を新設
教育課程	・専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	・留学は B 2 以上目標、就労・生活は B 1 以上目標の課程を 1 つ以上置くこと ・課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じて、適切な授業科目を体系的に開設すること ・「日本語教育課程編成のための指針」に基づくこと 等 ※「就労」と「生活」は 3/4 を上限にオンライン授業を実施可能
教員資格	・大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 ・学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を 420 単位時間以上受講し修了した者 ・日本語教育能力検定試験に合格した者 等	・「登録日本語教員」を国家資格化 ・日本語教員試験（基礎試験・応用試験）の合格 ・登録実践研修機関が実施する実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験免除
評価	・自己評価のみ（義務）	・自己評価（義務）・第三者評価（努力義務） ・審議会による実地視察

認定日本語教育機関の認定基準

主な認定基準の項目は、次のとおりである。

設置者の要件

認定日本語教育機関の運営に必要な識見を有し、かつ、教育に関する業務に原則として5年以上従事した者であること。

校長と主任教員がそれぞれ別の者であること、または兼務する事情が妥当と審査されること。

教員の要件

主任教員を置き、教育課程編成や教員指導に必要な知識・技能、経験、社会的信望を有すること。

教員1人当たりの担当授業時数が週25単位時間以内であること。

認定日本語教育機関で教えるためには、「登録日本語教員」の資格が必要である。

施設・設備の要件

周辺環境が教育上・保健衛生上適切であること。

日本語教育課程の目的、組織、生徒数に必要な施設（教室、図書室など）や設備があること。

教室に最低限必要な設備が備わっていること。

教育課程の要件

「留学のための課程」「就労のための課程」「生活のための課程」の3つの分野があり、入学希望者の日本語能力を確認し、修了要件を満たせるよう授業時数を設定する。

組織体制の要件

事務を統括する職員を配置すること。

情報公表や自己点検評価を行うための体制を備えていること。

授業内容・方法の改善を図るための、組織的かつ計画的な研修を実施する体制があること。

連携の要件

就労課程では、外国人雇用主や関連事業者と連携した実績が求められる。

生活課程では、地方公共団体などと連携し、外国人住民への生活支援の実績が求められる。

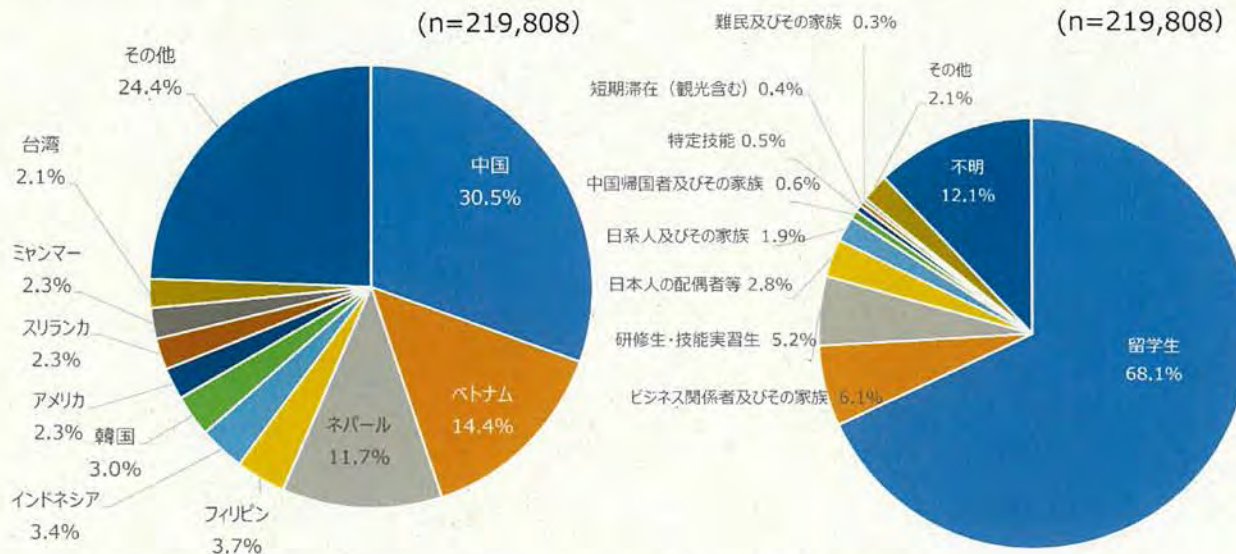
4. 機関別日本語学習者数（就労者）

「日本語教育実態調査」（令和4年11月、文化庁）によると、国内の日本語学習者数は、「留学生」が68.1%と最も多く、次いで「ビジネス関係者とその家族」6.1%、「研修生・技能実習生」5.2%となっている。

「ビジネス関係者とその家族」や「研修生・技能実習生」等の就労者の多くは、大学等の高等教育機関や日本語教育機関ではなく、地方公共団体や任意団体、NPO等の地域・任意団体による日本語教室等で学んでいることがわかる。

国内の日本語学習者数（国籍比率／属性）

- 約 8 割をアジア出身者が占めている。中国とベトナム、ネパール出身者で 5 割を超えている。
- 属性別では、留学生が約 68%、ビジネス関係者 6.1%、技能実習生等 5.2%。



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和4年11月）
 ※学習者本人による回答ではなく、所属する日本語学習機関・団体の回答を集計したもの。
 ※属性は、必ずしも在留資格の区分と一致するものではない。

9

機関別日本語学習者数（就労者）

- 技能実習生、ビジネス等学習者は自治体等の「地域日本語教室」で学習している者が多い。



※カッコ内は機関数

※カッコ内は機関数

	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大学・高専	48(4)	21(3)	116(6)	361(9)
法務省告示校	299(7)	54(10)	11(4)	390(12)
地方公共団体	3,809(172)	2,626(178)	1,912(131)	2,707(190)
国際交流協会	6,737(275)	4,204(215)	2,599(107)	2,357(209)
地域・任意団体 [NPO等]	6,134(158)	3,651(43)	2,153(219)	5,663(232)

	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大学・高専	246(33)	166(29)	335(28)	462(37)
法務省告示校	641(114)	768(149)	634(153)	810(150)
地方公共団体	2,701(204)	2,876(202)	1,687(167)	3,242(249)
国際交流協会	4,314(254)	2,851(209)	2,461(194)	3,629(244)
地域・任意団体 [NPO等]	3,799(200)	3,933(465)	5,011(327)	5,166(381)

※出典：文化庁「日本語教育実態調査」（令和4年11月） ※学習者本人による回答ではなく、所属する日本語学習機関・団体の回答を集計したもの。
 ※属性は、必ずしも在留資格の区分と一致するものではない。

11

5. 地域における日本語教室等

(1) 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

文部科学省では、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図ることを目的としている。

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

令和7年度予算額 550 百万円(前年度予算額 495 百万円)

背景・課題

- ① 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「成長戦略等のフォローアップ」に「生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や(中略)体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む」といった地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- ② 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材(日本語教師、学習支援者)の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
- ③ 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(令和4年11月)では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や、言語を使ってできることを提示する「生活 Can do」の概念が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。

※ 令和6年4月に「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行

事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円(前年度 6百万円)
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】513 百万円(前年度 455 百万円)
対 象: 都道府県・政令指定都市 件 数: 53件(前年度 47件)
補助率: 2分の1 ※(2)②(下線部)を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】
 - (1) 広域での総合的な体制づくり【普通交付税措置】
域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進
 - ① 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
 - ② 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
 - ③ 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置取組例: ・域内の市町村との連携による日本語教育実施体制の検討
・オンラインによる広域の日本語教育実施体制の検討
 - (2) 地域の日本語教育水準の維持向上【普通交付税措置】
 - ① 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施(ICT の活用、教材作成、研修等を含む)
 - ② 「生活」に関する日本語教育プログラムの提供(以下を含むもの)を目的とした取組の開発・試行
 - i. 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii. 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」で示すレベル(B1)・時間数(350h 以上)に応じた体系的な日本語教育
 - (3) 都道府県等を通じた市町村への支援【市町村分(間接補助): 特別交付税措置】
市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援
3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】31 百万円(前年度 33 百万円)
都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。令和3年度最終報告を取りまとめたともに、活用のため「生活Can do」を作成予定。

「日本語教育の参照枠」

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したものを

熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1
C	B	A
C	B	A

※各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR日本語版を参考に一部修正を加えた。

* CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

5つの言語活動（言語活動別の熟達度を示す）



期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けられることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的なかつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、評価間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより評価の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与する。

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	中期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施	・推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備	・推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化	・推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

(2) 神戸市における日本語教育の支援

1. 神戸市の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」

資料：実施報告書（神戸市）

ア 目的

日本語が十分でないために地域社会への参加をためらっている外国人やその家族などの言語的マイノリティーが自分の声を持てるようにすることが本事業の目的である。それらの人々が日本語学習を希望する際、その時々自分のライフスタイルや学習目的に合った日本語学習の機会を選択できるよう多様な日本語学習の場を提供する。外国人住民だけに日本語学習の苦勞を強いるのではなく、多様な日本語が通じる社会を目指すという意味で、地域日本語教育の存在を知らない地域住民への周知も行っていく。

令和5年度より、市内の地域日本語教育の質の維持向上に向けたプログラムの調査を加える。プログラムは、これまで本事業で取り組んできた学習者の自律的な学習を支えるための自己主導型学習を基本理論に、『日本語教育の参照枠』および『生活 Can do』を活用したプログラムを想定する。在住外国人などがその時々自分の日本語学習のニーズに合わせて学習できるよう、一般的なライフサイクルを基本に大テーマを設定し、下位に設定するテーマを学習者が選択することで、個々の学習者のライフコースに合わせた学習を可能にするようなものを想定している。

イ 本事業を通じて構築を目指す体制の全体像

神戸市に転入してきた外国人および潜在的日本語学習者を包摂するためのネットワークは、図のように整ったが、当該のネットワークにつながっていない潜在的日本語学習者たちがまだまだ存在すると推測できるため、そのような人たちにも日本語学習の情報が届くように、今後さらにネットワークの要素を増やしていく。

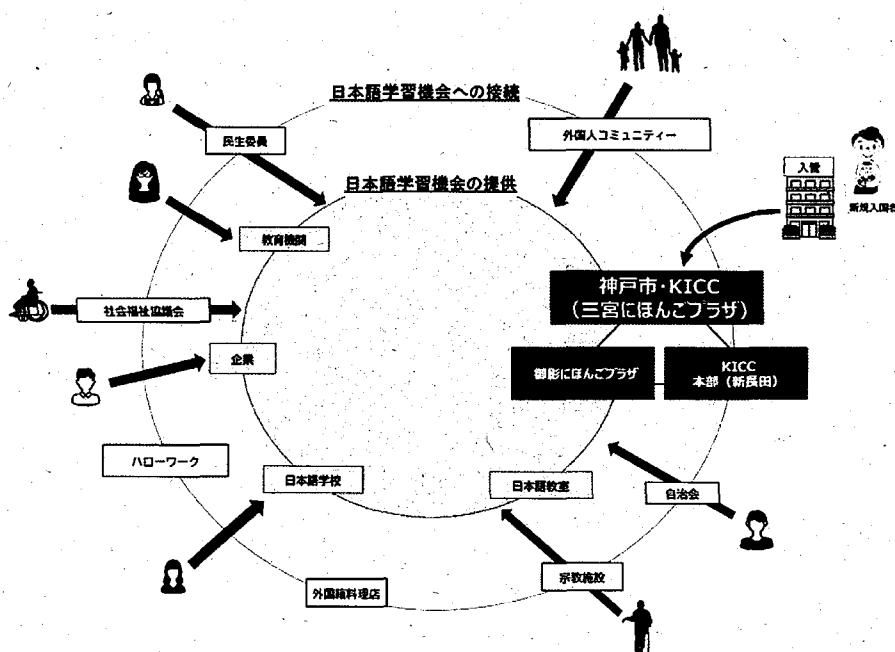


図1 日本語学習希望者を包摂するためのネットワーク

日本語学習における体制については、有資格の日本語講師による初級クラスを3拠点及びオンラインで実施する体制が整い、初級クラス終了者に対しては24カ所の地域日本語教室に移行し日本語学習の継続を促している。また、本事業の拠り所としている自己主導型学習を支える体制については、作成中である『神戸版学習評価ツール（仮称）』とグループアドバイジングの試行のためのクラスを開講し、今後の本格的な運用をするための検証を行った。さらに、地域日本語教室のボランティアに対しても、自己主導型学習についての理解を促すために自己主導型学習についての養成講座を実施した。企業との連携については、企業が参加するイベントや企業の理事会などに参加し、日本語教育の周知や企業内日本語教室の開催の促進に努めている。

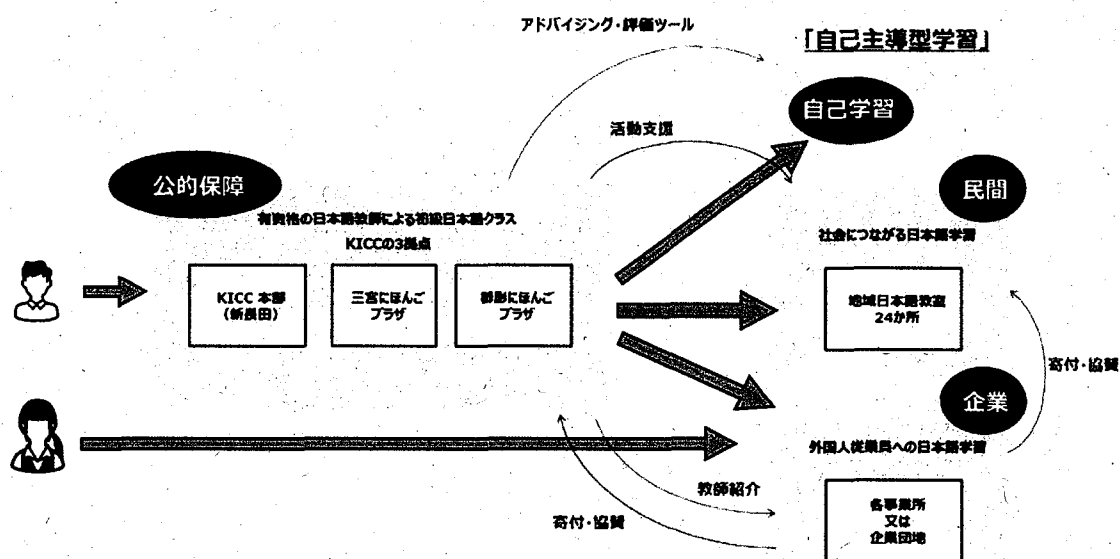


図2 日本語学習における体制

ウ 体制の構築

今後、神戸市における地域日本語教育の質の維持向上に向けて、体制の構築に取り組む。

- ①引き続き潜在的日本語学習者を掘り起こすためのネットワークを強化していく。新たな方法として、初級クラスの学習者からの情報を頼りに、わずかでも外国人との接点がある要素を開拓していく。
- ②日本語学習については、『日本語教育の参照枠』および『生活 Can do』を活用したプログラムの調査を開始する。上のような日本語学習を支えるためには、人的リソースの育成も必須である。そのために、KICC 登録講師の質の向上のための勉強会や、地域日本語教育に自己主導型学習を広める取組（養成講座、研修会、地域型メルマガ）も実施する。
- ③企業への日本語教育に関する啓発と企業内日本語教室の開講のために、企業が集まるイベントへの参加や企業訪問を行う。
- ④地域日本語教育の目的の一つである「共生社会構築」のための取組として、前年度開催したシンポジウムの第2弾の開催、フォーラムや研修会の開催をとおしてのやさしい日本語の周知や、外国人住民の存在を知らせるために「学習者物語／ボランティア物語」の継続的な発行を行う。

【資料】

令和4年度までの年次計画における進捗状況

- ① 1年目（令和元年）は、総括コーディネーター兼地域日本語教育コーディネーターを配置し、まずは上述の潜在的日本語学習者を掘り起こす目的で、これまでは地域日本語教育に関わっていなかった団体や機関などを新たな要素に加えたネットワークの構築に取り組んだ。

次に、学習者のレベルに応じた日本語学習の機会を提供するために、行政とボランティアによる日本語教育のそれぞれの特質を活かした支援を実施するため、行政の取り組みとして有資格の日本語講師による初級日本語クラスの実施、ボランティアのためのアドバイジングを実施した。

また、これまでは関係性が薄かった市内の日本語教室への訪問を行うことで、教室が抱える問題や行政への要望を知ることができた。1年目は11の日本語教室を訪問した。同年度の1月には、まだ訪問をしてない教室も含め13教室の20名が参加する「神戸市内日本語教室連絡会議」の実施に至り、今後の市内の地域日本語教育の底上げにつながった。

今後の課題としては、潜在的日本語学習者を掘り起こすためのネットワークの要素間の連携の強化、有資格の日本語講師の確保、ボランティア育成のための取り組みが残った。また、年度末に夜間中学校から生徒の日本語指導に関する相談があり、次年度の取り組みとして「夜間中学教員のための日本語教育研修」と「夜間中学の生徒のための有資格の日本語講師による夏期日本語教室」を行うこととなった。

- ② 2年目（令和2年）は、新型コロナの感染拡大により大幅な変更を余儀なくされたものの上記の課題に取り組んだ。まずは、特に外国人就労者を中心とした潜在的日本語学習者を掘り起こすネットワーク強化のため、市内外国人住民関係機関を集めた「市内日本語学習推進に関する連絡協議会」を開催するとともに、外国人雇用企業を訪問してヒアリング調査を実施した。

また、有資格の初級日本語クラスは新型コロナ流行の度合いに合わせてオンラインのみの実施や、対面と両方での実施とし、6月開始クラスから学習者の募集数を大幅に増加するためKICC登録講師の数を増やした。教師たちの授業報告や授業見学をした総括コーディネーターの記録から、これまで留学生への日本語教育しか経験してこなかった教師たちが行う学校型の授業方法では、地域型の学習者への対応が困難であることがみえてきた。

今後の課題として、地域型の学習者に対する質の高い授業を行える教師の確保と、現在のKICC登録講師の質の向上のためのサポートが課題として浮上してきた。さらに、ボランティアの育成については、コロナ禍の影響により、オンライン支援のため養成講座を、Zoomミーティングを活用して実施したほか、夜間中学への2つの取り組み（教員研修、日本語教室）を新型コロナの感染の合間を縫って対面で実施することができた。

- ③ 3年目（令和3年）は、様々な日本語学習者に対応する利便性・柔軟性の高い日本語

学習環境・プログラムを提供するため、KICC の拠点再編に伴い、日本語学習支援を 3 拠点に拡充するとともに、読み書きクラス等のプログラムの充実に取り組んだ。

また、自律的な学習能力の向上を継続的に支援するために必要となる『神戸版学習評価ツール（仮称）』の作成に着手したほか、本事業で構築を進める地域日本語教育体制の今後の方向性を示し、持続していくため、市内の地域日本語教育に関わる人が共有し、その拠り所とすべき、神戸における地域日本語教育に関する基本方針の作成に着手した。

- ④ 4 年目（令和 4 年）は、過去 3 ヶ年で構築した事業内容を実施することで、最終年度に行うべき取り組みを検討する一年になった。まず、前年度 3 拠点に拡充した初級クラスへの学習者の応募状況や、地域日本語教室との連携状況から、今後、行政として継続すべきクラス編成が少しずつ明らかになってきた。

また、自律学習への取り組みも進み、今年度は 1 クラスでアドバイジングセッションを試行したことにより、作成中の『神戸版学習評価ツール（仮称）』の修正、また日本語学習のどの時点で活用すれば効果的か、学習アドバイザーなど人的リソースの確保をどうすればよいかなどを検討する機会を得ることができた。さらに、ボランティアや KICC 登録講師を対象に、自律学習を促す方法である自己主導型学習をテーマにしたブラッシュアップ講座の開催や、KICC 登録講師のための勉強会も月 1 回の頻度で行い、定期的な勉強会となっている。また、日本人への地域日本語教育の周知のための取組として、やさしい日本語フォーラムや研修、また異なる文化を超えた共生社会の構築について考えるシンポジウムも開催した。

令和 4 年度までの成果と課題

本事業の目的である潜在的日本語学習者を掘り起こすためのネットワーク（図 1）を築けたことは大きな成果であった。そのネットワークは固定されたものではない。初級クラス終了時のアンケート結果から、口コミにより学習者数が増えていることがわかった。このことから、ネットワーク（図 1）の要素としての初級クラス終了者の存在が明らかになった。今後も、さらなる強化をしていく。

初級クラスの学習者数は年々増加しており、神戸市における公的な日本語学習機会として周知されてきたようである。令和 4 年度の中盤から、コロナ禍が終息に向かう気配とともに、対面クラスを希望する学習者が増えてきた。しかし、物理的な理由から断らざるを得ない状況が続いている。今後のクラス開催をどのようにするかが課題である。自己主導型学習の取組も少しずつ進んできた。

令和 4 年度は自己主導型学習に特化したボランティア養成講座の開催や、初級クラスでの学習アドバイジングを試みた。それにより、ボランティアや KICC 登録講師の中に、自己主導型学習や学習者オートノミーに興味を寄せる人が増えてきており、学習者オートノミーを支える仕組みが少しずつ醸成されてきている。

しかし、日本語教育に根付いている教師主導のパラダイムを換えることは容易ではなく、今後も、ボランティア養成講座や KICC 登録講師の勉強会を継続していく必要がある。

企業との連携の強化として、企業訪問や、企業が集まる場での広報を行ってきたが、

企業内日本語教室の増加にはつながっていない。今後も連携の効果に努めるが、どのようにすれば企業に日本語教育の責務を果たしてもらえるのかを検討する必要がある。

令和5年度の主な取組内容

- 事業全体
 - ・ 総合調整会議の開催
 - ・ 5ヵ年の総括（報告書作成）
- 自己主導型学習を支えるシステムの構築
 - ・ 学習者に対して：学習アドバイジング（個別／グループ）
 - ・ ボランティアに対して：アドバイジング
- 日本語教育人材の育成
 - ・ ボランティア養成講座（日本語サポーター フォローアップ 講座）
 - ・ KICC 登録日本語講師対象の ブラッシュアップ研修
- 地域日本語教育に関する取り組み
 - ・ 既存の初級クラスの継続
 - ・ 日本語を話す機会を提供し、参加者同士の交流を深める取組（「コミュコミュ広場」「にほんごでおしゃべり」）
- 他の機関との連携による取組
 - ・ 企業への日本語 教師 紹介
 - ・ 夜間中学校・定時制高校との連携
- 共生社会の構築のための取組
 - ・ やさしい日本語の普及（やさしい日本語 研修会など）
- 地域日本語教育周知の取組
 - ・ 行政機関や外国人支援団体等への訪問時に地域日本語教室について情報を周知するとともに初級日本語クラスを案内
 - ・ 外国人向け合同企業説明会や企業訪問時に日本語教育の周知と日本語教師紹介
 - ・ 企業への日本語教師紹介

2. 神戸市における外国人児童生徒への支援

資料：「日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援」神戸市教育委員会事務局学校教育課

神戸市内の外国人児童生徒数は、令和3年現在56か国1,443人、日本語指導が必要な児童生徒は520人である。

神戸市における外国人児童生徒への支援の実績は、以下のとおりである。

ア 外国人児童生徒へのこれまでの支援

① 子ども多文化共生サポーター（学校教育課）

来日3年未満の児童生徒本人や保護者への母語による支援として、小・中学校へ支援員を派遣。

- ・R2実績：80校、延べ3,421回
- ②ランゲージ支援員（学校教育課）
 - 上記①の補完として、来日3年以上経過した日本語指導が必要な児童生徒に対し、母語による支援として、幼・小・中・高へ支援員を派遣
 - ・R2実績：62校、延べ2,063回
- ③日本語指導教室（国際教室・母語教室）
 - アイデンティティの確立や日本語習得のため、母語や母文化の習得を支援する支援員を、日本語支援センター校7校（本庄小・本庄第二小・こうべ小・港島学園前・御蔵小・真陽小・神陵台小）に派遣
 - ・R2実績：延べ173回
- ④小・中学校 JSL 教室
 - 学習言語の習得のため、日本語指導支援員を派遣
 - ・小学校（7校：東灘小、本庄小、春日野小、中央小、山の手小、兵庫大開小、駒ヶ林小）授業中における日本語による教科指導
 - R2実績：延べ1,373回
 - ・中学校（3校：神戸生田中・太山寺中・小部中）放課後に、日本語の読む力・書く力の習得、高校受験に向けた学習指導
 - R2実績：延べ678回

イ 外国人児童生徒へのこれまでの間接的な支援

- ①児童生徒支援加配教員（日本語指導）
 - 特に日本語指導が必要な児童生徒が多い小学校12校及び中学校7校に、日本語指導に特化した教職員19名を加配措置
- ②教員の資質向上
 - 教職員の資質・指導力の向上を図る研修講座を開催
 - ※活動実績
 - 令和元年度 開催日8／1（木）受講教員数31名
 - 令和2年度 開催日7／30（木）受講教員数28名
- ③地域・NPO 外国人児童生徒支援団体との連携
 - 外国人の日本語習得などを支援する市内のNPO等の民間14団体と、対象となる子供達が在籍する小中学校との間で、学習支援等についての情報交換会を実施
- ④就学支援ガイダンスの実施（県・市共同事業）
 - 小・中学生とその保護者を対象に、中学や高校進学に向けての就学支援ガイダンスを開催。受験制度の概要・手続きなどの説明、外国人の先輩による体験談の発表や個別相談を実施。

6. 神戸市内の日本語教室等一覧

番号	団体名	対象	日時・時間	費用	開催場所、URL	連絡先
1	神戸市立住之江公民館「日本語教室」	成人（学生不可）	火曜日 18:30～20:30	無料（教材費別途要）	神戸市東灘区住吉宮町 2-2-3 H.P なし	078-822-1300
2	甲南大学 日本語サークル あおぞら	中学生以上の日本語を学習したい外国人の方	5月～7月 17:00～18:30 10月～12月 17:00～18:30	無料	神戸市東灘区岡本 8-9-1 甲南大学 http://A0ZORA_Japanese_language_learning	078-435-2334
3	こうべ子どもにこ会	外国にルーツがある児童生徒	木曜日 16:00～18:00 土曜日 15:00～16:00 16:00～18:00	運営協力金 2,100 円/月 保険 500 円/年	神戸市東灘区本庄町 2-5-1 本庄地域福祉センター内 http://nikoniko.qee.jp/index.html	078-453-7440
4	東灘日本語教室	誰でもOK	火曜日・祝祭日を除く毎日 11:00～20:00	年会費 500 円/年 維持費 1,000 円/月	神戸市東灘区深江南町 4-12-20-201（多文化共生センターひょうご内） http://hmkdiary.blog121.fc2.com	078-453-7440
5	こころイレブン 日本語教室	神戸在住の外国人（留学生、社会人とその家族）	月・火・木・金・土 10:30～12:00 13:30～15:00 15:30～17:00	1,700 円/90 分 ※含プリント代 ※個人レッスン	神戸市東灘区御影本町 6-15-17 認定 NPO 法人 東灘助け合いネットワーク内 H.P なし	090-4308-1689（小林）
6	神戸学生青年センター 六甲奨学金日本語サロン	誰でもOK	月曜日：9:00～20:30 土曜日：17:00～20:30 の中で週一回 2 時間程度マシツーマン方式	500 円/回 （教材・コピー代要）	神戸市灘区八幡町 4-9-22 https://ksyc.jp/activity/scholarship/japanese-salon/	078-891-3018
7	地域学習支援ボランティア会 灘わくわく会	外国語を第一言語とする小学生、中学生、高校生及びその年齢の人	土曜日 10:00～12:00	無料	神戸市灘区八幡町 4-8-28 六甲地域福祉センター https://nadawakuwaku.wordpress.com/	090-7878-5678（中塚） 090-3613-9114（賀川）
8	NPO 法人 実用日本語教育推進協会 Thank's	日本語の会話を中心に学習したい外国人	日・月・水曜日 10:00～11:40 （各曜日タイタイム 20 分を含む）	500 円/回	神戸市灘区摩耶海岸通 2-3 HAT 神戸・灘の浜 2-104 https://www.npo-hanks.jp/index.html	078-891-3030

番号	団体名	対象	日時・時間	費用	開催場所、URL	連絡先
9	神戸国際コミュニケーションセンター (KICC) 日本語学習支援事業 (ボランティアによる マンツーマンレッスン)	神戸市在住 15歳以上 6ヶ月間参加で きる方	(新長田) 月・火・水・金曜日 10:00～ 20:00 (三宮) 火・木・土曜日 10:00～20:00	無料	(新長田) 神戸市長田区腕塚町 5-3-1 ア スタくにつか1 番館南棟 4F (三宮) 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三 宮ビルディング 東館 5F https://www.kicc.jp/ez/ja/nihongo/ study_index/nihongosupport	(新長田) 078-742- 8705 (三宮)
10	神戸国際コミュニケーションセンター (KICC) 初級日本語クラス (日本語教師による グループレッスン)	神戸市在住 15歳以上	(新長田) 火・木曜日 10:00～20:30 土曜日 10:00～12:00 (三宮) 月・水・金曜日 10:00～20:30 (御影) 火・木曜日 10:00～14:30	無料	(新長田) 神戸市長田区腕塚町 5-3-1 ア スタくにつか1 番館南棟 4F (三宮) 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三 宮ビルディング 東館 5F (御影) 神戸市東灘区御影本町 6丁目 15- 22 阪神御影市場「旨水館」内 https://www.kicc.jp/ez/ja/nihongo/ study_index/class	(新長田) 078-742- 8705
11	日本語でこんにちは -Hello in Japanese- カトリック社会活動 神戸センター	誰でもOK	木曜日 10:30～12:30 13:30～15:30 日曜日 13:30～15:30	茶菓子代 300 円	神戸市中央区中山手通 1-28-7 (カトリック神戸中央教会内) H.P なし	078-271- 3248 (担当: 森)
12	日本語ボランティア 「チャオ」	日本語支援希望 者、小中学生学習 支援希望者	①神戸市立葺合公民館 水曜日 14:00～17:00 土曜日 12:00～17:00 ②神戸市青少年会館 水曜日 18:00～20:30 土曜日 13:00～17:00	無料 (教材費別 途要)	①神戸市中央区真砂通 2-1-1 神戸市立葺合公民館 ②神戸市中央区東川崎町 1-3-3 ハーバ ーセンター5階 神戸市青少年会館 H.P なし	① 078-232- 4026
13	兵庫県国際交流協会 (HTA)	内在の外国人 県民 (成人)	①外国人県民対象日本語講 座 年間2期制 (1期18回) (5月～、11月～) 週2回 18:30～20:30 ②すぐに役立つ日本語講座 9月～10月上旬 (全18回) 週5回 10:00～12:30	①費用 1,000 円 (教材費 別途要) ②費用 4,000 円	神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-1 国際健康開発センター2F https://www.hyogo- ip.or.jp/torikumi/tabunkakyose/ nihongokoza/index.html	078-230- 3261

番号	団体名	対象	日時・時間	費用	開催場所、URL	連絡先
14	日本語教室 だんらん	誰でもOK	月曜日/水曜日 19:00~20:30	500 円(学生 250 円)/回	神戸市中央区山本通 2-3-12 まなびと 北野基地 https://manabito.manabi.com/ project/danran	
15	関西ブラジル人コミ ュニティ	関西在住のブラ ジル人児童生徒	土曜日 13:00~17:00	2,000 円/月	兵庫県神戸市中央区山本通 3-19-8 神戸市立海外移住と文化の交流セ ンター http://kobe-cbk.server- shared.com/index.html	078-222- 5350 (火~ 日) 10:00~ 17:00
16	マサヤンタハナン ナナイ日本語教室	在日フィリピン 人母子及び外国 にルーツをもつ 学習希望者	毎月 第2・第4 日曜日 13:30~15:00	100 円/回	兵庫県神戸市中央区山本通 3-19-8 神戸市立海外移住と文化の交流セ ンター H.P なし	078-862- 6519
17	NPO 法人つどう場	日本語クラス:大 人 らば:大人・子ど も	日本語クラス: 月~金曜日 10:00~12:00 らば: 平日、日曜日 12:30~17:00	日本語クラス: 700 円 らば:300 円 (ド リンク付き)	兵庫県神戸市中央区東雲通 1-3-18 国元マンション 1 階 https://tsudoubakoube.org/	090-6201- 4700
18	北神日本語教室	中学生以上	水曜日 18:30~20:00	1,500 円/月	神戸市北区藤原台中町 1-3-1 北神文化センター https://www.facebook.com/ hokushinnihongokyouhitsu	080-5331- 8987
19	KFC 神戸定住外国人支援 センター	子ども 大人	水曜日・木曜日 小学生 16:00~18:00 中学生 18:30~20:30 土曜日 10:30~12:00 水・日曜日 10:15~12:15 木曜日 17:45~19:45	1000 円/月 協力金 1500 円/ 月	神戸市長田区若松町 4-4-10 アスタクエスタ北棟 502 https://social- b.net/kfc/activity/kodomo/ 神戸市長田区二葉町 7-1-18 ふたば学舎 1-5 ふたば国際ブラザ https://social- b.net/kfc/activity/nihongo/	078-612- 2402 078-747- 0280
20	番町よみかき教室 ふな (ムネ)	日本語・識字学習 希望者	土曜日 18:00~20:00	無料	神戸市長田区四番町 4-51 神戸市立長田公民館 H.P なし	090-3727- 9227 (洪方)

番号	団体名	対象	日時・時間	費用	開催場所、URL	連絡先
21	南須磨公民館 日本語よみかき教室	成人	月～金曜日 10:00～16:00	無料	神戸市須磨区青葉町 2-2-3 H.P なし	078-735-2770
22	神戸市外国語大学 日本語学習を助ける 会 神戸中国帰国者 日本語教育ボランティア協会	主に中国帰国者 とその2、3世そ の他日本語習得 に困っている人	月・水・金曜日 13:15～15:15	入会金：帰国者免 除、その他の方 1,000円 授業料：無料 教材費自己負担	神戸市西区学園西町 1-1-1 神戸市外国 語大学サテライト気付 https://www.sien-center.or.jp/fund/volunteer/hyogo/hyogo_02.html	
23	神戸 YWCA 学院	子ども	「夏休み勉強に役立つ日本 語クラス」2025年7月22 日～8月1日（土日除く） 10:00～13:00	無料	神戸市中央区二宮町 1-12-10 https://www.kobe.ywca.or.jp/top/gakuin/japanese/	078-231-6201/6303
24	セワスクール	子ども	土曜日、日曜日、祝日 13:00～17:00		神戸市兵庫区大開通 10-1-10 H.P なし	090-5010-7507
25	NPO 法人神戸日中文 化交流推進会中山手 放課後児童クラブ	子ども	月～金曜日 13:30～20:00 土曜日 9:30～18:00		神戸市中央区下山手通 3 丁目 15-10 番 101 号 H.P なし	078-381-5475
26	賀川記念館 はいず	子ども	火曜日／金曜日 16:00～17:30	月 1, 0 0 0 円	神戸市中央区吾妻通 5-2-20 (イエス団賀川記念館) https://core100.net/jigyo/hise.html	078-221-3627
27	一般社団法人ひょう ごラテシニココミュニテ ィ	子ども	第2・第4土曜日 11:00～13:00		神戸市長田区海運町 3-3-8 たかとりコミュニティセンター内 https://www.hlc-jp.com/	078-739-0633
28	ベトナム夢 KOBE	子ども	学校生活に必要な日本語の 学習 土曜 10:30～12:00		神戸市長田区海運町 3-3-8 たかとりコミュニティセンター内 https://tccl17.jp/vnkobe/	078-736-2987

7. 神戸市内の日本語教室等の事例

(1) 甲南大学 日本語サークル あおぞら

団体名	甲南大学 日本語サークル あおぞら		
住 所	神戸市東灘区岡本 8-9-1 甲南大学	電話番号	078-435-2334
対象者	中学生以上の日本語を学習したい 外国人の方	費用	無料
特 徴	・あおぞらは、外国語としての日本語学習を支援する学生ボランティア団体。 ・甲南大学の学生が、日本語学習をサポートします。		

概 要

(出典:「甲南大学 日本語サークル あおぞら」ホームページ)

主 催 者 : 甲南大学

教室内容の特徴 : マンツーマン形式、小グループ形式

対 象 者 : 大人、中学生、高校生

日 時 : 10月9日から12月11日までの毎週木曜日
17時～18時30分

場 所 : 甲南大学 岡本キャンパス 10号館



(2) こうべ子どもにここ会

団体名	こうべ子どもにここ会		
住 所	神戸市東灘区本庄町 2-5-1 本庄地域福祉センター内	電話番号	078-453-7440
対象者	外国にルーツがある児童生徒	費用	運営協力金 2,100 円/月 保険 500 円/年
特 徴	・2002 年に発足し、神戸市東灘地域を中心に多様な文化や社会背景を持った子どもたちへの 日本語・教科・母語の学習や、学校を含む生活面でのサポートを通して彼らの居場所づくり、情報発信等に取り組む NPO ・国籍やルーツに関係なく、全ての子どもたち一人ひとりが多様性を尊重し、社会で自立していけることを願って、「地域連携」による、よりよい環境づくりにも積極的に取り組んでいる。		

概 要

(出典:「こうべ子どもにここ会」)

ミッションステートメント

主に東灘地域に住む多様な文化的・社会的背景を持った子どもたちとの日本語・強化学習、母語教室を通じて、子どもたちが、アイデンティティを保持し、自分自身や自分かに対する誇りを持てる環境作りをめざします。この会は、全ての子どもたちが、自分以外の存在を個性として認め、尊重するとともに、自らの権利を主張し、もてる力を最大限に伸ばして自立していくために、学校、保護者、地域住民、ボランティア、地域教育機関とも、連携し、情報を共有または交換し合い、お互いに成長していける関係を作ります。

活動内容

放課後日本語・強化学習支援教室

◆日本語・教科支援教室

(対象)就学前児童(東灘地域優先)

(日時)木曜日・土曜日 15:00~16:00

(場所)本庄地域福祉センター

(対象)小中学生(東灘地域優先)

(日時)木曜日・土曜日 16:00~18:00

(場所)本庄地域福祉センター

子どもたちのレベルやニーズにあわせ、原則ボランティアが1対1で対応しています。ボランティア(長期・経験不問)が大変不足しています!興味のある方はぜひお気軽にお問い合わせください!

◆子どものにほんごクラス

(対象)来日 2,3 年の小中学生

(日時)土曜日 15:00~16:00

(場所)本庄地域福祉センター

◆スペイン語母語教室

小学生クラス

(日時)火曜日 15:00~17:00

(場所)本庄小学校



ネイティブ講師がクラス形式で対応。自分の持っているルーツや文化について学んだり、アイデンティティについて考えるきっかけづくりをしています。中高生クラスは現在休止中です。

◆心のケアの充実

断片的な支援に陥らないよう「学習」だけでなく、心のケアにも配慮しています。

◆居場所づくり

全ての子どもたちが「違い」を受け入れられる環境、自分らしくいられる環境づくりを大切にしています。

◆地域との共生活動

学校、住民、自治会など地域のさまざまな団体、組織と協働しながら活動を展開。地域に住む全ての人たちがくらしやすいまちづくりを目指します。

◆ネットワークづくり

子どもたちを支援する様々な分野の方々や団体との連携・情報交換などを通じて少しでも子どもたちを取り巻く環境が改善されることを目指します。

ひょうご日本語ネット協力委員、本庄ふれあいのまちづくり協議会推進委員など

◆小学校校内日本語教室

本庄小学校 火曜日 午前

東灘小学校 木曜日 午前

◆中学校校内多文化学習会

(対象)本庄中学校生徒

【活動場所 1】

(場所)本庄中学校

(日時)月曜日 15:40～16:40

【活動場所 2】

(場所)多文化共生センターひょうご

(日時)水曜日 16:00～18:00

子どもたちとボランティア支援者がタッグを組んで、日本語の理解や教化学習の向上に励んでいます。また日本の季節の行事や遊びを通じて、子どもたちが日本の生活に溶け込めるような、「居場所としての活動」も行っています。中学生は月曜と水曜日にも、多文化学習会で学んでいます。

就学前児童のためのプレスクール

就学前児童を対象にしたプレスクールです。ゲームや遊びを取り入れながら、楽しくひらがなや数学の勉強をしています。日常会話以外に、少学校に入学すると使う言葉や動作を実際に動きながら学んでいます。



夏休み宿題教室

夏休みの真ただ中、8月第一週の午前中に、恒例の宿題教室を行いました。国語や算数をはじめ、読書感想文や絵画などひとりでは取り組みにくい宿題を持ち寄り、にこにこ会の支援者や地域の大学生の方々のサポートを受けて仕上げました。また、理科実験「どの色の陰に入ったら涼しいかな？」を参加者全員で実施しました。炎天下の屋外で汗をかきながら、黄・赤・青などのセロハンを用いて温度測定の実験をしました。



(3) 東灘日本語教室

団体名	東灘日本語教室		
住 所	神戸市東灘区深江南町 4-12-20-201 (多文化共生センターひょうご内)	電話番号	078-453-7440
対象者	誰でもOK	費用	年会費 500 円/年 維持費 1,000 円/月
特 徴	・阪神・淡路大震災をきっかけに、神戸では日本に住む外国人をもっと理解し支援しようという動きが強まり、東灘区の深江地区に多く暮らしている日系のブラジル人やペルー人の支援をしようと、1998 年 11 月に誕生。 ・日系中南米人のほかに、東灘区に住む中国人やフィリピン人、それに教室の近くにある神戸大学海事科学部の留学生など、いろいろな国、さまざまな職業の人たちが教室に通っている。 ・学習者の数は常に 50～60 人以上、日本語学習の支援をするボランティアは 40 人。土曜・日曜を希望する学習者が多いこともあって常にボランティア不足。 ・レッスンは主に1対1のマンツーマンが主、グループ方式でも行う。 ・ボランティアと学習者は勉強だけでなく、いろいろなイベントも開催して交流している。		
概 要			
(出典:「東灘日本語教室」HP)			
主要事業			
日本語講座の開催		受講生生活支援・情報提供	
ボランティアの養成・育成・勉強会		講演・シンポジウム等	
教材貸出		民間国際交流団体との連携事業	
交流会(姉妹団体「こうべ子どもにこにこ会」との共催による「こども祭り」・花火見物など)			
会員数			
100 人(日本人ボランティア 50 人・外国人受講生 80 人)			
授業形態			
マンツーマンレッスン/グループレッスン共に週1回・1.5 時間			
利用可能言語			
ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国語など			
会費			
ボランティア 正会員 2000 円・学生会員 1000 円/年			
学習者 500 円/年 維持費 1000 円/月			
ボランティアへの交通費支給			
最高 1000 円/1日			

(4) 灘わくわく会

団体名	灘わくわく会		
住 所	神戸市灘区八幡町 4-8-28 六甲地域福祉センター	電話番号	090-7878-5678 (中塚) 090-3613-9114 (賀川)
対象者	外国語を第一言語とする小学生、中学生、高校生及びその年齢の人	費用	無料
特 徴	・灘わくわく会は神戸市灘区で外国にルーツを持つ小中学生を支援しているボランティア団体。 ・週に1度土曜日朝 10 時から 12 時。ひとりひとりの学校の課題や進度、授業の理解度にあわせた指導を行う。 ・学校の勉強以外日本語の教育も行う。		

概 要

(出典:「灘わくわく会」HP)

学習会

毎週土曜日(国民の祝日・第5週を除く)

六甲地域福祉センター

10時～12時

日本語学習、学校の強化学習

県立芦屋国際中等教育学校や各高校への進学指導

支援者は、元小中学校の教員や子供が好きな人たち、英語・中国語を活かして支援をしたいと思っている人達で、丁寧に日本語支援、各教科学習、進学のための作文・面談指導などを行っている。

保護者からの進学や日本語学習の相談にも応じている。



学習風景



みんなで折り紙

(5) NPO 法人 実用日本語教育推進協会 Thank's

団体名	NPO 法人 実用日本語教育推進協会 Thank's		
住 所	神戸市灘区摩耶海岸通 2-3HAT 神戸・灘の浜 2-104	電話番号	078-891-3030
対象者	日本語の会話を中心に学習したい外国人 人	費用	500 円/回
特 徴	・「教えやすく・学びやすい」外国人への日本語の教え方を広めるために、長年教えてきた日本語講師が 2004 年に設立した NPO 法人。 [THANK's で出来ること] ○日本人向け講座(外国人への日本語の教え方を学ぶ講座) ○外国人の日本語教室(にほんご交流サロン) ○THANK's のテキスト(THANK's オリジナルテキスト) ○国籍を超えた交流		

概 要

(出典:「NPO 法人 実用日本語教育推進協会 Thank's」ホームページ)

教え方講座

1 にほんごの教え方、教えます

当協会の講座は、「日本語の教え方講座」です。以下の 2 点について講義と実践指導をします。

講義 目からウロコ！

日本語はどんな言語化を知る(文法、音声、表記などを含む表現など)

外国人に教えるための日本語というのは、学校で習った国語教育とは違います。無意識に身に付けた日本語を客観的に外から見直し、自分のことば、ひいては日本人の発想や考え方、文化を背景にした日本語を見つめなおす作業で、たいへん興味深いものです。

実践的な練習 英語が話せなくても誰でも外国人に教えられる！

日本語が全く話せない外国人を話せるようにするために具体的な方法を知る

日本語を学習する外国人は、アメリカなど英語圏から来た人だけではありません。

アジア・オセアニア(中国・韓国・台湾・オーストラリア・ベトナム・インドネシア・フィリピン…)からが一番多く、その他、ブラジルなど中南米、イギリス・フランスなど欧米、アメリカなど世界各地から多くの外国人が来日しています。




サロン(日本語教室)

2 にほんご交流サロン(日本語教室)

ボランティアでは難しかった体系的な日本語教室を THANK's 方式で行っています。

THANK's にほんご交流サロンでは、オリジナルテキストを使ったマンツーマンレッスンを月曜日・水曜日・日曜日に行っています。アジア・アフリカ・ヨーロッパ・中南米など様々な国の留学生、社会人などが、対面レッスンやオンラインレッスンで日本語を学んでいます。

日本語の教え方 講座 2025 年度 第2回基礎コース

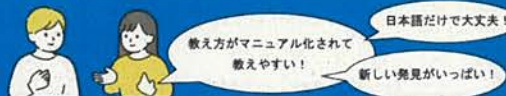
ボランティアで
外国人に「日本語」を教えてみませんか？



日時【前半】10/11・10/18・10/25 【後半】11/1・11/8・11/15
10:00 ~12:00(土曜日開催)

会場 THANK's 事務所 (JR 灘駅、阪神岩屋駅 徒歩 10 分)

受講料 【前半 3 回】12000 円 【後半 3 回】12000 円
【全 6 回(通し)】22000 円
(オリジナルテキスト、資料代込み)



「にほんごの教え方、教えます。」

【お問合せ・申込先】 NPO法人実用日本語教育推進協会 (THANK's)



〒657-0855 神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番 HAT 神戸

Tel: 078 (891) 3030 FAX: 078 (891) 3030

e-mail: nihongo2005@npo-thanks.jp HP: https://npo-thanks.jp

教えやすい・学びやすい 初級会話テキスト新版(9か国語対応)

THANK'sの初級会話テキストには、各国語版(英語版・中国語版・韓国語版・ポルトガル語版・スペイン語版・インドネシア語版・ベトナム語版・フランス語版・タイ語版)があり、すべての語・文の意味及び文型ごとの文法説明が各言語で記載されています。



初級会話テキスト新版(サンプル) (PDF)

英語	中国語	韓国語
ポルトガル語	スペイン語	インドネシア語
ベトナム語	フランス語	タイ語

教えやすい・学びやすい 初級会話テキスト用 指導書 (I~IV)

初級会話テキストを教えるための指導書で、4分冊になっています。
どなたでも効率よく教えられるよう、教え方のノウハウや留意点を書き込んでいます。



初級会話テキスト用指導書(サンプル) (PDF)

(6) 日本語ボランティア「チャオ」

団体名	日本語ボランティア「チャオ」		
住 所	①神戸市中央区真砂通 2-1-1 神戸市立葺合公民館 ②神戸市中央区東川崎町 1-3-3 ハーバーセンター5 階 神戸市青少年会館	電話番号	①078-232-4026
対象者	外国人児童、外国人県民	費用	無料
特 徴	・親しみやすい雰囲気、大人、子供一緒に行事を行っている。 ・レベルの違う人も助け合って楽しく学習している。児童生徒の教科学習のサポートなども行っている。		

概 要

(出典:「神戸市青少年会館」HP)

① 外国人児童生徒の日本語及び学習支援

日本語の能力の向上を助け、学校での生活の充実・促進を支援する。

② 外国人対象の日本語支援

定住する外国人の日常的日本語会話の向上を支援する。

(葺合公民館)

水曜日13:30～17:00

土曜日12:30～17:20

(青少年会館)

水曜日18:00～21:00

土曜日12:30～17:00

活動内容	様々な文化的背景を持つ外国人及び外国人児童の日本語支援・ 教科学習支援についてのボランティア活動
合計	55 名
0～18 歳	18 名
19～30 歳	5 名
31 歳以上	32 名
入会資格	子どもが好きで学習支援に熱心な方
会費	0 円 (年 1000 円としているが実績なし)

(7) NPO 法人つどう場

団体名	NPO 法人つどう場		
住 所	兵庫県神戸市中央区東雲通 1-3-18 国元マンション 1 階	電話番号	090-6201-4700
対象者	日本語クラス: 大人 らぼ: 大人・子ども	費用	日本語クラス: 700 円 らぼ: 300 円 (ドリンク付き)
特 徴	・言語、文化、性別、世代、職業などに縛られず、今あるコミュニティーを自由に行き来でき、すべての人にとって生き心地の良い社会を目指している。		

概 要

(出典:「NPO 法人つどう場」HP)

みんなで集う場「らぼ」

- ・なんにもしなくてもいい場
- ・何をしてもいい場
- ・どんなことばで話してもいい場
- ・少しずつ社会につながる場

「らぼ」は、以下の助成金を活用しています。

公益信託 神戸まちづくり六甲アイランド基金



日本語クラス

学習者の社会参加を視野に入れた「生涯学習としての日本語教育」を実践しています。



人的リソースの養成

自ら学び、発信し続け、「よりよい社会創造を目指せる日本語教師や日本語ボランティアの養成を目指します。



(8) 神戸中国帰国者日本語教育ボランティア協会

団体名	神戸中国帰国者日本語教育ボランティア協会		
住 所	神戸市西区学園西町 1-1-1 神戸市外国語大学 サテライト気付	電話番号	—
対象者	主に中国帰国者とその 2、3 世その他日 本語習得に困っている人	費用	無料
特 徴	・1986 年頃、多くの中国帰国者が神戸・明石地区に定住するようになったが、彼らは 言葉や生活習慣の違いなど、様々な困難を抱えていたため、1987 年 4 月に神戸 中国帰国者日本語教育ボランティア協会が設立された。 ・ほぼ 同時に神戸市外国語大学「日本語学習を助ける会」が設立され、以後神戸市 外大の学生ボランティア「日本語学習を助ける会」と共に協力して活動を続けてい る。 ・日本語の学習は、なるべく学習者の要望に答えられるようにマンツーマンまたは小 グループでしている。高齢の帰国者に対しては独自の教材を準備して、楽しくゆっ くり学べるように工夫している。		
概 要			
(出典:「中国帰国者支援・交流センター」HP)			
会員数 : 100人 会 費 : 年額一口 (普通会員 1,000円、特別会員 10,000円) 活動内容 1. 日本語教室 ・ユニティ教室 月・水・金曜日 13:15～15:15 ・明石小コミセン日本語教室 日曜日 13:30～15:30 2. 交流活動 ・ユニティ教室 (七夕書道会及び作品展示・納涼交流会・忘年交流会・節分豆撒き・水餃子会・パソコン クラブ) ・明石小コミセン日本語教室 (七夕まつり・クリスマス会・料理教室) ※花見、バス旅行(隔年)はユニティ教室と明石小コミセン日本語教室と合同で実施 3. 生活就職相談(随時)			
活動特徴 教室は、帰国者のほか、日本語習得に困っている一般外国人や留学生にも対応している。 交流活動のイベントは、学習者の自主性を尊重し、できるだけ帰国者等学習者が中心になって企 画・実行するよう運営している。 パソコン教室から発展したパソコンクラブは、交流事業の募集チラシを作成するなど、日本語学 習や自主的な交流活動にも役立っている。 作文発表会ではボランティアの助けを最小限とし、自分の言葉で書いて発表する。そのため 年々上達していく日本語力を確認できる場ともなっている。 明石小コミセン日本語教室では、仕事などで平日に教室に来られない方々への対策として、毎 週日曜日の13:30～15:30に日本語教室を開いている。			

(9) 神戸YWCA学院

団体名	神戸 YWCA 学院		
住 所	神戸市中央区二宮町1-12-10		電話番号 078-231-6201 /6303
対象者	外国人の児童生徒	費用	
特 徴	・来日したばかりの外国にルーツを持つ子どもたちが短期集中的に基礎的な初級日本語や教科のための日本語を学べる「勉強に役立つ日本語クラス」を実施。プロの日本語教師が指導するので、分かりやすい日本語で指導できることが特徴である。教科のための日本語指導は、学校教員経験者である日本語講師が担当する。 ・同じ環境にある生徒達が神戸 YWCA に集い、リラックスできる居場所を作る。 対応言語 日本語		
概 要			
(出典:神戸 YWCA 学院 HP、外国人児童生徒支援地域・NPO 団体等活動資料)神戸市子どもサポートセンター)			
「夏休み勉強に役立つ日本語クラス」			
2025年7月22日～8月1日(土日除く)予定			
①基礎的な日本語学習			
神戸 YWCA 学院オリジナルテキストを使用し、初級レベルの日本語の構造を学ぶことを主な目的とする			
②教科につながる日本語学習			
教科を理解するための日本語の習得を目的とする			
※受講料・テキスト無料			
※レベル別クラス			
しょきゅうにほんごクラス Elementary Japanese Class			
・すぐに使(つか)える日本語(にほんご)を勉強(べんきょう)したい人(ひと)			
・短期(たんき)滞在者(たいざいしゃ)			
日程 1期:2025年4月7日～5月30日			
2期:2025年6月2日～7月18日			
3期:2025年10月6日～11月28日			
授業 週2日、曜日については相談可、時間 10:00～12:00			
登録費(初回のみ)9,900円、授業料(1期・3期)63,360円、(2期)55,440円			
定住外国人向け日本語・就業力スキルアップコース			
(初心者向)日本で働くために必要な日本語、コミュニケーション能力、パソコンスキル、ビジネスマナーなどを身につけるコースです。			
【訓練期間】2025年9月12日(金)～12月11日(木)9:30～16:10、土・日・祝は休み			
【座学訓練場所】神戸 YWCA 学院			
【募集定員】15人(最少開講人数8人)			
【必要経費】6,930円(教科書代ほか)			

(10) セワスクール

団体名	セワスクール		
住 所	神戸市兵庫区大開通10丁目1-10	電話番号	090-5010-7507
対象者	外国人の児童生徒	費用	無料
特 徴	1:外国人(ネパール人)児童生徒に対する学習支援教室、母文化母語保持教室、日本語支援教室の開催 2:子どもの居場所づくり 3:文化交流会、発表会の開催 4:保護者などに対する就学、進学、生活相談 対応言語 ネパール語 日本語 英語 ヒンディー語		
概 要			
(出典:「外国人児童生徒支援地域・NPO 団体等活動資料」神戸市子どもサポートセンター)			
①学習支援教室、母文化母語保持教室、日本語支援教室、軽食の提供 土曜日、日曜日、祝日 午後1:00～17:00			
②長期休み時の教室 夏休みなど長期休暇中に開催			
③居場所事業			
④発表会、文化交流会イベント、遠足、読書会 年6回程度開催			
⑤進学、就学、生活相談 随時			

(11) NPO 法人 神戸日中文化交流推進会中山手放課後児童クラブ

団体名	NPO 法人 神戸日中文化交流推進会中山手放課後児童クラブ		
住 所	神戸市中央区下山手通3丁目15-10番101号	電話番号	080-5705-5188
対象者	外国人の児童生徒、成人	費用	無料
特 徴	1. 日本語会話・識字能力・読解力を伸ばす教室 ・中国語と日本語とバイリンガル方式を用いて日本語学習支援を行う教室 ・日本語講師も在籍 2. 母語会話・識字能力・読解力を伸ばす教室 ・母語・中国語の学習支援を行う教室 3. 地域の人との交流を図る多文化共生 ・イベントや発表会、母語のスピーチ大会参加を通して地域の人との交流を深める 4. 児童生徒の進路・進学や未就学児童生徒等の学習支援を行う教室 ・兵庫県立芦屋国際中等教育学校へ進学指導、また入園・入学及び就学前の児童生徒のためのプレスクール教室		
概 要			
(出典:「外国人児童生徒支援地域・NPO 団体等活動資料」神戸市子どもサポートセンター)			
1 幼児日本語教室、2 小学生・中学生・高校生向け日本語基礎教育 ◎月～金曜日13:30～20:00土曜日9:30～18:00 個別指導 小人数制グループレッスン 専門講師が、日本語と中国語とバイリンガル形式にて、子どもの母語・中国語を介して日本語を教える			
3 中国語会話初級・中級・上級 ◎月～金曜日13:30～20:00土曜日9:30～18:00 中国ネイティブ講師が授業を行い、HSK／中国語検定対応			
4 中国語作文講座 ◎毎年 9 月から翌年1月まで 土曜日 12:00～13:30 兵庫県立芦屋国際中等教育学校へ進学指導 (全 22 回)			
5 各教科個別指導 ◎月～金曜日13:30～20:00土曜日9:30～18:00 専門講師が国語・算数・理科・英語等各教科指導、また学校や塾の宿題サポート等も行う			
6 英会話・英検指導 ◎月～金曜日13:30～20:00土曜日9:30～18:00 アメリカネイティブ講師が授業を行い、英検対応			
7 囲碁・絵画・書道などカルチャー教室 ◎囲碁教室 月曜日・水曜日15:30～18:30 絵画教室 火曜日16:00～18:30 書道教室 金曜日15:00～18:30 各教室実施10年以上			
8 成人向け日本語基礎教 ◎専門講師が、日本語と中国語とバイリンガル形式にて母語・中国語を介して日本語を教える			

(12) 賀川記念館 はいず

団体名	賀川記念館 はいず		
住 所	神戸市中央区吾妻通 5-2-20 社会福祉法人イエス団賀川記念館	電話番号	078-221-3627
対象者	外国人の児童生徒	費用	月1,000円(週1回参加の場合)
特 徴	・日本語学習、学校の学習の補完、 ・居場所として、児童のもっている課題の支援 対応言語:日本語、中国語		
概 要			
(出典:「外国人児童生徒支援地域・NPO 団体等活動資料」神戸市子どもサポートセンター)			
外国にルーツをもつ子どもの学習支援			
開催日時: 火曜日／金曜日 16:00～17:30 国民の休日、夏季、冬季は変更あり			
開催場所: 賀川記念館4階			
月 謝 1,000 円(週1回の参加)			
・日常生活や学習に必要な日本語能力を身につけられるよう、日本語を学びます。また学校の宿題を通して勉強の仕方を学びます。			
・子どもにとっての安心安全な場所を目指します。言語や宗教、生活様式などの文化的な背景を尊重します。			
・ボランティアは元教員、日本語教員、大学生、高校生、社会人の方が関わってくれています。			
・原則は小学生対象ですが、個別のケースにより中学生～保護者の方も勉強しています。			

(13) 一般社団法人ひょうごラテンコミュニティ

団体名	一般社団法人ひょうごラテンコミュニティ		
住 所	神戸市長田区海運町3-3-8 たかとりコミュニティセンター内	電話番号	078-739-0633
対象者	外国人の児童生徒	費用	無料
特 徴	・スペイン語圏出身住民の日本社会での生活向上を目的とした生活相談、月刊誌発行と情報発信 ・子どものための母語・学習支援教室 ・文化交流を目的としたイベント等開催 対応言語 スペイン語		
概 要			
(出典:「外国人児童生徒支援地域・NPO 団体等活動資料」神戸市子どもサポートセンター)			
スペイン語母語教室 第2・第4土曜日 11:00～13:00			

(14) ベトナム夢 KOBE

団体名	ベトナム夢 KOBE		
住 所	神戸市長田区海運町3-3-8 たかとりコミュニティセンター内	電話番号	078-736-2987
対象者	外国人の児童生徒	費用	無料
特 徴	(設置目的) 阪神淡路大震災により、神戸に暮らす多くのベトナム人が被災しました。困難な状況の中で、言葉の壁や文化の違い、制度上の不満などによる様々な問題に直面しました。そして、多くの支援を受け、自分たちで問題に立ち向かい、すみよい社会を作っていくと設立しました。		
概 要			
(出典:「外国人児童生徒支援地域・NPO 団体等活動資料」神戸市子どもサポートセンター)			
母語教室 土曜 9:30~10:30 ベトナム語の字・発音を学習			
教科学習支援教室 土曜 10:30~12:00 学校生活に必要な日本語の学習			
生活相談 火、水、木、金 10:00~17:00 電話・面談 相談可			



2-4 その他（生活支援や相談事業など）支援組織・団体等

神戸市では、多様な主体と協働しながら、日本人も外国人も住みやすい地域共生のまちづくりを進めている。

その中で、神戸市内で在住外国人に対する支援を行っている団体および支援内容は、以下のとおりである。

1. 神戸市内の在住外国人支援団体一覧

団体名称	対象者 (国籍・ 在留資 格・世代 等)	対応言語	活動 エリア	活動分野							その他の詳細	ホームページの URL	備考欄 (団体の特色や注意事 項等)
				相談	情報 提供	通訳 翻訳	日本語 教室	児童 の学 習支 援	交流	日本 文化 体験	その他		
(公財) 兵庫 県国際交 流協会	在住外国 人全般	日本語、英語、中国 語、韓国・朝鮮語、 ポルトガル語 (相 談言語は別途)	1	△	○	○	△	△	○	△		https://www.h-yogo-ip.or.jp/	
(公財) 兵庫 県国際交流 協会 外国人県民 インフオーメ ーションセ ンター	在住外国 人全般	日本語、英語、中 国語、ポルトガル 語、スペイン語、 タガログ語、ベト ナム語、韓国語、 インドネシア語、 タイ語、ネパール 語、ミャンマー 語、クメール語、 マレー語、モンゴ ル語、シンハラ 語、ヒンディー 語、フランス語、 ドイツ語、イタリ ア語、ロシア語、 ウクライナ語	1	○								https://www.h-yogo-ip.or.jp/shietsuannai/info-center/index.html	兵庫県に住む外国人のた めの相談窓口です。来訪 か電話で相談できます。 メールやSNSでの相談 はできません。9:00～ 17:00 の間に、お問い合 わせください。
NPO 法人関西 ブラジル人 コミュニテ ィ CBK	ブラジル	ポルトガル語	1	○	○	○	○	○	○	○	各種イベント開催	http://kobe-cbk.server-shared.com/	ブラジル出身者が中心に なって運営
NPO 法人日越 交流センタ ー兵庫	ベトナム (その他外 国籍者含 む)、留 学・技能実 習・特定技 能・失業者	日本語、英語、ベト ナム語	1	○	○	○	○	○	○	○	入国管理局出頭同行、外 国人技能実習機構に支援 要請援助、失業者などに 臨時の宿舎提供	—	親子ベトナム教室開催支 援、テトの集いなどベト ナム文化継承活動支援、 ベトナム人サッカー大会 開催支援など

団体名称	対象者 (国籍・ 在留資 格・世代 等)	対応言語	活 動 エ リ ア	活動分野							ホームペー ジの URL	備考欄 (団体の特色や注意事 項等)	
				相談	情報 提供	通訳 翻訳	日本 語教 室	児童 の学 習支 援	交流	日本 文化 体験			その他
特定非営利 活動法人 神戸定住外 国人支援セ ンター (KFC)	在住外国 人全般	日本語、中国語、韓 国・朝鮮語、ベト ナム語、ウクライ ナ語、ロシア語、 スペイン語、モン ゴル語、英語	1	○	○	○	○	○	○	○	○	https://social-b.net/kfc/	外国ルーツ高齢者の文化 背景に配慮した介護事業 ／中国残留邦人帰国者・ ウクライナ人・ミャンマ ー人・ネパール人の居場 所づくり／中国語教室／ パソコン教室 など
NPO 法人多言 語センター FACIL	在住外国 人全般	多言語全般	1			○					○	https://tcc117.jp/facil/	兵庫県内の9つ協定病院 で医療通訳を1650 円で利 用できるモデル事業を実 施しています。 【協定病院】 神戸市立医療センター中 央市民病院 神戸市立医療センター西 市民病院 神戸市立西神戸医療セン ター 神戸市立神戸アイセンタ ー病院 神戸大学医学部附属病院 兵庫県立こども病院 兵庫県立ひょうごころ の医療センター 北播磨総合医療センター 市立加西病院
一般社団法 人神戸コリ ア教育文化 センター	コリアル ーツ	日本語、韓国・朝 鮮語	1	○	○	○		○	○		○	https://www.korea-uriecc.org/	コリアルーツの子どもの 母語継承語教室運営／在 日コリアンの歴史・生活 資料の収集展示
													コリアルーツの子どもの ちの母語継承語教室を 30 年前から運営していま す。2024 年秋頃、在日コ リアンのくらしとことば のミュージアムを開設し ます。

団体名称	対象者 (国籍・在留資格・世代等)	対応言語	活動エリア	活動分野							ホームページのURL	備考欄 (団体の特色や注意事項等)
				相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他	
特定非営利活動法人アジア女性自立プロジェクト	日本国内に暮らす外国人ルーツをもつ人(主として女性)	日本語、英語、タガログ語、その他	1	○	○	○			○			https://tccll7.jp/awep/ 電話、対面以外に、オンライン相談(LINE、メール、zoom)可能
マサヤン・タハナン(神戸市フイリピン人コミュニティ団体)	フィリピン人ルーツがある人	フィリピン語、英語、日本語	1	○	○	○	○	○	○	○	パソコン教室	在住フィリピン人とその家族を支援しています
多文化共生センターひょうご	在住外国人全般	日本語、英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、フランス語	2	○	○	○	○	○	○	○	多文化共生イベント 就活、キャリア形成支援 (高校生以上) 講師派遣 地域団体との共働	https://www.abunka-hyogo.org
韓国民団兵庫県本部	在住コリアン	日本語、韓国語、朝鮮語	1	○	○	○		○	○			https://hyogomindan.org/ ①HP http://wadanceenote.blog82.fc2.com/ ②face book https://www.facebook.com/wadancegokko/ ③Instagram https://www.instagram.com/wadancegokko/
多文化着付ボランティア「和だんすごっこ」	在住外国人全般	日本語・英語	2						○	○		在住外国人向けの着付けボランティア団体です。 お茶・生け花・ゆかた講習会などの日本文化体験イベントも年数回開催しています。

団体名称	対象者 (国籍・在留資格・世代等)	対応言語	活動エリア	活動分野							ホームページのURL	備考欄 (団体の特色や注意事項等)
				相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他	
東灘日本語教室	生活者としての外国人全般 技能実習生など	日本語	2				○			○	○	KICC (神戸国際コミュニケーションセンター) HIA (兵庫国際交流会) と連携し「生活者としての外国人」の日本語学習などを支援。
在日インドネシア留學生協会・神戸支部 (PPI Kobe)	インドネシア留學生 (役員) 主に神戸在住インドネシア人	インドネシア語、英語、日本語	1	○	○	○			○			兵庫県とくに神戸市内の留學生が運営している留學生団体ですがイベントするとき様々な対象者が参加可能です。
インターナショナルセワソーエディター	在住ネパール人全般	日本語、ネパール語、英語	1	○	○	○	○	○	○	○	—	在住ネパール人支援団体です
公益財団法人 PHD 協会	在住外国人全般	日本語、英語、インドネシア語 常設対応ではないが、ビルマ語、ネパール語、ウクライン語も対応可能	1	○	○		○		○	○	http://www.phd-kobe.org/	国際協力・交流シェアハウス「みんなのいえ」での居住支援をしています
公益財団法人神戸学生青年センター	在住外国人全般	日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語	2		○		○		○		https://ksyc.jp/	神戸学生青年センターは開かれた出会いの場です
特定非営利活動法人 まなびと	在住外国人全般	日本語、英語、ヒンディー語、ネパール語、ミャンマー語	2	○	○		○		○	○	https://manabito.com/	在住外国人を対象とした日本語の運営や外国人留學生向けの食糧支援・生活相談を行っています。

団体名称	対象者 (国籍・ 在留資格・世代 等)	対応言語	活動 エリア	活動分野							ホームペー ジの URL	備考欄 (団体の特色や注意事 項等)
				相談	情報 提供	通訳 翻訳	日本語 教室	児童 の学 習支 援	交流	日本 文化 体験	その他	その他の詳細
日本語ボランティア 「チャオ」	在住外国人 全般	日本語、英語、中国 語、ポルトガル 語、韓国語	2				○	○			—	市内全域より受け入れて います。
NPO 法人 場と つながりの 研究センタ ー	在住外国人 全般	日本語、英語、ベ トナム語	2	○	○	○	○				○	住民勉強会への協力 食料支援、就労支援 https://tsunagari-fr.net/ kokusai@tatotsunagari.net TEL 080-5331-8987(日本 語)
VIAN	ベトナム、他	日本語、ベトナム 語	2				○	○	○		○	・ベトナム語の書籍を開 架した「ちいさな図書 館」の設置。 ・ベトナム文化を紹介 する場 整備中
特定非営利 活動法人 NGO 神戸外国人 救援ネット	在住外国人 全般	毎週金曜日 (13:00~20:00) 日本語、英語、ス ペイン語、ポルト ガル語、タガログ 語、その他の言語 は要事前予約	1	○	○	○					○	通訳同行支援 https://gqnet.jp/ 土曜日・日曜日は「ひょうご多文化共生総合相談センター」として開室しています。

※活動エリア 1：市域全体 2：一部区のみ

2. 神戸市内の在住外国人支援団体事例

(1) NPO 法人関西ブラジル人コミュニティ CBK

団体名	NPO 法人関西ブラジル人コミュニティ CBK				設立	2001 年 2 月		
住 所	神戸市中央区山本通 3-19-8 海外移住と文化の交流センター3F				電話番号	078-222-5350		
対象者	ブラジル							
対象言語	ポルトガル語							
活動分野	相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○
団体の目的	・日本に住むブラジル人が、日本社会、地域の一員として、暮らしていくために、お互いに協力し、日本社会がブラジル人を理解できるように交流の場を設けることを目指している。 ・日本社会で活躍し、生活していくためには、日本の習慣や規則などを学び、それぞれが自分の権利を知り、情報を得ることが重要であり、日本社会の地域の一員として、私たちが生活しているこの場所で起きていることに関心を持っていくことが求められるため、在日ブラジル人を中心とした[コミュニティの広場]から発信していく。							

概 要

(出典:「NPO 法人関西ブラジル人コミュニティ CBK」ホームページ)

子どもの学習支援事業

ポルトガル語教室

毎週土曜日 13:00~17:00

内容 ブラジルから取り寄せた教材を使用

ブラジル文化の体験(民話、ダンス等)

講師は全員ブラジル出身、授業料:2,000円/月(学習支援教室を含む)

学習支援教室

毎週土曜日 13:00~17:00

内容 日本語・強化学習支援

進学や学校での悩み等の相談

日本文化の体験(書初め、節分、七夕、盆踊り等)



地域住民と交流事業

⇒ブラジル移民祭(4月)

⇒フェスタ・ジュニナ(6月)

⇒ブラジル・日本子どもの絵の交流展(8月～1月)

⇒サロン・カーニバル(2月)等

1. 南米日系人を中心とした在住外国人の支援事業

①南米日系人の子どもたちへの学習支援授業教室と母語教室

②ポルトガル語と日本語による生活相談事業(面談による相談は要約)

③ブラジル(南米)図書、新聞・雑誌収集と公開

1. ポルトガル語教室は、読み書きを覚えるだけではなく、母国の習慣や文化を学び、帰国したときにブラジル社会に溶け込めるよう支援を行う

2. 日本語での会話は得意だが、教科の理解が不十分な生徒への学習支援教室

3. 日本の教育システムや勉強についての相談

4. 進路についての保護者会

2. 在日外国人同士が交流でき、相互援助できる事業

①日本語や日本文化を学ぶサロンの開設

②日系人同士が母語で語り合える場の提供(ブラジル広場)

③南米出身日系人コミュニティのネットワーク作り

3. 在留外国人と地域住民が交流できる事業

①南米各地のお祭りや文化の紹介

②ブラジル料理教室、ダンス教室開催

③HP、ニュースレター「CBK ジャーナル」で活動報告、情報発信

4. 移民の歴史を語る

①移民メモリスロンの運営

②移民の歴史の保存・紹介

③ブラジル移民祭の開催

5. アミーゴの会の運営・Amigo no Kai

(2) 特定非営利活動法人神戸定住外国人支援センター (KFC)

団体名	特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター(KFC)				設立	1997 年		
住 所	神戸市長田区若松町 4-4-10 アスタクエスタ北棟 502				電話番号	078-612-2402		
対象者	在住外国人全般							
対象言語	日本語,中国語,韓国・朝鮮語,ベトナム語,ウクライナ語,ロシア語,スペイン語,モンゴル語,英語							
活動分野	相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○
団体の目的	・地域に暮らす多様な文化背景を持つ人々が「ともに生きる」ことができる社会に向け、活動する民間の非営利法人。 ・日本に移住し、何世代を重ねても移住したマイノリティに日本社会は目をむけていない現実がある。日本に生活の場を持つマイノリティは、この社会の構成員であり、日本社会の中にある偏見や差別を取り除き、豊かな社会が実現することを願い、KFCは活動を進めている。							

概 要

(出典:「特定非営利活動法人神戸定住外国人支援センター(KFC)」ホームページ)

活動内容

—

WHAT WE DO



② 高齢者支援



② 日本語学習支援



② 子ども支援

日本語学習支援

在日外国人が日本語のコミュニケーション能力・自己表現能力を身につけられるよう、日本語講師、ボランティア支援者による日本語学習の場を設けています。

- ・日本語レッスン(マンツーマンレッスン・グループレッスン、学習者と支援者の交流会)
- ・支援者の研修会・勉強会・養成講座
- ・日本語学習コンテンツの作成
- ・なでしこジャパニーズ(KICC のサイトに遷移します)
- ・楽しい漢字帳Ⅱ etc.

日本語レッスンクラス

日本語ボランティアの方々と一緒に楽しく学習します。

協力金:4,500 円／3ヶ月分

場所:ふたば国際プラザ

生活日本語クラス(水曜)	
曜日	水曜日
時間	10:15～12:15
日曜日クラス	
曜日	日曜日
時間	10:15～12:15
夜クラス(木曜)	
曜日	木曜日
時間	17:45～19:45

学習者と支援者の交流会

お茶会、七夕祭りなど、年に 2、3 回、交流の場を持っています。

子ども支援

多文化子ども共有センター

学校の勉強が難しい。うちでは、全然 勉強できない。

塾に行きたいけど 迷っている。

という 外国にルーツを持つ子供たち、集まれ！ みんなで楽しく勉強しよう！

ベトナム、フィリピン、ネパール、タイ、中国などの子供たちが 勉強しています。

小・中学生対象の放課後日本語・教科学習教室

小学生	
内容	日本語によるコミュニケーションの能力向上、教化学習のサポート、同じような背景を持つ子どもへの居場所の提供
時間	水・木曜日 16:00～18:30 のうち 1 時間半 土曜日 10:30～12:00
協力金	週 1 回で 1,000 円／月
場所	水・木曜日＝KFC 土曜＝ふたば国際プラザ
中学生	
内容	高校進学を目指す中学生の日本語・教科学習のサポート
時間	水・木曜日 18:00～20:30 のうち 1 時間半 土曜日 10:30～12:00
協力金	週 1 回で 1,000 円／月
場所	水・木曜日＝KFC 土曜＝ふたば国際プラザ
おやこにほんごきょうしつ	
内容	小・中学生の子どもと保護者対象のクラス
時間	土曜日 10:30～12:00
協力金	保護者 1,500 円／月
場所	KFC

元町クラス	
内容	小・中学生、高校進学を目指す外国ルーツの子ども日本語・教科学習のサポート
時間	火曜日 17:00～18:30
協力金	週1回で1,000円／月
場所	神戸市教育会館

在日外国人児童の読書の会(新長田図書館との共催事業)

出張読書の会	
内容	神戸市長田区の小学校で、日本語とベトナム語による絵本の読み聞かせを実施(不定期・月1回程度)

教育相談窓口

教育相談窓口	
内容	学校の手紙がわからないとき 学校の書類がつかれないとき 教育について相談があるとき お手伝いします。
方法	Facebook、LINE、来所 チラシはこちら

高齢者支援

マイノリティの文化的背景を尊重した高齢者の介護事業と居場所づくり事業を行っています。

デイサービスセンターハナの会

グループホームハナ

小規模多機能型居宅介護ハナ

ハナ介護サービス

コミュニケーションサポーターの派遣

その他の活動

- ① 相談(対応言語:ベトナム語・中国語・モンゴル語・英語など)
- ② 民族文化支援(中国残留邦人帰国者とその家族への支援、日本語教室の開催、交流会の実施(太極拳、広場踊り、秧歌、健康体操など)、生活相談の実施、KFC 道場スペースの運営)
- ③ ウクライナ避難民支援(地域定住支援(家庭訪問、病院同行、生活相談・アドバイス等)、日本語教室・子ども教科学習教室の開催)
- ④ 福祉有償運送(要介護認定・身体障害者認定を受けている方の通院・買い物など、ニーズに応じて対応)

など

(3) NPO 法人多言語センターFACIL

団体名	NPO 法人多言語センターFACIL					設立	2006 年 8 月	
住 所	神戸市長田区海運町 3-3-8 たかとりコミュニティセンター内					電話番号	078-736-3040	
対象者	在住外国人全般							
対象言語	多言語全般							
活動分野	相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他
			○					○
団体の目的	・地域社会と外国人コミュニティをつなぐ「コーディネーター」 ・地域住民である外国人が必要とする情報の翻訳、生活現場で必要な通訳者の派遣など、地域の多言語環境を促進し、また外国人を含む地域の住民や行政機関、医療機関、地域の企業などからの多言語・多文化なニーズに様々な形で応じる。							

概 要

(出典:「NPO 法人多言語センターFACIL」ホームページ)

普通の翻訳通訳会社にはない3つのコンセプト

多言語センターFACIL は、専門分野でありながら「ボランティア」の領域であった活動を NPO のコミュニティビジネスとして75言語で展開しています。

1. ボランティアの領域だと思われていた分野に仕事を作ること。

行政からの案内・お知らせ、町の情報といった翻訳にも、きちんと対価をつけてコミュニティビジネスとして位置づけています。

外国にルーツを持つ人、いろいろな言語ができる人、語学力がありながらそのスキルを活かされていない人たちの仕事をつくることができます。

2. 多言語の環境を促進させること。

地域には多様な人たちが住んでいます。そこにもともと住んでいた人と、新しく来た外国にルーツを持つ日本語以外の言葉を話す人の間で、双方向のコミュニケーションを活性化します。

3. 翻訳通訳を依頼するクライアントの方たちと、翻訳者としてそれを仕事として受けてくださる方たちとの間のコミュニケーションを重視すること。

普通、仕事ではクライアントの方の立場が強いもの。でも FACIL では、依頼を受けて仕事をする人たちの意見を反映させることを重視しています。そのために、両者が常に対等な関係でコミュニケーションを取ることが必要なのです。

医療通訳

医療通訳を利用したい患者・支援者のみなさまへ

通訳料金

遠隔通訳	同行通訳
1, 650円	2, 750円

※税込み。通訳利用時間、受診科数に関わらず、1日1患者の一律料金です。

※下の協定病院の窓口で当日お支払いください。

通訳を利用できる病院

参加医療機関は以下の通りとなっております。(2025年5月1日現在)

詳細は各病院にお問い合わせください

兵庫県立ひょうごこころの医療センター	兵庫県立こども病院
神戸市立医療センター中央市民病院	神戸大学医学部附属病院
神戸市立医療センター西市民病院	北播磨総合医療センター(小野市)
神戸市立西神戸医療センター	市立加西病院(加西市)
神戸市立神戸アイセンター病院	岡本病院(丹波篠山市)

出張通訳(同行通訳)オンライン/リモート通訳

通訳料金(日本語⇄他言語)一般通訳(同行通訳・逐次通訳)

逐時/同時	時間	料金
逐時	～2時間	¥25,000～(税込み:¥27,500～)
	2時間超過30分毎	+¥3,000～(税込み:+¥3,300～)
同時	お問い合わせください。※時間の長さに応じて複数名の通訳が対応	

観光・アテンド通訳

人数	時間	料金
9名まで	一日/8時間	¥45,000～(税込:¥49,500～)
	半日/4時間	¥30,000～(税込:¥33,000～)
	8時間超過1時間毎	+¥5,000～(税込:+¥5,500～)
10名～		+¥4,000～(税込:+¥4,400～)
15名～		+¥7,000～(税込:+¥7,700～)
20名～		+¥10,000～(税込:+¥11,000～)

コミュニティ通訳

役所、裁判所(家庭裁判所)や学校等での手続き同行、家族間の話し合い、ほか

同行/遠隔	時間	料金
同行	～2時間	¥15,000～(税込み:¥16,500～)
	2時間超過30分毎	+¥2,000～(税込み:+¥2,200～)
遠隔	～1時間	¥10,000～(税込み:¥11,000～)
	1時間超過30分毎	+¥2,000～(税込み:+¥2,200～)

- ・諸条件に応じて上記に追加料金を申し受ける場合があります。
- ・業務遂行に必要な経費がある場合は、別途申し受けます。
(例:言語の種類、内容の専門性、通訳の実施地、時間帯、会合規模など)
- ・事前に申込金のお支払いをお願いすることがあります。
(例:交通費[実費]、食事に同席すべき通訳の際に必要な食事代など)
- ・詳細はお問い合わせください。

(4) 一般社団法人神戸コリア教育文化センター

団体名	一般社団法人神戸コリア教育文化センター				設立	2014年4月		
住 所	神戸市長田区若松町3丁目1-1-103				電話番号	078-777-2232		
対象者	コリアルーツ							
対象言語	韓国朝鮮語・日本語							
活動分野	相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他
	○	○	○		○	○		○
団体の目的	1. 学校や地域社会における多民族・多文化共生の推進 2. 在日コリアン児童生徒の民族的アイデンティティ育成 3. 「神戸在日コリアンくらしとことばのミュージアム」運営 4. 在日コリアンの歴史・生活資料等の収集、保存 5. 韓・日市民交流 6. コリア文化の紹介・普及							
概 要								
(出典:「神戸在日コリアンくらしとことばのミュージアム」ホームページ)								
1. オリニソダン支援事業(在日コリアンやそのルーツを持つ子どもたちが、自身の民族文化に触れ、交流するイベント) ・毎週水曜日 午後3時～5時 だいち小学校 ・毎週土曜日 午前10時～12時 蓮池小学校 ・遠足や夏期教室、サマーキャンプなど								
2. 神戸オリニマダン支援事業 ・毎年12月初旬日曜日 午前10時～午後3時 ・今年度は第28回目を長田南小学校で開催予定								
3. コベカツクラブ(予定) ・今年度新規検討事業								
4. 調査研究・研修事業 ・セミナー等の開催(不定期) ・現場教員との経験交流会(年6～10回程度開催) ・教材開発								
5. 韓国との青少年交流事業 ・不定期開催								
6. 多文化子どもカフェ事業 ・不定期開催								
7. 進路相談事業 ・日本国内の民族学校・国際賀国への進学相談 ・韓国的高校・大学への進学、留学(短・長期)相談 ・就職相談								
8. 研修・啓発事業 ・職員研修、長田フィールドワークの実施、コリア文化公演等 ・韓国朝鮮に関する総合や人権学習などでの取り組み相談やゲストティーチャー派遣								
9. 販売・レンタル事業 ・韓国朝鮮の楽器・衣装・教材教具等の販売やレンタル								

(5) 多文化共生センターひょうご

団体名	多文化共生センターひょうご				設立	2000 年 8 月		
住 所	神戸市東灘区深江南町 4-12-20-201				電話番号	078-453-7440		
対象者	在住外国人全般							
対象言語	日本語、英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、フランス語、							
活動分野	相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○
団体の目的	・さまざまな部分で不利な立場に置かれている外国人に対し、住民として日本人と同じ権利が保障されることをめざして誕生。 ・「地域に暮らすすべての人がわかりあい、ささえあう」ことを多文化共生社会ととらえ、活動を展開。							
概 要								
(出典:「多文化共生センターひょうご」ホームページ)								
活動内容								
ささえろ～在住外国人の支援								
相談対応								
◇多言語生活・健康相談								
毎週金曜日 午後1時～6時								
対応言語 英語、中国語、日本語(その他言語も予約により対応可)								
◇通訳・翻訳								
随時受付								
医療機関への同行もいたします。価値はお問い合わせください。								
ぷらすたぶんか 多文化な親子の交流・居場所事業								
小学校に入学するまでの外国人の親子の交流の場所です。国籍・出身地はどこまでも OK です。								
◇こどもの支援								
絵本やブロック、ひらがな練習など、年齢に合わせたアクティビティなど								
◇おとなの支援								
暮らしの相談、保育園などのお手紙の説明、文書記入手伝いなど								
※神戸国際コミュニティセンター地域国際化推進事業所恵事業です								
外国にルーツをもつ青少年のキャリアサポート								
◇日本語学習支援								
小学校～成人								
こども:国語学習を中心に、宿題や受験対策など								
おとな:仕事につながる日本語学習、特定技能2号受験対策、JLPT 対策など								
※企業様からのご依頼も承っています！								
◇学習・進学指導								

中学卒業以降～30歳くらいまで
高校、大学への進学サポート
日本で働くための日本語学習サポート

◇看護・介護人材の育成

看護師国家試験対策支援
介護職員初任者研修のサポート

※医療機関等からのご依頼も承っています！

そでてる～多文化共生社会に生きる人の育成

セミナー、研修の開催

ワークショップを取り入れた、参加型研修を主に「楽しく」多文化を学びましょう
団体・個人さまからの委託も承っています

講師派遣

学校、地域団体、医療機関など、広く承っております。詳しくは「講師派遣」のページをごらんください。

◇学校、地域団体、医療機関など

1回2時間程度から、ご希望に応じて対応します。県外対応もちろん可。
授業でのゲストスピーカーも承っています。

◇看護学科での授業など

講義、フィールドワーク型実習
・外国人患者さまへの対応や、地域課題の探究など
・外国人模擬患者による対応シミュレーション、やさしい日本語などのワークショップ

つくる～多文化共生の地域創造

多文化フェスティバル深江

2004年に「深江多文化こどもまつり」として開催して以来、
地域の多文化が会合う場を創生。



多言語版救急情報収集ガイド (free)

日本語によるコミュニケーションが不十分な外国人の救急患者が発生した際に、患者、家族などと救急隊員の間で意思疎通を迅速にはかるための「指さし式」の対訳集です。

救急隊の行動を説明し、必要な情報(症状、患部、既往歴など)を説明するための「情報収集」と救急現場で使う「医療用語集」から構成されています。

対応言語：日本語(ローマ字)、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、アラビア語、ペルシア語、ブルガリア語、ルーマニア語、ラオス語、ハンガリー語、ドイツ語、フランス語

(6) 多文化着付ボランティア「和だんすごっこ」

団体名	多文化着付ボランティア「和だんすごっこ」				設立	2010年4月		
住 所	神戸市東灘区深江本町3丁目4-13-303				電話番号	090-6554-8796		
対象者	在住外国人全般							
対象言語	日本語・英語							
活動分野	相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他
						○	○	
団体の目的	・在住外国人・日系人に着物・浴衣を着る機会を提供する。 ・着物以外にも同時開催で日本文化に親しむイベントを提供する。 ・その活動を通じて、在住外国人・日系人に優しいまちづくりを目指す							
概 要								
(出典:「多文化着付ボランティア「和だんすごっこ」」ホームページ)								
神戸市内の関連団体を通じて地域外国人向けの着付ボランティア団体です。								
主要事業								
・「外国人のためのきもの(ゆかた)パーティ」(在住外国人向けの着付けイベント)を月 1～2回開催								
・日本文化ワークショップ(お茶席・生け花・風呂敷包み・ゆかた講習会など)それぞれ年1回ずつ併催しています。								
事業実績2024年度								
①主要事業「外国人の為のきものパーティ」(深江会館での着付けと撮影会のイベント)を実施。 年17回／参加外国人延べ124人／参加ボランティアのべ97人 (文化講座として、お茶会1回・ゆかた講習会1回・ふろしきワークショップ1回・いけばなワークショップを含む)								
②他団体への協力活動 年9回・7団体								
会員数								
ボランティア着付士12人								
助成:六甲アイランド基金・神戸国際コミュニティセンター								
受賞:神戸市市町感謝賞								

★外国人のための★

きものパーティ

2025年9月～2026年5月

和だんすごっこの「外国人のためのきものパーティ」は
外国人・日系人の家族や友達グループが集まり、着物を着て写真撮影を楽しむ小さなイベントです。
着物を着た後で他の日本文化を体験できる日もあります。思い出に、「きものパーティ」に参加しませんか？

●日程：

＜秋冬春・きものパーティ＞（全部日曜日）9月28日／10月5日・12日
11月2日・30日／12月14日（お茶会）2026年2月8日・22日／3月1日・15日・29日
4月12日・26日／5月10日・24日

●時間： 午後1時15分～4時45分
（1日に2時間半のパーティを2回）

●対象： 在住外国人

●参加費： おとな→1000円
12才までのこども→500円
（お茶席の日はお茶代500円が必要です）

●定員： 1日に数名×2回

●場所： 大日神社境内・深江会館3F
神戸市東灘区深江本町3丁目5-7
阪神深江駅南東徒歩1分（無料駐車場あり）
TEL：078-411-0475

●ご案内：

- 参加希望の方は右上の申込みフォームからひにちと着物を予約してください。
- 当日は着付けボランティアが着付けを行い、室内と大日神社境内での写真撮影のお手伝いをいたします。
- 雨の日は、境内の写真撮影を中止します。
- 持ってくるものはありませんが服の下にタンクトップとショートパンツを着て来てください。
- 後日、参加者の写真を当団体のSNSと出版物に公開いたします。
- 予約が混んでいる時は、初回の方をリピーターよりも優先します。
- 申し訳ありませんが、日本人のご参加は受け付けておりません。
- 体温が37.5℃以上の方は参加できません。



申し込み
フォーム



MAP



主催：多文化着付ボランティア・和だんすごっこ
URL: <http://wadancenote.blog82.fc2.com/>
Email: wadancewadance@gmail.com
TEL: 090-6554-8796



facebook

神戸国際コミュニティセンター（KICC）

神戸まちづくり六甲アイランド基金の助成による事業
です。

後援：東灘日本語教室

(7) インターナショナル セワ ソサエティー

団体名	インターナショナル セワ ソサエティー					設立	—	
住 所	—					電話番号	—	
対象者	在住ネパール人全般							
対象言語	日本語、ネパール語、英語							
活動分野	相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他
	○	○	○	○	○	○	○	
団体の目的	・在住ネパール人支援団体							

概 要

(出典:「インターナショナル セワ ソサエティー」ホームページ)

このオンライン・セミナーは、特定非営利活動法人 SEWA による「来日直後の日本語がおぼつかない在日ネパール人児童に対する効果的な学習支援体制構築プロジェクト」の一環として実施されるものです。

私たち特定非営利活動法人 SEWA は、青年海外協力隊の OB、OG の有志によって組織された NPO 法人です。「日本人とネパール人が共に世話をしあい、助け合う共生社会の実現に寄与すること」を目的に、これまでネパール人留学生の就労支援や在日ネパール人児童支援などを行ってきました。

在日ネパール人児童支援では、日本語のトレーニングを受けずに来日し、言語バリアなどにより学校に上手く適応できないネパール人児童を対象に支援を行っています。

このプロジェクトでは、教科書の用語を「日本語」「ネパール語」「英語」で記した「ネパール人児童のための副教材」を作成しました。ネパール人児童が学校の授業で、この副教材を辞書的に使う事を想定したものです。



多2回シリーズ
第1回
ネパール人児童との
学び方セミナー
日程
6/14 (土)
19:00-20:00
参加費：無料
会場：オンライン

どう伝えれば、何を使って教えたらわかってくれるんだろう…
学習支援の現場でそんな経験はありませんか。

NPO法人SEWAでは、昨年度までにネパール人児童のための副教材ならびに小学校3～6年生の算数指導のための副教材(用語集)を作成し、今年度は小学校1,2年生の副教材を作成中です。

今回のセミナーでは、日本語教師として活動する方に、ネパール人児童を含む、外国人児童の支援をする際に必要な教材についてお話いただきます。ネパール人児童、外国人児童への学習支援に関わる方、当該分野に関心を持ち始めた方々、ぜひご参加ください!

当日のスケジュール

19:00～19:10	19:10～19:50	19:50～20:00
・セミナー紹介 ・団体あいさつ	登壇者：山田文子氏 テーマ：ネパール人児童への支援に必要な教材	・副教材の紹介 ・出前授業の紹介

登壇者略歴
・オンライン日本語講師(東京/2021年)
・非常勤講師(奈良市内教育施設、同市役所/2022年～)
・非常勤日本語指導員(奈良市の小中学校/現在)
などなど活躍中

以下のURL、または右のQRコードからご入力ください。
お申し込み <https://forms.gle/9ZnXnGqrx2oFHJSi8>
お申し込み締め切り：6/7(土)

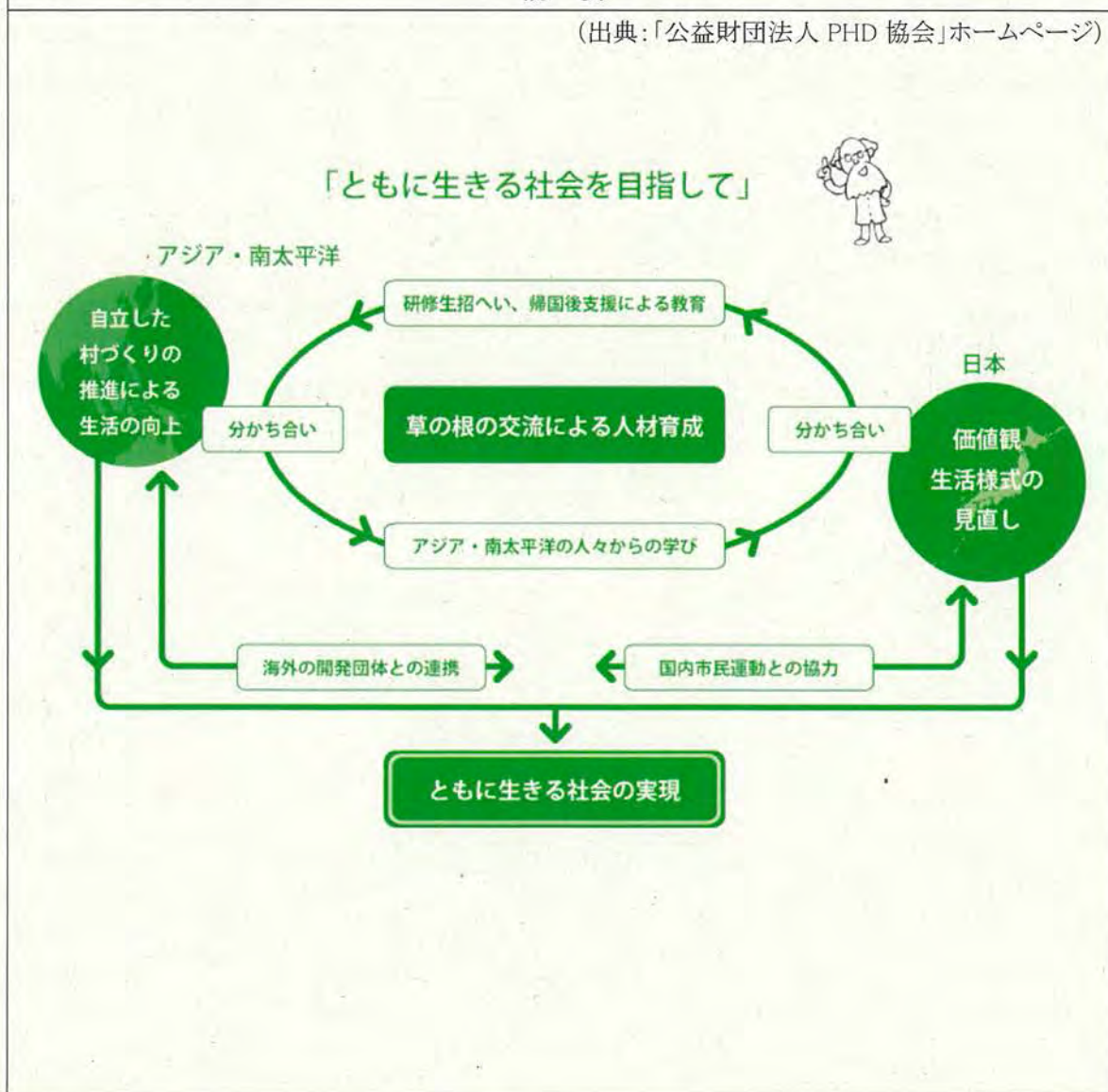
主催・お問合せ NPO法人 SEWA
sewanpo2021@gmail.com

(8) 公益財団法人 PHD 協会

団体名	公益財団法人 PHD 協会					設立	1981 年 6 月	
住 所	神戸市長田区神楽町 3 丁目 7-4					電話番号	078-414-7750	
対象者	在住外国人全般							
対象言語	日本語、英語、インドネシア語(ビルマ語、ネパール語、ウクライナ語も対応可能)							
活動分野	相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他
	○	○		○		○	○	○
団体の目的	・アジア・南太平洋地域からの研修生の招聘、研修後のフォローアップを通して、草の根の人々による自立した村づくりと生活向上に協力すること。 ・日本の人々もアジア、南太平洋地域の人々との交流を通して学び、そこから毎日の生活を問い直し、平和 (Peace) と健康 (Health) を担う人材を育成 (Human Development) し、「ともに生きる」社会をめざすこと。							

概 要

(出典:「公益財団法人 PHD 協会」ホームページ)



研修生受入事業

アジア・南太平洋地域から研修生を招いて地域づくりを協力

研修生の招聘は PHD 運動の根幹を成す事業です。アジア・南太平洋の村の人々を研修生として日本に招き、農業、保健衛生、地域組織化などの研修を行い、帰国後もフォローアップを行うことを通じて、草の根の人々による村づくりと生活向上に協力します。

来日した研修生は、日本語研修を修了したのち、それぞれが希望する分野を中心に日本各地で研修を受けます。

日本に暮らす人々にも学びを 国内研修生制度

PHD 協会では海外から研修生を招聘する一方で、草の根レベルでの国際協力や地域開発の人材を育成するために、国内研修生（インターン）も受け入れています。

2021 年度は、日本在住の外国人を対象とした国内研修生 2.0 制度も設けました。また 2022 年度は多文化共生インターンとして、神戸で暮らす留学生が加わりました。

国内研修生は海外研修生とともに学び、足元から実践するための活動を学びます。

研修生 177 人/ 短期研修生 95 人/ ゲスト 67 人

	研修生	短期研修生	ゲスト
ネパール	29 人	2 人	4 人
インドネシア	34 人	9 人	26 人
ミャンマー	26 人	1 人	2 人
タイ	20 人	6 人	8 人
フィリピン	12 人	5 人	9 人
スリランカ	5 人	1 人	
カンボジア	3 人		
ベトナム	1 人		
バプア・ニューギニア	9 人	1 人	11 人
ソロモン諸島	1 人		
韓国	1 人	66 人	7 人
日本	36 人	4 人	

居住支援事業/相談窓口

居住支援法人(住宅確保要配慮者居住支援法人)

住宅の確保に特に配慮を要する者(外国人、高齢者、障がい者、片親世帯)の住宅への入居サポート・情報提供・相談などの支援を行います。

当会では、「共に生きる社会」の実現のため、日本で暮らす外国籍の方たちのための相談窓口を開設しています。住居確保や生活に困難を抱える方は、電話またはメールにてご連絡ください。

(9) 認定 NPO 法人まなびと

団体名	認定 NPO 法人まなびと					設立	2014 年 12 月	
住 所	神戸市中央区北野町 4 丁目 11-3					電話番号	—	
対象者	在住外国人全般							
対象言語	日本語,英語,ヒンディー語,ネパール語,ミャンマー語							
活動分野	相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他
	○	○		○		○	○	○
団体の目的	・自主性と協調性を大切にした学びの機会を提供し、自他共に尊重し学び合える人間形成と地域コミュニティ形成を行うことで、社会の中で生きて自分の夢や目標を実現する力となる学びの機会を、全ての人に保障し、豊かに学び向上し続ける社会をつくることを目的とする。 ・事業の種類 (1) 青少年の居場所づくり・まなびの場づくり事業 (2) 在住外国人の社会参画促進事業 (3) 多文化共生理解促進事業 (4) 暮らしの困りごとへの相談支援事業 (5) 地域コミュニティづくり支援事業 (6) 調査研究事業 (7) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業							

概 要

(出典:認定 NPO 法人まなびと)

子どもの居場所づくり



**学童保育施設
北野くん家**

学童保育施設（放課後児童クラブ）の運営。
いろんな人たちと積極的に関わりながらの遊びと学びを大切に。



神戸こども探検隊

毎週火・木の17時～19時、まなびと北野基地に子どもたちが集まって、宿題をしたり遊んだりしています。無料で参加可能。



**放課後学びスペース
アシスト**

集団授業が苦手、不登校経験者で周りとのペースが合わない、発達障害や学習障害がある、などといったお子さんに伴走する学習支援。



放課後等デイサービス あるまじろ

2023年9月からスタートした、発達障害のある小中高生のお子さん向けの放課後デイサービス拠点。



ツナガリMusic Lab.北野教室

発達障害のある子どもたちが通うことのできる音楽教室。西宮にある「ツナガリMusic Lab.北野教室」と共同で三宮の新教室を開校しました。

外国人の居場所づくり



日本語教室 だんらん

日本語を話せるようになって、日本の友達を増やしたり日本での就職を実現したい外国人の方へ。実際の暮らしで使う日本語が学べます。



外国人留学生向け 食糧支援

日本語学校に通う外国人留学生を対象にした食糧支援。食糧支援と共に困りごとを話せる場にもなれば。



外国人居住支援

居住支援を行う法人として兵庫県から指定を受け、外国人の居住をサポートする事業も行っています。



シェアハウス ペンギンズ

地域とつながる、“安心して暮らせる場所”

多文化共生／地域コミュニティづくり



ちいき食堂

小さな子どものいる世帯、高校生や大学生、外国人留学生など皆と一緒にごはんを食べながら交流する食堂イベント。



CAFE & BARまどみ

「まなびと」に関わる人たちや地域の人たちが交流する場としてコミュニティカフェを運営しています。

(10) VIANCommunication

団体名	VIANCommunication				設立	—		
住 所	神戸市長田区浜添通 3 丁目 1-26				電話番号	—		
対象者	ベトナム他							
対象言語	日本語、ベトナム語							
活動分野	相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他
				○	○	○		○
団体の目的	・文化や芸術・芸能による活動を通して、ベトナムを始めとする多様なルーツに繋がる人々やコミュニティと日本人等との架け橋をつくることを目指す団体。 ・文化や芸術・芸能による活動を起点にして様々な人々やコミュニティが交流する場を生みだし、共生社会へと繋げていくことを目的とする。							

概 要

(出典:神戸市 HP)

～アートで多文化共生～

長田区は 1,500 名を越えるベトナム人が居住していますが、文化や習慣が異なることから、地域の方々とのコミュニケーションが難しい場合があります。

その問題に対し、この度、VIAN Communication(ビアンコミュニケーション(※下記参照))が、地域の方々とベトナム人との交流を生み出す基盤づくり事業として、地域活動が活発に行われている長田区真野地区で下記 3 つのプログラムを実施します。

実施概要

プログラム①:写真展「ベトナムの春」の開催

内容

故郷であるベトナム様子を地域の方々にも知ってもらうため、ベトナムでの人々の暮らしを撮り続けた An Thanh Dat (アンテンダット) 氏の写真を下記の 3 カ所で展示します。

写真でその風景に触れることで、地域の方々にベトナムを身近に感じてもらうとともに、日本で生まれ育ったベトナム人等にとっても、ベトナムと出会い直す機会を創出します。

場所

- ① 真野地区の人々の暮らしを支えて来た「真野地域福祉センター」
- ② 在住ベトナム人の心の故郷であるベトナム仏教寺院の「和楽寺」
- ③ ベトナム文化を発信し、日本との架け橋となる交流スペース「Lang Toi(ラントイ)」



日時

2023 年 3 月 24 日(金曜)～26 日(日曜)、3 月 31 日(金曜)～4 月 2 日(日曜)

11 時 00 分～17 時 00 分

関連イベント:「のきさきカフェ」も開催します

会期期間中は、Lang Toi(ラントイ)の軒先にテーブルと椅子を並べて、ベトナムコーヒーやお茶、お菓子を振る舞い、地域の方々や来場された方々、いろんな人がテーブルを囲み、ゆったりとベトナムを味わい、交流できるような時間を設けます。また、ベトナムならではのゲームなども置き、ちいさな図書館(プログラム③)に開架している書籍も楽しめる場をつくります。

プログラム②: ベトナム人児童のための「LangToi(ラントイ)の自習室」の開始

内容

ベトナム人児童を対象に母国語教室に関わっている先生や研究者が在中し、自習室を始動します。

日本語とベトナム語で話ができる居場所を定期的に開くことで、言語的な課題により日本の学校制度等に馴染みにくい・不安のある親子にとって、相談できる場所を提供していきます。

将来的には、ベトナムだけでなく他の国の児童にとっても、自分の話しやすい言葉や方法(アート等)で、自身を肯定し表現できる機会を創出していく予定をしています。

日時

毎週金曜 16 時 45 分～18 時 15 分

場所

LangToi(ラントイ) (住所:神戸市長田区浜添通 3 丁目 1-26)

スタッフ

- ・近藤美佳(ベトナム語・日本語) 大阪大学外国語学部講師。
ベトナムにルーツを持つ子どもへの母語・母文化の継承について研究している。
10 年以上にわたり神戸や大阪の学校でベトナム語のサポートを実施。
- ・DuongPhuongLinh(ユンフーンリン)(ベトナム語・日本語)
神戸市立外国語大学で英語を専門に勉強。
- ・落合知子(日本語) 神戸大学国際人間科学部准教授。
ベトナムの子どもが日本語とベトナム語の両方を使い活躍できる方法を研究している。
以前は真陽小学校のスクールサポーターとしても活動。

プログラム③: ベトナム語の本に触れる「ちいさな図書館」の設置

内容

日本語とベトナム語の本を配架しており、いつでも無料で貸し出します。気になった本は持ち帰っていただけます。なお、可能であれば返却の際にお手持ちの本を一冊ご提供いただければ、本の種類が増えます。

この図書館をきっかけにベトナム人住民にとって、日本ではなかなか手に入りづらいベトナム語の本に触れる機会を創出します。

※この制度は、アメリカで生まれ、今では世界中の 115 カ国以上、150,000 箱以上が設置されている「Little Free Library」を参考にしています。

日時

常設

場所

LangToi(ラントイ)
(住所:神戸市長田区浜添通 3 丁目 1-26)



(11) NGO 神戸外国人救援ネット (GQnet)

団体名	NGO 神戸外国人救援ネット(GQnet)					設立	1996 年 4 月	
住 所	神戸市中央区中山手通 1-28-7					電話番号	078-271-3270	
対象者	在住外国人全般							
対象言語	日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、その他の言語は要事前予約							
活動分野	相談	情報提供	通訳翻訳	日本語教室	児童の学習支援	交流	日本文化体験	その他
	○	○	○					○
団体の目的	・阪神・淡路大震災をきっかけに、神戸で在日外国人の人権問題に取り組んでいた NGO や個人が集まり生まれたネットワーク。 ・震災が明らかにしたのは、外国人の人権を保障しない日本社会の実態であり、今後日本社会で暮らす外国人がますます増加することが確実な中、外国人の人権と生活を保障し、多様な人々が共に暮らせる社会の実現を目指して、外国人の相談・支援活動を続けている。							
概 要								
(出典:NGO 神戸外国人救援ネット(GQnet))								
事業内容								
多言語による外国人のための生活相談ホットライン								
在留資格、労働問題、社会保障、教育、DV問題など外国人のかかえるあらゆる問題について相談を受けています。必要に応じて関係機関等への通訳を含む同行支援を行い、問題解決のサポートを行っています。								
専用電話 : 078-232-1290								
相談日 : 毎週 金曜日(13:00~20:00)								
日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、ベトナム語、ロシア語で対応。								
ひょうご多文化共生総合相談センター								
生活の中の困ったこと、知りたいことが相談できます。								
専用電話 : 078-232-1290								
相談日 : 土曜日・日曜日(9:00~17:00)								
日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、ネパール語ほか(3者通話や翻訳機を使うこともあります)								
在日外国人の人権問題を考えることなどを目的のセミナー								
・外国人のための生活情報セミナー ・相談窓口担当者のための講習会 ・食文化交流会など								
移動生活相談会								
兵庫県各地をまわり、在日外国人を対象に生活相談会を開催しています。								

第3章 神戸市の外国人支援組織・団体等のヒアリング調査

3-1 神戸定住外国人支援センター（KFC）

1. 行政・国際交流協会による「多文化共生」地域サービスについて

資料：「行政・国際交流協会による「多文化共生」地域サービスに係る実態調査報告書」（NPO 法人 神戸定住外国人支援センター（KFC））

（1）調査方法の概要

本調査では「自治体・国際交流協会が提供する『多文化共生』に係る地域サービスは、外国にルーツを持つ人々個々に寄り添っているのか」という問いを明らかにするために、外国出身者を属性別に6つのグループ（後述）に分け、フォーカスグループインタビューを用いて調査を行っている。

※フォーカスグループインタビューとは

フォーカスグループインタビューとは「具体的な状況に即したある特定のトピックについて選ばれた複数の個人によって行われる形式ばらない議論」を指す（ヴォーン他 1999：7）。

フォーカスグループインタビューの利点は、以下5点（ヴォーン他 1999：20）にまとめられる。

- ・相乗効果性（グループでの相互作用を通して、より広範なまとまったデータが現れる）
- ・雪だるま性（ある反応者の発言が、さらなる発言へと連鎖的反応を引き起こす）
- ・刺激性（グループの議論そのものが話題についての刺激を生み出す）
- ・安心感（グループが安らぎをもたらし、率直な反応を促進する）
- ・自発性（参加者は全ての質問に答えるよう要求されているわけではないので、彼らの反応はより自発的で純粋である）

グループは、1) 留学生、2) 在日コリアン、3) 移住家庭若年者（1.5世、2世）、4) 中国残留邦人帰国者、5) 技能実習生、6) 結婚移住者の6つに分けた。6つのグループは、日本に多く暮らしている者の出身国、在留資格をカバーし、KFCがコンタクトを取りやすい観点から編成された。

（2）技能実習生に対するインタビュー結果

実施日時：2022年11月18日（日）9：30～12：00

実施場所：調査協力者である神戸市西区の結婚移住ベトナム人自宅

対象者

出身地域	年齢	性別	備考
ベトナム北部	33	女	「技能実習」を3年経験後、現在は「技術・人文知識・国際業務」で在留。神戸への居住歴は1.5年。TT2-TT5の通訳や生活面でのサポートをしている。日本語能力検定2級。
ベトナム北部	20	女	2022年6月来日 神戸市在住4ヶ月
ベトナム北部	20	女	2022年6月来日 神戸市在住4ヶ月
ベトナム北部	19	女	2022年6月来日 神戸市在住4ヶ月
ベトナム北部	20	女	2022年6月来日 神戸市在住4ヶ月
ベトナム			家主 日本に永住

ア 行政サービスの利用経験

フォーカスグループインタビューの中で、行政サービスに関連して3つの話題が出た。

① 技能実習生本人に役所を来訪する機会がない

新たに来日する外国人は在留カードを原則、入国時に空港で受け取る。その後、来日 2 週間以内に居住する市区町村への住民登録が必要となる。しかし、本人は役所に行ったことがなく、手続きを監理団体が代行した。

その背景は「人数がちょっと多く、区役所では手続きに時間かかるので、監理団体と会社相談して、時間はかからないように監理団体が一括で手続きをした」と説明した。

② 多言語資料の使い方

同じ寮に住み、生活面の支援も行っている。ゴミの分別の仕方を説明するとき以下のような状況があった。「神戸市のウェブサイトからベトナム語のものを入手したけれども、説明がなければ、準備もちょっとわかりにくい。絵を見ながら説明してあげました」と多言語資料の使い方を事例に基づき教えてくれた。

「ゴミは、ベトナムでは一緒にまとめちゃうので、ゴミの分別をやったことがない」という。

「ビデオで見たらわかりやすい。言葉で説明しても、写真を見せてもわかりにくい。」と動画が有効である旨を提案していた。

③ 給付金があれば受け取りたい

通訳を介し、「コロナで神戸市が給付金をしている、色々大変なことがあるから、そういうものは欲しい」と発言があった。「今回は 5 万円」と言っており、特別定額給付金（10 万円）とは違う給付金を指すと思われる。「5 万円」の「給付金」という条件で検索をすると、「神戸市暮らし支援臨時特別給付金」が見つかった。これは、「基準日（令和 4 年 9 月 30 日）において、神戸市の住民基本台帳に記録されている方で、世帯全員の令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である世帯（約 23 万世帯）」を対象としている。なお、この給付金は、コロナ関連ではなく、光熱水費や物価の高騰を受けての給付金である。技能実習生は、給与は最低賃金水準で低額である場合が多いが、若年で単身のため扶養控除は行っていないと推察される。よって、「非課税」となる場合は少ないと思われ、この給付金の対象とはならない可能性が高い。

イ 国際交流協会（HIA、LICC）などのサービスの利用経験等

「（HIA、LICCとも）名前を聞いたこともない」と言う。ただし、「区役所行くとき、通訳の人がついてもらえるのが嬉しい」（LICC では市役所への通訳派遣を行っている）との回答があった。

居住経験が長い人は「LICC は外国人のため支援してるっていうのは聞いた」とその存在を知っており、「生活ガイド（KOBE Living Guide）をときどき見ます」という。

ウ 母国とのつながり

技能実習生は企業での実習を始める前に、1 ヶ月監理団体の下、講習を受ける。大阪府で講習を受けていた人は、「Wi-Fi 利用は学校のみで 21 時までに制限されていて、寮には Wi-Fi がない。家族に電話できなくて寂しかった」と語った。実習を開始後は、「SIM カードは日本に来た先輩に買ってもらって、でも、一ヶ月 3 ギガなのですぐに使

い切ってしまう」という。以上から、技能実習生達が母国の家族と頻繁にやり取りをしている様子が窺われる。また、「他の実習生をスーパーで見かけることはあるが、交流はない」という。

エ 日本での自身の生活における問題を解決した経験

技能実習生は、問題を解決したというよりは、問題が発生する以前の段階にあるか、問題に直面している。

① 行動範囲の狭さ

技能実習生の行動範囲は、寮と職場の往復、近所のスーパーでの買い物のみに限られていた。その原因として、「電車乗ったことあるけど、使い方がまだよくわかっていない」「怖くて、結局行かない」という発言が挙げられる。電車乗車の経験は、監理団体同行による空港から研修先（大阪）、研修先から神戸市内の寮までだけであった。彼女たちはスマートフォンをベトナム語で設定している。「インターネットで調べたら、ベトナム語で結果が出るが、乗り換えがある場合、どこで降りたらいいか、どの線に乗り換えたらいいかが分からない。（ベトナム語に変換されていない語が残って）日本語で書いてあっても、降りる駅の名前が分からないから、乗り換えの線の名前も分からないから、乗り換えができない。それで、怖くて、結局行かない」という。

「ベトナムには、地下鉄も電車もありません。ほとんどはバス。バスは簡単なもので、時間にしくない。田舎にはバスもない」と電車に乗る習慣が母国ではないことも、その背景に挙げる。また、「ベトナム語表示があったらわかりやすい。今は英語と日本語ばかり」と指摘する。

日本で体調を崩しても、技能実習生は医療機関にアクセスしていない現状も窺われた。「月経の問題で、お腹が痛くて（仕事を）休ますことが多い。毎月、最低でも二人、一人くらい休ませました。みんながもし我慢できなければ会社に報告して、それから会社は病院に連れていく」という。月経時にどのように対応したかを尋ねると、「ベトナムから持ってきた薬を飲んだりした」という。彼女達は日本の医療機関にアクセスせずに、自らが母国から持ってきた薬のみで症状に対処していた。

来日から5ヶ月経っても、電車に乗ることができないという現状がある。また、技能実習生は、著しく狭い行動範囲の中で生きていた。

② 日本人との接点のなさ

日本語能力は非常に限られていた。その背景は以下の発言から窺われる。

「なかなか（日本語学習の）時間が取れなくて。会社の中でも日本人と会うが、会ったとしても（それぞれが）自分の仕事をしてるから、あんまり話をしない」という。また、「日本人ほとんど日勤だけ。私たち遅番隊と夜勤。ほとんど日本人と接触するのが難しい」と、日本人と外国人で勤務時間帯が異なり、接触の機会がない点を指摘する。また、より肉体的にきつい夜間に技能実習生たちが当てられている点も明らかとなった。

③ オンライン上に潜む危険

日本語能力が限られていると、日本でトラブルに巻き込まれる可能性も高くなる。

日本は発展しているし、素晴らしい国だと思っているが、外国人とか日本語があまり分かっていない女性に近づいて、AV の誘惑してくる人が危ないので、そこをしっかりと管理して欲しい。自身は被害にあっていないが、知らない人から連絡が来た時に調べたら、最初、「友達になりたいから LINE 交換しよう』とか言って、日本語分かってないから「こういう仕事があるよ、たくさん稼げるよ』って言って契約させて、気がついた時には、そういう性風俗の仕事をしないとイケない。オンライン上で AV に勧誘されそうになる実習生の経験が語られた。

オ 将来の想像

技能実習の1年目は、多くの場合、来日をするための借金の返済に追われる。目の前で精一杯で、将来を想像するのは難しい状況にあった。

問いかけに対しては、「今はとりあえず借金を返したい。できれば元本も返したいけど、今はとりあえず利子だけ」と、目の前の状況を改善したい旨の回答があった。ただし、移動に関して、今欲しいものとして電動自転車が挙げられた。「今の目標はお金を貯めて電動自転車を買う。仕事場が遠いから自転車だと疲れる」ともいう。背景には、「ベトナムは、今バイクと車、使うのがほとんどで、あんまり自転車使わない」ということがある。ベトナムでは、18 歳以上の平均的な移動手段としてのスクーターバイクを利用していた経験から会社の提供する人力ペダル自転車ですべてアップダウンのある通勤を負担に思うとともに、移住に伴う規制（免許）による到達スキルからの後退に関してマイナスの感情を持っていると感じられ、代替手段として電動自転車が挙げられたと思われる。

カ 日本での差別体験

差別については、「あまり感じない。仕事も忙しいし、出かける時間がないから、ほとんど接することがなくて、今のところはまだ差別を受けていない」と回答した。

日本に長く暮らす近隣住民は、「初めて地域にベトナム人来られても、周りの日本人が差別することもある。だから色々教えて。『ベトナム代表ですから、こっち（日本では）いっつも（ルールを）守ってください』と伝えているという。この地域において、接触が増えるに連れて、差別につながる可能性がある旨を示唆している。

(3) まとめ

技能実習生達は、日本社会とは平行の別の社会の中で、極めて狭い行動範囲の中で就労・生活をしていた。会社と監理団体の中で、全てが完結する仕組みとなっている。通訳が社内で雇われているため、日本語を使う機会もなく、脆弱な状態に置かれていた。行動範囲が狭ければ、その分、日々の仕事には集中できるかもしれない。しかし、このような生活を 3-5 年続けることは本人達にとっても、地域にとっても望ましいと言えるだろうか。

技能実習生も期間こそ限られているが、地域に暮らす一住民にあることに変わりない。しかし、現行では、地域におけるサービスを楽しむ状況にはない。

フォーカスグループインタビューは市内の全ての技能実習生の状況を反映している

わけではない。しかしながら、類似した状況が市内各地に存在していることが推察される。行政・国際交流協会が、技能実習生にできることを考えるためには、まずは、現状の把握から始める必要がある。

3-2 日本語学校・生活支援組織等

1. 外国人住民の生活実態について

資料：「第4回都市政策研究アドバイザリーボード」（令和5年12月25日、神戸市）

都市政策研究アドバイザリーボードが令和5年に行った外国人及び関連機関へのヒアリング調査結果は、次のとおりである。

（1）趣旨

神戸市内の在住外国人の生活状況の把握を進めるとともに、彼らが地域で生活していく際に、外国人住民・地域住民の双方が抱えている課題を明らかにし、その解消策の検討・実施に活かしていく。

（2）ヒアリング対象（外国人105名、関連機関98団体）

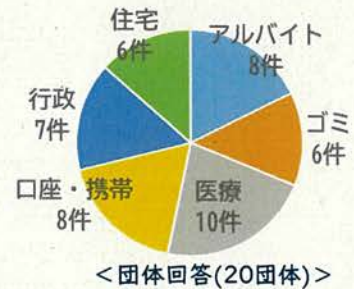
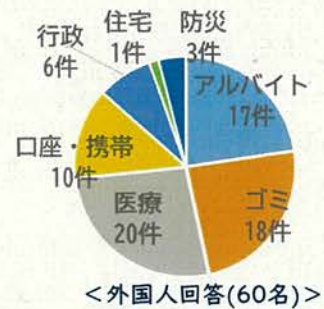
- ・在住外国人
- ・在住外国人の受入機関（外国人雇用企業・監理団体・日本語学校・専門学校等）
- ・在住外国人と関わりの深い施設・団体（外国人コミュニティ・支援団体・料理店・宗教施設等）
- ・地域の住民・団体
- ・官公庁等
- ・庁内関連部署

（3）ヒアリング内容

- ・外国人：生活状況、コミュニティ状況、生活に係る相談先／情報源、困りこと、支援制度の認知度等
- ・地域：外国人住民の増加に伴う課題、外国人住民との交流状況等

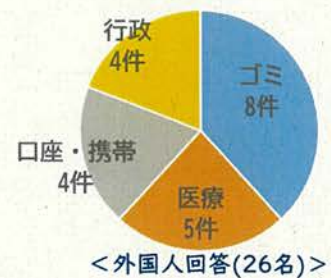
留学生の生活上の課題（概要）

- ・当初、日本語能力の問題から、アルバイト探しやごみ分別ルールが難しい。
- ・日本語能力が向上しても、医療機関の受診は難しい。
- ・口座開設・携帯契約は制度上の制約から、学校等の支援が不可欠
- ・防災に関しては、課題としてあがらないことが問題
- ・住宅確保に関しては、当初入居できる寮の存在があり、その後の転居時に課題となる。
- ・KICC(神戸国際コミュニティセンター)等の認知度は低い。
(給付や食糧支援は口コミで広がる。)
- ・時間に余裕のない学生が多い。



技能実習・特定技能の生活上の課題（概要）

- ・特に技能実習生は、監理団体が手厚くフォローしており、基本的に「困りごとはない」という人が多い。
- ・特定技能も、受入企業等による一定のサポートがあるものの、住宅確保や医療受診、地域差のあるごみ出しルール等で課題
- ・日本語を継続的に勉強している人が多い。
特に、業務に関する専門用語が難しい。
- ・防災に関しては、課題としてあがらないことが問題
- ・住宅確保に関して、技能実習は受入企業が住居を用意するが、特定技能は受入企業ごとに異なる。
- ・KICC(神戸国際コミュニティセンター)等の認知度は低い。



(参考) その他の在留資格で滞在する外国人

基本的な生活・労働状況や情報収集能力などは日本人と相違ない一方で、
実家や幼馴染などが近隣にいない分、日本人に比べると交友関係や情報源は狭くなっている傾向

お困りごと

○ごみ

- ・資源ごみの出し方が分からない。

○医療

- ・診療科が分からない。病状を伝えられない。精神ケアをしてくれるところがない。

○住宅

- ・保証人がいない。
- ・敷金礼金や火災保険、1カ月前の退去申告、退去時の立会いなど、日本特有の不動産慣習が難しい。

○行政

- ・税金、保険、年金、保育制度等、公的制度が難しい。通知書に何が書いてあるか分からない。
- ・区役所に通訳者がいない。電話での問い合わせはハードルが高い。

○その他

- ・学校・保育所との、また親子間での意思疎通が難しい。(子:日本語,親:母語)
- ・子自身の日本語能力や、親の日本語能力・日本の学校制度への理解の問題による学習の遅れ
- ・子の母語・母文化教育が進まない。(思考言語が十分に育たないダブルリミテッドの問題)

(参考) 地域との共生の状況

(増加する外国人住民との付き合い方)

真野地域(長田区)では、騒音やごみ等、当初は増加する外国人住民に対する批判も大きかったが、
日頃の挨拶や、ベトナム寺のイベントへの協力等を通じて、共生の感覚が養われてきており、
公園の掃除をベトナムの人が手伝ってくれるような関係になっているという。

ほかの地域でも、困りごともある一方で、外国人との交流・共生には前向きな意見は多い。

- ・本当に困っている人に出てきてもらって、横のつながりを作っていきたい。
- ・近くに住んでいる間柄なので、機会があれば、交流してみたい。
- ・災害時などに助け合うには、お互いの考えや視点を共有したい。

しかし、今まで外国人と地域の交流はなく、アプローチ方法が分からない。

また、ごみ出しや自転車ルールを伝えようにも、どのように伝えれば良いか分からない。

- ・隣に住んでいる外国人がどういう人なのか知らないし、接点がない。
- ・外国人にお声がけしたいけど、いきなり日本語で話しかけてよいのか、
どのようにすればよいかわからない。

第4章 外国人支援組織・団体等への支援方策の検討

4-1 自治体の外国人支援組織・団体等への支援事例

1. 奈良県在住外国人コミュニティ活動支援補助金

(1) 概要

県内在住外国人コミュニティの活性化に寄与するとともに多文化共生に資する事業に補助金を交付する。

ア 補助対象者

補助対象者は下記のとおり。(別途要件あり)。

- ・ 県内の在住外国人コミュニティ
- ・ 県内の多文化共生・国際交流団体
- ・ 県内市町村
- ・ 県内の民間企業

※本補助金の対象となる「民間企業」は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は第2条第5項に規定する小規模事業者をいう。

イ 補助金の額

- ・ 在住外国人コミュニティ、多文化共生・国際交流団体の場合
対象経費の10/10以内。

※1事業あたりの補助限度額は、100万円。

※ただし、当該補助事業が補助金の対象となるのが2年目以降の場合は、1/2以内(補助限度額50万円)。

- ・ 民間企業、市町村の場合
対象経費の1/2以内。

※1事業あたりの補助限度額は、100万円です。

※ただし、当該補助事業が補助金の対象となるのが2年目以降の場合は、1/4以内(補助限度額50万円)。

ウ 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、報償費(講師等に対する謝金)、旅費(職員、講師等)、需用費(印刷製本費、消耗品の購入等)、材料費(食材費用等)、食糧費(お茶代等)、募集広告料、使用料及び賃借料(会場、パソコン等)、委託料、役務費(郵送料、保険料等)、その他必要な経費であって知事が特に必要と認めるもの

(2) 交付要綱

奈良県在住外国人コミュニティ活動支援補助金交付要綱は次の通り。

奈良県在住外国人コミュニティ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、奈良県内在住の外国人が暮らしやすいまちづくりを進めるため、県内の在住外国人コミュニティ等に対し、在住外国人コミュニティの活性化につながるとともに、在住外国人と地域の日本人との交流等を通して多文化共生社会の推進に資する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 在住外国人コミュニティ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記載されており、奈良県内に居住又は通勤若しくは通学する外国人がその出身国・地域、居住地域等に基づき日常生活を送る中で集う、一定の規模を有し、奈良県内に団体の所在地を有する集団をいう。
- (2) 多文化共生社会 国籍や民族等が異なる人々が、互いの文化の差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会をいう。
- (3) 民間企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は第2条第5項に規定する小規模事業者をいう。
- (4) 外国人材 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2に規定する在留資格のうち「高度専門職」、「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」又は「技能実習」の在留資格を持ち、本補助事業の実施期間中継続して奈良県内に所在する民間企業に直接雇用されている外国籍の従業員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県内の在住外国人コミュニティ、市町村、多文化共生・国際交流団体又は民間企業とする。ただし、在住外国人コミュニティについては、次に掲げる(1)から(4)までの要件を、多文化共生・国際交流団体については、(1)から(7)までの要件を、民間企業については、(2)から(5)まで並びに(7)及び(8)の要件を満たさなければならない。

- (1) 専ら営利を目的としていないこと。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的としていないこと。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動を行っていないこと。
- (5) 活動の本拠地又は事業所が奈良県内にあること。
- (6) 多文化共生、国際交流又は国際協力の推進に寄与する活動の実績が原則1年以上あること。
- (7) 目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項に関する定めがあること。

(8) 補助事業を実施する事業所にて複数の外国人材が常時雇用されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する民間企業は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(2) 県税を滞納している者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う者

(4) 奈良県物品購入等の契約や奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止の期間中である者

(5) 申請者及び申請者の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) 補助金交付申請日の時点で破産、清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てがなされている者

(7) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

（補助対象事業）

第 4 条 補助の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が当該年度の 4 月 1 日以降に新たに着手する次の各号に掲げる事業のうち、県内在住外国人コミュニティの活性化に寄与するとともに多文化共生に資するものとして知事が認めるものとする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付を過去 3 年以内に受けた者については、交付の対象となったことがある事業についても必ず実施することとする。

なお、補助対象者のうち、多文化共生・国際交流団体が取り組む事業については、その事業推進において、複数の在住外国人が中心的役割等を果たすものに限るものとする。

(1) 県内在住外国人の出身国・地域の文化・スポーツ等を活かし、地域の日本人も参加・交流が可能で、多文化共生につながる事業

(2) 県内在住外国人が生活していく上で必要な日本語能力の向上につながる事業

(3) 県内在住外国人が日本や奈良県の文化・慣習・ルール等を学習・体験し、その理解につながる事業

(4) 県内在住外国人が安心して日常生活を営むために必要な情報提供等を行う事業

(5) 県内在住外国人が地域社会に積極的に参画することにつながる事業

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 補助対象者が既に実施している事業の財源の組替えを主とするもの

(2) 補助対象者が既に実施している事業で参加者負担等の軽減を主とするもの

(3) 単なる資金供与だけのもの

(4) 事業実施による効果が特定の個人又は少数の者にしか及ばないもの

(5) 営利を目的とするもの

(6) 当該事業に対し、県から他の補助金等の交付を受けているもの

以下省略

2. 三重県外国人介護人材集合研修実施事業費補助金

この補助金は、三重県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能1号外国人の介護技能向上等を目的とした集合研修を実施する団体へ、研修実施にかかる費用を補助するもの。

(1) 対象経費及び補助基準額

ア 対象経費

事業の実施に要する経費のうち報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

イ 基準額

一団体あたり100万円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ただし、複数地域で実施する場合は一地域あたり50万円を上乗せすることができる。（上限200万円）

ウ 補助率

基準額の10/10

(2) 実施要領

令和7年度補助金実施要項は次の通り。

令和7年度三重県外国人介護人材集合研修実施事業費補助金実施要項

1 概要

県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能1号外国人（以下「技能実習生等」という。）の介護技能向上等を目的として実施する集合研修に係る経費を補助する。

2 補助対象団体

民間団体（※1）のうち、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者

（※1）社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等

3 対象経費及び補助基準額

	補助上限額		
	基準額 (※2)	対象経費	補助率
三重県外 国人介護 人材集合 研修実施 事業	一団体あ たり 100万円 (※3)	事業の実施に要する経費のうち 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品 費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、会議 費、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料、広告 料、保険料)、使用料、賃借料、委託料、備品購入費 (単価30万円以上の備品を除く)。	10/10

(※2) 基準額は消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

(※3) 一団体当たり 100 万円とする。ただし、複数地域で実施する場合は一地域あたり 50 万円を上乗せすること
ができる。(上限 200 万円)

以下に該当する場合は、合理的な方法により費用の按分を行い、本事業に係る経費のみ
を補助対象とすること。

- ・本事業の研修以外にも使用することを想定している備品等を補助対象とする場合
- ・本事業の対象者(技能実習生等)以外が、同時に受講する研修の場合

4 事業要件

特定の個人や事業所のみを対象に限定した研修ではないこと。

以下の(1)から(5)までの要件を満たす、県内で就労する技能実習生等を対象とし
た集合研修であること。

(1) 研修内容

介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにす
る観点から必要と考えられる内容(「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、
食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の
理解」等)とすること。また、研修は講義(座学)のみならず、演習を取り入れて行う
こと。

(2) 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象にとして、介護の領域の講義を教授した経験を
有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日
本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組む
こと。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考
えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応
じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよ
う努めること。

(3) 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修
のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の
開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施

するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

(4) 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

なお、研修対象者への学習効果を向上することや、当該地域の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。

(5) 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

なお、国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用すること。

5 オンライン方式による研修実施の場合の留意点

オンライン方式による研修の実施も可能とするが、その実施にあたっては、以下の(1)から(3)までに留意すること。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、オンライン方式による研修の場合であっても「4事業要件」の内容を踏まえて設定すること。

(1) 実施要件

例えば、実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合はオンライン方式による研修を実施して差し支えない。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、集合形式による実施が困難である場合
- ・研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合
- ・研修内容が、オンライン方式による研修でも適切に実施できる内容である場合

(2) 教材・マニュアル

教材については、「4(5)研修教材」の内容を参考とするほか、各実施主体において用意する教材を活用して実施しても差し支えない。また、オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。

(3) 対象経費

本事業の研修実施のために必要な経費であれば、オンライン方式による研修であっても対象とする。

以下省略

3. 東京都在住外国人支援事業助成

(1) 助成の趣旨

この助成金は、民間団体が行う東京都内の在住外国人を支援する事業に対して助成するもので、東京で暮らす外国人が安心・安全に暮らせる環境を確保するとともに、経済活動や地域活動への積極的な参加を促すことで、日本人と共に東京の一員として活躍できる都市・東京の実現に寄与することを目的としている。

(2) 助成対象事業

ア コミュニケーション支援事業

- ・在住外国人が生活していく上で必要な日本語習得等を支援する事業
 - ・その他言語上の課題解決を支援する事業
- (事業例)

日本語教室、通訳ボランティアの育成や派遣、多言語による翻訳事業

イ 生活支援事業

- ・在住外国人が安心して日常生活を営むために必要な相談、学習支援、情報提供等を実施する事業
 - ・その他生活上の課題解決を支援する事業
- (事業例)

医療・防災・住居等生活に必要な情報を提供する事業、相談事業、同行支援

ウ 多文化共生の意識啓発事業

- ・日本人・在住外国人双方の異文化理解を促進するために必要な国際交流事業
 - ・外国人に対して日本の文化・習慣・ルール等の理解を促す事業
- (事業例)

フォーラム・シンポジウム・講習会、年間を通じて継続的に実施する交流イベントやフェスティバル

エ 在住外国人の活躍促進事業

- ・在住外国人の能力発揮を促し、東京における活躍を促進する事業
 - ・在住外国人の積極的な社会参加促進を図る事業
- (事業例)

外国にルーツを持つ子どもの就学・進学支援のための学習サポート事業、留学生等在住外国人の就業・起業のサポート事業

オ 地域の多文化共生の共助・協働・共創事業

- ・地域に暮らす外国人と他の住民が共に活動することを通じて、地域住民相互のつながりや共生意識を育む事業
 - ・外国人住民を含む地域住民が一緒になって地域課題を解決する事業
- (事業例)

近所の在住外国人と日本人をマッチングし、交流や日常生活の支援を行う事業
地域の防災活動を通じた住民同士の交流事業

令和7年度東京都在住外国人支援事業助成金交付要綱

6生都地第2095号

令和7年4月1日

(趣旨)

第1 この要綱は、東京都在住外国人支援事業助成実施要綱（平成20年4月25日付20生都管法第70号）の規定に基づき、令和6年度東京都在住外国人支援事業助成の助成金交付に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 助成金

東京都が反対給付を受けないで助成事業を行うものに交付する給付金をいう。

(2) 助成事業

助成金の交付の対象となる事業をいう。

(3) 申請者

助成金の交付を受けようとする者をいう。

(4) 助成事業者

助成金の交付の決定を受けた者をいう。

(5) 在住外国人

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されており、東京都内に居住又は通勤若しくは通学する外国人をいう。

(助成事業の内容)

第3 助成事業の内容は、次に定める事業とする。

(1) コミュニケーション支援事業

ア 在住外国人が生活していく上で必要な日本語習得等を支援する事業

イ その他言語上の課題解決を支援する事業

(2) 生活支援事業

ア 在住外国人が安心して日常生活を営むために必要な相談、学習支援、情報提供等を実施する事業

イ その他生活上の課題解決を支援する事業

(3) 多文化共生の意識啓発事業

ア 日本人・在住外国人双方の異文化理解を促進するために必要な国際交流事業

イ 外国人に対して日本の文化・習慣・ルール等の理解を促す事業

(4) 在住外国人の活躍促進事業

ア 在住外国人の能力発揮を促し、東京における活躍を促進する事業

イ 在住外国人の積極的な社会参加促進を図る事業

(5) 地域の多文化共生の共助・協働・共創事業

ア 地域に暮らす外国人と他の住民が共に活動することを通じて、地域住民相互のつながりや共生意識を育む事業

イ 外国人住民を含む地域住民が一緒になって地域課題を解決する事業

(助成事業の要件)

第4 助成事業は、次に掲げる全ての要件に適合しなければならない。

- (1) 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に記載されており、東京都内に居住又は通勤若しくは通学する外国人を主な対象とすること。ただし、第3(3)については、外国人に限らず、東京都内に居住又は通勤若しくは通学する人を主な対象とする事業も対象とする。
- (2) 事業の主催者が自ら企画・運営する事業であること。
- (3) 東京都内で実施する事業であること。ただし在住外国人への同行支援に類する事業を除く。
- (4) 営利を目的としていないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (6) 在住外国人等に対する直接的な金銭・物品等の給付又は貸付けを目的としていないこと。
- (7) 事業が広く在住外国人等に公開されていること。
- (8) 実施による成果が特定の者及び組織・集団等に帰属しないこと。
- (9) 申請時点での助成対象事業費が総額50万円以上であること。
- (10) 同一年度において、東京都の他の助成を申請している又は既に交付決定を受けた事業でないこと。

(助成事業者の要件)

第5 助成事業者は、次に掲げる全ての要件に適合しなければならない。

- (1) 公益法人、特定非営利活動法人又はその他の非営利団体であること。
- (2) 国又は地方公共団体から基本財産への出資及び運営費などに対する補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること。
- (4) 活動開始後2年以上(申請日時点)が経過していること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- (6) 公序良俗に違反した活動を行っていないこと。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの

3 助成事業者は、地域の外国人支援ネットワークの形成や、より広域的な取組を促進するため、第3(1)から(4)までのいずれかに該当する事業について、複数の団体が共同又は実行委員会若しくは実行委員会に類する団体を組織(以下「実行委員会等」という。)して実施することができる(以下「連携事業」という。)

4 助成事業者のうち連携事業を行う者は、次に掲げる要件のいずれかに適合しなければならない。

(1) 複数の団体が共同して実施する場合（以下「連名による連携事業」という。）

連名各団体のうち第33に定める代表団体にあつては、1(1)から(6)までの要件を満たすこと。その他の構成団体については、1(3)、(5)及び(6)の要件を満たすこと。

(2) 実行委員会等が実施する場合

実行委員会等においては1(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たすこと。ただし、実行委員会等を構成する団体のうち、事業を企画面・財政面等で中心となつて行う団体（以下「中核団体」という。）は1(1)から(6)までの要件を満たすこと。その他の実行委員会等の構成団体については、1(3)、(5)及び(6)の要件を満たすこと。

(助成対象事業期間)

第6 助成の対象とする事業期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(助成金の額及び助成対象事業費目)

第7 東京都が助成する金額は、助成対象事業費の2分の1以内とし、1事業につき500万円を超えないものとする。ただし1,000円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

2 助成対象となる費目は、別表に定めるとおりとする。

別表（第7関係）助成対象事業費目

補助員費、謝礼、広報関係費、資材・教材費、通信・運送費、会場費、その他都が必要と認める経費

注) 団体運営に関する経費は助成対象としない。

3 東京都以外から助成を受ける事業についても本助成の対象とする。ただし、その助成額を除いた事業費を助成対象事業費とする。

以下省略

4. 堺市民間非営利団体による日本語教室開催事業補助金

(1) 助成の趣旨

多文化共生社会の形成に向け、外国人が安心して暮らすことができる国際性豊かなまちづくりを推進するために、堺市民間非営利団体による日本語教室開催事業補助金交付要綱（以下「要綱」）に基づき、民間非営利団体が開催する日本語教室に対して、その事業費の一部を補助金として交付するものである。なお、補助金交付団体については、選考委員の意見を聴取し、決定する。

(2) 対象事業

在住外国人を対象に堺市内で実施する日本語教室事業とは、下記の資格要件を満たし、地域社会において自立した生活をするために必要な日本語によるコミュニケーション及び学習支援をボランティア等で運営する民間非営利団体による日本語教室事業とする。

【資格要件】

- (ア) 別紙「日本語指導に関する専門的な知識、能力等を有する者」を含む 18 歳以上の成人 5 人以上から成る
- (イ) 活動目的・代表者など団体運営に必要な事項について会則等の定めがある
- (ウ) 原則、日本語教室を月平均 2 回以上開催する計画となっている

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施に必要な次の例のような経費とする。ただし、団体の運営費（人件費や備品購入費等）や食糧費は対象外とする。

謝礼金……………（例）講師やアドバイザーへの謝礼金など
旅費……………（例）講師や事業スタッフの交通費、日当など
消耗品費……………（例）教材、図書などの購入費用
印刷製本費……………（例）教本の印刷などにかかる費用
通信運搬費……………（例）切手代など
保険料……………（例）ボランティア傷害保険など
使用料及び賃借料…（例）教室の会場使用料、機材の借上料など

(4) 補助金の額

補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、1 補助事業者につき 150,000 円を限度とし、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額を交付する。

交付決定額については、交付団体が多数の場合、補助金交付額の上限額（15 万円）

堺市民間非営利団体による日本語教室開催事業補助金交付要綱

平成 18 年 5 月 25 日制定

令和 7 年 4 月 1 日改正

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市民間非営利団体による日本語教室開催事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、多文化共生社会の形成に向け、外国人が安心して暮らすことができる国際性豊かなまちづくりを推進するために、自主的かつ公益的な事業を実施する民間非営利団体（以下「団体」という。）が開催する日本語教室に対して補助金を交付することにより、外国人生活支援を行うとともに、市民レベルの国際交流活動を促進することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成 12 年堺市規則第 97 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 補助事業等

(1) 補助事業対象者は、堺市内に所在地を有する団体とする。

(2) 補助対象事業は、次のすべての条件を満たすものとする。

- 1) 在住外国人を対象に堺市内で実施する日本語教室事業
- 2) 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の期間内に実施する事業
- 3) 営利を目的とせず、政治団体又は宗教団体の活動に利用されない事業
- 4) 国、地方公共団体及び公益的団体等から補助金等の交付を受けていない事業

(3) 補助対象経費は、次のとおりとする。

- 1) 謝礼金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料
- 2) その他市長が必要と認める経費

5 補助金の額

補助金の額は、毎年度の予算の範囲内で、1 補助事業者につき 150,000 円を限度とし、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とする。

以下省略

5. 横浜市多文化共生市民活動支援補助事業

横浜市には 170 の国・地域の、13 万人を超える外国人の方々が暮らしている。

横浜市多文化共生市民活動支援補助事業は、地域において市民団体やNPO法人が実施する事業に補助金を交付し、日本人と外国人との相互理解を深め、誰もが活躍できる社会に繋げることで、多文化共生のまちづくりを進めていく取組である。

(1) 対象事業

ア 日本人と外国人の相互理解の促進に寄与する事業

(例) 多様性を理解し尊重し合う意識を育てる取組

文化、芸術、スポーツ等を通じた交流・活躍促進など

イ 在住外国人の生活支援に寄与する事業

(例) 外国人への生活ガイダンスや困りごとを解決するための取組

子どもの学習支援、居場所づくりなど

ウ 地域日本語教育の推進に寄与する事業

(例) 身近で学べる日本語教室など

エ 在住外国人の活躍促進に寄与する事業

(例) 職のスキルや資格への挑戦の支援、青少年のキャリアデザイン支援など

(2) 補助金額等

上限 20 万円／件（補助対象経費の総額）、募集团体：3 団体程度／年

<参考>令和 6 年度の支援対象事業 ※順不同

団体名称	補助対象事業名・事業概要	
特定非営利活動法人リンクトウミヤンマー	【グローバル人材育成のための1DAY インターンシップと「共創のまちづくり」ワークショップ】 在住外国人の就労支援を実際に経験するインターンシップや、多様な他者と共に創り上げるまちについて考えるワークショップを実施し、グローバル人材を育成していく。 交付決定額:200,000 円	
NPO ブラジル solidario 横浜	【VIVA116 de YOKOHAMA 横浜で祝おうブラジル日本移民116周年】 ブラジルへの理解を深めてもらうことを目的に、市内のゆかりの地を巡るウォーキングイベントやトークショー、音楽やダンス等のステージショーを行う。 交付決定額:192,000 円	
NPO レインボーインターナショナルサポート	【外国籍の子どもたちの学習支援と地域社会との接点づくり】 学習支援や清掃活動、交流イベントを通じて地域社会との接点づくりを行い、外国籍の子どもたちが将来に渡り日本で生活していける自信につなげていく。 交付決定額:200,000 円	

横浜市多文化共生市民活動支援補助金交付要綱

制 定 令和4年8月26日 国政 第594号（局長決裁）

改 正 令和7年4月1日 国政 第85号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市における外国人材受入環境整備・多文化共生の推進に向けて、日本人と外国人の相互理解の促進、在住外国人の生活支援、地域日本語教育の推進、在住外国人の活躍促進に関する団体活動への支援を行うために、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）の例による。

（補助対象事業）

第3条 この要綱における補助対象事業は、次の各号に掲げる事業のうち、主に横浜市内で実施する新規の取組又は既存事業の機能強化を図る取組であって、交付申請時における事業費総額が5万円以上のものとする。

- (1) 日本人と外国人の相互理解の促進に寄与する事業
- (2) 在住外国人の生活支援に寄与する事業
- (3) 地域日本語教育の推進に寄与する事業
- (4) 在住外国人の活躍促進に寄与する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 単に金銭・物品等の給付又は貸付を目的とした事業
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業
- (4) 同一の企画内容で国、神奈川県、横浜市その他の団体等から補助を受けている事業
- (5) 公序良俗に反した事業

3 この要綱による補助金の交付は、同一団体につき1回限りとする。

（対象期間）

第4条 補助対象となる事業実施期間は、補助対象事業を実施する年度の4月1日から3月31日までの間で、別途定める。

（補助対象団体）

第5条 この要綱における補助対象団体は、次に掲げる全ての要件に該当する団体とする。

- (1) 公益法人、特定非営利活動法人その他の非営利団体
- (2) 活動開始後1年以上が経過しており、次年度以降も継続して活動する見込みがある団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていない団体
- (4) 公序良俗に反した活動をしていない団体

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象外とする。

- (1) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」

という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

(2) 法人にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者がいる団体

(3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者や職員に暴力団員等に該当する者がいる団体

3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかの要件に該当する場合は、補助対象団体となりうる。

(1) 実行委員会等が実施する場合

実行委員会等においては、第1項第2号を除くすべての要件に該当すること。ただし、実行委員会等を構成する団体のうち、事業を企画面・財政面等で中心となって行う団体は、第1項に掲げる全ての要件に該当すること。その他の構成団体については、第1項第3号及び第4号の要件に該当すること。

(2) 共同実施事業の場合

複数の団体が共同して実施する場合(以下「共同実施事業」という。)における代表団体は、第1項に掲げる全ての要件に該当すること。その他の構成団体については、第1項第3号及び第4号の要件に該当すること。

(補助額及び補助対象経費)

第6条 補助金は、当該年度の予算の範囲内において、補助対象経費の総額又は20万円の、いずれか少ない額を交付する。

2 補助対象経費は、別表1に定めるとおりとする。

3 補助対象事業実施のために必要性が高いとはいえない食料費や、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費は補助の対象としない。

4 補助対象事業で収入がある場合は、事業対象経費からその収入額を除いた額を交付する。

(補助金の交付申請手続)

第7条 補助事業の募集に際して必要な事項は別途定めることとする。

2 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める書類を、前項により定める期間内に横浜市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

(1) 横浜市多文化共生市民活動支援補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)

(2) 事業計画書(第2号様式)

(3) 事業収支予算書(第3号様式)

(4) 申請団体調書(第4号様式)

(5) 経費の積算根拠等を明らかにした見積書その他説明書

3 市長は、前項の書類のほか必要に応じて次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 定款又はこれに準ずる規約若しくは会則

(2) 組織図、役員名簿及び会員名簿

(3) 過去1年間の事業収支決算書

(4) 当該年度(申請事業を実施する年度)の事業収支予算書

(5) 委任状（第5号様式。共同実施事業の場合に限る。第29条に定める委任手続を行った上で提出するものとする。）

(6) その他市長が必要と認めるもの

4 一つの団体は、同一年度内において、複数の事業について補助申請することはできない。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、別表2に定める基準による当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う専門家からの意見聴取又は現地調査等により、事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、予算の範囲内で交付の決定を行う。

2 市長は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、横浜市多文化共生市民活動支援補助金交付決定通知書（第6号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。また、補助金を交付しないことを決定したときは、横浜市多文化共生市民活動支援補助金不交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

4 市長が必要と認めた場合には、申請者が第5条第2項各号のいずれかに該当するか否かの確認のため、神奈川県警察本部長へ照会することができる。

途中省略

別表1（第6条第2項）

補助対象経費	補助人員にかかる人件費、 印刷・製本費、 物品資材購入費、 通信運搬費、 その他本市が必要と認める経費	講師等謝礼金、 資料・教材購入費、 物品資材レンタル費、 会場使用料、
--------	---	--

別表2（第8条第1項）

(1)計画の具体性・実現性	事業スキームや運営計画等、事業の具体性及び実現性が高く、安定的に実施されていくことが見込めること
(2)事業の必要性・効果(波及効果)	外国人材受入環境整備・多文化共生推進の観点から優れていること
(3)事業の継続性・発展性	一過性のものに終わらず、継続的な取組等が十分見込めること
(4)その他特に優れた取組	提案内容に優れた取組(革新的なアイデアによるもの等)があり、総合的に評価できること

6. 川崎市民間交流団体国際交流事業補助金

民間団体が行う国際交流・多文化共生推進事業を支援するため補助金を交付している。
なお、補助金の趣旨は、地域の国際交流・多文化共生推進事業を行う市内の市民活動団体を支援することにある。

(1) 対象団体

国際交流活動または多文化共生を推進する市民活動団体で、次のすべてに該当する団体とする。

- ① 団体の事務所が川崎市内にあり、主たる活動の場が川崎市内であること。
- ② 団体の事業活動が、一般市民を対象としていること。
- ③ 代表者・副代表者及び役員等、団体の主たる構成員が川崎市内在住等であること。
- ④ 原則として、5年以上の活動実績があること。
- ⑤ 団体運営に際し、目的、組織、代表者等必要事項の定めがあること。
- ⑥ 非営利団体であること。

(2) 対象事業

川崎市の国際化に寄与する国際交流事業または多文化共生推進事業であり、かつ市民活動団体が実施するものとする。2025年4月1日から2026年3月31日までに終了する事業。

- ① 海外または川崎市内において実施する、文化・スポーツ等の国際交流事業
- ② 川崎市内及び川崎市の国内友好自治体において実施する、外国人支援等の多文化共生推進事業

(3) 補助金の額

次の各号に定める額の範囲内において、公益財団法人川崎市国際交流協会会長が決定する額とする。

- ① 国際交流事業については、助成対象経費の合計額の50%以内で10万円以下の額とする。
- ② 多文化共生推進事業については、助成対象経費の合計額の80%以内で10万円以下の額とする。

(4) 助成対象経費

- ① 講師や通訳に対する諸謝金
- ② 消耗品費（事業の実施に必要な事務用品及び材料など）
- ③ 通信運搬費（切手代や郵送料など）
- ④ 印刷製本費（チラシやポスター等の作成など）
- ⑤ 交通費（実費）
- ⑥ 使用料（会場使用料、設備・機材の使用料など）
- ⑦ 保険料（傷害保険料）
- ⑧ その他（注）食費は対象外

交付実績／令和 6 年度[2024年度]

国際交流プログラム

海外	一般社団法人グローバル文化協働支援センター	日刊青少年文化交流活動～「かわさき刀剣桜組」の第20回安山国際ストリート劇祝祭(Ansan Street Arts Festival)参加事業 「台湾の小学生バスケットチーム招待・交流」事業	80,000 円
国内	平間わんぱく少年団	「台湾の小学生バスケットチーム招待・交流」事業	70,000 円

多文化共生プログラム

国内	多文化共生保育研修会	多文化共生保育研修	50,000 円
	にほんごワールド	対話活動を重視した日本語学習事業	50,000 円
	THE アート・プロジェクト多文化読み聞かせ隊	「インドネシアの伝統芸術ワヤン(影絵芝居)を楽しもう!」事業	50,000 円

交付実績／令和 5 年度[2023 年度]

国内	多文化共生保育研修会	多文化共生保育研修 「やさしい日本語講座」(年 2 回) 「子ども理解セミナー」(1 回)	65,057 円
	ママサムライ	「日本の OBENTO(お弁当つくってみよう	50,051 円
	にほんごワールド	対話活動を重視した日本語学習事業イラスト教材作成(年 22 回) 日本語学習(年 20 回) 研修・講座(年 2 回)	75,000 円
	チームフランボネ	KAWASAKI Let's Work Together! 外国人向けの就労支援及び外国人材活用を目指す市内中小企業に向けて雇用促進を図るための教材(動画)制作	75,000 円

交付実績／令和 4 年度[2022 年度]

国際交流プログラム

国内	和太鼓 祭音	和太鼓祭音 25 周年記念公園「祭りさんさん(燦々)音のふるさと」	100,000 円
	ぐるーぷ「琴音人」	国際交流和楽器ふれあいコンサート	90,000 円

多文化共生プログラム

国内	多文化活動連絡協議会	多文化映画・学習会	70,000 円
----	------------	-----------	----------

民間交流団体国際交流事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人川崎市国際交流協会が市内の市民活動団体の行なう国際交流・多文化共生推進事業を支援し、地域の国際交流・多文化共生社会の推進を目的とした補助金の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(団体の定義)

第2条 この要綱において、「民間交流団体」(以下「団体」という。)とは、文化、スポーツ等の事業活動または外国人支援等の多文化共生を推進する市民活動団体であって、次の各号に掲げる要件に該当するものをいう。

- (1) 団体の事務所が川崎市内にあり、主たる活動の場が川崎市内であること。
- (2) 団体の事業活動は、一般市民を対象とすること。
- (3) 代表者、副代表者及び役員等、団体の主たる構成員が川崎市内在住、在勤または在学者であること。
- (4) 原則として5年以上の活動実績があること。
- (5) 団体の運営に際し、目的、組織、代表者等について必要事項の定めがあること。
- (6) 非営利団体であること。
- (7) その他公益財団法人川崎市国際交流協会会長(以下「会長」という。)が特に認めるもの。

(対 象)

第3条 補助金は、会長が川崎市の国際化に寄与すると認める次の国際交流・多文化共生推進事業に対して、予算の範囲内において、その実施に必要な経費の一部を当該団体に交付する。ただし、この要綱に基づく補助金が交付された団体であって、連続して同種の補助金交付申請がなされた場合、補助金交付の目的が既に達せられたと認められる事業についてはこの限りでない。

- (1) 海外または川崎市内において実施する、文化・スポーツ等の国際交流事業(以下「国際交流事業」という。)
- (2) 川崎市内において実施する、多文化共生推進事業(以下「多文化共生推進事業」という。)
- 2 申請事業と同一の事業で川崎市から補助金を受給している場合(受給が決定している場合を含む)は、この補助金の交付を受けることはできない。多文化共生推進事業については最大3年まで連続して交付を受けることができる。
- 3 補助金の交付対象となる事業は、毎年4月から翌年3月までに実施するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の種類及び金額は別に定めるところにより交付する。

(申 請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他参考となる書類

2 申請時期は、3月とする。ただし、予算執行状況により、追加申請を受けることができる。

（交付決定）

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、必要な審査を行いその可否を決定するものとする。

2 会長は、補助金の交付を決定したときは、決定内容及びこれに条件を付した場合はその条件を申請団体に通知するものとする。

（審査委員会）

第7条 会長は、前条第1項の審査を行うため審査委員会を設置する。

（補助金請求書）

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、補助金請求書（第5号様式）により、会長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第9条 会長は、前条の規定による請求に基づき補助金を概算払いで交付する。

（交付決定の取り消し）

第10条 会長は、交付団体が、次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消しできるものとする。

- (1) 事業を中止したとき。
- (2) 事業が期限内に完了しないとき、または完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 補助金の交付申請に虚偽があるとき。
- (4) 事業計画書の内容と事実が著しく相違したとき。
- (5) 補助金交付決定に付した条件に違反したとき。
- (6) 予算の執行が不相当と認められるとき。

2 前項の取り消しをしたときは、その内容を交付団体に通知するものとする。

以下省略

7. 山形県多文化共生社会推進事業費補助金

山形県では、「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」や「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」に取り組む事業者、市町村、外国人住民支援団体等に対し補助金を交付している。

(1) 制度概要

日本人も外国人も、お互いを認め合い、地域を構成する一員として共に活躍できる「やまがた共生社会」の実現のため、事業者や市町村、外国人住民支援団体等が実施する「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」や「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」に係る取組みの必要経費の一部を助成するもの。

(2) 補助対象団体

企業その他の事業者、管理団体、登録支援機関、市町村、外国人住民支援団体

(3) 補助対象事業

ア 日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備

- ・外国人住民を対象とした生活オリエンテーションの実施
- ・生活に密着した情報の多言語化・「やさしい日本語」対応
- ・外国人住民の防災対策

イ 地域における日本人と外国人の相互理解・交流促進

- ・日本人と外国人との交流会開催等
- ・外国人との円滑なコミュニケーションに向けた日本人向けの「やさしい日本語」の普及啓発

(4) 補助対象経費

- ・講師の謝金及び旅費
- ・教材購入費
- ・パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
- ・消耗品費（単価 5 万円以上の物品の購入費を除く）
- ・広告料
- ・郵便料・運搬費
- ・保険料
- ・翻訳料・通訳料（通訳に係る旅費を含む）
- ・会場・物品等借上料
- ・委託料

(5) 補助金の額

- ・補助額：補助対象経費の合計額の 2 分の 1（※千円未満切捨て）
- ・上限額：25 万円

令和7年度山形県多文化共生社会推進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、日本人も外国人も、お互いを認め合い、地域を構成する一員として共に活躍できる「やまがた共生社会」の実現のため、企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村又は外国人住民支援団体が第4条に規定する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村又は外国人住民支援団体に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業その他の事業者 県内に所在する事業所等で外国人を雇用している企業その他の法人及び個人事業主並びにこれらを主な構成員とする法人その他の団体をいう。
- (2) 監理団体 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に規定する監理団体をいう。
- (3) 登録支援機関 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の23第1項の登録を受けた者をいう。
- (4) 外国人住民支援団体 外国人住民の支援を行っている県内に所在する法人その他の団体（前各号に掲げるものを除き、法人以外の団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約を有するものに限る。）をいう。

(補助対象からの除外)

第3条 第1条の規定にかかわらず、企業その他の事業者又は外国人住民支援団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を活動目的とするもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は事業所の代表者、団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が運営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維

持又は運営に協力し、又は関与しているもの
(7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村又は外国人住民支援団体が実施する次の各号に掲げる取組みとする。

- (1) 日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備の取組み
 - ア 外国人住民を対象とした生活オリエンテーションの実施
 - イ 生活に密着した情報の多言語化・「やさしい日本語」対応
 - ウ 外国人住民の防災対策
 - エ その他日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備
- (2) 地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進の取組み
 - ア 市町村や地域の団体が事業者と連携して実施する日本人と外国人との交流会開催等
 - イ 外国人との円滑なコミュニケーションに向けた日本人向けの「やさしい日本語」の普及啓発
 - ウ その他地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する補助金の交付の決定の日以後における別表に掲げる経費であつて、領収書等によりその支払の事実を確認できるものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の合計額から参加者から徴収する料金その他の収入額を控除した額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は250,000円のいずれか低い額とする。

途中省略

別表

補助対象経費	
講師・ボランティア等の謝金及び旅費	教材購入費
パンフレット、チラシ、各種資料との印刷費	消耗品費(単価5万円以上の物品の購入費を除く。)
広告料	郵便料・運搬費
保険料	翻訳料・通訳料(通訳に係る旅費を含む。)
会場・物品等借上料	委託料

備考 補助対象経費には、次に掲げる経費を含まないものとする。

- (1)課税事業者にあつては、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額
- (2)グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金等の旅費
- (3)行政機関等からの他の補助金等を充当する経費

8. みやざき外国人住民支援・交流等活動促進事業補助金

宮崎県では、「国籍にかかわらず誰もが暮らしやすい宮崎づくり」を推進することを目的として、県内の団体が外国人住民支援や交流等の取組を行う場合にその経費の一部を補助している。

(1) 対象者

次のいずれかの者。

ア 県内市町村

イ 次に掲げる全ての要件を満たす団体

- ① 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する構成員 2 名以上の団体（グループや運営委員会等を含む）であること。なお、法人格の有無は問わない。
- ② 県税に未納がないこと。
- ③ 事業を年度内に確実に遂行する能力・体制を有し、事業に関する的確な実績報告ができること。
- ④ 宗教的活動又は政治的活動を行なっていないこと。
- ⑤ 個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- ⑥ 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ⑦ 公序良俗に反する活動を行なっていないこと。
- ⑧ 県からの照会や連絡に対し、速やかな連絡や回答ができる体制を有すること。

(2) 対象事業及び対象経費

ア 補助金の対象となる事業

次のような取組を行う事業を対象とします。

- ① 住民が参加するイベント・講座等
 - ・外国人住民と地域住民との交流を促進する取組
 - ・外国人住民が日本文化や県内の歴史・自然等を体験する取組
 - ・外国人住民の日本語能力の向上につながる取組
 - ・地域における多文化共生の促進に寄与するセミナー等を開催する取組
 - ・その他本事業の趣旨に即した取組
- ② 住民に対する情報の発信や収集等
 - ・多言語での情報発信等により外国人住民の生活を支援する取組
 - ・外国人住民支援に生かすため、ニーズなどを調査する取組
 - ・その他本事業の趣旨に即した取組

(対象外)

- ・他の補助金や委託費等の交付を受ける事業（ただし、明確に区分できる場合は対象とする。）
- ・住民が参加するイベント・講座等である場合、外国人住民が参画しない事業
- ・外国人住民を雇用する団体や監理団体、登録支援機関等が、その団体が支援する責

務を負う外国人住民を対象として実施する事業

イ 補助金の対象となる経費

下の一覧表のとおり。

補助対象となる経費一覧表

<補助対象経費>

※領収書及び明細書により経費を確認できること

項目	細目	内訳例
報償費	謝金	講師等謝礼
旅費	交通費	講師等の旅費 ※航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）は対象外
	宿泊費	講師等の宿泊費※9800円（県の旅費規程）程度以内
需用費	印刷製本費	チラシ等
	消耗品費	コピー用紙、文具等
	材料費	資材等の費用、食材費用等
	その他	ペットボトル飲料（水、茶等）※弁当代、茶菓代は対象外
役務費	設営費	会場設営費、会場撤去費
	通信運搬費	切手代、チラシ・ポスター等の送付料等
	手数料	振込手数料、クリーニング代等
	その他	翻訳に要する費用等
委託料		業務遂行に必要な知識・技術や関係者とのネットワーク等を有する者への業務委託に要する費用
使用料 賃借料	会場使用料	当日の施設使用料等
	貸切パス料金	貸切パスの使用料等
	入場料	施設等の入場料 ※単に個人へ入場チケットを配布する場合は対象外
	その他	必要な物品のリース料・レンタル料
保険料		イベント開催等の際し、参加者の安全確保の観点から加入する保険料
その他		

<補助対象外経費>

事務所運営費の類	事務所の光熱水費、電話代、交際費、ホームページ作成及び運営費、事務所維持人件費など
備品類等の購入経費の類	事務機器（パソコン等）、什器の購入経費など
接待に要する経費の類	茶菓代、接待費、レセプション・打ち上げ等のパーティ経費など
その他	個人への支給品代（景品を含む）、合理的な理由のないタクシー料金、主催者が管理する会場や道具等の使用料等またはそれに類する経費など

(3) 補助率等

- ・補助率：補助金の対象となる経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨てる）。ただし、事業実施に伴う収入（参加料の徴収や事業の成果物の販売など）がある場合は、補助対象経費の合計額から収入額を控除した額の2分の1以内。
- ・補助上限額：1者あたり50万円
- ・補助団体数：6団体程度（予定）

みやざき外国人住民支援・交流等活動促進事業補助金交付要綱

令和5年3月24日制定

令和6年3月29日改正

商工観光労働部 国際・経済交流課

(趣旨)

第1条 県は、本県における外国人材の受入環境を充実させる施策の一環として、市町村や民間団体等の多様な主体がそれぞれの強みを活かして実施する外国人住民支援や交流等の取組を促進及び支援することで、全県下において、「国籍にかかわらず誰もが暮らしやすい宮崎づくり」を推進することを目的とし、予算で定めるところにより、外国人住民支援や交流等に係る事業を実施する者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 県内市町村

(2) 次の要件を満たす者

ア 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する構成員2名以上の団体（グループ、運営委員会等を含む。）であること。なお、法人格の有無は問わない。

イ 県税に未納がないこと。

ウ 事業を年度内に確実に遂行する能力・体制を有し、事業に関する的確な実績報告ができることと認められること。

エ 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。

オ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

カ 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

キ 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

ク 県からの照会や連絡に対し、速やかな連絡や回答ができる体制を有すると認められる

こと。

ケ その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1)市町村以外の者にあつては、第2条第2号イに係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)

(2)法人にあつては、第2条第2号オに係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)

(3)市町村以外の者にあつては、第2条第2号カに係る誓約書(別記様式第4号)

(4)市町村以外の者にあつては、補助金の交付の申請をしようとする団体の定款、規約等

(5)市町村以外の者にあつては、その他団体等の活動内容を理解するために参考となる資料

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1)補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)の実施状況等について、県において現地調査等を行う場合には協力すること。

(2)この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

(3)その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

以下省略

9. 大分県ゆかりの人材のネットワーク活用による海外展開支援

人口減少の中、地域や企業の活力を維持・発展させるには海外展開が求められる一方で、「土地勘」がない中での海外ビジネス成功は高いハードルがある。

こうした中、大分県では、県出身者が組織する海外県人会や、APU等の留学生OB・OGなど海外の「大分県ゆかり人材」と連携した海外展開を支援するための助成等を令和7年度（2025年度）から開始した。

（1）ゆかり人材海外ネットワーク構築事業（ゆかり人材の活動経費補助）

大分県ゆかり人材と県内事業者との連携による海外展開に要する経費を助成する。

ア 対象者

- ① 海外の大分県人会の会員等
- ② 県内大学を卒業した留学生で主に海外を活動拠点とするもの
※上記①又は②が県内企業と連携することを条件とする

イ 対象事業

大分県ゆかり人材と県内事業者が連携して行う下記の取組

- ・ 海外で開催される見本市、展示会、商談会等への出展経費
- ・ 飲食店での県産品を使用したメニュー開発等
- ・ 商談・市場調査・プロモーション活動の実施
- ・ 県産品等を活用した商品の開発・改良
- ・ 県内事業者と海外事業者との交流
- ・ その他の事業で知事が必要と認めるもの

ウ 対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

※県内企業が支払った経費（展示会の旅費・送料等）も補助対象（ゆかり人材の了承が必要）

エ 補助金額

定額（30万円以内）

（2）海外展開促進インセンティブ報奨金（ゆかり人材への成功報酬）

大分県ゆかり人材が人脈等を活用して県内企業と海外事業者等をマッチングし、契約に基づく取引等を成立させた場合にインセンティブを支払う。

ア 対象者

大分県ゆかり人材（（1）の①、②と同様）

イ マッチングの例

- ・ 県産の加工品を海外の企業に紹介し成約
- ・ 展示会に出展後、継続したフォローにより県内企業と海外企業との取引を成立

ウ 補助金額

定額（30万円）

補助金の活用イメージ

事例1



<県内加工食品企業>

- 県産素材を使った加工食品がインバウンド客にも好評。今後は、本格的な海外展開を視野に入りたい
- 商談会に出展して販路を作っていきたいが、何度も海外出張ができるわけではないしできるだけ効率的に販路を確保したい

【県（国際政策課）に相談→ゆかり人材（県人会会員）を紹介】

現地商社等とのネットワークを持つゆかり人材とマッチング

Step 1

現地での商談会実施（ゆかり人材が同行）
⇒現地への旅費に補助金活用（30万円以内）

Step 2

ゆかり人材の継続フォローにより成約
⇒ゆかり人材へ県から成功報酬（30万円）

事例2



<県内旅館>

- インバウンドが好調。更なる誘客を図りたいが、人手不足でフル稼働できない
- どうせなら外国人を雇用してインバウンド対応力も強化したい

【県（国際政策課）に相談→ゆかり人材（元留学生）を紹介】

現地送出国とのネットワークを持つゆかり人材とマッチング

Step 1

ゆかり人材が現地で送出国を探索
⇒ゆかり人材活動費に補助金活用（30万円以内）

Step 2

ゆかり人材のフォローにより送出国と契約
⇒ゆかり人材へ県から成功報酬（30万円）

ゆかり人材の例

※あくまでも一例です。

地域	属性	特徴
北米	県人会員	・流通関係や旅行エージェントなど多岐にわたるネットワークを有する ・自身の人脈で、県産品を流通業者や飲食店に紹介
東南アジア	県人会員	・本県を含め介護人材等の送り出し実績多数
東南アジア	元留学生	・県内のホテル旅館組合と海外の大学との人材確保の連携・協力に関する連携協定の締結に尽力
東アジア	元留学生	・県産酒類を中心に、日本の産品を取り扱う商社を経営 ・現地インポーターと連携し、百貨店で酒類PRイベント等を実施

新しいゆかり人材も随時募集しています！情報をお寄せください。

- 補助金等の詳細や申請の様式等は、大分県のホームページに掲載していますので、左記のQRコードからご確認ください。

こちらからチェック



QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

大分県海外展開促進インセンティブ報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、海外県人会や留学生OB・OGなど大分県ゆかりの人材とのネットワークを強化し、県内事業者の海外展開を促進するため、県内事業者と海外事業者との取引等をマッチングした大分県ゆかりの人材に対し、この要綱に定めるところにより、大分県海外展開促進インセンティブ報奨金（以下「報奨金」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1)「大分県ゆかりの人材」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 海外の大分県人会の会員

イ 大分県内の大学等を卒業した留学生で主に海外を活動拠点とする者

ウ その他知事が認める者

(2)「県内事業者」とは、大分県内に本社又は自社の製造、生産又は活動拠点を有する事業者、生産者及び団体をいう。

(報奨金の交付対象者)

第3条 報奨金の交付対象は、次の各号のいずれも満たす者とする。

(1) 大分県ゆかりの人材であること。

(2) 申請年度において、県内事業者と海外事業者等をマッチングし、契約に基づく取引等を成立させた者であること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合は交付対象外とする。

(報奨金の交付額)

第4条 この報奨金の交付額は、別表第1に定めるところによる。

(報奨金の交付申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする者は、第3条に規定する交付対象に該当した日から当該年度の3月31日（ただし、土曜日又は日曜日の場合は、直前の平日）までに、報奨金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 申請年度において県内事業者と海外事業者の取引等が成立したことを確認できる書類（契約書の写し等）

(2) その他知事が必要と認める書類

(報奨金交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、内容を審査の上、報奨

金を交付すべきと認めた場合は、すみやかに交付の決定をし、報奨金交付決定通知書（第2号様式）を申請者に通知するものとする。

（報奨金の交付請求）

第7条 前条に規定する交付決定の通知を受けた者が、報奨金の交付を請求しようとするときは、報奨金交付請求書（第3号様式）を翌年度の4月10日（ただし、土曜日又は日曜日の場合は、直前の平日）までに知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第8条 知事は、報奨金交付決定対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）第3条の交付要件を満たさないことが判明した場合
- （2）偽りその他不正な手段により報奨金の交付を受け、又は受けようとした場合

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消をした場合は、報奨金交付決定取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（報奨金の返還）

第9条 知事は、前条の規定により交付決定の取消をした場合において、既に報奨金交付決定者に報奨金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（書類の提出部数等）

第10条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に知事が定めるところによる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年度の当初予算に係る大分県海外展開促進インセンティブ報奨金から適用する。

別表第1（第4条関係）

交付対象	第3条に規定する交付対象者であって、県内事業者と海外事業者の取引等を成立させるため、市場ニーズの分析や事業者ヒアリング、商談の場の提供等を行った者
交付額	成立した取引等1件につき300千円

4-2 外国人支援団体に関する調査結果

1. 山梨県外国人支援団体状況調査

資料：「山梨県外国人支援団体状況調査 調査結果報告書」（令和2年2月、山梨県）

（1）調査の目的

山梨県の在留外国人数は1万6千人を超え、年々増加している。

調査は、外国人を支援している団体の事業実態やニーズ、また、団体に寄せられる外国人の相談について把握し、外国人が働きやすく、暮らしやすい県づくりに向けた検討の参考とするため実施した。

（2）調査の項目

ア 団体の概要

イ 交流や支援の対象となる外国人の傾向や状況について

- ・交流や支援の対象となる外国人の人数、国籍、世代、性別、在日期間等について
- ・交流や支援の対象となる外国人から困りごとや相談ごと
- ・外国人が日本で生活しやすくなるために必要なこと
- ・その必要なことの中で、行政が重点的に行っていくべきこと

ウ 行政への要望等について

エ その他

- ・外国人支援団体として考えていること・感じていること

（3）調査の方法

対象者：山梨県内で外国人を支援している活動している団体（36団体）

調査方法：郵送配布・郵送回収（一部、メール返信による回答）

調査期間：令和元年10月9日～令和元年12月10日

（4）回収状況

対象数 37団体、有効回収数 25団体、有効回収率 67.6%

（5）調査結果の概要

調査結果の概要は、次のとおりである。

1. 団体の概要

Q1～Q3. 団体の基本情報（団体設立の経緯、活動されている方、活動内容等）

*本調査に協力いただいた団体を、活動内容別に分類すると、以下のとおりです。（複数カウント）

	団体数	主な活動内容
国際交流	14	姉妹都市交流、ホームステイ支援、日本での交流イベント等の実施
日本語学習	14	日本語学習の教室開催、マンツーマン指導
相談	6	日常生活、法律、在留資格等に関する相談受付
その他	2	

Q4. 団体の活動で困っていることや今後活動を継続していく中での課題を教えてください。

<会員の減少・高齢化 / 人材不足>

- ◆日本語支援が必要な外国籍児童は、毎年その数が増加している反面、支援者側(特に日本語ボランティア)の疲弊が目立っている。
- ◆会員の高齢化並びに若手会員が増えない。
- ◆会員数減少
- ◆会員の高齢化により、事業実施が年ごとに困難になっている。(若い世代の入会が必要)
- ◆災害、医療など、言語による通訳人材数の偏り
- ◆スタッフが不足し、一部の人材に負担がかかっている。国際ボランティアということで、当初は興味・関心をもって沢山集まるが、実際には地道な活動であるため、徐々に少なくなってしまう。
- ◆当委員会の会員一人ひとりが事業の運営に関わっていける体制づくり(会員の年齢層が高いため、若い世代の会員募集に努めていくこと。)
- ◆市民向けの教室を開催する際に、市内在住の外国人に講師を依頼したいが、その人材を把握することが難しい。
- ◆担当職員の人材不足(自治体からの補助金の削減)
- ◆支援・協力者の確保(若い世代へのアプローチ)
- ◆支援者が日本人に偏っている。
- ◆携わる人材の地域貢献活動に対する主体性の確保
- ◆協会役員の高齢化による人数の減少。若い世代の人を協会役員として確保していく必要がある。
- ◆会員の高齢化が進んでいる。会員の9割が継続会員で、新規会員がなかなか入ってこないため、年齢層が年々高くなっている。
- ◆人材不足

<財団不足・資源不足>

- ◆財源の不足(会員数減少が主要因)
- ◆財源の確保
- ◆レッスン会場の確保が難しい
- ◆活動はしていないが、時々依頼される場合は協力する。10～30人のホームステイは、食事・寝具などが不自由のため、中止している。
- ◆財源不足で経済的サービスの提供が不十分である。
- ◆地域貢献に係る関連予算の継続的確保
- ◆自治体の補助金対象の団体ではあるが、補助金ということは身銭も出さねばならないということでもあり、財源不足
- ◆在日学校では行政の補助がなく、通学する生徒たちからの学費のみで運営しているため、生徒たちが快適に過ごせる施設や設備に投資できる十分な資金がない。また学費が在日外国人として働く保護者の生活の負担となっている場合もある。

<周知活動・情報提供>

- ◆外国人住民への効果的な周知
- ◆他団体の活動や関連情報が見えにくい。
- ◆学習支援教室を開いていることの周知が上手くいっていない。色々な形で周知活動を行っているが、時

間帯も問題なのか、学習者がなかなか集まらない。

◆日本語の未習得の方へ当協会の活動を周知する方法がわからない。

◆サポートを必要としているところに当法人の情報を伝わっていない。

◆無料相談会を開催する際の告示方法に苦慮している。効果的に集客ができていない。

<交通手段>

◆学習者が教室に通う交通手段の確保

<事業・サービス内容>

◆対外国人支援については、言葉・文化・習慣等が勉強で十分理解できていないため、相談者のニーズに最適なサービスの提供ができていない。

◆多言語による進学ガイダンスは、本来行政が行うべきこと

◆在住の外国人に対する多文化共生事業の充実を図ること

◆地域の方々との交流も活発に行い、本法人が地域に愛され必要とされるように取組みたいと思っている

<行政等との連携>

◆早急に日本語支援に向けた官民合同の検討委員会を立ち上げて、外国人児童の高校進学を最終目標にした施策を打ち出してほしい。

◆産官学連携が推進される機会があればと考えている。

◆行政の理解協力がなく、共生社会のインフラである医療通訳への無関心／学校健診は教育委員会所管であり、当該の外国人学校は一条校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校など)でないため、子ども達は地域の住民であるにもかかわらず、健康診断が行われない。

◆外国籍住民は、住民であり生活者であるにもかかわらず、行政は課・部署のみで外国籍住民対策を担当する場合が多い。縦割りではなく、横のつながりを強化して、全ての課で取り組んでほしい。

2. 交流や支援の対象となる外国人の傾向や状況について

Q5.交流や支援の対象となる外国人の人数、国籍、世代、性別、在日期间等について教えてください。

* 交流や支援の対象となる外国人は、各団体で特徴があり、団体を特定できるため、公表しません。

Q6.交流や支援の対象となる外国人から困りごとや相談事を受けることはありますか。ある場合は、その内容について個人情報は伏せた上で具体的に記載してください。

<日本語能力>

◆ラテン系に関しては、依然としてブラジルからの就労者が多く、日本語学習の情報が必要となっている。

<多言語対応・通訳>

◆言葉の問題、通訳が少ない。

◆行政文書や銀行など様々な手続きが必要な場合で、日本語が難しく困る。

◆多言語対応が不足している。(防災、医療、生活・教育)

<仕事>

◆外国人の県内への就職先の確保

◆仕事(求職)に関すること

◆就労に関すること

◆日本語がうまく話せないため、希望する就職先が見つからない。

◆商工会議所への手続きなど

<医療>

◆病気に関すること

◆医療機関での問診票等書類作成

◆日本語が十分理解できず、また話すことも十分できないため、具合が悪くても医療機関の受診を控えているというケースは少なくない。そのため、非常に悪化した状態で受診することになり、医療費増につながる。

◆十分な通訳ができない方の通訳で、外国人患者が医療サービスを十分享受していない実態があがっている。

<教育>

◆ラテン系に関しては、依然としてブラジルからの就労者が多く、子どもの保育や教育が必要となっている。

◆教育に関すること(通塾)

◆日本の高卒資格が欲しいがどのような方法があるか。

◆子供を本国から呼び寄せて、日本の中学に入りたいが、どこに相談すれば良いか。

◆子どもの教育・養育に関すること。

◆高校の学費(奨学金は年度末にならないともらえないため)

◆小学生高学年の保護者から中学校の進学相談

◆子どもの場合、日本語が十分でないため、学年を1つ下げて就学したいが、市町村によっては、それが認められない場合がある。

<生活全般>

◆結婚・離婚に関すること

◆暮らしに関すること(住宅、書類申請等)

◆夜間における騒音(暴走族等による深夜のバイク走行)

◆人間関係(嫁姑問題)

◆寮の近隣に住む日本人から、窓を開けるだけでのぞいていると苦情を言われる。

◆夜部屋の電気をつけていると、遅くまで何をしているのかと聞かれたこともある。また、その方が覗かれたと別の近隣の方々に流布しているようである。

◆DVに関すること

◆離婚や労働などの法的トラブル

<交通>

◆道路が狭い

◆交通の便が悪い

◆外国人向けの道路標識が少ない

<その他>

◆税金や医療費控除について

◆生活苦や債務に関すること

◆在留資格に関すること(在留資格の更新、家族帯同等)

◆アジア系留学生は、在留資格の変更や就職活動における支援が望まれている。

◆ビザ・国籍問題に関すること

◆在留資格や永住権等の取得に関すること、日本での企業やそれに伴う手続等

- ◆発足当時は日常生活全般にわたる相談を受けることが多かったが、現在のところ、法律相談等は法的な機関を紹介するようにしている。
- ◆ウェブサイトの不足(観光地、会社など)

Q7. 普段、Q6 の困りごとや相談事を聞いている中で、交流や支援を行っている側から見て、外国人が日本で生活しやすくなるために必要なことは何だと思われますか。複数ある場合は、重要度が高いと思う順に記載してください。

<日本語能力>

- ◆外国籍児童が自ら進んで日本語を勉強できる環境の整備に取り組むことが有効。放課後クラブに、小中学校の全教科の学習ソフトが入ったパソコンを何台か設置することで、児童は好きな時に好きな教科の勉強が可能になる。
- ◆日本で生活する以上、もっとも広く使われている日本語の基礎力をもつことは最低限必要なこと。そのため、来日の早期に、集中的に日本語を学ぶことが必須
- ◆自治体や受け入れ企業等による日本語教育支援体制の確立日本語教育
- ◆図書館の書籍の充実(日本語教育に関する図書、異文化理解、外国語の書籍)
- ◆外国人の日本での生活がどうなっているかにもよるが、外国人に日本語を覚えてもらうのが一番良い。
- ◆日本語でのコミュニケーション

<多言語対応・通訳>

- ◆言葉の問題(通訳の数を増やす。)
- ◆外国人集住地域の市町村窓口や関係機関において担当者の人材育成(多文化共生に対する意識向上)と通訳者の配置または通訳サービス(タブレット端末など)の導入
- ◆病院、商売など専門的な手続きや用語が必要な場面での通訳の確保
- ◆日本人を対象とした「やさしい日本語講座」の開設
- ◆教育・医療・行政・司法・警察での通訳は、人が生きていく上で、欠かせない通訳でコミュニティ通訳と呼ばれている。それらの分野は、できる限りその専門通訳の配置や「やさしい日本語」の普及をはじめとした体制の充実をはかるべきところである。

<相談・情報提供>

- ◆各方面におけるウェブサイトの充実を図る。
- ◆相談窓口の充実(外国人の相談対応者の養成/スタッフのスキルアップ/通訳サービス(電話、タブレット端末によるもの)の導入/各種相談窓口の集約/各種専門機関の合同相談会)
- ◆情報の多言語化(言葉の壁をなくす。)
- ◆相談窓口の開設やその広報
- ◆多言語による情報周知
- ◆外国人の理解できる言語による情報発信
- ◆災害時・緊急時の情報発信の多言語化
- ◆ハラルフードが提供されている店舗などの情報発信

<仕事>

- ◆外国人への就職の確保(在住外国人増加への対応)
- ◆働きやすい環境整備

<教育>

◆外国人労働者の子どもの就学支援

<交通>

◆道路の拡張と交通の便をよくする努力をする。

◆外国人向け道路標識を増やす。

<交流・異文化理解>

◆多文化共生活動も20年を経過するので、外国人が生活者としての立場に立つ意識変革が必要。そのためには、外国人との交流の場を増やす企画立案が望まれる。

◆地域住民の異文化理解

◆孤立しないこと、孤立させないこと。日本人と話す場所があること、日本人で話す人がいること、何かの目的をもって参加できる場所があること

◆防災や福祉など様々な分野で互助や共助といった必要性が高まる中で、身近な色々な問題を、短時間で解決していくために、地域住民とのコミュニケーションを図り、関わりをもつことで多文化共生への推進を進めていくこと

◆日本人との交流の機会の提供(イベント等)

◆大人、子どもともに日本文化、言語の教育を行う場所が必要(文化や言語が全くわからない状態で、職場や学校に行った場合、コミュニケーションが取れず、受け入れる側も大変である。トラブルの元となる。事前に一定期間、そのような場所で就学して、文化や言語を多少理解することが重要)

◆日本人の多文化共生への意識人として、住民としての人権を守ることにつながる。「共生社会」「多文化共生」「多文化社会」について、日本国籍住民(県民)の理解を促進するための啓発活動

◆外国につながるのある子どもの未来を真剣に考えられる日本人を増やすこと

<その他>

◆日本国内で労働外国人への納税知識などの支援

◆在日外国人の老後・年金

◆官民の連携サポート体制の充実

◆入管法・国籍法等の諸手続きの規制緩和

◆外国人の地域での受け入れ態勢の充実

◆日本の法制度に対する理解と母国の法制度との違いなどを理解すること

◆居心地の良いインフラづくり、居場所づくり

◆公共施設への祈祷室の設置

Q8.Q7 に対して、特に行政が重点的に行っていくべきことは何だと思いますか。

<日本語能力>

◆日本語教育

◆行政がコーディネイト役を担い、来日早期に、日本語教師による集中的な日本語教育を受ける機会を保証(ボランティアはあくまで補充的役割として機能すべき)

◆日本語教室などの学習機会の提供

◆図書館の書籍の充実(日本語教育に関する図書、異文化理解、外国語の書籍)

<多言語対応・通訳>

◆サービスの多言語化

◆言葉の問題(通訳の数を増やす。)

◆行政文書などの多言語化

◆公的施設の案内など多言語化

◆行政や公的施設での通訳常置

<相談・情報提供>

◆各方面におけるウェブサイトの充実を図る。

◆相談窓口の開設やその広報

◆どこに誰が住み、何をしているのかなどの情報がないため、把握する必要がある。

◆多様な手法で情報提供を行いながら、広報紙やホームページ、CATV、ラジオ、SNS などでの情報発信に努める。

◆台風や災害、地震などの際、すばやく数か国語での情報提供ができること。Web、facebook、何でも構わないので、山梨県内の情報が素早く即時に取得できることが必要。遅くては意味がない。

<仕事>

◆外国人への就職の確保(在住外国人増加への対応)

<教育>

◆本県による本県のための教育支援体制の構築と必要な予算の確保

◆今年の4月より改正出入国管理法が施行され、特定技能2号資格取得者は家族等も在留が可能となった。このことから、特に就学年齢の子どもへの教育についてきちんとした取り組みが必要

◆行政単独で支援していくのは難しいと思うが、民間の企業などと連携して教育機関の提供や金銭的な支援を行う必要があると思う。

<交通>

◆道路の拡張と交通の便をよくする努力をする。

◆外国人向け道路標識を増やす。

<災害時対応>

◆災害・防災

◆避難場所を含む対応

◆移動手段・通訳などの災害時の対策

◆災害時・緊急時の情報発信の多言語化

<交流・異文化理解>

◆地域と共に円滑に暮らせるように外国人、日本人ともの多文化共生社会への意識付け

◆自然な形で市民が外国人と交流ができるようにするためにはどうすれば良いのかを考える。

◆外国人・日本人間に起きるトラブルの解決

<その他>

◆住み心地の良いインフラづくり

◆外国人の現状認識及び分析。その上で行政の支援が必要な重点分野を絞り、民間とともに具体的な短期の政策立案が必要(それらの情報物が自由に閲覧できる場所も必要)

◆福祉

◆行政の手続きの簡素

◆行政の積極的な民の活用

◆行政官の質(能力、知識、経験、人間性等)の向上

◆外国人コミュニティへのアプローチ

- ◆国から市町村への財政的な支援
- ◆公共施設への祈祷室の設置

3. 行政への要望等について

Q9.団体の活動について、行政への要望等があればご記入ください。

<日本語学習>

- ◆当該自治体に公立の日本語学校の設立

<周知活動・情報提供>

- ◆2020年度の外国人相談ワンストップセンターの設置については、民間の支援団体が手を挙げられるように公募にしてほしい。外国人の多岐・多分野にわたる相談に対応できるような行政の窓口の一元化も時流

- ◆当該自治体で行っている事業について、山梨県でも HP や SNS などを使って周知の協力
- ◆交流会等を開催する時に外国人参加者を集めることが難しい。(外国人が集う場所の紹介や各施設等へのイベント周知に関する協力等、外国人材確保の協力)
- ◆外国人向けイベントや有益情報の告知に関する協力
- ◆語学ボランティアへの支援(情報提供)
- ◆外国人支援を行っている団体が集まる「やまなし〇〇フォーラム」のようなイベントの開催

<人的支援>

- ◆在日外国人問題のエキスパートの養成と各自治体への配置
- ◆行政と支援団体をつなぐコーディネーターの養成
- ◆相談者の方が外国人の場合、意思疎通が困難になるため同行支援
- ◆語学ボランティアへの人材支援(講師派遣)

<技術的支援>

- ◆語学ボランティアへの支援(教える側の指導)

<財政支援>

- ◆事業実施の金銭的補助(事業実施の経費を会員拠出の費用だけで賄うのは非常に難しい。)
- ◆多文化共生事業への補助金
- ◆関係補助金の充実
- ◆語学ボランティアへの財政支援(資料代等)
- ◆財政面での援助
- ◆当該国籍の外国人学校、または当該国籍の外国人へ通う家庭への補助(在日外国人の子どもの中には、日本の学校に通わず、母国語で授業が行われる学校に通う子どもも多い。しかし、行政の補助がない中での運営のため、子どもにとって快適な環境で学校生活を過ごすための資金が不足している。)

<連携>

- ◆自治体からの共同研究・受託事業を実施しており、行政のもつ外国人支援に係る課題解決を協働で実施することができる。
- ◆外国人支援に係る取組については、これまで行政との連携が難しい部分があったが、今年度、県に外国人受入支援に係る組織が新設され、連携が進みやすくなったとの声。今後の更なる連携強化を期待
- ◆行政との連携強化(双方向の連携)

<災害時対応>

- ◆緊急対策用の非常食や水の備蓄のための支援

<その他>

- ◆理解と対応をもう少し早くしてほしい。
- ◆助成金交付のための手続き・事業実施後の報告の簡素化(助成金交付のための手続き・事業実施後の報告書の作成にかなりの時間と労力を費やすことを余儀なくされてきた。)
- ◆かつての県ボランティアセンターと同様に利用することができる施設が早急に復活することを強く希望(日本語支援に関わらず、いろいろな分野でマンパワーを結集する拠点となることが期待できる。)

4. その他

Q10.外国人支援団体として考えていること・感じていることなどについて、ご自由にご記入 ください。

<団体の課題・活動上の課題>

- ◆財源の問題、会員減少、会員の高齢化が現在抱えている問題
- ◆支援する側もされる側も年をとってきたと感じる。
- ◆日本語支援活動を進める上での難しさ(出身地や年齢で決めつけがあってはならないことを実感)
- ◆生活者としての外国人の存在に気づく難しさ(一過性の出会いだけでなく、生活者としての外国人とどのようにしたら本当に出会えるのか、理解を深められるか。外国人支援の他団体とともに考えていきたい。)
- ◆外国人の支援を専門に行っていないため、通訳人が常駐しておらず、日本語が話せる方が同行していただけないとスムーズな対応が難しい。
- ◆外国人の増加に伴い、文化の違いによるマナー上のトラブルや環境の変化が生じてくる。それらのトラブルを解消するためには、多言語対応や異文化理解が必要(最低限、英語や中国語、韓国語、やさしい日本語での対応)
- ◆観光客に対しても、ごみの捨て方や施設の利用方法など、地域が一带となって観光客の受け入れを行っていかねばならないため、それらへの対応を順次行っていく。

<活動の方針>

- ◆外国籍の方に参加してもらい、効果的な支援を推進したい。
- ◆居心地の良い環境づくり、特に居場所づくりを提供していきたい。
- ◆支援団体同士の連携により、外国人にとってより良い環境が構築できるものとする。
- ◆語学堪能な、いわばトップランナーは素晴らしい。しかし、外国語はたどたどしくとも外国人に礼儀正しく親切にしようとするのも素晴らしいことだと思う。当該団体は誰でも参加できる語学ボランティアサークルでありたい。
- ◆当該団体では姉妹都市交流は安定して行われている。多文化共生事業として住民を対象とした外国語教室、在住外国人を対象とした日本語サロン(教室)を継続している。
- ◆自主事業として、外国人と日本人市民が一緒に参加できる防災関係、文化交流関係の事業を展開していきたい。
- ◆持続可能で豊かな社会の実現に向け、貢献していきたい。

<教育支援>

- ◆教育的な支援は、一時的ではなく、継続的に行っていく必要。こうした活動や取り組みに対する認知度を高めていくことが重要
- ◆外国人労働者の増加が予想されることから、それに伴う子どもの教育支援の充実等

<情報共有>

◆外国人の動きは変化が多く、外国人支援団体としては国籍に応じて臨機応変に対応していくことが求められる。そのため、行政との多くの情報交換の場を望む。

◆県内でのイベント紹介

<その他>

◆若者や学生(主に留学生)から学んだことは、留学生は大変素直であること

◆学生時代に日本語支援や学習支援を必要とする子どもと出会うことは、学生にとって貴重な実体験になるため、もっと関心をもってほしい。

◆外国人との信頼・友情の醸成

◆言葉が伝わらないと、コミュニケーションをとって交流を深めることは、なかなか難しい。外国人が日本語を学んだり、日本人が外国語を学んだりすることや、言葉がわからない方同士でも交流ができる機会がもっと気軽にあれば良い。

2. 兵庫県内市町・外国人団体アンケート調査

資料：「ひょうご多文化共生社会推進懇話会報告」（令和3年2月、ひょうご多文化共生社会推進懇話会）

多文化共生社会の実現に向けた課題・問題点について、県内市町（市町）及び外国人コミュニティ・外国人支援団体等（団体）計54の団体を対象に令和2年7月に調査を実施し（R2調査）、平成27年度に実施した前回調査（H27調査）との比較を行っている。

結果の概要は、次の通り。

○調査対象：市町、外国人コミュニティ・外国人支援団体等

H27調査	R2調査
41市町、12団体	41市町、13団体
・関西ブラジル人コミュニティ ・神戸華僑総会 ・在日本印度商工会議所 ・在日本大韓民国団兵庫県地方支部 ・在日朝鮮人総聯合兵庫県本部 ・ひょうごラテンコミュニティ ・Community House & Information Center ・ベトナム夢 KOBE ・兵庫県外国人学校協議会 ・神戸外国人救援ネット ・たかとりコミュニティセンター ・神戸定住外国人支援センター	・関西ブラジル人コミュニティ ・神戸華僑総会 ・在日本印度商工会議所 ・在日本大韓民国団兵庫県地方支部 ・加古川フィリピンコミュニティ ・ひょうごラテンコミュニティ ・Community House & Information Center ・ベトナム夢 KOBE ・兵庫県外国人学校協議会 ・神戸外国人救援ネット ・たかとりコミュニティセンター ・神戸定住外国人支援センター ・兵庫朝鮮学園

○調査時期：令和2年7月

○回答方式：複数選択方式

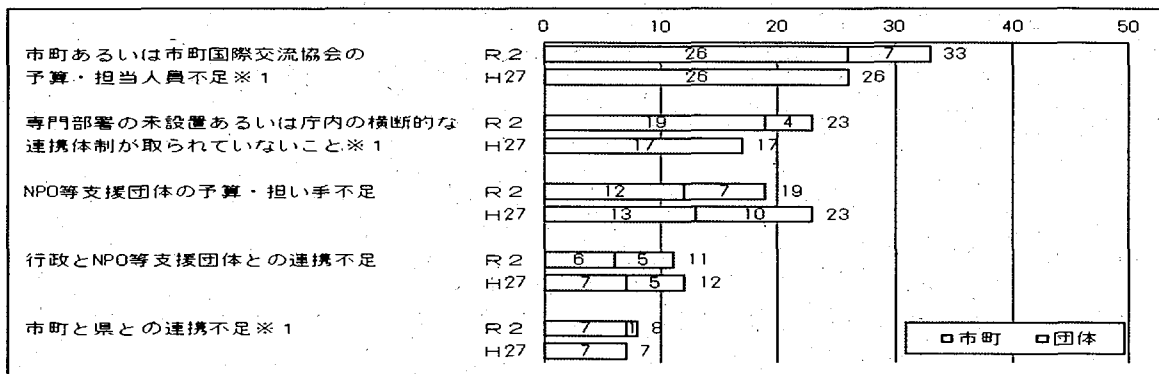
【注釈】

※1 H27 調査では団体に調査していない質問事項

※2 H27 調査では市町・団体ともに調査していない質問事項

（1）多文化共生推進体制

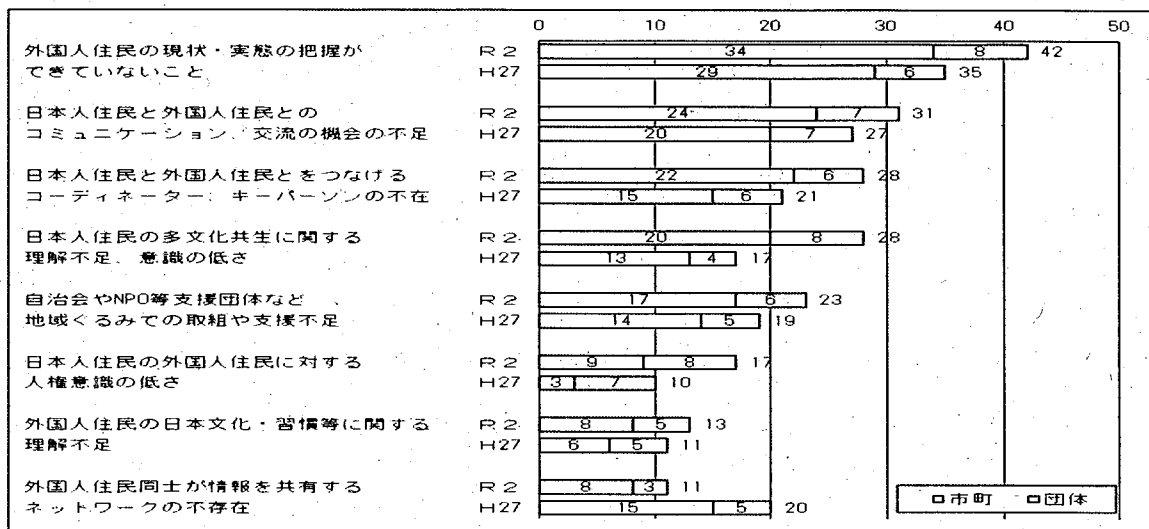
「市町あるいは市町国際交流協会の予算・担当人員不足」、「専門部署の未設置あるいは市内の横断的な連携体制が取られていないこと」、「NPO等支援団体の予算・担い手不足」との回答が多く、H27調査と同様の課題認識であった。



(2) 多文化共生の地域づくり

H27 調査と比べて「外国人住民の現状・実態の把握ができていないこと」、「日本人住民の多文化共生に関する理解不足、意識の低さ」、「日本人住民と外国人住民とのコミュニケーション、交流の機会の不足」などが課題と回答が多く、外国人住民の増加に伴い、その実態把握及び日本人住民の多文化共生に関する理解不足も課題となっている。

他方、「外国人住民同士が情報を共有するネットワークの不存在」の回答が減少しており、外国人住民の増加に伴い外国人住民間のネットワークの形成・充実が進んでいる。

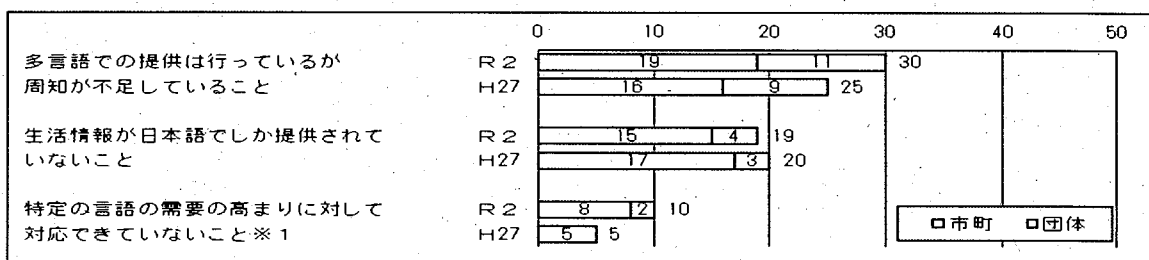


(3) 外国人住民に対する生活支援策に関する課題、問題点について

①情報の多言語化

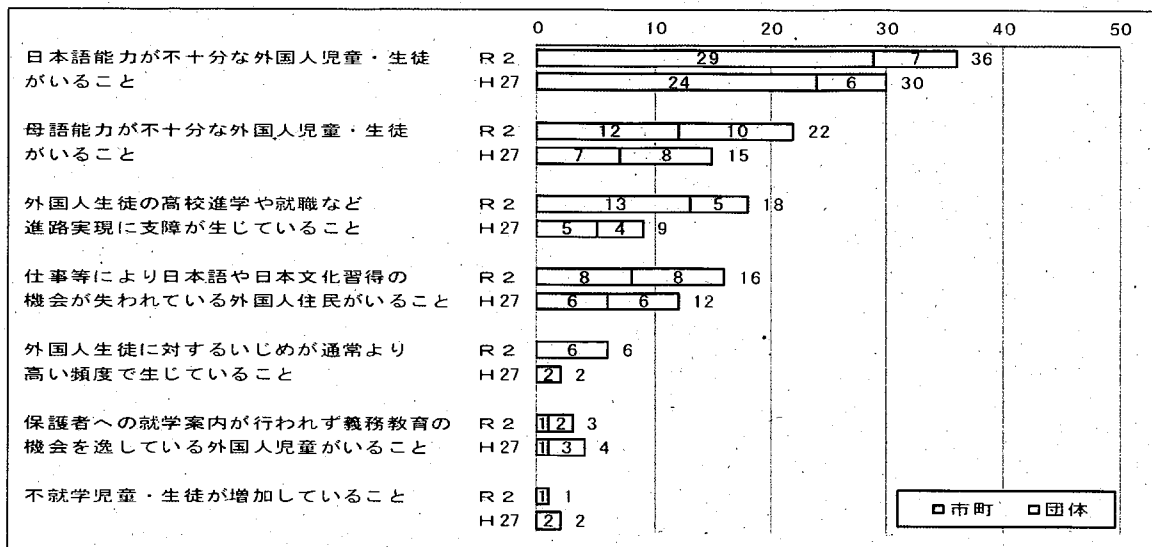
H27 調査と比べて「特定の言語の需要の高まりに対して対応できていないこと」の回答が増加しており、市町によっては特定の国の外国人住民の増加に対して、当該言語での対応が間に合っていないと推察される。

また、「多言語での提供は行っているが周知が不足していること」が課題との回答が増え、多言語対応の充実とともに、その周知が課題となっている。



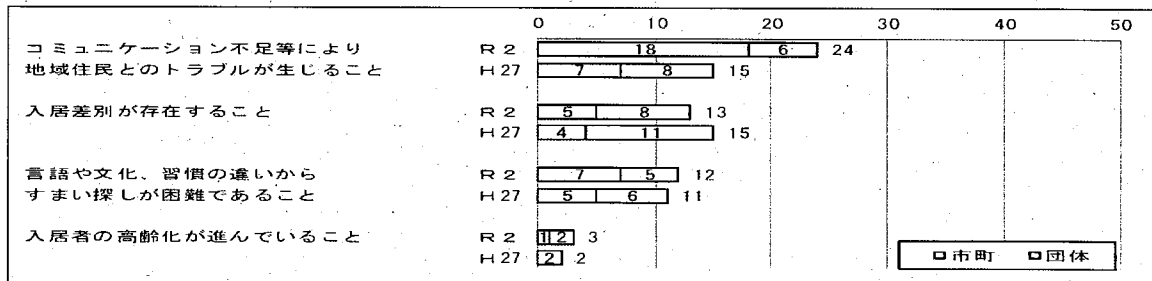
②教育

「日本語能力が不十分な外国人児童・生徒がいること」、「母語能力が不十分な外国人児童・生徒がいること」、「外国人生徒の高校進学や就職など進路実現に支障が生じていること」などの回答が H27 調査と比べて増えている。これは外国人住民の人口増に伴い、外国人児童生徒も増加し、その教育に係る課題を認識した市町・団体が増加したことに起因するものと推察される。



③居住

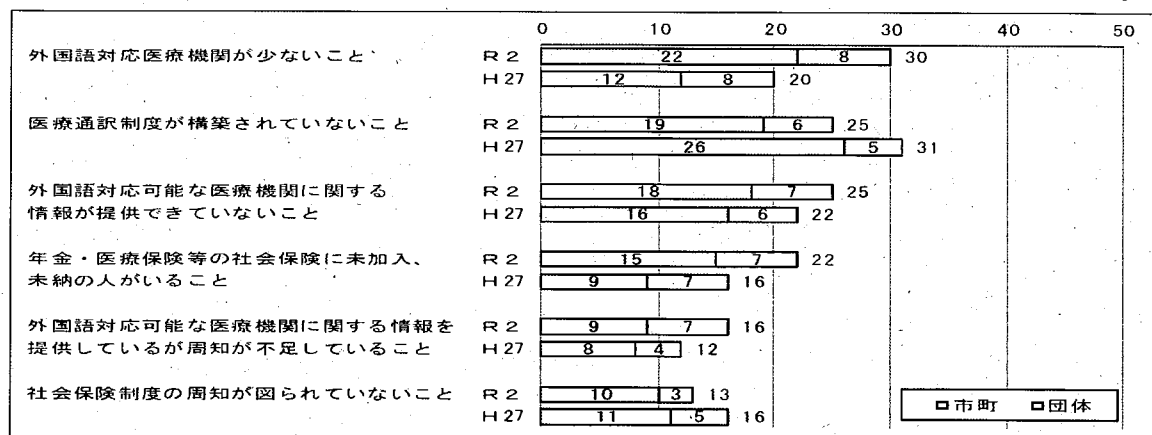
H27 調査と比べて「コミュニケーション不足等により地域住民とのトラブルが生じること」の回答が市町において増えているが、これは外国人住民が増加し、その存在感が地域において高まる一方で、言語や文化・習慣等が異なることによるコミュニケーション不足に起因するものと推察される。



④医療・保険・福祉

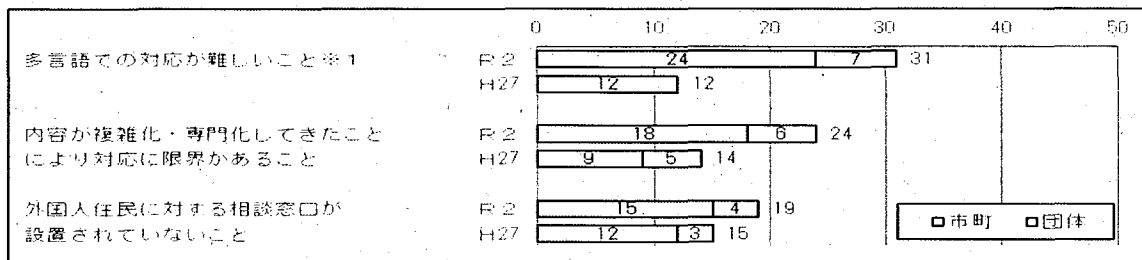
医療について、「外国語対応医療機関が少ないこと」、「外国語対応可能な医療機関に関する情報を提供しているが周知が不足していること」との回答が増えており、医療通訳制度の構築も含めて、医療機関の外国対応が求められている。

保険・福祉については、「社会保険制度の周知が図られていないこと」が市町・団体とも減少している一方、「年金・医療保険等の社会保険に未加入、未納の人がいること」との市町の回答が大きく増加しており、社会保険制度への加入に係る課題が残っている。



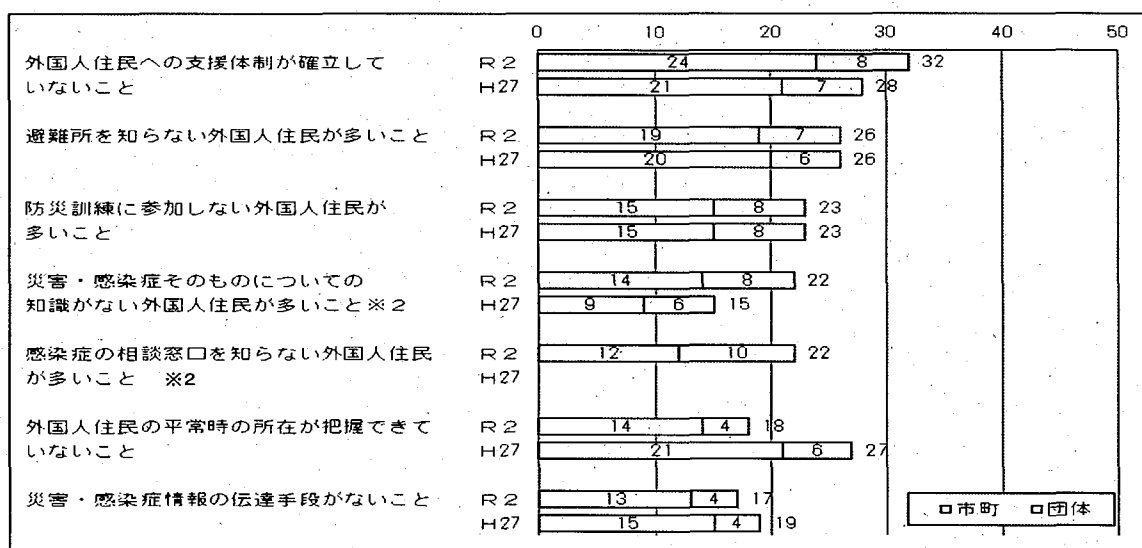
⑤相談窓口

H27 調査と比べて、相談窓口での「多言語での対応が難しいこと」、「内容が複雑化・専門家してきたことにより対応に限界があること」の回答が大きく増えている。これは外国人住民の増加により多言語での相談対応の需要の高まりに伴って、対応の難しさや限界の課題が出ていているものと推察される。



⑥防災・感染症対策

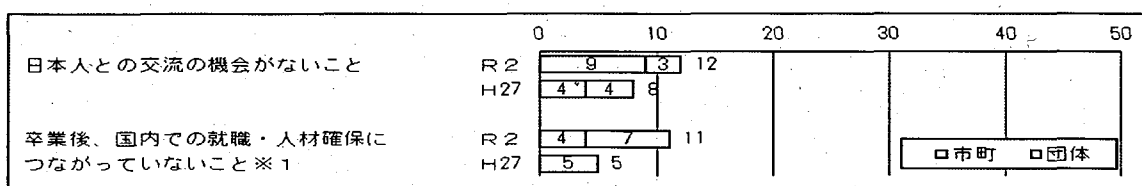
「外国人住民への支援体制が確立していないこと」、「災害・感染症そのものについての知識がない外国人住民が多いこと」との回答が増えており、「避難所を知らない外国人住民が多いこと」や「感染症の相談窓口を知らない外国人住民が多いこと」の回答も多いことから、防災・感染症対策の周知が課題となっている。



⑦留学生

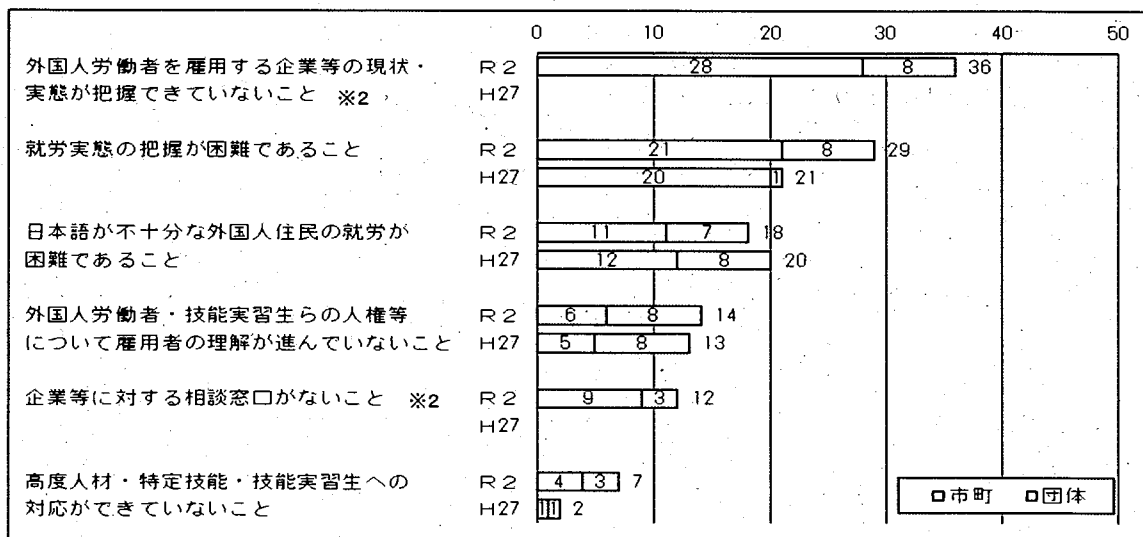
H27 調査と比べて「日本人との交流の機会がないこと」と回答した市町が増えており、留学生も含めて外国人住民との交流が課題となっている。

また、「団体の半数以上が「卒業後、国内での就職・人材確保につながっていないこと」と回答しており、留学生に係る課題認識に関し、「市町と団体で差が出ている」。



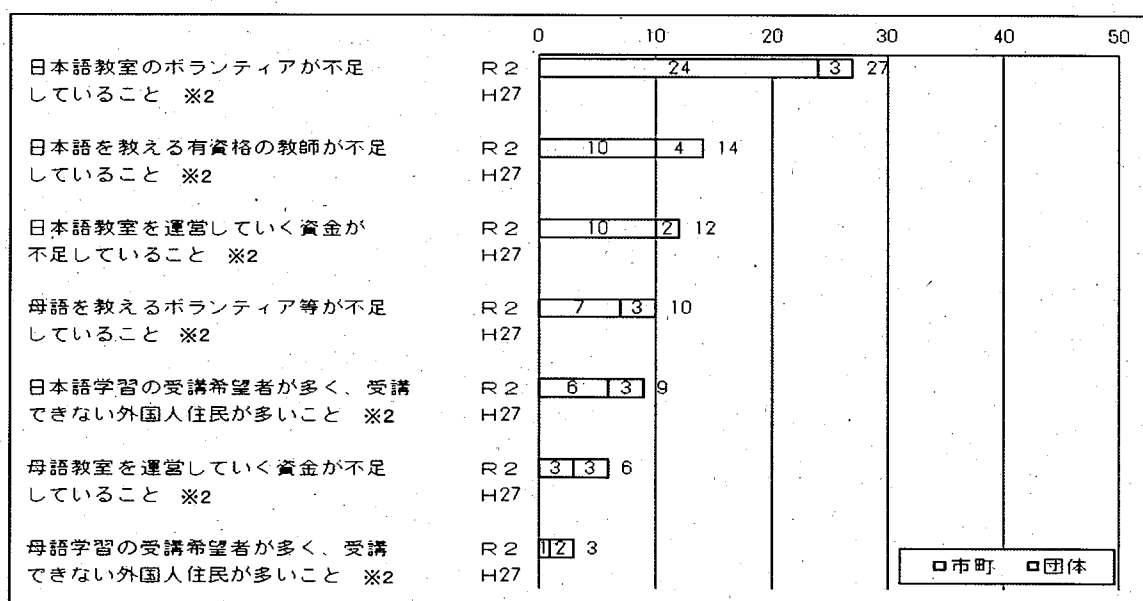
⑧就労

半数以上の市町・団体において「外国人労働者を雇用する企業との現状・実態が把握できていないこと」と回答し、H27 調査と比べて「就労実態の把握が困難であること」との回答も増えている。これは、市町・団体と外国人労働者を雇用する企業等との情報交換等の機会が少ないことに起因すると推察される。



⑨日本語・母語学習

「日本語教室のボランティアが不足していること」、「日本語を教える有資格の教師が不足していること」、「日本語教室を運営していく資金が不足していること」との回答が多く、日本語・母語学習を担う人材や資金の不足が課題となっている。



〈総括〉

R2 調査では合計 54 の市町・団体。H27 調査では合計 53 の市町・団体を対象に調査を実施した。

その結果、

多文化共生推進体制及び地域づくりについて、それぞれの調査において①～③を半数以上が課題であると回答した。これは「外国人県民の増加・分散化が反映しているものと推察される。

- ①多文化共生推進体制にかかる予算・担当者の不足
- ②外国人住民の実態把握ができていない
- ③外国人住民への理解の不足

外国人住民に対する生活支援策については、それぞれの調査において①～③を半数以上が課題であると回答した。また、④の回答が大きく増加している。

- ①多言語での相談対応
- ②外国語対応の医療機関
- ③緊急時における外国人住民の支援体制の強化
- ④外国人留学生の国内就職にかかる課題

さらに、地域における日本語教育について、県国際交流協会が先導役となり、平成27年に県内全市町における教室を開催したところであるが、その教育環境のさらなる充実も必要との回答があった。

3. 兵庫県内在住外国人支援に関する基礎調査（第2回）

資料：「第2回県内在住外国人支援に関する基礎調査報告」（令和5年、（公財）兵庫県国際交流協会）

令和元年度より5年計画で進めてきた「兵庫県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の事業結果を検証するとともに、県内の状況や課題を把握するため、アンケート調査を実施した。

※「兵庫県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」は、独自に同様の事業に取り組む神戸市（P116～120 参照）を含めていないため、今回の基礎調査においても神戸市役所及び神戸市内の日本語教室は対象から除いています。

1. 調査概要

1. 調査目的

令和元年度より5年計画で進めてきた「兵庫県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の事業結果を検証するとともに、県内の状況や課題を把握し、令和6年度以降の事業展開の基点とする

2. 調査方法

調査票をメール配布、メール回収

3. 調査対象及び調査期間、回答数

調査対象	調査機関	調査数	回答数	回収率
市町	2023年7月7日～7月21日	40	40	100%
国際交流協会	2023年7月7日～7月28日	37※1	37	100%
地域日本語教室	2023年7月7日～7月28日	33※2	18	54.5%

※1 「ひょうご国際交流団体連絡協議会」構成団体及び準会員40のうち日本語教室を開催していない3団体については実施団体に調査を依頼し、回答は地域日本語教室に含めた

※2 37団体のうち、メール不達となった4団体を除く

【地域別対象数及び回答数】

地域	市町数	地域日本語教室実施団体;b)				
		a 国際交流協会	b NPO 等民間団体	a+b 総数	c 回答数	c/(a+b) 回答率 %
阪神	8	8	11	19	12	63.2
東播磨	5	5	10	15	12	80.0
北播磨	6	6	2	8	6	75.0
中播磨	4	4	4	8	6	75.0
西播磨	7	7	1	8	8	100
但馬	5	5	1	6	6	100
丹波	2	1	2	3	2	66.7
淡路	3	1	2	3	3	100
合計	40	37	33	70	55	78.6

2. 調査結果

「国際交流協会・地域日本語教室」分について結果概要を示す。「市町」分は省略する。

国際交流協会・地域日本語教室の調査結果

教室主催団体別回答数

	市町	国際交流協会	NPO 法人※	民間ボランティアグループ	合計
2018 年	2	22	2	4	30
2023 年	4	31	5	15	55

※「ひょうご国際交流団体協議会構成団体」に含まれる NPO 法人は国際交流協会とする

【問1】活動目標や教室のルールボランティア学習支援者の在り方等について書かれたものの有無について



各団体で大切にしていること（自由記述の回答から項目を立て内容を記載）

項目	内容
交流	ただ日本語を学習するだけでなく、学習者同士や学習者と日本人との交流を図るため、自国の歌、踊り、ゲームなどで交流するような場を企画している。
生活者としての外国人に対する支援	- 日本での暮らしに役立つように、日常会話や日常でよく使う言葉が読めるように「生活者」として必要な日本語を学べる場所、外国人にとっての居場所という考え方で活動している。 - 外国人が安全・安心して暮らせるよう生活に役立つ日本語を身につけることを支援している。 - 文法や日本語を教えることも必要だが、会話をし、その人が何に困っているかを読み取ったり、国のことを話したりしながら、日本で生活しやすいように会話を重視している。 - 生活していくための日本語を大切にしているため、初心者、初級者を優先している。 - あくまで町での生活に困らないための日本語習得を目指す。その過程で希望があれば講師と相談し日本語検定受験用の勉強をヘルプする。 - 実習生に関しては災害時の避難場所の案内、食品の備蓄指導を行っている。 - 学習者が日本での生活をより快適になるよう担当スタッフがプライベートの相談に乗ることがある。 - 学習者が日本での生活に不安を感じないよう支援していきたいと考えている。そのため、勉強だけでなく、日本の習慣・文化等も伝え、日本に来て良かったと感じてもらえるよう、アットホームな雰囲気を大事に、サロンとして開催している。
学習者のニーズに寄り添った支援	- 生活相談、時間調整、多様な学習方法を工夫している。 - クラスの中で出た相談事は協会事務局対応できるように連携している。 - 学習者のニーズに合わせたサポートを心掛けている。 - 学習者個人の日本語への向き合い方に応じて出来るだけ要望に答えられる様支援をしている。 - 受講生の教室に通う目的を尊重している。 - 学習者の求める学習目標に応える。
相互理解	- 外国人住民と日本人住民が対等な立場で共に学び育つ場と考えている。 - 学習者（中国残留邦人帰国者とその家族）の状況を理解することを大切にしている。 - 学習者と支援者双方がお互いに敬意をもって接してもらいたいと考えている。 - 日本語教室では教える側／教えられる側になりがちであるが、教室外を含み私たちも助けってもらうことはあるので、お互い様と言う気持ちを大切にしている。また、ボランティア同士も上下関係はなく、対等と考え、学習者が先生ということはあるが、ボランティア同士では～さんと呼ぶようにしている。 - 学習者の背負う歴史・背景を理解する、 - 学習者の文化を尊重し、一方で、話題の中で日本社会のルールを説明したり、文化を紹介したりする。
支援者研修	- 日本語教育に係ることだけではなく、地域日本語教室の在り方、外国人住民の状況、多文化共生等も取り上げる。 - 日本語指導技術の向上を目指して実施している。 - ボランティアの継続参加やブラッシュアップ、不安解消などのため、交流会や外部講師による研修を定期的で開催している。

項 目	内 容
居場所づくり	・楽しく活動できる雰囲気づくりを大切にしている。 ・遠足、バスツアー、書道教室、料理教室などのイベントも行い、学習者が楽しんで来られる居場所づくりを目指している。 ・学習者も支援者も同じ地域に住む方で構成している。隔週や週に 1 回の日本語教室では居場所としての機能は不足している。そのため双方が同じ地域に住んでいることで、教室がない日もスーパーやクリニックで会うことがある。地域の情報共有等も可能である。 ・楽しく継続することを大切にしている。 ・「ともだち」として接する ・教室が学習者・指導ボランティア両者にとって、安心安全な居場所になることを目指している。
支援方法	・クラスの前と後にボランティアと講師の打ち合わせ会、報告会を毎回開催し、考えや気づきを共有している。(ノートも書いている) ・マンツーマンによる、学習者ひとりひとりに寄り添った支援を大切にしている。 ・教材を充実させることを目指している。 ・あくまでも直接法で教えること、基本的なことをしっかり学んでもらっているが、難しい言葉よりやさしくてきれいな日本語を話してもらえるように指導している。 ・学習意欲のある学習者には出来るだけ学習しやすい環境(子供を持つ主婦の場合は訪問学習等)を作る。 ・文法や日本語を教えることも必要だが、会話をし、その人が何に困っているかを読み取ったり、国のことを話したりしながら、日本で生活しやすいように会話を重視している。 ・日本語教室の時間は日本語のみを使用することとしている。 ・生徒の人数が多くなると自国語で話すことが多くなるため、なるべく少人数の教室になるようにしている。
コーディネーターの配置	・学習者、ボランティアがともに安心して教室に参加し、日本語による交流を楽しめるよう、常に日本語教師有資格者のコーディネーターが教室内に待機しており、いつでも質問や依頼を受け付けられるようにしている。 ・学習者に関する情報を支援者とコーディネーターが共有する。
教室の周知	・日本語教室の活動を知ってもらうため、協会ホームページや情報誌に掲載している。
ニーズの把握	・学習者へのアンケートや、指導ボランティアミーティングの開催によって意見を吸い上げる。 ・学習者のニーズとレベルに合わせた学習サポートをするため、参加者にアンケートを取り、マンツーマン・グループ形式で行い、コーディネーターがボランティアとのマッチングを行う。また、学習を進める中での新たなニーズや質問に答えられるよう、毎回の学習後に振り返りを記入してもらっている。

【問2】地域日本語教室とは？(上位5つまで選択可)(%)



【問3】2019 年度から現在までの学習者の変化について

(1) 教室参加者数



(2) 学習者の人数や属性の変化について(自由記述の回答から 3 つの項目を立て、地域別に記載)

地域	学習者数	属性等	その他
阪神	・コロナ禍によりいったん減少したが、2022 年秋より増加。 ・高齢化とコロナの影響で減少傾向にある ・市内に外国人を雇用する大きな企業などがないため、特に変化なし	・技能実習生が増加している。 ・技能実習生の増加でベトナム、インドネシアの出身者が多い。 ・特定技能が若干増えている。 ・ネパールの学習者が増えた。	・2018 年からこれまでのやり方を大きく変えて来たことで、受け身ではなく主体的な参加者が増えてきたと思われる。 ・能力試験対策を希望する学習者が増加傾向にある。
東播磨	・学習者の高齢化の頃中により減少している。 ・コロナ以降、登録されている学習者の全員は戻ってきていない。 ・コロナの影響で 1～3 人ぐらいに減少した。そこから様々なニーズに応えるようになった。	・子供の学習者で母国の中学校を卒業してから来る子が増えた。 ・中国残留孤児 1 世が減少し、2 世の比率が大きくなっている。 ・ベトナム人、インドネシア人が減少傾向にあり、ネパール人が増加している。 ・小さい子どもの親が多い。	
北播磨	・コロナ禍による工場の操業停止などの影響で、令和2～3 年は爆発的に受講希望者が増えた。しかし、令和 4 年以降はコロナ前の人数に戻り、現在は支援者不足もあり以前の人数より学習者は少ない。(受講希望者には待機いただいている状況)	・技術・人文・国際または特定技能の在留資格を持っている人が増加している。 ・夫婦や家族で教室に参加するケースも増えている。 ・以前はほとんどが技能実習生だったが、現在は家族滞在や技人国の在留資格が増加している。	
中播磨	・直近3 年はコロナの影響が大きく、学習者にとっても不安な期間だったため、人数は減少している。中国人学習者はゼロになった。 ・コロナが落ち着き、少しずつ学習者の数が戻りつつある。	・ミャンマー人が 2022 年 10 月から 3 人来ている。事業主は 3 年で帰国と思っているが内戦で帰国できない。	
西播磨		・令和元年度までは ALT がほとんどであったが、働きに来ている方や	

地域	学習者数	属性等	その他
		日本人の配偶者等が増えてきている。	
但馬		・ベトナム、ネパール国籍が増加。近年、呼寄せの幼児、児童、子どもが増えている。 ・多様な国籍・背景の外国人が、多様な仕事・勤務体制で働いている。家族滞在も増えてきているので、子どもも増えている。 ・ALTの先生が増えたとの印象があるが、一時的なことかもしれない ・中国人が減り、インドネシア人が増えた。	
丹波		・学習者の国籍が多様化している。 ・ベトナム人の動きが人数増減にはね居されている。 ・ベトナムからの技能実習生は減少傾向にある一方、インドネシアからの学習者が今年度から始めて参加している。	

(3) 学習希望者を受け入れられなかったこと



受け入れられなかった理由



【問4】関係機関との連携



連携協力先及び、その内容

連携・協力先	内容
市町	事業受託、財政補助、運営補助、指定管理者として業務提携、意見交換、ゴミ分別啓発事業、外国人住民の社会参画に関する連携、防災訓練において外国人支援の在り方を共有
市町国際交流会	研修の実施、情報共有
HIA	教室運営助成、研修等の講師紹介依頼、新規教室開催支援、教室運営に関する相談、調査協力
他の地域日本教室	多文化交流事業、情報交換、学習者紹介、支援者の紹介
地域コミュニティセンター	地域運営における協働、地域交流活動

連携・協力先	内容
教育委員会	教室案内、外国ルーツの児童生徒の情報共有や支援に関する相談、学習会の共催、保護者向けの相談
高校	文化交流、日本語教室ボランティア
夜間中学	教室案内
大学	スピーチコンテスト開催、日本人学生の日本語教室見学、子供の強化学習支援、異文化交流、多文化共生理解ワークショップへの講師派遣依頼
日本語学校	スピーチコンテストへの参加
県民局	座談会、
警察	特別授業(自動車等の交通ルール)
社会福祉協議会	生活困窮者への支援や情報共有
商工会・商工会議所	協会事務を市から委託、教室案内
監理団体	学習者受け入れ
企業	企業内教室実施、講師派遣、従業員家族への支援、イベント案内
株式会社 UR コミュニティ	会場の提供
生活協同組合	イベントへの協力
ロータリークラブ	交流事業
近隣のカフェ	交流イベントへの会場無償提供

【問5】活動の財源(複数回答可)



【問6】地域日本語教育コーディネーターの配置

(1) 地域日本語教育コーディネーターの配置の有無



(2) 地域日本語教育コーディネーター、あるいは、そのような役割を担っている人の属性等

回答 1: 地域日本語教育コーディネーター

回答 2: 地域日本語教育コーディネーターに近い役割の人

属性等	回答1	回答2
日本語教室実施主体の職員(市町、国際交流協会、NPO)で日本語教育関連事業専従	0	1
日本語教室実施主体の職員(市町、国際交流協会、NPO)で他の業務と兼務	6	4
日本語学習支援者でコーディネーター業務に対して報酬が支払われている	0	1
日本語学習支援者でコーディネーター業務に対して報酬が支払われていない	2	6
その他	2	3

※その他 ・日本語教育専門家に依頼(任期1年)
・行政や企業と関係するメンバーが随時行っている
・受託事業は報酬あり。自主教室は報酬なし

- ・日本語ボランティア講師の方が日本語プログラムコーディネーターを担う
- ・協会理事

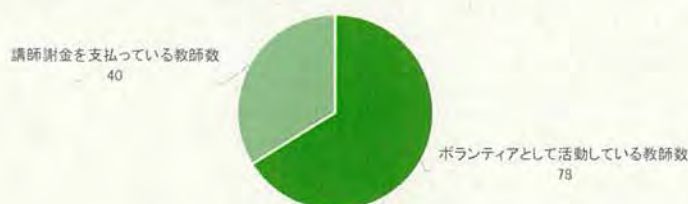
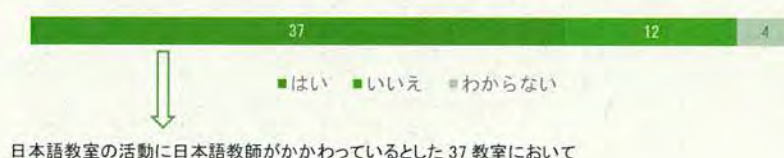
(3) 地域日本語教育コーディネーター、あるいは、そのような役割を担っている人の研修受講歴及び資格(複数回答可)

回答1: 地域日本語教育コーディネーター

回答2: 地域日本語教育コーディネーターに近い役割の人

研修受講歴及び資格	回答1	回答2
文化庁地域日本語教育コーディネーター研修修了者	3	1
HIA 主催コーディネーター研修受講者	6	2
有資格の日本語教師	4	4
該当しない	1	8

【問 7】活動に有資格の日本語教師が関わっている教室数



【問 8】ICT を活用したオンラインでの学習支援実施状況



オンライン学習支援を行っていない理由について(自由記述の回答から項目を立て、内容を記載)

※コロナ禍で取り組んでいたが、今は対面での支援のみと回答した理由

項目	内容
対面での活動を重視	・対面での活動が大切だと考えるため。 ・対面のほうがやりやすい。 ・対面の方が話の幅が広がり、言いたいことが伝わりやすい。意思疎通しやすい。 ・対面での交流を重視するため。 ・学習者が対面学習を希望している。
オンライン支援の環境やスキルの有無	・支援者側がオンライン学習になじめない。 ・ネット環境やデバイス、スキル等の有無など個人差があるため。 ・パソコンではなくスマホだと集中が難しく、画面が小さく学習に限界がある。 ・スマホしか持っていない受講者が大半で、「画面に映る文字が読めない」、「声が聞きとりづらい」、「対面授業の方が理解しやすい」などの意見があり、無くなった。

※今後も行う予定はないと回答した理由

項目	内容
予算、環境等の不足	・予算上難しい。 ・スタッフが不足している。 ・支援者の高齢化により対応が難しい。 ・オンライン環境が整っていない。
必要がない	・現時点で必要性を感じていない。 ・特に必要がない。

【問9】日本語支援を行う上で困っていること(自由記述の回答から項目を立て、内容を記載)

項目	内容
人材の確保	・支援者不足及び高齢化。 ・教室が不便なところにあるため、登録するボランティア支援者が限られている。 ・日本語教師の需要が高まり、有資格のボランティアが減少している。 ・多様化した学習者の要望に応えようとするマンツーマン支援が必要となり支援者が不足するため、学習希望者をいつでも受け入れるということができていない。
会場の確保	・毎回貸室を確保しなければならない。 ・会場代がかかる。 ・公共交通機関の利便性が悪く、教室に来られないため学習をあきらめる場合がある。
マッチングの難しさ	・マッチングのため、支援者と学習者のマッチングが難しい。 ・レベルや学習目的の多様化に支援者とのマッチングが難しい。 ・一度ペアを組むと依存度が高まってしまい、なかなか新たなペアに移行しづらい
学習者の状況	・学習者と連絡が取れないことがある。 ・学習者の参加が不安定。 ・学習者数が日によってバラバラで当日の参加人数の把握が難しい。 ・ムスリム女性は一人では参加できない。 ・仕事の残業等で休みが続くとグループレッスンは震度を合わせるのが難しい。 ・参加率が天候に左右されるのでオンラインの導入を検討している。 ・就学者の勤務時間帯が多様化している。 ・学習者の日本語学習歴や必要とする学習内容が多様化し、マンツーマンでないと対応が難しい。 ・日本語教育機関がない山間部では、生活の日本語だけでなく、JLPT等の試験対策の支援を求められることがある。
教室活動の周知	・必要な人に日本語教室の案内を届けることが難しい。
学習支援方法	・1週間に1回の学習では積み上げ式で習得するのは難しいので、ゆっくりでも着実に日本語を身につける学習方法があれば知りたい。 ・JLPT受験希望者がどのように学習を進めればよいかわからない。 ・マンツーマンで支援しているため、どうしても支援者それぞれの裁量に差が出てしまう。 ・学習者が求めているレベルにこたえることができない。
教材	・学習者のレベルに応じた教材選びが難しい。 ・いろいろなオンラインコンテンツがあるが、会場が決まった場所でない場合、インターネット環境が整わないことが多く使用が難しい。 ・支援者用の教材購入は自己負担になっている。

【問10】教室運営で困っていること(自由記述の回答から項目を立て、内容を記載)

項目	内容
人材確保	・支援者不足、高齢化。 ・教室運営に関わるボランティアが減少している。 ・新規支援者へのオリエンテーションや研修の在り方を模索している。

項目	内容
	・学習者の参加が不安定なため支援者のモチベーション維持が難しい。
資金不足	・教材購入等の費用が不足している。 ・助成金だけでは支援者の交通費も出せない。 ・事業委託や助成金がなくなれば教室の継続は難しいという不安定さがある。
運営方針の不一致	・支援者間で運営方針の違いがある。 ・支援者の年代によって考え方が違い、足並みがそろわない。 ・支援者のミーティングを定期的に行い、意見や要望、提言をフィードバックさせたいが、全員が集まる時間が取れない。
学習者の多様化	・学習者のニーズが変化している。 ・ゼロ初級者を随時受け入れたいが、対応が難しいため断らざるを得ないときがある。 ・学習者のニーズ把握が難しい。 ・学習者のニーズが多様化し、ボランティアで対応することには限界がある。
日程調整	・平日の教室参加者が減少したため土曜日開催に変更予定だが、増えるかどうかかわからない。 ・毎週木曜の夜しか実施していないため、参加したくてもできない人がある。
教室外活動	・日本語学習以外に日本文化体験、料理教室等、いろいろなイベントを開催したいが資金が不足。 ・バス旅行や文化祭などのイベントを行っているが参加者が少ない。
会場の確保	・学習者が急増したときに部屋が確保できない。 ・日によって参加者数が一定ではないので、部屋の確保にその都度調整が必要。
教室活動の周知	PRが不足している。

【問 11】公的な取り組みとして必要と思うもの（上位 5 つまで選択可）



※その他の回答：30年あまり活動をしている地域の日本語教室に対する理解

【問 12】地域日本語教育の充実に向けて提供されているコンテンツや情報の認知度及び活用状況

文化庁「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」 https://www.nihongo-ews.bunka.go.jp/
文化庁「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト「つながる ひろがる にほんごでの暮らし」 https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/ICT_kaihatsuteikyo/index.html
文化庁 日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック」 https://www.nihongo-check.bunka.go.jp/
HIA「役に立つ教材・情報」 https://www.hyogo-ip.or.jp/torikumi/tabunkakyose/kyozai/index.html

(1) 上記情報やコンテンツの認知度 (%)



(2) 上記コンテンツや情報の活用状況



4. 第3次名古屋市多文化共生推進プラン策定調査

資料：「第3次名古屋市多文化共生推進プラン策定調査結果報告書」令和3年3月、名古屋市

1. 多文化共生団体ヒアリング

1. 調査の概要

(1) 調査の概要

名古屋市を中心に活動している多文化共生を推進する団体の視点により、現プランの評価・問題点を抽出するとともに、新プランに反映させるべき事項の具体的内容をヒアリングにて把握した。

(2) 調査対象者

愛知国際交流協会のホームページから抽出した団体（2019年、2020年版）と、前回調査において協力いただいた178団体のうちの30団体

(3) 調査実施方法と調査期間

聴き取り方式：令和2年12月に実施（一部10月プレ実施）

2. 調査結果

(1) 次期（第3次）名古屋市多文化共生推進プランにおける検討事項

<メンタルヘルス、障害>

- ・メンタルヘルスについて、環境的に不安定（外国での生活、言語、孤独等によるストレス）なことから、外国人の方が多いと言われており、支援の充実が必要である。NICにおいて専門カウンセラーによる母国語でのメンタル相談について評価されている一方で、同じ国の人が同じ言語で相談にのれることが最もよいため、今後は、外国人の医者や臨床心理士のリストアップや、外国人カウンセラーの育成をする必要がある。
- ・子どもの発達障がいへの支援も必要である。
- ・外国人市民の増加に伴い、障がい者・障がい児も増加しており、日本の福祉制度を知らずに悩みを抱え込んでいる外国人保護者も多いことから、福祉制度の情報のリーチとともに、福祉施策を充実する必要がある。また、福祉施設に行けたとしても、施設自体に多文化共生に対する理解がなく困っている状況であることから、施設等につなげる中間支援者やソーシャルワーカーへの多文化理解を促進するとよい。

<子育て支援、高齢者支援>

- ・ライフステージに合わせた支援、途切れない支援（ゆりかごから墓場まで）等、ライフサイクルの視点が時代の潮流であり、名古屋市のプランでもその視点を導入する。
- ・子育て支援について、ニーズが増えていることから支援の充実が求められているとともに、妊婦や出産等行政の支援を受けやすいタイミングでの、その他の多文化共生情報（日本語教室、交流事業等）の提供について提案があった。また、子育て者への日本語教室の開催時における託児支援も必要である。
- ・高齢者支援について、日本の介護保険制度を知らない人が多いことから、介護保険制度の情報をリーチする必要がある。認知症においては母語しか話せないこと等もあり、認知症の専門スキルを持った通訳人材の育成が必要となっている。

- ・終活について、宗教に係る埋葬方法の検討が今後必要となる。

＜企業との連携＞

- ・企業における日本語学習への取り組みのバラツキ、外国人労働者における日本語学習意欲の低さ等がみられることから、企業（雇用主）への理解に向けた啓発や連携が必要である。
- ・技能実習生等は地域コミュニティでは把握できず、企業を通じた啓発が効果的である。
- ・技能実習生、母国大学を卒業したエンジニア、技術・人文・国際の配偶者の支援が必要となっている。

＜リモート、ICT 対応＞

- ・多文化共生施策全体でのデジタル化の推進が求められている。Free Wi-Fi の拡充等も含む。外国人市民においては Wi-Fi 環境下しか携帯電話を使えない人もいるため。
- ・今後の日本語教室のリモート化への対応（zoom ノウハウの共有、zoom 年会費の補助、区役所等での zoom 配信スタジオの設置等）の検討。
- ・通訳サービスについて、AI 通訳機、オンライン通訳等の活用により、全ての区役所や学校等での対応が必要となっている。

＜外国人活躍＞

- ・外国人活躍として、ロールモデルとなる人の話を聞く機会をつくる。
- ・外国人支援員等で活躍している外国人の雇用を安定させる。
- ・外国人活躍と地域の交流として、名古屋市の公的機関での通訳としてのインターンシップの場の提供があるとよい。
- ・外国人市民もボランティアをしたい人が多いことから、そのようなボランティア希望者に活躍してもらうとよい。

＜その他＞

- ・外国人学校における日本人と同等の環境づくり（給食、不登校対応、幼稚園・保育園や高校の無償化）が必要となっている。
- ・地域の普及啓発について、イベントでの浸透は難しいことから、多文化共生に関する副読本を作る等、学校において多文化共生教育を行う。
- ・母国語教育の検討が必要となっている。

(3) プランの推進に向けて

＜外国人コミュニティとの連携＞

- ・外国人コミュニティと連携して事業を実施することで、市の取組を必要とする外国人市民に届ける。また、外国人コミュニティについて、バックオフィスが弱いため、立ち上げ等のフォローをする必要がある。
- ・情報周知についても、外国人コミュニティとの連携（外国人コミュニティの SNS での発信、外国人コミュニティでよく知られているフリーペーパー等の媒体との連携、外国人が集う店への掲示等）が求められている。情報周知における連携を快諾する団体が多いことから、運営面での連携が必要である。

＜NIC、活動団体等との連携＞

- ・NIC への負荷が大きくなっており、体制面での充実を求めるとともに、安定的で自発的な活動ができる運営に向けて指定管理のあり方等も含めて検討する。
- ・実施事業について、市役所内の担当部局名となっているが、NPO や学校や企業が担う部分については、推進主体名を明記してもいいのではないか。
- ・NPO 協議会を NPO 側で設立し、名古屋市との意見交換を持てる仕組みをつくりたい
- ・イベントの実施については、市役所が慣れていないため、委託の形で企業や NPO 等に任せる方がいいのではないか。
- ・推進主体への支援(謝礼や交通費等の補助、団体拠点の家賃補助、活動場所の提供)等も推進体制とあわせて検討する必要がある。
- ・日本語教室を行う団体においては高齢化が課題となっている団体が多い。団体活動のメンバー確保や運営維持、活動内容の質の向上にむけて、有料化の提案、それに伴った日本語講師派遣等の連携が必要である。
- ・新しい団体の活躍を期待する意見もみられた。
- ・教育関連における名古屋市教育委員会とボランティア活動におけるスムーズな連携が必要である。
- ・名古屋市立大学との大学連携プロジェクトの実施等を検討する。また、日本語教師養成コースを持つ大学の学生との連携が必要である。
- ・JICA 等が国内外国人支援を始めており、JICA との連携や、青年海外協力隊経験者の活用等をするとよい。

2. 企業・仲介事業者ヒアリング

1. 調査の概要

(1) 調査の概要

企業・仲介事業者アンケート等において、多文化共生に対して意識のある企業・仲介事業者に対して、ヒアリングにて具体的な内容等を把握した。

(2) 調査対象者

6 事業者（企業 4、仲介事業者 2）

(3) 調査実施方法と調査期間

聞き取り方式：令和 3 年 2 月に実施

2. 調査結果

(1) 外国人従業員の雇用・支援状況

<雇用状況>

- ・飲食業においては、フロアスタッフのアルバイトとして日本人のみでは確保できず、留学生のアルバイトに頼らざるを得ない状況
- ・製造業（製造・販売）においては、技能実習生、永住者・定住者の雇用がある。
- ・飲食業、製造業ともに技術・人文・国際業務の正社員を雇用している。

<生活支援>

- ・技術・人文・国際業務等の社員に対しては、日本人と同様の支援となっており、寮等も日本人と同様に提供している。行政手続きの支援（送付されてきた書類の確認）等の相談にのっている。

- ・また、技術・人文・国際業務の社員が家族呼び寄せを行った際に、その家族が日本に慣れるためにサポートや、賃貸住宅への入居サポート等もしている。
- ・技能実習生に対しては、生活オリエンテーションの実施、行政手続き支援、病気の対応、定期的な面談等、技能実習制度で行うべき支援は実施している。
- ・技能実習生の住まい確保は、寮や住居の借り上げ等で対応している。
- ・監理団体は、支援すべき生活オリエンテーション、生活支援、定期面談等を実施している。

<日本語支援>

- ・技能実習生向けに、業務時間内に日本語学習の時間を取っている事業者もあり、従業員が教える形で実施している。また、技能実習生には地域の日本語教室も紹介している。
- ・監理団体においては、受入れ機関への配属前の事前研修はもちろん、配属後も、企業から日本語教育の要望があれば、随時対応している。また、地域の日本語教室について、技能実習生が住んでいる区役所等に相談に行き、近くの日本語教室等を技能実習生に紹介している。

<地域との交流>

- ・自治会や町内会などの地域のお祭りや清掃活動に、外国人従業員も日本人従業員と同様に参加している。
- ・高校からの依頼で、日本の高校生と技能実習生の交流会に参加した例がみられた。最初は緊張があったものの、年齢も近いと、最後には両者とも盛り上がる一幕もあった。
- ・名古屋市、名古屋国際センターや、近隣市の国際交流協会が主催する交流事業について、事業の案内が来た際には、外国人従業員（外国人社員、技能実習生）に情報を流したり、参加させたりしている企業もみられた。

(2) 名古屋市多文化共生推進プランの評価、今後のプラン検討に向けた意見

- ・行政手続きの書面については、外国人社員が理解していないことが多いことから、多言語化が必要なのではないか。
- ・技能実習生を支援する立場でいうと、多言語化されている言語と国籍のズレを感じている。技能実習生においては、ベトナム語が必要である。
- ・外国人従業員等の付き添いで行政窓口の通訳を利用したことがあり大変助かった。拡充するとよいのではないか。
- ・日本語教室等でのボランティア活動の促進は高く評価しており、NICの活動も熱心にやられている。
- ・地域の日本語教室を紹介しているが、時間や曜日等で通っていない人が多いので、オンラインでの実施や、地域に永住されている外国人の方での実施等、やり方を検討するとよいのではないか。
- ・日本語教室が無い区があるのは課題ではないか。
- ・技能実習生への地域の人の見方が厳しいと感じている。周りの日本人に迷惑をかけないようにするのが精いっぱいであり、まだ交流までは考えられていない。地域の人が理解し、受入れてくれるような意識啓発を進めてもらえるとうれしい。

- ・多文化共生イベント等について、支援が必要な若い世代の働く外国人に対し、年代のニーズにあうようなものが実施できていないのではないかな。
- ・留学生の就職フェアは、留学生と接点ができ大変助かっている。今後も引き続き実施してほしい。
- ・留学生のうちは、大学において日本人や他の国の外国人との交流があるが、就職すると母国コミュニティに依存してしまう傾向にあると感じていることから、日本人とも設定が多い留学生が中心となり地域住民と外国人の交流を進めていくのはどうか。

(3) プランの推進に向けて

- ・外国人を雇用している企業として、国際社会や地域への貢献という意味でも、外国人と地域との交流に貢献することはできると考える。
- ・交流事業等への外国人従業員の参加、支援団体と連携した交流事業の実施等は、内容にもよるが連携可能である。
- ・名古屋市等における外国人と日本人の文化交流、国際交流等のイベントについて、情報をもらえれば、外国人従業員に伝えることはできる。
- ・NPO等の支援団体等と連携して、外国人の生活支援や国際交流の実施することも考えられる。
- ・監理団体として、名古屋市の交流事業等について、技能実習生に情報を提供することは可能である。その際、基本的に技能実習生はFacebookを利用して情報を提供しているので、Facebookでの伝達、シェア等が現実的である。また、母国語でないと、技能実習生は興味を示さないのも、その点も配慮いただけるとありがたい。
- ・多文化共生に関する交流やサービス等の情報について、外国人を雇用している各企業に情報を伝えることは可能である。企業においても閉鎖的な企業もいるが、オープンな企業もあり、そうした企業から多文化共生を広げていくことが重要だと思う。

3. なごや多文化共生まちづくり会議

1. 会議の概要

なごや多文化共生まちづくり会議は、リモートにて全3回実施した。

各回テーマを設け、その分野で活動しているゲストをお招きし、活動内容を聞いた後で、各グループに分かれて意見交換を行った。

	テーマ	日時	ゲスト	参加者数
①	ライフステージごとの支援	1月23日 (土)	・(公財) かながわ国際交流財団 ・外国人高齢者と介護橋渡しプロジェクト	22名 うち外国人3名
②	ICT、新しい生活様式	1月29日 (金)	・凸版印刷 ・(福) さぼうとにじゅういち	23名 うち外国人2名
③	外国人コミュニティとの連携	2月2日 (火)	・在東海ベトナム人協会 ・サハシネパーリ	25名 うち外国人2名

2. 主な意見

課題を整理した後、どんなまちになるといいか／そのために何をすればよいかについて、意見交換を行った。

【ライフステージごとの支援】

(1) 子育て支援

- ・ 子育て支援におけるやさしい日本語の活用、通訳・翻訳の充実
- ・ 子育てについて相談できる人を個別にマッチングする、身近な交流機会をつくる
- ・ オンラインを活用する（タイムリーな情報へのアクセス、相談対応）
- ・ 日本人の子どもが多文化について理解できるよう促進する

(2) 高齢者支援

- ・ 介護保険制度の周知、理解に向けた交流の場づくり
- ・ 介護関係者の外国語力向上、外国人技能実習生の活用
- ・ 外国人高齢者の活躍の場を増やす

(3) 子ども支援

- ・ 出産・乳幼児期の言語面の壁、地域による支援の差の解消
- ・ 保護者の相談場所づくり、情報発信の工夫
- ・ 子どもへの母語教育
- ・ 乳幼児期の外国籍の子どもの日本語教育

(4) 病気、メンタルヘルス

- ・ 外国人児童の発達障害の判断・気づきの難しさ
- ・ 取り残される人がいないまち、理解、状況把握
- ・ 医療通訳への取組み

【ICT（情報通信技術）、新しい生活様式】

(1) 多言語化

- ・ ICT 活用が広がっていない、ICT 機器を高度化する
- ・ 翻訳ツールに頼りすぎない（人々の関係性も重視）
- ・ デジタル化をうまく活用し、外国人のみならず全ての人に情報を伝える
- ・ やさしい日本語の普及・活用

(2) 学習支援

- ・ 外国人の日本語学習者減少への対応
- ・ GIGA スクール構想の端末の活用、やさしい日本語の取得（学校教育との連携）
- ・ 日本語学習支援等における大学との連携、企業との連携
- ・ 教員への多文化共生理解の研修

(3) リモート支援

- ・ リモート支援環境の整備
- ・ リモート支援等における若い世代（大学生等）の活躍、リモートを活用した支援者の拡充
- ・ リモートで対応できる場面の充実、リモートでの地域の交流

(4) 災害時支援

- ・ 防災や避難訓練に関する情報の周知ができていない、外国人市民の理解度がわからない
- ・ 日本人と外国人がともにできる防災活動（意思決定の場への外国人の参加）
- ・ 防災訓練における大学生や支援団体等との連携
- ・ 近隣の声がけ、災害前のコミュニティづくり

【外国人コミュニティとの連携】

(1) 地域活動への参加

- ・ 外国人がどんな地域活動に参加したいのか、どこで接点を持てばいいか、わからない
- ・ 外国人コミュニティから意見をもらい参加したい活動のニーズを探る
- ・ 国籍問わず気軽に集う場をつくる、挨拶や、一人一人との繋がりから活動参加へ広げる

(2) 外国人活躍

- ・ 活動に興味のある人がどこにアクセスしたらよいかわからない
- ・ 居住歴の長い外国人の翻訳等での活躍
- ・ 行政による外国人の正規雇用の推進、安定雇用の推進

(3) 外国人コミュニティとの連携

- ・ 外国人コミュニティで完結している、交流機会が少ない
- ・ 外国人コミュニティのイベントに日本人が参加する
- ・ 外国人が主役のイベントを実施、主催者側に外国人が入る
- ・ 日本人との接点づくり、日本人の理解、お互いの文化への理解

(4) 情報発信

- ・ 外国人がどこから情報を得ているかわからない、情報が届かず、興味を引くことが難しい
- ・ 外国人コミュニティと連携した情報発信
- ・ 日本人・外国人がいる場所に出向いての情報伝達（アウトリーチ）
- ・ 回覧板の QR コード等での多言語化

5. 地方創生に資する地方公共団体の外国人材受入関連施策等についての調査

資料：「地方創生に資する地方公共団体の外国人材受入関連施策等について」

令和4年3月 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

1. 調査の概要

1. 調査対象

- ①平成31年度及び令和2年度調査においてヒアリングを実施した地方公共団体のうち、「開始直後の施策があった・計画していた地方公共団体」、もしくは、「既存の施策について新たな工夫や取り組みを行っていた地方公共団体」
- ②地方創生交付金を活用し、特に高度外国人材の受入れ・活性化を含む施策を実施している地方公共団体
- ③「地方創生×外国人」の観点から、専門性を持つと考えられる学識経験者、実務家等

2. 調査件数

- ①と②を合わせて13団体、③は3名

3. 主な調査内容：

- ①・②：地方公共団体における外国人材受入支援・多文化共生支援に係る現状、特に施策の実施の効果や課題、課題への対応等
- ③：地方・地域における外国人材（特に高度外国人材）の受入れ・活躍の現状や課題、実現のために、国・地方公共団体が取べき方策

4. 調査方法

ヒアリング調査（対面ヒアリング、オンライン・ヒアリングのいずれかの方法を採用）

5. 調査時期

2021年10月～12月

2. 調査結果まとめ

1. 外国人が暮らしやすく・活躍できる地域づくりのためのポイント

新たな外国人材の受入れをスムーズに行い、その能力を最大限発揮して地域の担い手として活躍してもらうとともに、大都市圏等への外国人の過度な集中を防ぐ上では、特に次のような取組（施策・テーマ）が有益であると考えられる。なお、今回のフォローアップ調査で、⑤のとおり、複数団体・組織の連携による共生・受入れの推進についても有益性が認められた。

①居住外国人相互の交流・地域における活動促進

- ・同一の出身国、言語の外国人が地域内で交流し、コミュニティが形成されている場合、相互支援・情報共有の体制ができることで外国人も生活がしやすくなり、孤独や住みづらさを感じる外国人が減少するなどによって、地域への愛着が高まる可能性がある。
- ・外国人コミュニティが存在すると、コミュニティとして、地域のイベントに参加しやすくなるなど、地域との交流も活性化する可能性がある。
- ・また、行政からの情報の伝達の容易化・確実化や、外国人から行政への要望のとりまとめが容易になることで地方公共団体との連携も行いやすくなるなどのメリッ

トも期待される。

- ・これらのメリットにより、外国人が特定の地方公共団体における生活になじみ、その地域に長く居住し、地域の担い手として活躍することが期待できる。

②外国人コミュニティにおけるリーダーの育成

- ・同一の出身国、言語の外国人コミュニティが形成されている場合、そのコミュニティにリーダーが存在していると、コミュニティ運営は安定的になり、そのコミュニティの構成員は暮らしやすい環境で生活できるようになる。
- ・行政側としても、コミュニティ内の問題の一部をそのコミュニティ内で解決してもらえようになり、負担が減ると同時に、防災や生活関連情報の一元的で効率的な情報伝達が可能となり、災害時においてより安全な対応ができるなど、施策の効率・効果を高めることが期待できる。

③地域住民の国際意識の醸成

- ・地域住民の国際意識が高まり、外国人住民との壁がなくなることで、外国人住民が地域住民と気軽に日常的なコミュニケーションや相談等を行う関係の構築につながることを期待される。
- ・その結果、外国人住民にとって、行政が設置する相談窓口だけでなく、地域の中で頼ることのできる存在がいるという安心感が住みやすさにつながり、また地域住民を介した防災や生活関連情報の伝達が可能となるなどのメリットも期待される。
- ・外国人住民との交流においては、英語やその外国人の母国語だけではなく、やさしい日本語によるコミュニケーション環境の構築及び意識付けにより、日本の生活・文化に馴染んでもらうことも大切である。

④受入れ企業に対する支援

- ・外国人が生計を立てるための仕事を行う場や技能実習生が技能等を身につけるための実習を行う場は企業であることが多い。また、生活の大部分の時間を過ごすのは職場である。
- ・職場において、労働環境が整備され、働きやすさが確保されていれば、外国人が当該地域の暮らしに対して好印象を持ち、その地域に長く留まりたくなる。加えて、そのことを出身国の家族や友人、更には日本で働く同一国籍・同一言語を使う者に情報発信されることにより、地域における外国人コミュニティ形成に寄与する新たな外国人を誘引するきっかけになることが期待される。

⑤複数団体・組織の連携による共生・受入れの推進

- ・地方公共団体において、外国人の共生や受入れを実現する上では、庁内の複数部署の連携が重要になる。例えば国際交流を担当する部署と、就労や企業支援を所管する産業振興部署等との連携や、ごみ捨て等の生活に係る情報を提供する観点からは、住民生活に関わる部署等との連携も重要になる。このような観点から、外国人の共生・受入を担当する部署間で円滑な連携を実現できるような体制構築が重要である。
- ・生活や就労も含めた活動範囲を考えると、複数の隣接・関連する地方公共団体の外国人担当部署間で情報連携や共通する施策の実施を検討することも、効果的・効率的だと考えられる。

- ・地方公共団体の中には、様々な機会を契機として諸外国の政府や地方公共団体、海外企業や海外の大学等との連携を積極的かつ粘り強くはかり、連携先の国・地域からの外国人材の受入れを実現している事例もある。
- ・外国人材との共生・受入れの観点からは、地方公共団体の内外で様々な団体・組織と連携することで課題解決につながることも期待できる。



V. 地域における外国人材の活躍と多文化共生社会の実現を図る取組に対する支援等

当事務局では、地域における外国人材の活躍や多文化共生社会の実現を図るための地方創生に資する取組について、以下の支援等を実施している。

1 地方創生推進交付金による支援

地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された複数年度にわたる事業について、安定的かつ継続的に支援。

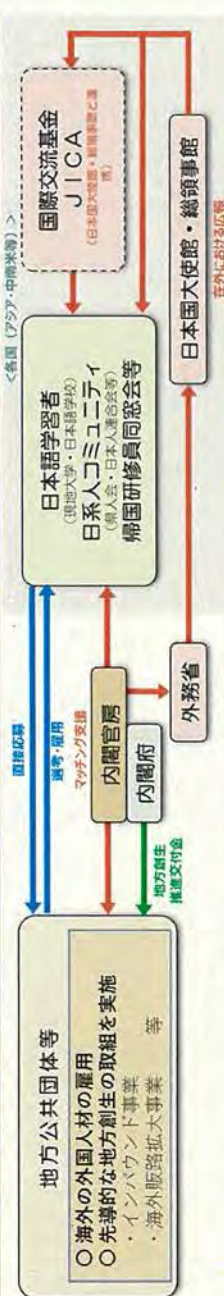
ガイドライン、事例集等： <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

※ 地方創生推進交付金は、国による固有の補助金の交付を要している。又は受けることができません。また、国による補助制度の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助事業の活用を優先する必要があります。

※ 本資料記載の全ての事業が、地方創生推進交付金の交付対象事例として交付金が交付されているというわけではありませんので、上記事項に十分留意願います。

2 外国人材による地方創生支援制度

インバウンド観光客への対応や地域産品の海外販路拡大などの地方公共団体等のニーズを踏まえ、我が国で活躍したいと望む海外の外国人材と地方公共団体等との円滑なマッチングが図られるよう、在外公館等における外国人材への広報を行うなどの確かなマッチングの支援を行っている。



3 地方公共団体等の外国人職員に対する包括的な資格外活動許可の活用

地方における外国人材の活用に係る施策として、地方公共団体等において雇用される外国人材が、海外展開、多文化共生、災害対応、教育等の事業において柔軟かつ効率的に活動できるように、地方出入国在留管理官署から包括的な資格外活動許可を受けられることができる。

包括的な資格外活動許可の要件等

A 対象となる外国人

地方公共団体等との契約に基づいて「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」（スポーツ指導のみ）の在留資格をもって在留するもの

イ 許可される活動時間（期間）

1週について28時間以内（在留期間の満了日まで）

包括的な資格外活動許可の範囲

【具体例】

- ・ 地元産品の海外展開戦略
- ・ 多文化共生・災害対応等の企画・立案
- ・ インバウンド観光対応業務

【具体例】

- ・ 自治体等による語学講座での語学指導
- ・ 相談窓口等での翻訳・通訳業務
- ・ 公立病院での医療通訳

【具体例】

- ・ 公立学校の外国語指導助手等
- ・ 公立学校のクラブ活動でのスポーツ指導等

※ 資格外活動については、出入国在留管理庁のウェブサイトもご覧ください。 (http://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00045.html)

4-3 外国人支援組織・団体等への支援方策の検討

行政による外国人支援組織・団体等への支援方策には、次のような取組みがあげられる。

① 財政的支援（補助金・委託事業など）

- ・補助金・助成金の交付
民間団体が行う日本語教育、生活相談、通訳派遣、地域交流などの事業に対して、自治体が費用の一部を助成。
- ・行政事業の委託
外国人相談センターの運営や通訳ボランティア育成などを民間団体に委託する形で支援。

② 施設・設備面の支援

- ・公的施設の提供・共用
市民館・国際交流センター・公民館などを民間団体の活動拠点として無償または低額で貸与。
- ・情報インフラ・相談窓口との連携
行政の多言語情報発信や通訳サービスを民間団体と共有し、情報格差を防ぐ。

③ 人的・専門的支援

- ・研修・人材育成
民間団体のスタッフ向けに「行政制度理解」「相談対応」「災害時支援」などの研修を実施。
- ・行政職員との連携強化
定期的な意見交換会・連絡会を設置し、行政と民間団体が課題を共有。

④ 制度的・ネットワーク支援

- ・多文化共生推進計画への位置づけ
民間団体を地域計画の実施主体として明記することで、継続的支援の根拠を確保。
- ・官民連携ネットワークの構築
NPO・学校・企業などを含む地域ネットワークを行政がコーディネート。
- ・語学及び日本生活の習得（言語教育＋市民教育）のための制度の構築
例：ドイツの移民のための「社会統合コース（Integrationskurs）」が参考になる。詳細を【参考資料】に掲載する。

⑤ 情報・広報支援

- ・行政ホームページや広報誌での紹介
民間団体の活動情報を行政サイトや広報紙で発信し、周知・利用促進を支援。
- ・多言語情報共有プラットフォームの運営
外国人住民に関するイベント・相談窓口などを行政が集約し、民間と連携して発信。

また、その他に JICA 等が国内外国人支援を始めており、JICA との連携や、青年海外協力隊経験者の活用等も検討していく。

上記を踏まえ、もう少し詳しく検討する。

(1) 日本語能力及びコミュニケーション能力向上のための支援

外国人労働者の適正な就労に向けた課題として、日本語の充実に挙げている事業所が多い。特定技能制度では、登録支援機関に日本語学習機会の提供が義務化されているが、機会の提供にとどまっている。適切に情報提供がされているか不透明であり、実効性に課題があると考えられる。

- 日本語を学ぶ意欲のある外国人と日本語教育を提供する機関や講座等のマッチングを支援する仕組みを拡大・充実させていく。(情報発信・広報などの支援も)
- 日本語教育関係機関への支援の強化。
⇒補助金等について、金額の拡充・対象者枠の拡大・事業内容の拡大など検討する。

例：「堺市民間非営利団体による日本語教室開催事業補助金」

- オンラインの教育ツールの普及を支援する。
- 生活面の日本語は、地域のNPOやボランティアを活用することで、地域での国際交流にもつながるため、そのような地域が行う活動に対して財政的支援、施設・設備面の支援、情報・広報支援などをしていく。

日々の日本語によるコミュニケーションが多いほど、日本語習得が円滑にされている傾向がある。日本語習得機会の確保だけでなく、コミュニケーション能力向上のため、

- 地域や事業所における担当スタッフを配置するための支援を行う。また、外国人支援員等で活躍している外国人の雇用の安定を図っていく。それにより、日本語能力の向上や技能実習生の定着につながると考えられる。

語学教育については、企業側も外国人本人のどちらも働くことに注力したいので学習のインセンティブが弱いため、

- 地域による日本語教育の拡充とともに、企業と外国人本人の双方にとって学ぶことがプラスになるような動機付けの仕組みを作る。
例えば、市が開催や紹介する日本語講座に外国人従業員を参加させれば、企業や外国人本人に何らかの特典が与えられるような仕組みを考える。

(2) 地域との共生のための支援

外国人労働者をめぐる課題として、地域コミュニティとの間に溝が生まれてしまうことが挙げられる。地域コミュニティとの間に溝が生じる原因として、外国人労働者と地域住民の接触機会の少なさが挙げられる。

- 外国人労働者が地域に受け入れられるための外国人労働者と地域コミュニティとの交流の場を設ける。また、地域・NPO・学校・企業・外国人コミュニティなどを含む地域ネットワークを行政が積極的にコーディネートしていく。
- 地域との共生について、多文化共生施策の継続的な実施を行う。そのための予算・補助金、人材の確保が重要である。

例：「奈良県在住外国人コミュニティ活動支援補助金」、「東京都在住外国人支援事業助成」、「横浜市多文化共生市民活動支援補助事業」、「川崎市民間交流団体国際交流事業補助金」、「山形県多文化共生社会推進事業

費補助金」、「みやざき外国人住民支援・交流等活動促進事業補助金」、
「大分県ゆかりの人材のネットワーク活用による海外展開支援」

- 行政ホームページや広報誌で紹介する。民間団体の活動情報を行政サイトや広報紙で発信し、周知・利用促進を支援していく。
- 多言語情報共有プラットフォームを運営する。外国人住民に関するイベント（外国人コミュニティ主催のイベント含む）・相談窓口などを行政が集約し、民間と連携して発信していく。
- 外国人コミュニティのリーダーの育成と組織運営等の支援を図っていく。
- 外国人市民にもボランティアをしたい人がいることから、ボランティア希望者に活躍してもらう場や情報の提供を図っていく。
- 外国人労働者（市民）への地域の人を見方が厳しいと感じるところがある。地域の方々に対して、行政等は外国人を理解し、受入れていくような意識啓発活動を進めていく。
- 地域と外国人とのコミュニケーションを深めるため、地域住民のための「日本人向け外国語講座」を開催する。

例：豊後高田市「豊後高田 International Contribution 事業協同組合」の地域住民のための「日本人向け外国語講座」、対応言語：ベトナム語・ミャンマー語・中国語・インドネシア語、会場：豊後高田市図書館集会室、参加費：無料

（３）外国人労働者が抱える問題の早期把握のための支援

外国人労働者との定期的なコミュニケーション実施をすることは、労働者の業務に対する不安や課題、キャリアに関する希望を直接聞き取ることができる。特に外国人労働者にとって、言語や文化の違いが原因で職場での悩みを抱えやすいため、こうした機会は重要である。

企業は、定期的なコミュニケーションを行うことで、早期に問題を発見し、適切なサポートを提供することが可能になり、労働者が自分の意見や感情を企業に伝えられる環境は、信頼関係の構築にもつながる。とはいえ、すべての受け入れ企業が外国人労働者の問題を把握し、問題を解決しようとするとは限らない状況ではある。そのような中特定技能制度の場合、特定技能所属機関は、市に対し、特定技能外国人の受入に当たり、市が実施する共生施策に対する協力を求められた場合には、当該要請に応じ、必要な協力をする旨の「協力確認書」を提出することとなった。このようなことを踏まえ

- 共生施策に関連するイベントの参加時や、日本語講座をする際などに同時に相談会を開催して、外国人労働者が悩みを打ち明けられる機会を設けることを検討する。参加を強制することが困難であるなら、企業・関係団体側になんらかなインセンティブを与えることで参加を促すことを検討していく。
- 巡回相談として、相談員が事業所を訪問し、外国人本人から仕事及び生活上の不安や悩みの聞き取りや、必要なアドバイスを行うアウトソーシングの取り組みを進めていく。
- パワハラや暴力などの人権侵害等の「やむを得ない事情」に対し、早期に実態を

把握し、相談対応や適切な機関へつなげるネットワークの構築を図っていく。

- ▶ 外国人労働者が相談し易くするため、長期在留外国人を相談員として配置できるよう養成、雇用する相談サービス体制を（民間団体と連携して）構築する。

⇒例：浜松市では、日系ブラジル人の心理資格者がメンタルヘルス相談員として勤務（浜松市在住外国人メンタルヘルス相談等事業）

（４）キャリアアップや起業化及び社会の中で活躍してもらうという観点からの支援

外国人労働者が日本での滞在期間が長くなると同時にスキルが向上していくことは、本人にとってはもちろん有益であると同時に受け入れる企業にとっても重要な観点である。外国人材を、人手不足を埋める一時的な労働者としてみるのではなく、日本の社会の中で活躍してもらうという観点が重要であり、そのための外国人材のキャリアアップを考えていく必要がある。

中長期的に活躍できるようにするには、日本語や技能のレベルアップや共生のための環境整備が必要である。

- ▶ 「育成就労」→「特定技能１号」→「同２号」→それ以降の「起業」も含めたキャリアアップのための手続きやノウハウを相談できるワンストップサポート窓口が出来る組織・機能の整備・充実を図っていく。

中長期的に活躍できる制度にするには、日本語や技能のレベルアップ、日本社会との共生のための環境整備が必要であるが、企業だけに責任を負わせるのではなく、社会全体で費用を負担するという考えも必要になる。そのための支援として、

- ▶ 日本語や技能のレベルアップのための講座の開催や情報提供、講師派遣、資格取得支援、地域社会との共生のための活動を行うNPO等との連携やNPOへの財政的支援（補助金・委託事業など）、人的・専門的支援など検討していく。

例：「三重県外国人介護人材集合研修実施事業費補助金」

（５）SNSの活用のための支援

インスタグラム、X、フェイスブック等のSNSは、現代人には必須のコミュニケーションツールである。特に、来日間もない外国人にとっては、家族や友人とのコミュニケーションのみならず、来日している他の外国人との間や外国人を支援している団体や行政とのコミュニケーションツールとしても有効であると考えられる。

- ▶ SNSを使ったコミュニケーションの場の提供や無料のFi-Wi環境の提供といった支援を検討していく。

SNSは、外国人労働者にとって「情報」「つながり」「支援」を得るための重要なツールである。ただし、信頼性と安全性を確保した上で、行政・企業・地域が協働して活用していくことが必要である。

1. 情報収集の手段

- ・生活情報の収集
 - ・日本での生活ルール、医療、行政手続き、住居、交通などの情報を取得。
- ・母国語での情報共有

- ・日本語が苦手な外国人にとって、母国語で情報を得られる重要なライフライン。

2. コミュニティ形成の場

- ・同国出身者との交流・助け合い（例：〇〇人コミュニティ、〇〇人グループなど）
- ・孤立防止・相談支援（困りごとの相談、アルバイト情報、信頼できる病院など）
- ・日本人との交流促進にも発展するケースもある（多文化イベント告知など）。

3. 支援機関・行政による活用

- ・自治体やNPOの情報発信ツールとして利用
 - ・多言語の防災情報、生活支援情報、イベント案内をSNSで発信。
 - ・例：川崎市「かわさき多文化共生SNS」など。
- ・外国人労働者の声を把握する手段
 - ・SNS上のトレンドや投稿内容から課題を把握し、支援策に反映する試みも。

4. 企業・雇用主による活用

- ・企業が自社の外国人労働者向けにLINEやFacebookグループで連絡・教育を実施。
- ・研修資料・安全教育・勤怠連絡などをSNS経由で共有することで、言語や距離の壁を軽減。

5. 課題とリスク

- ・情報の信頼性（誤情報・うわさの拡散リスク）
- ・個人情報の扱い（不適切な投稿やプライバシー侵害）
- ・分断化（同国人コミュニティに閉じこもり、日本社会との交流が乏しくなる）
- ・言語の壁（行政発信が日本語中心だと届かないケースもある）

6. 今後の方向性

- ・行政・企業・支援団体が多言語での公式SNS運営を強化する。
- ・SNSリテラシー教育（情報の見分け方、トラブル対応）を外国人向けに実施する。
- ・外国人インフルエンサーや多文化メディアとの連携による効果的に発信する。

川崎市では、Facebook と X で、主に外国人市民向けに、「外国人市民の生活に役立つ情報」、「川崎市の多文化共生施策に関する情報」を発信している。

かわさき し た ぶ ん が き ょ う せ い す い し ん か
川崎市 多文化共生推進課の
Facebook・Twitterをフォローしてください!

がいこくじんしんみん かた せいかつ やく た じょうほう かわさき し たぶんがきょうせいしんか かん じょうほう ほうしん
外国人市民の方の生活に役に立つ情報や、川崎市の多文化共生施策に関する情報などを発信しています。
QR コードからアクセスして、ぜひフォローしてください!



Facebook

<https://www.facebook.com/kawasaki.tabunk/>



Twitter

https://twitter.com/kawasaki_tabunk



【問合せ】 川崎市 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課
TEL 044-200-2846 FAX 044-200-3707 E-mail 25tabunka@city.kawasaki.jp

英語/English

The Kawasaki City Multicultural Promotion Section is on Facebook and Twitter.
We provide useful information in daily life for foreign residents, as well as information about Kawasaki City's multicultural coexistence measures.
Please access our account from the QR code and follow us!

Multicultural Promotion Section, Citizens' Affairs Department,
Citizens' and Cultural Affairs Bureau

中国語(簡体字)/簡体中文

川崎市多文化共生推進課开设了 Facebook 和 Twitter 账号。
这里会推送对外国市民生活上有用的信息，川崎市的多元文化共生政策相关的信息。
请扫描二维码访问并关注我们！

川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推进课

韓国・朝鮮語/한국-조선어

가와사키시 다문화 공생 추진과에는 Facebook과 Twitter 계정이 있습니다.
외국인 시민 여러분들의 생활에 도움이 되고, 가와사키시의 다문화 공생 시정에 관련된 다양한 정보를 제공해 드리고 있습니다.
QR 코드로 로그인 해 주시고, 팔로우도 꼭 부탁드립니다.

시민문화국 시민생활부 다문화공생추진과

スペイン語/Español

¿Sabías que la División de Promoción del Multiculturalismo de la Ciudad de Kawasaki tiene cuenta de Facebook y Twitter?
Ahí enviamos información útil para la vida diaria de los residentes extranjeros, así como información sobre medidas para la convivencia multicultural de la Ciudad de Kawasaki.
¡Accede desde este código QR y síguenos!

Sección de Promoción de Convivencia Multicultural,
Departamento de Asuntos Ciudadanos, Oficina de Asuntos Ciudadanos y Culturales

上記の他に、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語で発信している。

参考資料

1. 外国人の日本語教育に関する実態調査結果

資料：「外国人の日本語教育に関する実態調査 ―地域における日本語教育を中心として― 結果報告書」（令和5年1月、総務省行政評価局）

（1）調査の目的

文化庁では、地方公共団体による地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を実施し、都道府県や政令指定都市が実施する日本語教育環境を強化する取組を支援するとともに、日本語教室が開催されていない地域を対象とした日本語教室の立ち上げを支援している。

しかしながら、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」においても、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一律でなく、また、外国人等の集住地域や散在地域があることや、日本語教育を担う人材等の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域差が大きくなっていることが指摘されている。

本調査は、地方公共団体における日本語教育施策の取組状況等の実態を明らかにし、地域における日本語教育を推進するための国の支援の在り方の検討に資するために実施したものである。

（2）調査対象・調査時期等

ア 調査等対象機関

都道府県（9）、市町村（20）、日本語教室運営団体（13）、市町村国際交流協会（8）、町内会・自治会（8）、関係団体（1）

イ 実施時期

令和3年9月～5年1月

（3）調査対象市町村における日本語教育施策の取組状況

日本語教育施策において市町村に期待される主な取組として、28年審議会報告では、「個々のニーズ把握」、日本語教育の実施（日本語教室の開催・運営等）、日本語指導者の育成などが挙げられている。

調査対象20市町村における日本語教育施策の取組状況をみると、8市町村は外国人等への日本語教育に関するニーズ把握、日本語教育の実施、日本語指導者の育成の全ての取組を実施していたが、その他の12市町村は、一部の取組しか実施できていない状況となっていた。

（4）市町村における外国人等への日本語教育に関するニーズ把握の課題

調査対象市町村からは、外国人等への日本語教育に関するニーズ把握の課題について、以下の意見がみられた。

ア ノウハウ、体制等が不十分

イ アンケート調査の多言語翻訳や、やさしい日本語の使用に苦慮

ウ 回収率の低さ、日本語教育を必要とする外国人等から回答を得ることが困難

外国人等への日本語教育に関するニーズ把握の課題に関する調査対象市町村の意見

区分	内容
ノウハウ、体制等が不十分	・今後、調査対象者の無作為抽出や調査対象者への直接送付により、精度の高い調査の実施を検討したいが、現状では必要なノウハウ、予算や人員体制の確保ができていない。 ・アンケート調査の方法、質問の内容など、具体的なノウハウが不足している。また、人員も不足しているため、外国人等への日本語教育に関するニーズ把握に携わってもらえる人員を国から支援してほしい。 ・より多くの外国人等に回答してもらえようするには、質問内容を簡素化し、質問数を絞り込む必要があるが、そうするとニーズの内容が十分に把握できない。 ・アンケート調査で日本語を話す能力を尋ねる場合、「ある程度(話せる)」と「少しだけ(話せる)」等の選択肢があるが、回答する外国人等の主観的な判断に回答が左右されることが考えられ、客観的に回答できるような質問の作成に苦慮している。
アンケート調査の多言語翻訳や、やさしい日本語の使用に苦慮	・ベトナム人住民の占める割合が大きいが、経費を要するため、ベトナム語への翻訳までは行えなかった。 ・アンケート調査における質問の作成に当たり、やさしい日本語でどのように表記するか苦慮した。当市町村では、アンケートを送付する前に、留学生にプレアンケートを実施し、国籍の違いなどによる質問の捉え方などを確認し、必要な修正を行った。
回収率の低さ、日本語教育を必要とする外国人等から回答を得ることが困難	・アンケート調査を実施したところで、役所から届いた封筒を開けるか、外国人等が理解できる言語があるか、返信の仕方が分かるか、実際に返信するか、適切に回答するかなど、回収率や精度を上げるには多くのハードルがある。 ・回答期限前に、調査への回答を改めて依頼する文書を送付するなどして、回収率を上げるよう工夫しているが、回収率は2割台となっている。このため、把握した内容が偏っているのではないかと不安がある。 ・調査の回収率が2割台と低く、未回答の外国人等の声をどのように把握し、施策につなげるかが課題である。 ・アンケート調査を実施しても外国人等から回答を得ることが難しく、正確なニーズを把握できない。 ・コミュニティに属さない外国人等には、ニーズ把握の案内が行き渡らない可能性があるため、ニーズを有する外国人等を把握できていない可能性がある。 ・アンケート調査の回答者は、ある程度意識が高く、日本語能力も比較的高いと考えられ、日本語教育が本当に必要な人から情報が得られているのかなどが心配である。

区分	内容
	・「域内のニーズ把握」は、まずは外国人等の全体像をつかもうという形で行ったものであるが、結果的に、留学生など日本語能力の高い外国人から多くの回答が得られた一方、専業主婦など制度上学習機会がなく、本当に日本語が分からず困っている可能性のある外国人等からの協力が余り得られなかった。今後、本当に日本語が分からなくて困っている可能性のある層が市町村内のどの地域に何人程度在住し、地域における日本語教育についてどのようなニーズを有しているかを把握することが重要である。

(5) 外国人等に対する学習機会の提供状況

調査対象市町村等の中には、日本語教室において希望する日本語教育を受けられていない外国人等がいる事例がみられた。

- ア 受講待機者が発生している事例
- イ 外国人等が希望する開催場所や開催時間等に対応できていない事例
- ウ 外国人等が目指したい日本語レベルに対応した学習を提供できていない事例

日本語教室において希望する日本語教育を受けられていない外国人等がいる事例

区分	内容
受講待機者が発生している事例	・マンツーマン方式の日本語学習支援については、対応できるボランティアの日本語指導者に対して外国人等の受講希望が多いことや、希望する曜日とのマッチングができないことがあるため、受講希望者全員が受講できず待機者がいる状況となっている。国際交流協会では、このような状況に対応するため、日本語指導ボランティア講座を実施して日本語指導者の育成に努めているが、様々な事情により日本語指導者を辞める人もいるなど、ボランティアの増加は容易ではなく、待機が慢性化することを懸念している。
外国人等が希望する開催場所や開催時間等に対応できていない事例	・働いている外国人等からは、夜間に日本語教育を受けたいという要望があるが、当団体の日本語指導者は70歳前後と高齢であり、夜間の対応は難しい。 ・当市町村の多文化共生の拠点の施設を開催場所としているが、施設から遠い地域に住んでいる外国人等もいて、この施設まで来るのは大変であるとの声も聴いている。 ・来日して間もない外国人等が、バス等の公共交通機関の日本語の案内が判読できないことで、日本語教室の開催場所まで来所することができないことが多い。自宅か近隣の公民館等で講義ができればよいが、受講料を取っていないため、当団体としては施設利用料の負担に抵抗がある。 ・受講の要望が多い休日や夜においては、日本語指導者と受講者とのマッチングができず、常に10人近く待機している状況である。

区分	内容
	・仕事が優先で時間がなかったり、日本語教室までの交通手段がなかったりといった事情で通うことが困難な外国人等が多いのではないかと。また、技能実習生は、受入れ企業から受講料の支援を受けていないと経済的に厳しいため、市町村内に日本語教室があっても受講できない外国人等が多くいるというのが実態である。
国人等が目指したい日本語レベルに対応した学習を提供できていない事例	・ある程度の日本語能力があり、より上の日本語レベルを目指す受講者がいるが、レベルの高い講義に対応できるボランティアの日本語指導者の人数を確保できるかが課題である。 ・当市町村は、近隣市町村等と連携してオンライン講座を開催しており、当市町村や連携する市町村以外に住んでいる外国人等から、現在学んでいる日本語教室の対面による講座の内容が難しいため、このオンライン講座を受講したいとの問合せがあった。しかしながら、この外国人等はオンライン講座の連携市町村内に住んでいなかったため、参加を断らざるを得なかった。

(6) オンライン講座の開催状況

調査対象 9 都道府県及び 20 市町村のうち、オンライン講座を開催しているのは、1 都道府県及び 7 市町村であった。

この 7 市町村のうち、4 市町村では、オンライン講座を新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた暫定的な措置と考えていた。また、当該市町村からは、受講者や日本語教室における通信環境が不十分、オンライン講座はコミュニケーション等が難しい等の意見がみられた。

在住地域に制限されずに教育環境を整備することを目的としたオンライン講座の開催例

区分	内容
都道府県が開催している例	都道府県として日本語教育を推進していくためには、域内の市町村に在住する外国人等が在住地域に制限されることなく参加することが可能なオンライン講座が有効である。 オンライン講座で基本的な生活表現を学んだ外国人等が、市町村開催の対面での日本語教室で地域住民と交流しながら応用的な表現を学ぶというオンラインからオフラインへの流れを目指している。
近隣市町村と連携した例	オンライン講座の開催は、外国人等が少なく日本語教室が開催されていない近隣市町村の空白地域の解消ということも目的の一つであり、当市町村を中心とした近隣の複数市町村から参加希望があったため、これらの市町村と連携して事業を進めている。 オンライン講座を実施したことで、車がないので日本語教室に通うのが大変であったという方や小さい子どもがいて外に出られない方も参加できてよかったという声があった。
市町村外在住の	ボランティアの養成研修をオンラインで実施したところ、市町村外の

区分	内容
ボランティアを活用した例	ボランティアから同研修を受講したいと問合せがあったことから、市町村外在住のボランティアが、活動したくても在住地域内でのニーズがないなどの理由で活動できない場合、オンラインを活用すれば、市町村域を超えて学習したい外国人等とマッチングできることが分かった。 このため、当市町村で実施しているボランティアと外国人等のマンツーマン形式の講座において、市町村外のボランティアも参加できるよう、今後もオンラインを活用していく予定である。

日本語教室のオンライン講座に関する地方公共団体の意見

区分	内容
国や都道府県からの日本語学習の機会の提供	・オンライン講座は、受講者が日本語教室まで移動せずに参加できるため、国や都道府県が主導で、無料で利用時間に制限がなく、容易に参加できるものを整備してほしい。 ・日本語教室の受講者や受講希望者の数が少ないことから、地域ごとの日本語教室の開催は現実的ではなく、オンライン講座による日本語教育が適している。中心部や過密地域における日本語教室と、過疎地域におけるオンライン講座というアプローチの併用が望ましい。また、オンライン講座には在住地域の制限がないことから、市町村単位ではなく、国や都道府県が主導で推進する方が適している。 ・オンライン講座の開催は、人員やノウハウの不足のため、市町村では開催困難である。国主導であれば、市町村や都道府県の垣根がなく学習できるので、国主導で進めてもらいたい。 ・学習に意欲的な受講者の中には、複数の日本語教室を受講している者もあり、国や都道府県が新たにオンライン講座で授業を実施すれば、選択肢の多様化につながり学習機会が広がる。 ・外国人等は、日本語教室開催地からの距離、日本語教室への通学に利用できる交通手段、受講できる曜日等がそれぞれ異なるので、開催場所や実施方法、開催日等について多様な日本語教室が開催されていることが望ましいが、少数の要望に応じて日本語教室を開催することは難しい。そのため、国や都道府県がオンライン講座の日本語教室を開催することで、そのような日本語教室の選択肢が多様化するのではないか。 ・文化庁が提供しているオンラインの教材は、今後、より活用されるべきである。交流より学習が主目的である日本語教室であればオンライン講座の開催でも支障はないと思われるので、学習レベルに応じた日本語教室の開催など、国や都道府県が主体となって取り組んでほしい。 ・文化庁が提供しているオンラインの教材は、自主学習を前提としたものになっており、また、指導者向けのマニュアルの内容も不足してい

区分	内容
	る。今後、国がオンライン講座での学習機会の提供を進めていくためには、i) オンライン学習のための教材の充実と普及、ii) 地域の日本語教室スタッフや外国人等がそれらを授業で活用できるよう、指導者のためのマニュアルの記載内容の充実を図る必要がある。
通信環境の整備	・オンライン講座の開催のためには、受講者側だけでなく、日本語教室運営者側にもパソコンの整備や、日本語教室が入居する施設にもインターネット接続環境の整備が必要である。
オンライン講座によるコミュニケーションが困難等	・オンライン講座を担当した日本語指導者から、オンライン講座では受講者が理解しているかよく分からないという意見があった。また、講座の途中で退出してしまう受講者もいた。 ・指導するボランティアは、リタイア後の高齢層の人たちが多く、オンライン講座の利用方法について、市町村職員に助けを求めていることもあった。
交流拠点である日本語教室とオンライン講座との開催目的の相違	・市町村が運営する日本語教室は、単に日本語の習得だけでなく地域の実情を深く理解してもらうという目的もあるため、オンライン講座による、複数の市町村をまたぐような広域展開にはなじまない。

(7) 日本語指導者の育成の実施状況等

調査対象市町村に所在する国際交流協会や日本語教室からは、人材の確保及び育成の課題として、市町村内の日本語指導者の把握が困難であること、ボランティアに高齢者が多いことやボランティアに依存した運営となっていることなどにより、安定的な人材確保や後継者の育成が低調、受講者のニーズへの対応に限界があるなどの意見がみられた。

日本語指導者の人材の確保及び育成の課題に関する市町村、国際交流協会及び日本語教室運営団体の意見

区分	内容
市町村内の日本語指導者の把握が困難	・専門性を有する日本語教師については、中小規模以下の市町村では確保・育成が困難である。日本語教室を開催している国際交流協会が日本語教師の確保に苦労していること、将来、他の市町村と日本語教師の確保で競合するおそれがあることから、都道府県において、日本語教師の育成措置を講じたり、採用可能な日本語教師の所在情報を調査したりしてほしい。 ・現状、日本語教室とのつながりでしか、日本語指導者にふさわしい人材を探すことができておらず、日本語教育に関する民間の有資格者の情報はどの機関も把握していない。そのような資格がなくても長期間日本語教育に携わった方も市町村内のどこかにいると思われるが、把握する手段がない。

区分	内容
	・日本語教師として依頼している大学や日本語学校の教員は、ほとんどが非常勤の日本語教師であり安定した職業となっていないため、今後の日本語教師の確保が課題となっている。今後、新たに日本語教室を開催するような市町村は、日本語教師との付き合いや日本語教師の所在情報などについて過去の経験や蓄積がないため、日本語教師の確保には苦勞するのではないか。
日本語指導者の高齢化	・市町村では毎年、ボランティアの日本語指導者の養成研修を開催しているが、実際のボランティアは外国人等に対して日本語を教えるだけでなく、生活上の相談に対応することもあり、養成研修終了後に日本語指導者になることを敬遠されることも多い。 ・ボランティアは、30代～40代の方もいるが、多くが60代～70代であり、数年後にはボランティア不足になる可能性がある。 ・日本語教室の日本語指導者は70歳前後と高齢であり、後継者が育っていない状況である。 ・昨今、定年の延長や再就職を行う方が多く、ボランティア活動を行うような時間に余裕がある方が減っており、新規の日本語指導者の獲得が難しい状況である。 ・日本語指導者は、学校の教師を退職した人や個人的に勉強された主婦等であるが、60代が多く高齢化が進んでいる。また、親の介護等の事情により日本語指導者の依頼を受けることができない場合などもあり、将来的に受講希望者に対し、日本語指導者の数が不足するおそれがある。ボランティアの日本語指導者の確保のために、行政機関において、日本語指導者を養成する研修会を開催してほしい。
ボランティアに依存した運営	・市町村の日本語教室では全てボランティアが担っており、参加できる人が参加できる日に対応している状況である。外国人等のニーズを満たすためにもボランティアは多いに越したことはない。 ・日本語教室の担い手が、ボランティアで成り立ってしまっている現状では、後継者は育たないとする。日本語教育に関する資格を有していたとしても、都道府県では仕事が少なく、仮に日本語教室での指導を担当したとしても無報酬であるため、日本語指導を仕事としてできるように、地方公共団体が日本語指導者の人件費や運営費等を助成してほしい。 ・地域における日本語教育を本格的に実施するためには、現在のボランティア依存では不十分ではないか。日本語学校で教えているような日本語指導者を国費で雇い、授業時間をより多くすることが必要と考える。
受講者のニーズへの対応	・新型コロナウイルス感染症の影響により、受講者数を制限せざるを得ないことから、日本語が使えずに困っている人を対象とした簡単な読

区分	内容
	み書きと会話のクラス等を実施し、実践的な内容の会話のクラスを休止している。しかしながら、受講者から実践的な内容の会話のクラスへのニーズがあり、再開も視野に入れているが、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を辞めたボランティアがいることから、対応できるボランティアの確保が課題である。 ・受講生の希望に応じて、土曜日又は日曜日での授業を多く開催しているが、仕事を持っているボランティアからは、土曜日又は日曜日のボランティア活動で休暇が潰れるのを敬遠する傾向にあるなどのミスマッチも起きている。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により日本語教室の開催を休止した期間があり、この休止期間中に、一定数のボランティアがほかの活動に移っているのではないかと、今後、ボランティアへの再登録を行ってもらえるかなど不安に感じている。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響か、受講者が約3分の1に減少している。今後、受講者が増加した場合、受講者数に見合うほどのボランティアを確保できるか不安である。 ・外国人等が日本語を学ぶに当たっては、必要な日本語教育のレベルを把握して、そのニーズに応じるための人材育成やマッチングが必要ではないか。

(8) 地域における日本語教育に求められている教育水準に関する市町村の意見

調査対象市町村からは、地域における日本語教育の水準について、「求められる教育水準への到達に向けた取組や支援が必要である」といった意見のほか、「地域における日本語教育は多文化共生の枠組みの一つであり、外国人等の居場所づくりに重きを置いている」、「専門性を有する人材が不足しているなどの理由から、地域における日本語教育において高い教育水準の日本語能力を目指すのは困難」とする意見がみられた。

地域における日本語教育に求められている教育水準に関する調査対象市町村の意見

区分	内容
国が求める教育水準への到達に向けた支援が必要	・国が求める教育水準への到達には、国がカリキュラムを策定した上で、全国の地方公共団体に必要な人材や資金を投入することが必要である。 ・国が求める教育水準に到達するためには、350時間～520時間の学習時間が想定されているが、就労する外国人等は学習時間の確保が困難である。効率的に学習時間を達成するため、都道府県主導によるオンライン講座を開催した方がよい。
居場所づくりの場としての機能を重	・地域における日本語教育は多文化共生の枠組みの一つであり、居場所づくりに重きを置いている。日本語教育といっても「生活支援」

区分	内容
視	に極めて近く、「電車に乗りたから電車に乗るための日本語を覚える」、「買物をするときに必要な日本語を覚える」などである。文法等を正確に理解してもらうにはボランティアが運営する日本語教室では困難である。 ・市町村が自ら運営する日本語教室は、単に日本語教育に特化したものではなく、受講者と日本語指導者とが文化や習慣、遊び等をテーマに交流を図ることを重視している。 ・受講者の中には、日本語教育よりも、外国人等同士や地域との交流を目的として日本語教室に参加する者もいる。一方で、国や都道府県が、体系的な日本語の教育を目的としたオンライン講座を実施し、市町村は、地域との交流を目的とした日本語教室を開催すべきではないか。
専門性を有する教育人材の不足等	・近年、急増している技能実習生は「専門性を有する日本語教師に日本語を教えてもらって資格を取りたい」というニーズが高く、これら実習生を雇用する企業側もそのような日本語教師が教える日本語教室があれば積極的に活用すると思われる。しかし、技能実習生や企業のニーズに応えられる日本語教師が当該地域にほとんどいない。 ・当市町村の国際交流協会では、非常勤日本語教師を採用しているが、日本語教育に関する専門性を持ち、日本語教育の経験を有し、カリキュラムの作成ができる人材を求めており、人材の確保が困難である。なお、当市町村の国際交流協会では、日本語教師は一週間当たり90分の非常勤講師であり、フルタイム勤務を希望している日本語教師のニーズに沿っていない。

2. ドイツの社会統合コース（統合講座）

（１）基本概要

ドイツの社会統合コース（Integrationskurs インテグレーションスコース）は、外国人がドイツ社会に適応し、言語能力と社会的知識を身につけることを目的とした国家主導の教育プログラムである。連邦移民・難民庁（BAMF）が所管し、移民・難民・家族移住者などを対象に提供されている。

項目	内容
目的	外国人がドイツ語を学び、社会・文化・法律などを理解することで、社会参加を促進する。
対象者	新しくドイツに移住した外国人、EU 以外の出身者、永住権取得を目指す者など
主催機関	連邦移民・難民庁 (BAMF: Bundesamt für Migration und Flüchtlinge)
費用	原則 1 レッスン単位につき 2.29 ユーロ (約 410 円) (補助あり)。 生活保護受給者などは無料。

（２）コース構成

合計：最大 945 時間程度

①ドイツ語コース（Sprachkurs）

→約 600 時間

日常生活に必要な表現や文法、会話力を習得する。

- 日常会話（買い物・医療・職場・学校など）
- 行政手続きや役所での会話
- 手紙や書類の書き方
- 職場や学校でのコミュニケーション
- 言語レベル目標：B1（ヨーロッパ共通参照枠 CEFR）

②オリエンテーションコース（Orientierungskurs）

→約 100 時間

ドイツの社会・政治・文化に関する基本知識を学ぶ。

- ドイツの歴史と文化
- 法制度と民主主義の仕組み
- 権利と義務
- 地域社会での生活ルールや価値観

（３）修了試験

コース修了後、以下の試験に合格すると「統合コース修了証」が授与される。
合格すれば永住権（Niederlassungserlaubnis）申請時に有利になる。

試験名	内容	合格基準
Deutsch-Test für Zuwanderer (DTZ)	ドイツ語能力試験 (A2～B1 レベル)	B1 取得が目標
Leben in Deutschland	ドイツの歴史・法律・社会に関する選択式テスト (33 問)	17 問以上正解

(4) 特徴と効果

統合コースの修了は、外国人の社会的自立と就労機会の拡大に大きく寄与している。主な効果は以下の通り。

- ・ 国家レベルで移民の社会統合を制度化しているのが特徴である。
- ・ 言語教育＋市民教育の両立。
 - ・ ドイツ語能力 (B1 レベル) の習得
 - ・ ドイツ社会・文化・価値観の理解促進
- ・ 難民・技能労働者・家族移住者など、幅広い層に適用されている。
- ・ 永住権・帰化申請での優遇措置
- ・ 就労支援や職業訓練コース (Berufssprachkurs) へのステップアップ、橋渡しの役割も果たしている。